

令和4年度 支援船の造修整備関連規則の最適化に関する調査研究

成果報告書

令和5年3月28日

公益財団法人 防衛基盤整備協会

目 次

【序に代えて】	1
第1章 第1種支援船と民間船舶の保守整備に係る法令上の相違点	7
1 第1種支援船の造修整備に係る法令体系	
(1) 自衛隊法	
(2) 船舶の造修等に関する訓令	
(3) 船舶検査規則	
(4) 海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達	
(5) 艦船造修整備規則	
(6) 艦船造修整備基準	
(7) 定期検査実施基準	
(8) 年次検査実施基準	
(9) 乗員整備項目の選定及び同項目の実施要領	
2 民間船舶の船舶安全法等の法令体系	
(1) 船舶安全法	
(2) 船舶安全法施行規則	
(3) 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示	
(4) 船舶安全法に基づく施設基準等	
3 知床遊覧船事故対策検討委員会「旅客船の総合的な安全・安心対策」	
(1) 事業者の安全管理体制の強化	
(2) 船員の資質の向上	
(3) 船舶の安全基準の強化	
(4) 監査・処分の強化	
(5) 船舶検査の実効性の向上	
(6) 安全情報の提供の拡充	
(7) 利用者保護の強化	
4 日本小型船舶検査機構における検査方法の見直し	
(1) 対 象	
(2) 改正の概要	
5 まとめ	
(1) 造修訓令における検査の体系	
(2) 第1種支援船の定期検査及び年次検査実施基準（改正案）の作成方針	
第2章 第1種支援船と民間船舶の技術上の相違点	20
1 第1種支援船及び民間船舶の船種について	
(1) 第1種支援船	
(2) 民間船舶	
2 船体構造・装備（設備）等の相違点	
3 機関装備（設備）等の相違点	
4 電気装備（設備）等の相違点	

5	武器装備（設備）等の相違点	
第3章	第1種支援船と民間船舶の運用上の相違点	58
1	第1種支援船の運航実績	
(1)	第1種支援船の要求性能について	
(2)	呉・舞鶴地区の運航海域	
(3)	呉・舞鶴地区の第1種支援船の可動状況	
2	民間船舶の運航実績	
(1)	船舶安全法に基づく航行区域	
(2)	民間船舶の可動状況	
3	まとめ	
第4章	第1種支援船と民間船舶の造修整備基盤の相違点	68
1	呉地区の造修整備基盤	
2	舞鶴地区の造修整備基盤	
3	まとめ	
第5章	艦船造修整備規則等の改正（案）の提言	77
1	年次検査及び入きよ（上架を含む。）の規定について	
(1)	年次検査の規定	
(2)	入きよの規定	
2	検査について	
(1)	監督・検査の意義について	
(2)	船舶管理会社受注時における業務プロセス及び検査について	
3	乗員整備について	
(1)	第1種支援船における乗員整備について	
(2)	船舶管理会社受注時における業務プロセス及び検査について	
4	艦船造修整備規則等の改正案の策定	
(1)	現行規則等の改正について	
(2)	第1種支援船に特化した新規規則等の策定について	
5	更なる提言	
(1)	爾後（3年乃至5年後）に見直しを行うことの提言	
(2)	防衛省の検査行為を代行する第三者公的機関の認証・設置規定に関する提言	
第6章	法規類改正（案）の制定プロセス（案）の提言	197
1	防衛大臣承認に至る作業計画（案）の策定	
2	関係機関・部隊との関連手続き（案）の策定	
	【おわりに】	201
・別紙		203
・用語集		210

- ・参考資料 2 2 1
- ・令和 4 年度 「支援船の造修整備関連規則の最適化に関する調査研究」 委員等 2 2 2

序に代えて

一般に、船舶はいったん港を離れると長期間単独で千変万化する気象・海象の中を航行することから、状況の悪化によっては貴重な生命及び財産を失うことになり、これが政治、経済、社会に与える影響はまことに甚大なものとなる。このことが船舶事故の未然防止に万全を期すため海事活動全般にわたり様々な規制が行われている理由であって、それらの規制の中でも特に重要な船舶の構造・設備、航行上の危険防止について諸規定を設けてきたのが船舶安全法¹⁾である。

日本の船舶は、この船舶安全法のもとで国土交通省が管理する船舶と、同法を適用除外された防衛省が管理する船舶、という二つに大きく分類できる。海上保安庁の巡視船や水産庁の漁業取締船などの官公庁船をはじめ、企業や個人が所有する船舶を合わせた国内のすべての船舶が船舶安全法に従い国土交通省によって厳格に管理されている一方で、唯一その法律を適用除外されているのが防衛省の船舶なのである。

すなわち、自衛隊法²⁾第 109 条は、海上自衛隊の使用する船舶について船舶安全法等の適用が除外されると規定している。海上自衛隊の使用する船舶とは、「海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令」³⁾（海上自衛隊訓令第 30 号）から明らかなように、自衛艦と支援船のことである（以下、これらを総称して「艦船」という。）。ここで誤解してはならないのは、適用を除外されているからと言って、艦船が法の規制を一切守らなくてよいということではない。それに代わるものとして、艦船に必要な技術上の基準を防衛大臣が定めるべきことが自衛隊法第 111 条で規定され、これを受けて「船舶の造修等に関する訓令」⁴⁾（防衛庁訓令第 43 号。以下、「造修訓令」という。）が定められている。他の官公庁船でこのような訓令を独自に設けて管理されているものは一切ない。この防衛省の造修訓令は船舶安全法と比較して、その法規レベルこそ違うものの、内容的に両者は対照的な位置付けにあるものと言える。

この造修訓令の特筆すべきところは、船舶安全法が「船舶の堪航性」と「人命の安全」を保持することを基本理念としているのに対し、それらに加え「使用目的に対する適合性」を確保することも基本理念として掲げていることである。その意味するところは、国土交通省が検査官（サーヴェイヤー）という公権力の行使に相当する権限を持って船舶安全法を執行するのに対し、防衛省は自らが船主でありかつ検査官、いわゆるオーナー・アンド・サーヴェイヤー（Owner and surveyor）としての立場で造修訓令を執行するところにある。すなわち同訓令は、艦船としての特種な要求を満足させることを追求する一方で、堪航性及び安全性を担保するため自ら検査し、瑕疵があればそれを規制することをも、その目的としているのである。

もとより、海上防衛を主任務とする艦船は、その性能発揮に主眼が置かれることは自明の理であって、「堪航性、安全性」への要求と「使用目的に対する適合性」への要求がお互い相反するようなこともしばしば起こる。これは、戦闘力や防御力、潜航深度などの性能を追及することが、逆に船舶としての堪航性、安全性に負の影響を与える可能性があることを想起すれば明らかであろう。

けれども、それをもって艦船では使用目的に対する適合性が優先されて、堪航性や安全性がないがしろにされているかといえばそうではなく、強度、凌波性、復原性、操縦性などの堪航性については船舶安全法以上の基準を要求しているし、人命の安全についても戦闘力の維持を含め一般船舶と同等あるいはそれ以上のものを求めている。そして、それを実現するために、独自の設計基準、工作基準、製造時の検査規則を設け、さらにその性能を長期にわたり維持するため、就役後の定期検査、年次検査、入きよ、老齢船舶調査などについて、船舶安全法とは別の独自の規定を造修訓令で定めている。

すなわちそれは、防衛省・海上自衛隊が国土交通省から独立して自らの船舶を設計し、製造のやり方を定め、運用し、検査・監督をするという、重要かつ崇高な責務を負っていることに外ならないのであって、その責任から一瞬たりとも逃れられないことを防衛省・海上自衛隊の造修担当官は肝に銘じなければならない（図表序—1）。

今回の調査研究のテーマは支援船、その中でも第1種支援船のみを対象としたものであるが、上に述べた基本理念は自衛艦であろうが支援船であろうが、その考え方に些（いささ）かも異なるところはないのである。

図表序—1 船舶安全法と造修訓令の概略比較

	船舶安全法	造修訓令
主管省庁	国土交通省	防衛省
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の堪航性 ・人命の安全 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の堪航性 ・人命の安全 ・使用目的に対する適合性
構造・設備等	国土交通省令及び農林水産省令以下で規定	防衛省船舶設計基準等により規定
就役後の検査	定期検査、中間検査などを規定	定期検査、年次検査などを規定
法令執行の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 ・小型船舶検査機構 ・船級協会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省 ・防衛装備庁
法令執行の対象	日本船舶（防衛省の船舶を除く）	防衛省の船舶
罰則規定	有り	無し

出典：執筆者作成

さて、話を自衛隊法第109条に戻す。先に述べたように、この条文は艦船を船舶安全法の適用除外とするものであるが、その中に一か所、ただし書きが添えられている。そこには、支援船について船舶安全法の一部を適用すべきことが謳われているので、本研究を始めるにあたって、まずこの部分の考え方を整理しておく必要があるだろう。

第109条第2項には「ただし、船舶安全法第28条の規定中、危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、海上自衛隊の政令で定める船舶については、適用があるものとする」とあり、政令とは自衛隊法施行令第5のことで、その第155条には「法第109条第2項ただし書に規定する政令で定める船舶は、自衛艦以外の船舶とする」とあるので、これは支援船のことと解される。では、条文の「危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分」とはいかなるものか。法令用語によると「その他」は「その他の」とは意味が異なり、前後の事柄が並列関係にある場合に使われるので、「危険及び気象の通報」と「船舶航行上の危険防止」に分けて考えないといけない。

解説書などによれば、前者は、「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約：International Convention for the Safety of Life at Sea）」⁶⁾に定められた、遭難船舶と陸上の救命施設及び海上救助隊との間の通信に使用する信号の方法とその意味について記述したもので、起源を辿れば、これはタイタニック号沈没事件までさかのぼる条文である。後者は、これもSOLAS条約に関

連した復原性資料や操縦性資料、積み付け資料などを船内へ備え付ける義務、揚貨装置や昇降機の使用制限や定期自主点検を行う義務、無線設備を保守する義務、などを規定した航行の安全に関するものである。すなわち、これらはいずれも船舶乗組員に対する運用上の規制である。

知られているように、船舶安全法は日本政府が SOLAS 条約と満載喫水線条約への加入を契機に、明治以降に作られた船舶検査関連法規とそれらの条約を整理統合して昭和 8 年に制定された法律である。その建付けとしては、両条約を含め、いわゆる船舶自体の構造・設備に関する規制、すなわちハード面での規制と、人間によるヒューマンエラーを防止するための行為に関する規制、すなわちソフト面での規制の両面で構成されたものとなっている。この船舶安全法第 28 条の当該箇所は、ハード規制ではカバーできないソフト面の行為規制を定めた条文で、それは SOLAS 条約第 5 章「航行の安全」に依拠している。その第 1 規則には「この章の規定は、・・・軍艦 (ships of war) 並びに・・・を除くほか、あらゆる航海に従事するすべての船舶に適用する」と記載されている (図表序-2)。このことから、船舶安全法第 28 条の当該箇所に関しては、軍艦に相当する自衛艦は別として、支援船については一般船舶と同じく適用するのが相応しいと自衛隊法制定時に判断されたと考えられる。いずれにせよ、船舶安全法のハード面の構造・設備規制に関しては、支援船も適用除外されており、独自のルールで設計され、建造され、検査されていることに変わりはない。

図表序-2 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約 附属書 第 5 章 (抜粋)

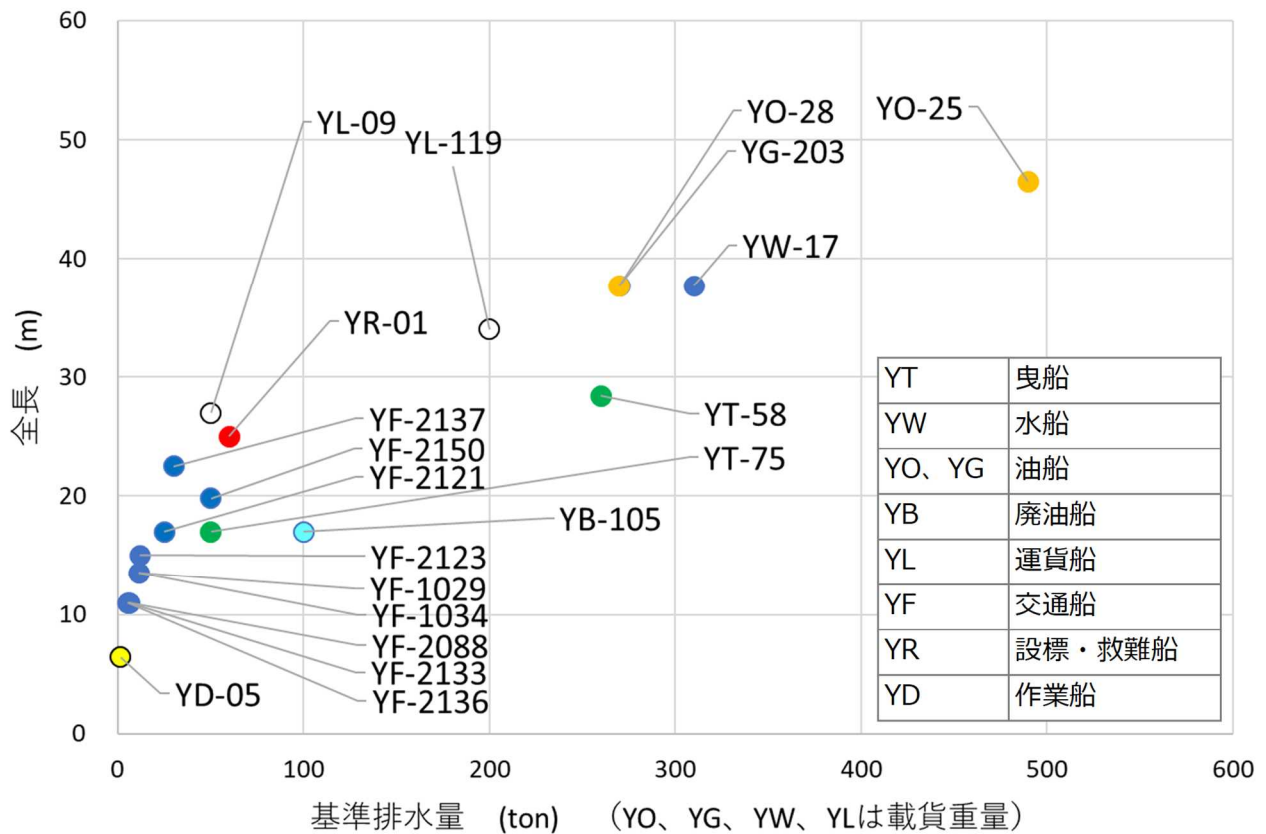
全航行の安	適	危険通報
<p>第五章 航行の安全</p> <p>第一規則 適用</p>	<p>この章の規定は、別段の明文の規定がない限り、軍艦並びに専ら北アメリカの大湖並びにこれらに接続し及び附属する水域 (カナダのケベック州、オンタリオ州のセント・ランバート・ロックの下流側出口を東端とする。) を航行する船舶を除くほか、あらゆる航海に従事するすべての船舶に適用する。</p>	<p>第一規則 危険通報</p> <p>(a) 氷、遺棄物その他の航行に対する直接の危険若しくは熱帯性暴風雨に遭遇し、強風を伴い上部構造物に激しい着氷をもたらす氷結気温に遭遇し又は暴風雨警報を受けていないビューフォート風力階級十以上の風に遭遇した船舶の船長は、利用し得るあらゆる手段によつて、付近の船舶に対し、及び通信可能な最初の海岸地点にある権限のある当局に対し、危険通報を送信する。危険通報を送信する形式は、任意とする。危険通報は、普通語 (英語が望ましい。) 又は国際信号書に定める信号のいずれによつても送信することができる。危険通報は、付近のすべての船舶に対し放送すべきであり、また、通信可能な最初の海岸地点に向け送信して、適当な当局に転送することを要請すべきである。</p> <p>(b) 締約政府は、(a) に規定する危険通報を受けた場合に直ちにこれを関係者に知らせ、かつ、他の関係政府に連絡することを確認するため、必要な措置をとる。</p>

一九七四年海上人命安全条約

出典：外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S55-1059_2.pdf から (16/20 ページ)

次に、それでは第1種支援船にはどのような種類があり、どのような構造・設備上の特徴を持っているのか。現有の第1種支援船について、その排水量（一部支援船は載貨重量）を横軸に、全長を縦軸に散布図で示したものを次に示す（図表序-3）。

図表序-3 海上自衛隊第1種支援船の排水量と全長の関係（2023.1.1 現在）



出典：海上自衛隊「艦艇と航空機集」の資料から、執筆者作成

支援船の測度（大きさ）は重量ベースの基準排水量(Displacement)又は載貨重量トン (Dead Weight Tonnage) で表記され、船舶安全法で規定される容積ベースの総トン数 (Gross Tonnage) とは考え方が全く異なるので、比較する場合には注意を要する。

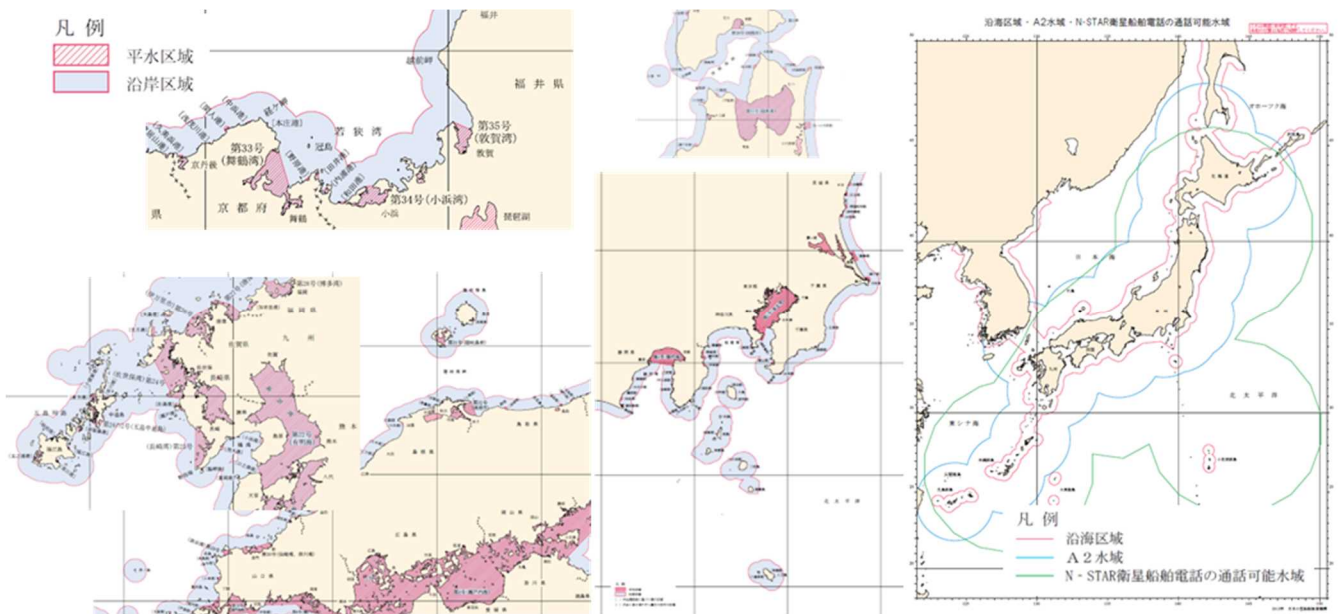
図から、載貨重量トンが 490 トンの YO-25 型が最大で、それに YW-17 型と YO-28 型、TY-58 型と続く。そこからはずっと小さくなり、基準排水量 100 トン以下、全長も 30m 以下の交通船 (YF) を中心とした支援船となる。小型船舶検査機構が所掌する小型船舶の定義は、総トン数が 20 トン未満とされており、これに相当する支援船は図の左下に集中している全長およそ 15m 以下の FRP 船が該当すると考えられる。本研究においてはこの部分をどのように扱うかという議論も必要となる。

次に、支援船の構造・設備に関する特徴について述べる。凌波性などを確保する目的で大きなフレアやシアーをもった護衛艦等への横付け給油・給水支援や出入港支援において、これとの接触事故を避けるため、YO や YT では起倒式のマストが装備されている。小型 YT は水面下で船体が張り出した潜水艦の出入港支援をするため、特別な防舷材を前部に装備している。YO については積載量の確保と狭隘な基地内での操縦性を追求した結果、一般の内航タンカーでは見られない、貨油タンクの直

上に居住区や操舵室が配置された設計となっている。YR（設標・救難船）は救難飛行艇の離着水時における事故発生に備えた救難という特殊任務を持った支援船で、強度と進出速力の要求から、小型船にはあまり例がない高張力鋼が船体に用いられ、推進器も3軸装備されている。YL（運貨船）は弾薬、ミサイル、魚雷などの、船舶安全法でいうところの「危険物」の輸送を主任務とし、大型トラックも搭載するための強度・剛性の確保や、ビーチングを可能とする船首部のバウ・ランプ設備が施されている。このように、支援船といえども軍事特有の特殊な構造・設備を備えていることを努々（ゆめゆめ）忘れてはならない。

次に、支援船の航行区域である。支援船の設計に際しては、それぞれの船種毎に船舶安全法で定められた航行区域（沿海区域あるいは平水区域）などが設計条件として与えられている（図表序-4）。それらの規則で定められた航行区域を図に抜粋して示す。総監部をはじめとする海上自衛隊の艦船が配備された基地は平水区域に相当するものがほとんどであるが、実際の運用現場で、支援船がその設計条件に従った海域で運用・運航されているのかどうか、本研究ではその実態についても押さえておく必要がある。

図表序-4 沿海、沿岸、平水区域等の概要図



出典：日本小型船舶検査機構ホームページ <https://jci.go.jp/areamap/> から

次に、保守管理の考え方について述べる。海上自衛隊と民間の最も大きな相違は、民間船舶の保守管理の目的が国土交通省（JG：Japanese Government）等による「検査」に合格することであるのに対し、海上自衛隊の船舶は、検査の合格は当然のこととして、製造当初の性能を回復することを目的（造修訓令第1条に記載）とした修理に重点を置いていることである。その論拠として、旧海軍の艦船造修規則では検査・修理の間隔はすべて特定修理（造修訓令に定める特別修理）の時期を基準に定められていたことをみても明らかである。現在は定期検査の際に行う修理を特別修理と呼んでいるが、その重要性は今も変わらない。民間船舶が、営利活動を続けるために必要とされる国家検査に合格するため、必要最小限の費用を絞って保守管理を行うのに対し、海上自衛隊の艦船は要求性能を満足し即応性を維持するために必要最大限の保守管理を行うという、全く異なった性格を持っているこ

とを忘れてはならない。参考までに、最近の艦船の維持整備予算について言うなら、支援船が全艦船の中に占める比率はわずか2%であり、第1種支援船だけなら、さらに小さなものとなることから、予算削減や労力削減のためにこの分野（維持整備）のみに改革を推し進める意味は無い。しかも昨年末に、防衛費は従来のGDP1%から倍の2%へと増額する方針が決定された。このような状況の中で、常識的な判断が求められることは明らかである。

以上の考え方をベースにして、次の目次体系に従い本調査研究を進める。

第1章では、防衛省の艦船造修整備に関する法規体系及び民間の船舶安全法以下の法規体系について整理するとともに、最近の知床遊覧船事故をきっかけとした小型船舶に対する検査方式の見直しなどを概説し、規則改正の方向性について考察し論述する。第2章では、第1種支援船（以下、支援船という。）と民間船舶について、装備・技術上の相違点について整理・考察する。第3章では、支援船と民間船舶について、航行海面などの運用上の相違点について整理・考察する。第4章では、支援船と民間船舶について、各々の造修整備基盤の相違点について整理・考察する。第5章では、前章までの考察を基礎として、本調査研究の中心となる関連規則改正について論述する。具体的には、造修訓令の下位に位置する海上幕僚長が定める艦船造修整備規則以下の規則に対する改正案を考察し提示する。また、本調査研究の延長として、造修訓令では規定されていない定年検に関しての官側の検査行為を代行する第三者公的機関の設置についても併せて提言する。第6章では、規則改正を実際に進めるうえでの防衛省内における各種手続きについて具体的に提言し、まとめを行う。

最後に、支援船は海上防衛という巨大で複雑なシステムの底辺を支える重要なアセット（資産）である。平時・有事を問わず、自衛艦の緊急出入港や緊急搭載は常に予想される。また、有事には普段の航行区域を越えて、平水区域から沿岸区域、沿岸区域から沿海区域へと海域を拡げた前進補給や他港湾への作戦支援などの運航をする必要が出てくる事態も考えられる。さらに、2011年の東日本大震災で見られたように、福島第一原発への給水支援が命じられた際、支援船の曳船に放射能被爆防護処置を極めて短期間に艀装して「オペレーション・アクア」が実施されたが、このような緊急時の運用が将来起こる可能性はますます大きくなっている。支援船の民間業務委託の実現可能性を考察していく上で、この調査研究の範疇を越えた「運用面」からも相当慎重なる検討を要すべきと思料するが、「装備面」に関しては、冒頭で述べた自衛隊法による船舶安全法の適用除外と、それに代わる造修訓令、その基本理念や精神、船舶検査を国家（国土交通省と防衛省）が行う特殊性、重要性から目を背けるようなものであってはならない。

時あたかも、昨年春に発生した知床遊覧船沈没事故は乗員・乗客合わせて26名全員が死亡するという悲惨な船舶事故であったが、原因の一つとして、国土交通省が所管する小型船舶検査機構の検査に不具合があったことが判明している。もし仮に、防衛省・海上自衛隊が自ら行うべき船舶検査を手放し、なんら法的根拠のない民間営利会社に検査行為を任せたとして、万が一、装備に起因する船舶事故が発生した場合、ましてや民間人に死傷者が出るような事態になれば、それは防衛省の船舶管理体制に対する重大な社会的問題を引き起こすことになるだろう。このことを最後に念押しして、序に代える。

第1章 海自第1種支援船と民間船舶の保守整備に係る法令上の相違点

本章は、次章以降の調査研究事項と合わせて、法令上から第5章に反映させるポイント(条項)を列挙し押さえていくものである。 注：【 】内に摘要を記す。

1 第1種支援船の造修整備に係る法令体系

(1) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)

(船舶法等の適用除外) 第109条

船舶法、船舶安全法、船舶のトン数の測度に関する法律及び小型船舶の登録等に関する法律の規定は、海上自衛隊の使用する船舶については、適用しない。

ただし、船舶安全法第28条危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は適用する。

【自衛隊法施行令(船舶安全法の適用) 第155条：支援船に適用される根拠】
(海上自衛隊の使用する船舶についての技術上の基準等)

第111条【技術上の基準等を独自に定める根拠】

防衛大臣は、海上自衛隊の使用する船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準及び配員の基準を定めなければならない。

(電波法の適用除外) 第112条

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号) 第百四条の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許、登録及び検査並びに無線従事者に関するものは、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合については、適用しない。

(2) 船舶の造修等に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第43号)

(以下「造修訓令」という。)

第1章 総則

(目的) 第1条 この訓令は、陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。)及び海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶(以下この条及び次条において「船舶」という。)の堪航性及び安全性並びにその使用目的に対する適合性(海洋汚染防止の目的に対する適合性を含む。)を確保するため、その製造、改造、修理(修理で船舶の製造当初の性能を回復することを目的とするもの(以下「特別修理」という。))を含む。以下同じ。)及び定期検査、年次検査、入きよ(上架を含む。以下同じ。)その他の検査等に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

(総則) 第2条 船舶は、この訓令の定めるところにより製造され、改造され、修理され、並びに定期検査を受け、年次検査を受け、入きよし、及びその他の検査等を受けなければならない。

【「製造、改造又は修理」

↳ 造修訓令第2条

↳ 船舶検査規則(訓令)

↳ 海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達(海自達)

「定期検査、年次検査、入きよ(上架を含む。以下同じ。)」

↳ 造修訓令第12条及び19条

↳ 艦船造修整備規則(海自達)】

2 船舶（専らろ、かい又は帆をもつて推進する船舶及び運航の用に供しない船舶を除く。第9条及び第25条第2項を除き、以下同じ。）の製造、改造又は修理に際しては、別に定める検査の規則に従って検査を受けなければならない。

3 船舶は、第3条第2項及び第10条第3項の規定により定められた使用の基準及び取扱の基準に従って使用されなければならない。

第3章 海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶に関する技術上の基準

（定期検査、年次検査、特別修理及び入きよの回数）第11条

【定期検査間隔5年等、毎会計年度に年次検査を1回・入きよを1回以上行う根拠】

（定期検査、年次検査及び入きよの方法等）第12条

【海上幕僚長があらかじめ防衛大臣の承認を得て方法及び基準を定める根拠】

（その他の手続）第19条【改造、修理、定期検査、年次検査及び入きよの手続きを海上幕僚長が防衛大臣の承認を得て定める根拠】

（老齢船舶の調査）第23条【調査を実施する根拠】

（海上自衛隊の使用する特定の船舶等についての特例）第25条

【ろ、かい又は帆による推進船の検査を海上幕僚長が定める根拠】

(3) 船舶検査規則（昭和33年防衛庁訓令第53号）造修訓令第2条に基づく訓令。

（検査の種類及び基準）第3条【材料及び部品検査・工程中検査・完成検査の基準を海上幕僚長があらかじめ防衛大臣の承認を得て定める根拠】

（検査の実施）第4条【海上幕僚長が検査を行う根拠（立会い又は書類審査の方法）】

(4) 海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達（昭和43年海上自衛隊達第80号）船舶検査規則第3条に基づく海上自衛隊達。別冊 艦船検査実施基準

ア 総 則

（ア）検査区分「A」及び「B」の規定

（イ）改造又は修理する場合、特に、この基準に定める検査対象及び検査項目の一部を省略し、追加し又は検査区分の適用を変更する必要があると認められる場合の当該検査の基準については、海上幕僚長がその都度定める。

イ 船体・機関・電気・武器部の材料及び部品検査・工程中検査・完成検査実施基準

(5) 艦船造修整備規則（平成14年海上自衛隊達第54号）

造修訓令第12条及び第19条に基づく海上自衛隊達。

【「製造、改造又は修理」に検査区分「A」及び「B」が規定され、「定期検査、年次検査、入きよ」に検査区分「A」及び「B」が規定されていないのは、前者は建造期間中における材料検査や部品検査あるいは工程中検査などについては、立会を伴う検査業務の煩雑さを緩和し効率的な検査業務を行うため、事業所の作成する検査成績書に基づき検査に立ち会うことなく検査を実施するものを「B」項としたものであり、後者はすべての項目が立会検査を原則とする性格のもの。ただし、定年検時に

合わせて実施する特別修理や修理で前者に相当する内容のものがあれば、前者の規定が適用される事は言うまでもない。】

(6) 艦船造修整備基準（艦船造修整備規則 別冊）

【年度計画で定める範囲における中間修理の規定については、年次検査の規定の検討による方針と同様の考え方によって、中間修理を計画するが、船舶管理会社の社員による巡回点検を主用することを検討する。】

(7) 定期検査実施基準（艦船造修整備基準 付録第1）

- ア 総 則：3 検査は、立会い又は書類審査の方法により行うものとする。
6 修理の記録及び点検の成績、現場調査等により艦船の状態が良いと判断できる部分については、この基準に定める検査の一部を省略することができる。
- イ 船体・機関・電気部
自衛艦（潜水艦及び特務艇を除く。）の部、潜水艦の部、
エアクッション艇の部（電気部を除く。）、特務艇及び支援船の部の規定。
- ウ 武器部
武器部共通、水上艦の部、潜水艦の部の規定。

(8) 年次検査実施基準（艦船造修整備基準 付録第2）

- ア 総 則：(3) 検査は、立会い又は書類審査の方法により行うものとする。
(4) 修理の記録及び検査の成績、現場調査等により艦船の状態が良いと判断できる部分については、この基準に定める検査の一部を省略することができる。
- イ 船体・機関・電気部
潜水艦及び練習潜水艦においては、次を加える。の規定。
エアクッション艇においては、次による。（電気部を除く。）の規定。
- ウ 武器部
1 武器部共通、2 潜水艦 の規定。

(9) 乗員整備項目の選定及び同項目の実施要領

【規則・基準に基づく検査以外の維持整備業務として、保守管理における乗員整備項目を選定し、同項目の実施要領を取りまとめる。】

2 民間船舶の船舶安全法等の法令体系

(1) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）

（日本船舶航行供用の要件）第1条

【堪航性及び人命の安全を保持する施設という至上要件】

（船舶の所要施設）第2条【施設の細部は省令及び告示の定めるところによる。】

（無線電信又は無線電話施設の強制）第4条

（定期検査・中間検査・臨時検査・臨時航行検査・特別検査）第5条

（製造検査等）第6条

（船舶検査証書の有効期間）第10条

【5年（平水区域を航行区域とする船舶及び総トン数20トン未満の船舶：6年）】

(小型船舶検査機構に関する規定) 第25条の2～第25条の45

【国(国土交通省)の検査代行機関として日本小型船舶検査機構を法律で規定】

(登録検定機関等に関する規定) 第25条の46～第25条の72

【国(国土交通省)の検査代行機関として日本海事協会を法律で規定】

(船舶航行上の危険防止に関する事項など、その他の規定)

雑則として第26条～第29条の8

(2) 船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)

(定期検査) 第17条、(中間検査) 第18条、(臨時検査) 第19条

(予備検査を受けることができる物件) 第22条(別表第1)

(検査の準備) 第23条、(定期検査) 第24条、(中間検査) 第25条

(臨時検査及び臨時航行検査) 第26条、(予備検査) 第29条

(3) 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示

(平成9年運輸省告示第420号)等

ア (船体の検査の準備) 第1条、(機関の検査の準備) 第2条

(排水設備の検査の準備) 第3条

(操だ、係船及び揚錨の設備の検査の準備) 第4条

(危険物その他の特殊貨物の積付設備の検査の準備) 第5条

(荷役その他の作業の設備の検査の準備) 第6条

(昇降設備の検査の準備) 第7条、(焼却設備の検査の準備) 第8条

(満載喫水線の検査の準備) 第9条

(第1種中間検査を受ける場合の機関の検査の準備) 第10条

(製造検査を受ける場合の船体の検査の準備) 第11条

イ 上記ア項に加える検査準備

(ア) 救命設備関係の検査準備

(イ) 消防設備関係の検査準備

(ウ) 居住、衛生及び脱出設備関係の検査準備

(エ) 航海用具関係の検査準備

(オ) 防火構造関係の検査準備

(カ) 電気設備関係の検査準備

(キ) コンテナ設備関係の検査準備

(ク) 区画規程の検査準備

(ケ) その他の設備(通風・照明・自動化装置等)の検査準備

(コ) 海上試運転の準備

(サ) 復原性試験の準備

(4) 船舶安全法に基づく施設基準等

【製造に関する施設基準であり、修理において要すれば参照する。】

船舶等型式承認規則 (昭和48年運輸省令第50号)

船舶構造規則 (平成10年運輸省令第16号)

船舶機関規則 (昭和59年運輸省令第28号)

船舶設備規程 (昭和9年逓信省令第6号)

船舶救命設備規則	(昭和40年運輸省令第36号)
船舶消防設備規則	(昭和40年運輸省令第37号)
船舶防火構造規則	(昭和55年運輸省令第11号)
船舶復原性規則	(昭和31年運輸省令第76号)
船舶区画規程	(昭和27年運輸省令第97号)
漁船特殊規程	(昭和9年逡信・農林省令)
原子力船特殊規則	(昭和42年運輸省令第84号)
危険物船舶運送及び貯蔵規則	(昭和32年運輸省令第30号)
船舶自動化設備特殊規則	(昭和58年運輸省令第6号)
小型船舶安全規則	(昭和49年運輸省令第36号)

3 知床遊覧船事故対策検討委員会「旅客船の総合的な安全・安心対策」

(令和4年12月22日)

出典：国土交通省ホームページ

安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な小型旅客船を実現

(1) 事業者の安全管理体制の強化

【管理者の等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化】

- ① 運輸安全マネジメントの強化（実施目途：4年度）
- ② 管理者の試験制度の創設（実施目途：7年度法改正を検討）
- ③ 管理者への講習の受講義務付け（資格更新制）（実施目途：7年度法改正を検討）
- ④ 陸上要員講習の義務付け（実施目途：7年度法改正を検討）
- ⑤ 管理者要件審査の厳格化（実施中：4年8月）
- ⑥ 事業許可更新制度の創設（実施目途：6年度法改正を検討）
- ⑦ 登録制への移行（実施目途：6年度法改正を検討）

【安全管理規定の実効性確保】

- ⑧ 安全管理規定の重要規程の法令化とひな形の充実（実施目途：7年度法改正を検討）
- ⑨ 運航管理者の助言の尊重義務の法令化（実施目途：7年度法改正を検討）
- ⑩ 運航管理体制の強化（実施目途：7年度法改正を検討）
- ⑪ 運航の可否判断の客観性確保（実施目途：6年度）
- ⑫ 安全管理規定等の公表義務化（実施目途：6年度）
- ⑬ 安全管理規定のチェックの厳格化（実施目途：6年度）

【事故の防止、事故発生時の対応】

- ⑭ 避難港の活用の徹底（実施目途：4年度）
- ⑮ 事故等報告の国への報告（実施目途：6年度）
- ⑯ 事故発生時の安全教育（実施目途：6年度）
- ⑰ ドライブレコーダー相当装置の活用（実施目途：6年度）
- ⑱ 地域の関係者による協議会の設置（実施目途：5年度）

(2) 船員の資質の向上

- ① 事業用操縦免許取得課程の拡充（実施目途：6年度法改正を検討）
- ② 初任教育訓練の義務化（実施目途：6年度法改正を検討）
- ③ 船長要件の創設（実施目途：6年度法改正を検討）
- ④ 発航前検査の確実な実施（実施目途：4年度）

(3) 船舶の安全基準の強化

- ① 法定無線設備からの携帯電話の除外（実施中：4年11月）
- ② 無線設備の導入促進（実施目途：4年度）
- ③ 水密性の確保（実施目途：4年度）
 - (i) 事業者は、限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船の船首甲板の開口部（ハッチカバー等の閉鎖装置の作動状況等）について速やかに自主点検を行うとともに、国はその結果を確認する。
 - (ii) 船首部に設置される、ハッチカバーの締付装置の備付け、隔壁の水密化等について、学識経験者、造船技術者等からなる技術検討会を設置し、検討する。
- ④ 改良型救命いかだ等の開発（実施目途：4年度）
- ⑤ 改良型救命いかだ等の積付け（実施目途：6年度、早期搭載支援は4年度）
- ⑥ 非常用位置等発信装置の積付け（実施目途：6年度、早期搭載支援は4年度）

(4) 監査・処分の強化

【監査の強化】

- ① 抜き打ち・リモートによる監視強化（実施中：4年8月）
- ② 通報窓口の設置等による機動的な監査（実施中：4年8月）
- ③ 監査での船舶検査情報等の活用（実施中：4年8月）
- ④ 管理者の要件への適合状況の確認（実施中：4年8月）
- ⑤ 監査時の無線設備の通信状況の確認（実施中：4年8月）
- ⑥ 指導事項の継続的なフォローアップ（実施中：4年8月）
- ⑦ 本省・運輸局における課題共有と意識向上（実施中：4年6月）
- ⑧ 監査能力の向上（実施中：4年6月）
- ⑨ 監査体制の強化（実施目途：5年度）
- ⑩ 監査件数の増加（実施目途：5年度）
- ⑪ 他事業の監査知見の活用（実施目途：5年度）
- ⑫ 監査業務への品質管理システム（QMS）の導入（実施目途：6年度）

【行政処分・罰則の強化】

- ⑬ 船舶の使用停止処分の創設（実施目途：5年度法改正を検討）
- ⑭ 事業停止・許可取消処分事由の追加（実施目途：5年度法改正を検討）
- ⑮ 違反点数制度の創設（実施目途：5年度）
- ⑯ 悪質な事業者への厳格な行政処分の実施（実施目途：5年度）
- ⑰ 許可の欠格期間の延長（実施目途：5年度法改正を検討）
- ⑱ 処分逃れの防止（実施目途：5年度法改正を検討）
- ⑲ 罰則の強化（実施目途：5年度法改正を検討）

(5) 船舶検査の実効性の向上

- ① 船舶検査方法の総点検・是正
 - (i) J C I（日本小型船舶検査機構）の検査方法のうち、合理的理由なく国と異なる方法で行われているものを総点検で洗い出し、すべて変更又は廃止する（ハッチカバーの締付装置の作動確認を含む）。（実施中：4年9月）
 - (ii) 技術検討会における議論を踏まえ、寒冷地におけるFRP船の検査方法を定める。（実施中：4年10月）

② 国による J C I の監督強化

(i) 検査方法については全て国による認可を求めるとし、現在の J C I 検査方法全体を見直した上、国が認可する。(実施中：4年9月)

(ii) J C I 検査員が検査を行う現場に、随時国の職員が立ち合い、J C I による検査方法の妥当性を実地でチェックする。妥当でない取扱いがあった場合は、速やかに是正させる。(実施中：4年8月)

③ 船舶検査での国提供情報の活用 (実施中：4年8月)

(6) 安全情報の提供の拡充

① 国による安全情報の提供の拡充 (実施中：4年8月)

② 国による更なる情報提供体制の構築 (実施目途：6年度)

③ 重大な事故の情報の周知と安全啓発 (実施中)

④ 事業者による安全情報の提供の拡充 (実施中：4年6月)

⑤ 安全性の評価・認定制度の創設 (実施目途：6年度)

(7) 利用者保護の強化

① 船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ (実施目途：6年度)

② 旅客名簿の備置き義務の見直し (実施目途：5年度法改正を検討)

③ 救命胴衣に関する情報の周知 (実施中：4年12月)

4 日本小型船舶検査機構における検査方法の見直し (施行日：令和5年1月1日)

出典：日本小型船舶検査機構ホームページ

(1) 対 象

平水区域以外を航行区域とする小型旅客船

(海上運送法の許可事業 (一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業) の用に供する旅客船に限る。)

(2) 改正の概要

ア 船体上架の実施

定期検査・中間検査において、船体を上架した状態で、船体の健全性確認を行う (船底を含め船体全体を確認可能)。

イ 効力試験の実施

定期検査・中間検査において、主機関、排水設備及び操舵設備の効力試験 (動作確認) を毎回実施する。

ウ 検査回数の見直し

定期検査・中間検査において、下記について検査回数の見直しを行う。

(ア) 電気機器・電路の絶縁抵抗試験

(イ) 小型船舶用膨脹式救命いかだ等の整備 (展張しての外観検査)

エ その他

下記について、それぞれ検査方法の適正化を行う。

(ア) 水密性確認のための射水試験 (出入口、ハッチ)

(イ) 消火器 (消火剤の有効期限を確認)

(ウ) 2時間限定沿海船の航行区域の適正化

5 まとめ

(1) 造修訓令における検査の体系

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（以下この条及び次条において「船舶」という。）の堪航性及び安全性並びにその使用目的に対する適合性（海洋汚染防止の目的に対する適合性を含む。）を確保するため、その製造、改造、修理（修理で船舶の製造当初の性能を回復することを目的とするもの（以下「特別修理」という。）を含む。以下同じ。）及び定期検査、年次検査、入きよ（上架を含む。以下同じ。）その他の検査等に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

(総則)

第2条 船舶は、この訓令の定めるところにより製造され、改造され、修理され、並びに定期検査を受け、年次検査を受け、入きよし、及びその他の検査等を受けなければならない。

2 船舶（専らろ、かい又は帆をもつて推進する船舶及び運航の用に供しない船舶を除く。第9条及び第25条第2項を除き、以下同じ。）の製造、改造又は修理に際しては、別に定める検査の規則に従って検査を受けなければならない。

3 船舶は、第3条第2項及び第10条第3項の規定により定められた使用の基準及び取扱の基準に従って使用

船舶検査規則
(昭和33年7月15日。防衛庁訓令第53号)

第2章 陸上自衛隊の使用する船舶に関する技術上の基準

(省略)

海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達
(昭和43年12月26日。海上自衛隊達第80号)

第3章 海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶に関する技術上の基準

(中略)

(定期検査、年次検査及び入きよの方法等)

第12条 定期検査、年次検査及び入きよは、海上幕僚長があらかじめ防衛大臣の承認を得て定めた方法及び基準に従って行なわなければならない。

(中略)

(その他の手続)

第19条 船舶の改造（特別改造を除く。）、修理、定期検査、年次検査及び入きよの手続は、海上幕僚長等が防衛大臣の承認を得て定めるものとする。

(以下、略)

艦船造修整備規則
(平成14年12月18日。海上自衛隊達第54号)

別冊：艦船造修整備基準

付録第1：定期検査実施基準
付録第2：年次検査実施基準

○船舶検査規則

〔昭和33年7月15日〕
防衛庁訓令第53号

改正 昭和37年2月21日 防衛庁訓令第9号〔第1次改正〕
昭和38年1月9日 防衛庁訓令第1号〔海上自衛隊の使用する船舶の
区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部改正に伴う関
係訓令の整理に関する訓令4条による改正〕
昭和38年10月22日 防衛庁訓令第47号〔第2次改正〕
昭和43年11月16日 防衛庁訓令第42号〔第3次改正〕
昭和58年8月31日 防衛庁訓令第26号〔船舶の造修等に関する訓令及
び船舶検査規則の一部を改正する訓令2条による改正〕

船舶検査規則を次のように定める。

船舶検査規則

(目的)

第1条 この訓令は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第2条第2項の検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の定義)

第2条 この訓令において「検査」とは、船舶について調査、試験又は実験を行ってその諸性能を確認し、船舶のたん航性及び安全性並びにその使用目的に対する適合性（海洋汚染防止の目的に対する適合性を含む。）の程度を検定することをいう。

(検査の種類及び基準)

第3条 検査の種類は、次のとおりとし、その基準は、海上幕僚長があらかじめ防衛庁長官（以下「長官」という。）の承認を得て定める。

- (1) 材料及び部品検査
 - (2) 工程中検査
 - (3) 完成検査
- (検査の実施)

第4条 検査は、海上幕僚長等（海上自衛隊の使用する船舶にあつては海上幕僚長、防衛大学校の使用する船舶にあつては防衛大学校長をいう。以下同じ。）が行なうものとする。ただし、国の機関その他海上幕僚長等が長官の承認を得て指定する機関により前条の基準に準じた基準による検査が行なわれた場合には、海上幕僚長等は、当該検査に相当する部分の検査を省略することができる。

2 検査は、立会い又は書類審査の方法により行なうものとする。

(委任規定)

第5条 この訓令を施行するために必要な細部事項に関しては、海上幕僚長等が定める。

附 則

この訓令は、昭和33年7月19日から施行する。

船舶検査規則（抜粋）

○海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達

〔昭和43年12月26日〕
海上自衛隊達第80号

改正 昭和46年4月1日 海上自衛隊達第17号〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達26条による改正〕
昭和58年9月29日 海上自衛隊達第40号〔第1次改正〕
平成9年7月2日 海上自衛隊達第22号〔第2次改正〕

船舶検査規則（昭和33年防衛庁訓令第53号）第3条の規定に基づき、海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達を次のように定める。

海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達

海上自衛隊の使用する船舶（以下「艦船」という。）の製造、改造又は修理に際し実施する検査の基準は、別冊のとおりとする。

附 則

この達は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和58年10月2日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、平成9年7月2日から施行する。

別 冊〔省略〕

海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達

艦船検査実施基準

艦船検査実施基準目次

1 総則	1
2 船体部材料及び部品検査実施基準	3
3 船体部工程中検査実施基準	47
4 船体部完成検査実施基準	53
5 機関部材料及び部品検査実施基準	59
6 機関部工程中検査実施基準	125
7 機関部完成検査実施基準	139
8 電気部材料及び部品検査実施基準	143
9 電気部工程中検査実施基準	169
10 電気部完成検査実施基準	185
11 武器部材料及び部品検査実施基準	189
12 武器部工程中検査実施基準	215
13 武器部完成検査実施基準	239

総 則

- 1 この基準は、艦船の製造、改造又は修理に際し実施する基準に適用する。
- 2 この基準において、検査区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 検査区分 「A」 検査を行う職員が立会いの上、検査を行うもの。
 - (2) 検査区分 「B」 検査を行う職員が艦船の製造、改造又は修理を行った事業所の作成する検査成績書に基づき、検査に立ち会うことなく、検査を実施するものである。
- 3 次の各号に掲げる場合であって、特に、この基準に定める検査対象及び検査項目の一部を省略し、追加し又は検査分の適用を変更する必要があると認められる場合の当該検査の基準については、海上幕僚長がその都度定める。
 - (1) 艦船を改造又は修理するとき。
 - (2) 特務艦艇又は支援船を製造するとき。
 - (3) 同一事業所において、同型船を製造するとき。
 - (4) 同一事業所において、同一の仕様で機器類を製造するとき。
 - (5) 事業所の検査能力が、十分と認められないとき。
 - (6) 日本海事協会の行った検査成績書があるとき。
 - (7) その他この基準によることが適当と認められないとき。
- 4 この実施基準に基づく実施要領は、海上幕僚長が別に定める。

54

検査項目	試験項目	検査区分	備 考	
性能検査	速力運転性能検査	速力運転性能試験	A	
	惰力性能検査	惰力性能試験	A	
	操縦性能検査	Z操だ試験	A	
		旋回試験	A	
		自動操だ試験	A	
		航走トリム試験	A	潜水艦のみ
		縦運動性能試験	A	潜水艦のみ
		確認滑航試験	A	潜水艦のみ
	動揺性能検査	魚雷特性試験	A	
		威揚装置試験	A	
	深々度滑航性能検査	深々度滑航性能試験	A	潜水艦のみ
	重心査定検査	進水時重心査定試験	A	
		出動前重心査定試験	A	潜水艦のみ
沈降試験		A	潜水艦のみ	
完成頂心査定試験		A		
操だ装置検査	通常操だ装置試験	A		
	応急操だ装置試験	A	潜水艦の機側操だ試験を含む。	
投揚びょう装置検査	投揚びょう装置検査試験	A		
甲板散水装置及び赤外線対策装置検査	甲板散水装置及び赤外線対策装置試験	A	水上艦のみ	

艦船検査実施基準 (抜粋)

艦船造修整備規則を次のように定める。

平成14年12月18日

海上幕僚長 海将 石川 亨

艦船造修整備規則

目次

- 第1章 総則（第1条-第3条）
- 第2章 造修整備通則（第4条・第5条）
- 第3章 職責（第6条-第12条）
- 第4章 造修整備作業（第13条・第14条）
- 第5章 造修整備管理（第15条-第17条）
- 第6章 技術管理（第18条-第21条）
- 第7章 記録及び報告（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（通則）

- 第1条 この達は、艦船の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号。以下「訓令」という。）第5条及び第13条に基づき海上自衛隊の使用する船舶（以下「艦船」という。）の改造、修理、定期検査、年次検査及び入きよ（上架を含む。以下同じ。）の手續、定期検査、年次検査及び入きよの方法及び基準並びに搭載重量の管理の手續及び基準について必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、海上自衛隊の使用する艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の整備に関して必要な事項についても定めるものとする。
- 3 海上幕僚長（以下「海幕長」という。）は、第1項の規定及び同項の規定に基づき定めた事項並びに第3条第1項第9号から第14号まで、

艦船造修整備規則（抜粋）

艦 船 造 修 整 備 基 準

艦船造修整備基準（抜粋）

定期検査実施基準

分類番号：R-R3-R31
 保存期間：30年
 保存期間満了時刻：44.12.31

目 次

第1 総則	1
第2 船 体 部	
1 自衛艦（潜水艦及び特務艇を除く。）の部	2
2 潜水艦の部	32
3 特務艇及び支援船の部	38
第3 機 関 部	
1 自衛艦（潜水艦及び特務艇を除く。）の部	45
2 潜水艦の部	62
3 特務艇及び支援船の部	69
第4 電 気 部	
1 自衛艦（潜水艦及び特務艇を除く。）の部	77
2 潜水艦の部	82
3 特務艇及び支援船の部	85
第5 武 器 部	
1 武器部共通	87
2 水上艦の部	88
3 潜水艦の部	112

第1 総 則

- この定期検査実施基準（以下「実施基準」という。）は、艦船の定期検査の方法及び基準について定める。
- 検査は、実施基準に従って、艦船の現状についてたん航性及び安全性並びに使用目的に対する適合性の程度を検定するものとする。
- 検査は、立会い又は書類審査の方法により行うものとする。
- 第1回目の検査は、新造の鋼船（潜水艦及び練習潜水艦を除く。）においては就役後5年目、鋼船以外の艦船及び蒸気タービン艦船においては就役後4年目、潜水艦（練習潜水艦を含む。以下同じ。）においては就役後3年目、供与、貸与又は所管換を受けた艦船にあつては受領後速やかに行うものとする。
- この実施基準に定める甲法又は乙法の適用は、次表の左欄に掲げる検査についてそれぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

検 査 内 容	検 査 区 分
(1) 新造した艦船の第1回目の検査	乙法
(2) 供与、貸与又は所管換を受けた艦船の第1回目の検査	その都度海上幕僚長が指示する甲法又は乙法
(3) 第2回目からの検査	前回の検査が甲法の場合は乙法、乙法の場合は甲法
(4) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年に行う検査	(1) から (3) までの規定にかかわらず甲法
(5) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の終わった後の検査	(3) による。

- 修理の記録及び点検の成績、現場調査等により艦船の状態が良いと判断できる部分については、この実施基準に定める検査の一部を省略することができる。
- 練習潜水艦の検査箇所及び検査の方法は、この実施基準の潜水艦の部を準用する。
- この実施基準に基づく検査の実施要領は、補給本部長が別に定める。

第2 船 体 部

1 自衛艦（潜水艦及び特務艇を除く。）の部

区分	検 査 箇 所	検 査 の 方 法	
		甲 法	乙 法
共 通	整備用器材（機器等の整備を適正に実施するために使用する工具、器具、計測器、試験器、装置等をいう。）	校正・検定・点検・検査が技術刊行物等で定められている整備用器材で周期が該当するものについて整備を行う。	左欄に同じ。
水密・気密区画及びタンス	水密区画	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める区画について気密検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (4) 必要と認める箇所の板厚の検査を行う。	左欄に同じ。
船殻強度構成部	外板	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (3) 必要と認める箇所の板厚の検査を行う。 (4) 老齢船舶調査時に主要部の板厚の検査を行う。 (5) 木船の外板などの取付けボルトについては、必要数の非破壊検査を行う。	(4)を除き左欄に同じ。
	内底	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。
重量物支持台	主機	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (3) 必要と認める箇所の板厚の検査を行う。	左欄に同じ。
	補機	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (3) 必要と認める箇所の板厚の検査を行う。	左欄に同じ。

(2) 第1種支援船の定期検査及び年次検査実施基準（改正案）の作成方針

第1種支援船の定期検査及び年次検査実施基準（改正案）は、現行の定期検査及び年次検査実施基準と船舶安全法の規定（知床遊覧船事故対策検討による法令改正を含む。）を包括するものとする。

なお、作成方針は図表1-1のとおり。

図表1-1 作成方針

	定期検査及び年次検査実施基準 > 船舶安全法	定期検査及び年次検査実施基準 = 船舶安全法	定期検査及び年次検査実施基準 < 船舶安全法
現行	自衛隊法に基づき、独自に堪航性等を確保するため、検査官・監督官が個艦別に技術判断することで現行の規定がある。		
	↓ 規定 有り	↓	規定 無し ↓
改正案	現行のままか船舶安全法と同等にするかを検討する。	規定する。	追加規定する。
	① 改正案は、必須検査項目を厳選し、明確化するものとする。 ② 船舶管理会社は、改正案に基づき、令和6年度～令和10年度の5年間の定期検査又は年次検査の実施計画を地方総監に申請し、承認を得るものとする。 ③ 技術補給監理官たる造修補給所長の業務は、艦船造修整備規則第10条を堅持するものとする。 具体的には、当該年度の定期検査又は年次検査を、定期検査実施基準又は年次検査実施基準の総則「検査は、立会い又は書類審査の方法により行う」と共に、その検査仕様について、同総則「検査の一部を省略することができる」及び検査の方法で「必要と認める場合は」を技術判断するところが肝要である。		

第2章 第1種支援船と民間船舶の技術上の相違点

1 海自第1種支援船と民間船舶の種類について

(1) 海自第1種支援船

海自支援船の種類は、第1種から第5種に区分されている。

第1種支援船は、各港務隊等に所属し、艦艇等の港内支援にあたる船舶である。

(2) 民間船舶

民間船舶の種類は、支援船として区分されていない。

一般的には、内航船舶であり、機能と積載物による区分がされている。

なお、「船舶法」による区分と代表的な船舶は、参考資料のとおり。

概要は、添付資料のとおり。

●資料1：海上自衛隊支援船と民間船舶の種類

●資料2：海上自衛隊の保有する支援船

2 船体構造・装備（設備）の相違点

海自支援船と同等の民間船舶の船体構造はNK鋼船規則により製造されており、使用されている鋼材等の材料についても同等である。

装備品についても、JIS規格等によるいわゆる民生品であり、同等である。

なお、大型艦を支援する海自の「えい船」、「水船」、「油船」のマストに起倒式が採用されている。

3 機関装備（設備）の相違点

機関装備品は民間船舶と同仕様の機器及びJIS規格等を採用しており、技術的相違点はない。

また、油水分離器は「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、吹鳴装置は「海上衝突予防法」により規定されており、国土交通省認定及び日本舶用品検定協会の検定合格品であり、民間船舶が使用しているものと技術的相違点はない。

なお、「えい船」を除き、民間船は1軸船が多く採用されているが、海自の「水船」、「油船」、「運貨船」、「交通船（6t型を除く。）」は、2軸が、「設標・救難船」には3軸が採用されている。

4 電気装備（設備）の相違点

電気装備品は民間船舶と同仕様の機器及びJEM規格等を採用しており、技術的相違点はない。

また、航海灯は海上衝突予防法により規定されており、国土交通省認定及び日本舶用品検定協会の検定合格品であり、民間船舶が使用しているものと技術的相違点はない。

5 武器装備（設備）の相違点

武器装備品は民間船舶と同仕様の機器を採用しており、技術的相違点はない。

第1種支援船の具体例を資料3～7に示す。

- 資料3 : YT15(搭載機器一覧表)
- 資料4 : YW26(搭載機器一覧表)
- 資料5 : Y046(搭載機器一覧表)
- 資料6 : YL18(搭載機器一覧表)
- 資料7 : YF2137(搭載機器一覧表)

支援船の種類

【第1種】

- ・えい船 (YT)
- ・水 船 (YW)
- ・油 船 (YO/YG)
- ・廃油船 (YB)
- ・運貨船 (YL)
- ・交通船 (YF)
- ・設標・救難船 (YR)
- ・作業船 (YD)

YT

YW

【第2種】

- ・油槽船 (YOT)
- ・水中処分母船 (YDT)
- ・練習船 (YTE)

YO

【第3種】

- ・機動船 (B)
- ・カッター (C)
- ・伝馬船 (T)
- ・ヨット (Y)

YB

【第4種】

- ・保管船 (YAC)

【第5種】

- ・特別機動船 (SB)

YL

YR

YF

民間船舶の種類

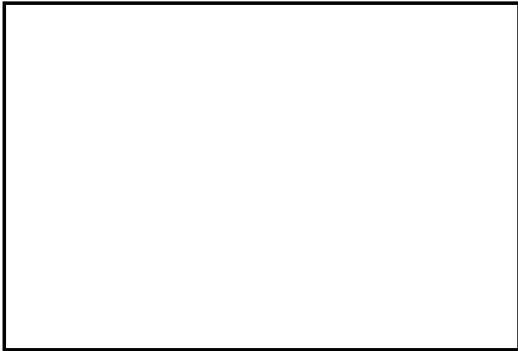
・ タグボート



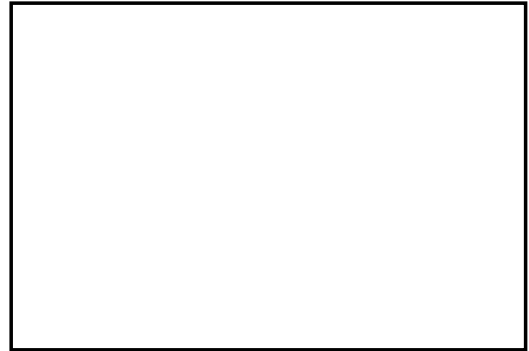
・ 給水船



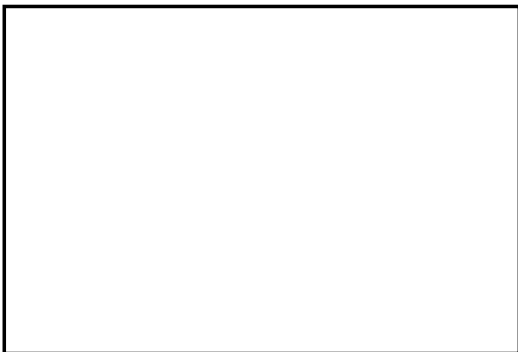
・ 油槽船



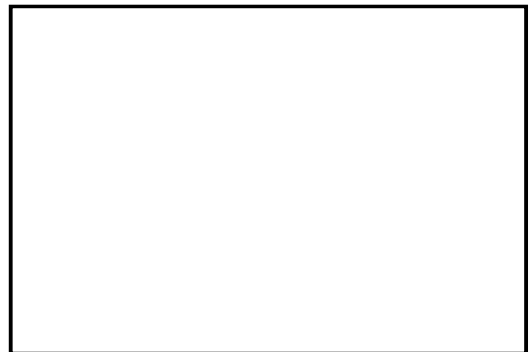
・ 旅客船(平水)



・ 清掃船(国交省所有)



・ 測量船(国交省所有)



・ 貨物船



1. 日本船舶と外国船舶

船舶の有する国籍(第2章参照)を標準とする区別であり、日本の国籍を有する船舶を日本船舶とし、日本国籍を有しないものは特定の外国の国籍を有すると否とを問わず、外国船舶とする。

2. 商船と非商船

船舶が、商行為をなす目的のため、航海の用に供せられる(商法684条参照)か否かによる区別であり、商船(海商法上の船舶)に属するものとしては、貨物船、タンカー、旅客船、移民船、救助作業船、工作船、水先案内船等がある。

非商船に属するものとしては、漁船、快遊船等がある。もっとも、航海の用に供せられる船舶は、官庁又は公署の所有に属するものを除き、非商船であっても、商法海商編の準用から、この分類による実益は少ないと思われる。

3. 登簿船(登記船)と不登簿船(不登記船)

船舶が、登記及び登録に適するか否かによる分類である。登記をなし、かつ、船舶国籍証書の交付を受けることができ、またこれをなすことを要する船舶を登簿船(登記船)とし、これらをなすことができないものを不登簿船(不登記船)とする。

なお、不登簿船のうち、船籍票の交付を受けることを要する船舶を船籍票船という。この分類の実益は、所有権移転の対抗要件、貸借の登記及び抵当権の目的につき、異なる取扱を受ける点にある。

4. 汽船と帆船

船舶の運航装置を標準とする分類である。汽船とは、主として機械力をもって運航する装置を有する船舶をいい、蒸気を用いるか否かを問わない。帆船とは、主として帆をもって運航する装置を有する船舶をいい、推進機関を有するか否かを問わない。

この分類の実益は、船舶安全法、海上衝突予防法、船員法、船舶職員法等の適用及び救助料の分配等につき、異なる取扱を受ける点にある。

(注) 船籍票に記載すべき汽船又は帆船の区別は、運航装置の有無及び利用の程度を基準として定められるものであるから、登簿船の汽船又は帆船の区別とは規定の表現が異なるが、その意義は同様である。

ただし、海上衝突予防法においては、機関を用いて推進する船舶は動力船とされる。

また、機関を用いて推進する船舶であっても、帆を用いて動力を用いてないときは、帆船とみなし、動力を用いている船舶は、帆を用いているか否かにかかわらず、動力船とされることに注意すべきである。

5. 航海船(海船)と非航海船(内水船)

船舶の航行区域を標準とする分類である。航海船とは、平水区域以外の航行区域をその航行区域とする船舶をいう。内水船とは、平水区域をその航行区域とする船舶をいう。

この分類の実益は商法の適用又は準用の有無の差異を生ずる点にある。

海上自衛隊の保有する支援船

第1種支援船				
えい船 (YT)	排水量	船質	数量	
えい船58号型	260t	鋼	28隻	えい船71号 (YT-71)、えい船72号 (YT-72)、えい船73号 (YT-73)、えい船74号 (YT-74)、えい船78号 (YT-78)、えい船79号 (YT-79)、えい船81号 (YT-81)、えい船84号 (YT-84)、えい船86号 (YT-86)、えい船89号 (YT-89)、えい船90号 (YT-90)、えい船92号 (YT-92)、えい船94号 (YT-94)、えい船95号 (YT-95)、えい船96号 (YT-96)、えい船97号 (YT-97)、えい船99号 (YT-99)、えい船01号 (YT-01)、えい船02号 (YT-02)、えい船04号 (YT-04)、えい船05号 (YT-05)、えい船08号 (YT-08)、えい船10号 (YT-10)、えい船11号 (YT-11)、えい船12号 (YT-12)、えい船13号 (YT-13)、えい船14号 (YT-14)、えい船15号 (YT-15)
えい船75号型	50t	鋼	16隻	えい船75号 (YT-75)、えい船76号 (YT-76)、えい船77号 (YT-77)、えい船80号 (YT-80)、えい船82号 (YT-82)、えい船83号 (YT-83)、えい船85号 (YT-85)、えい船87号 (YT-87)、えい船88号 (YT-88)、えい船91号 (YT-91)、えい船93号 (YT-93)、えい船98号 (YT-98)、えい船03号 (YT-03)、えい船06号 (YT-06)、えい船07号 (YT-07)、えい船09号 (YT-09)
水船 (YW)				
水船17号型	310t	鋼	8隻	水船19号 (YW-19)、水船20号 (YW-20)、水船21号 (YW-21)、水船22号 (YW-22)、水船23号 (YW-23)、水船24号 (YW-24)、水船25号 (YW-25)、水船26号 (YW-26)
油船 (YO)				
油船25号型	490t	鋼	18隻	油船29号 (YO-29)、油船30号 (YO-30)、油船31号 (YO-31)、油船33号 (YO-33)、油船34号 (YO-34)、油船35号 (YO-35)、油船36号 (YO-36)、油船37号 (YO-37)、油船38号 (YO-38)、油船39号 (YO-39)、油船40号 (YO-40)、油船41号 (YO-41)、油船42号 (YO-42)、油船43号 (YO-43)、油船44号 (YO-44)、油船45号 (YO-45)、油船46号 (YO-46)、油船47号 (YO-47)
油船28号型	270t	鋼	2隻	油船28号 (YO-28)、油船32号 (YO-32)
軽質油船 (YG)				
油船203号型	270t	鋼	5隻	油船205号 (YG-205)、油船206号 (YG-206)、油船207号 (YG-207)、油船208号 (YG-208)、油船209号 (YG-209)
廃油船 (YB)				
廃油101号型 (非自走)	100t	鋼	5隻	廃油船105号 (YB-105)、廃油船106号 (YB-106)、廃油船107号 (YB-107)、廃油船108号 (YB-108)、廃油船109号 (YB-109)
運貨船 (YL)				
自走型				
運貨船9号型	50t	鋼	7隻	運貨船12号 (YL-12)、運貨船13号 (YL-13)、運貨船14号 (YL-14)、運貨船15号 (YL-15)、運貨船16号 (YL-16)、運貨船17号 (YL-17)、運貨船18号 (YL-18)
非自走型				
運貨船119号型	200t	鋼	2隻	運貨船120号 (YL-120)、運貨船121号 (YL-121)

第1種支援船

交通船 (YF)					
交通船1029号型	11t	FRP	4隻	交通船1029号 (YF-1029)、交通船1030号 (YF-1030)、交通船1032号 (YF-1032)、交通船1033号 (YF-1033)	
交通船1034号型	11t	FRP	1隻	交通船1034号 (YF-1034)	
交通船2088号型	6t	FRP	11隻	交通船2131号 (YF-2131)、交通船2139号 (YF-2139)、交通船2142号 (YF-2142)、交通船2143号 (YF-2143)、交通船2144号 (YF-2144)、交通船2145号 (YF-2145)、交通船2146号 (YF-2146)、交通船2147号 (YF-2147)、交通船2148号 (YF-2148)、交通船2149号 (YF-2149)、交通船2154号 (YF-2154)	
交通船2121号型	25t	鋼	9隻	交通船2124号 (YF-2124)、交通船2125号 (YF-2125)、交通船2127号 (YF-2127)、交通船2128号 (YF-2128)、交通船2129号 (YF-2129)、交通船2132号 (YF-2132)、交通船2135号 (YF-2135)、交通船2138号 (YF-2138)、交通船2141号 (YF-2141)	
交通船2123号型	12t	FRP	5隻	交通船2126号 (YF-2126)、交通船2130号 (YF-2130)、交通船2134号 (YF-2134)、交通船2153号 (YF-2153)、交通船2155号 (YF-2155)	
交通船2133号型	5t	FRP	1隻	交通船2133号 (YF-2133)	
交通船2136号型	5.3t	FRP	1隻	交通船2136号 (YF-2136)	
交通船2137号型	30t	FRP	2隻	交通船2137号 (YF-2137)、交通船2152号 (YF-2152)	
交通船2150号型	50t	鋼	2隻	交通船2150号 (YF-2150)、交通船2151号 (YF-2151)	
設標・救難船 (YR)					
設標・救難船1号型	60t	鋼	2隻	設標・救難船1号 (YR-01)、設標・救難船2号 (YR-02)	
作業船 (YD)					
作業船4号型	1.6t	FRP	2隻	作業船5号 (YD-05)、作業船6号 (YD-06)	

第2種支援船					
油槽船 (YOT)					
油槽船1号型	4,900t	鋼	2隻	油槽船1号 (YOT-01)、油槽船2号 (YOT-02)	
水中処分母船 (YDT)					
水中処分母船1号型	300t	鋼	6隻	水中処分母船1号 (YDT-01)、水中処分母船2号 (YDT-02)、水中処分母船3号 (YDT-03)、水中処分母船4号 (YDT-04)、水中処分母船5号 (YDT-05)、水中処分母船6号 (YDT-06)	
練習船 (YTE)					
練習船13号型	170t	鋼	2隻	練習船13号 (YTE-13)、練習船14号 (YTE-14)	
第3種支援船					
機動船 (B)					
機動船4017号型	—	FRP	1隻	機動船4017号 (B-4017)	
機動船4018号型	—	FRP	5隻	機動船4018号 (B-4018)、機動船4019号 (B-4019)、機動船4020号 (B-4020)、機動船4023号 (B-4023)、機動船4024号 (B-4024)	
機動船4021号型	—	FRP	2隻	機動船4021号 (B-4021)、機動船4022号 (B-4022)	
機動船4025号型	—	FRP	3隻	機動船4025号 (B-4025)、機動船4026号 (B-4026)、機動船4027号 (B-4027)	
カッター (C)					
カッター5001号型	—	FRP	4隻	カッター5158号 (C-5158)、カッター5159号 (C-5159)、カッター5160号 (C-5160)、カッター5161号 (C-5161)	
カッター5162号型	—	FRP	60隻	カッター5162号 (C-5162)、カッター5163号 (C-5163)、カッター5164号 (C-5164)、カッター5165号 (C-5165)、カッター5166号 (C-5166)、カッター5167号 (C-5167)、カッター5168号 (C-5168)、カッター5169号 (C-5169)、カッター5170号 (C-5170)、カッター5171号 (C-5171)、カッター5172号 (C-5172)、カッター5173号 (C-5173)、カッター5174号 (C-5174)、カッター5175号 (C-5175)、カッター5176号 (C-5176)、カッター5177号 (C-5177)、カッター5178号 (C-5178)、カッター5179号 (C-5179)、カッター5180号 (C-5180)、カッター5181号 (C-5181)、カッター5182号 (C-5182)、カッター5183号 (C-5183)、カッター5184号 (C-5184)、カッター5185号 (C-5185)、カッター5186号 (C-5186)、カッター5187号 (C-5187)、カッター5188号 (C-5188)、カッター5189号 (C-5189)、カッター5190号 (C-5190)、カッター5191号 (C-5191)、カッター5192号 (C-5192)、カッター5193号 (C-5193)、カッター5194号 (C-5194)、カッター5195号 (C-5195)、カッター5196号 (C-5196)、カッター5197号 (C-5197)、カッター5198号 (C-5198)、カッター5199号 (C-5199)、カッター5200号 (C-5200)、カッター5201号 (C-5201)、カッター5202号 (C-5202)、カッター5203号 (C-5203)、カッター5204号 (C-5204)、カッター5205号 (C-5205)、カッター5206号 (C-5206)、カッター5207号 (C-5207)、カッター5208号 (C-5208)、カッター5209号 (C-5209)、カッター5210号 (C-5210)、カッター5211号 (C-5211)、カッター5212号 (C-5212)、カッター5213号 (C-5213)、カッター5214号 (C-5214)、カッター5215号 (C-5215)、カッター5216号 (C-5216)、カッター5217号 (C-5217)、カッター5218号 (C-5218)、カッター5219号 (C-5219)、カッター5220号 (C-5220)、カッター5221号 (C-5221)	

伝馬船 (T)					
伝馬船6081号型	1.5t	FRP	39隻	伝馬船6081号 (T-6081)、伝馬船6082号 (T-6082)、伝馬船6083号 (T-6083)、伝馬船6084号 (T-6084)、伝馬船6085号 (T-6085)、伝馬船6086号 (T-6086)、伝馬船6087号 (T-6087)、伝馬船6088号 (T-6088)、伝馬船6089号 (T-6089)、伝馬船6090号 (T-6090)、伝馬船6091号 (T-6091)、伝馬船6092号 (T-6092)、伝馬船6093号 (T-6093)、伝馬船6094号 (T-6094)、伝馬船6095号 (T-6095)、伝馬船6096号 (T-6096)、伝馬船6097号 (T-6097)、伝馬船6098号 (T-6098)、伝馬船6099号 (T-6099)、伝馬船6100号 (T-6100)、伝馬船6101号 (T-6101)、伝馬船6102号 (T-6102)、伝馬船6103号 (T-6103)、伝馬船6104号 (T-6104)、伝馬船6105号 (T-6105)、伝馬船6106号 (T-6106)、伝馬船6107号 (T-6107)、伝馬船6108号 (T-6108)、伝馬船6109号 (T-6109)、伝馬船6110号 (T-6110)、伝馬船6112号 (T-6112)、伝馬船6113号 (T-6113)、伝馬船6114号 (T-6114)、伝馬船6115号 (T-6115)、伝馬船6116号 (T-6116)、伝馬船6117号 (T-6117)、伝馬船6118号 (T-6118)、伝馬船6119号 (T-6119)、伝馬船6120号 (T-6120)	
ヨット (Y)					
ヨット7021号型	—	FRP	4隻	ヨット7021号 (Y-7021)、ヨット7022号 (Y-7022)、ヨット7025号 (Y-7025)、ヨット7026号 (Y-7026)	
ヨット7023号型	—	FRP	7隻	ヨット7023号 (Y-7023)、ヨット7024号 (Y-7024)、ヨット7027号 (Y-7027)、ヨット7028号 (Y-7028)、ヨット7029号 (Y-7029)、ヨット7030号 (Y-7030)、ヨット7031号 (Y-7031)	
支援船第5種					
特別機動船 (SB)					
特別機動船1号型	1.9t	FRP + ゴム	6隻	特別機動船1号 (SB-01)、特別機動船2号 (SB-02)、特別機動船3号 (SB-03)、特別機動船4号 (SB-04)、特別機動船5号 (SB-05)、特別機動船6号 (SB-06)	
特別機動船7号型	1.9t	FRP + ゴム	10隻	特別機動船7号 (SB-07)、特別機動船8号 (SB-08)、特別機動船9号 (SB-09)、特別機動船10号 (SB-10)、特別機動船11号 (SB-11)、特別機動船12号 (SB-12)、特別機動船13号 (SB-13)、特別機動船14号 (SB-14)、特別機動船15号 (SB-15)、特別機動船16号 (SB-16)	
特別機動船17号型	2.1t	FRP + ゴム	6隻	特別機動船17号 (SB-17)、特別機動船18号 (SB-18)、特別機動船19号 (SB-19)、特別機動船20号 (SB-20)、特別機動船21号 (SB-21)、特別機動船22号 (SB-22)	
特別機動船23号型	5.9t	FRP + ゴム	3隻	特別機動船23号 (SB-23)、特別機動船24号 (SB-24)、特別機動船25号 (SB-25)	

第1種支援船の要目等及び民間船舶との相違点

- 1 えい船 (Y T 1 5 号)
- 2 水 船 (Y W 2 6 号)
- 3 油 船 (Y O 4 6 号)
- 4 運貨船 (Y L 1 8 号)
- 5 交通船 (Y F 2 1 3 7 号)

海自第1種支援船の要目等（民間船舶との相違点付）

概 要		分類：船体構造・装備（設備）					民間船舶（装備品等）との技術的相違点						
		装備品等（名称）	数量	型 式	適用規格	材 質							
艦船名：えい船15号（えい船58号型）（260t）		船殻	①船型 ②構造方式	1	丸底型、単底	NK規格	KA、KB	なし					
				1	横肋骨式	NK規格	KA、KB						
		外板	①外板 ②甲板 ③ビルジキール	1	板厚 10/9mm	NK規格	KA、KB	なし					
				1	板厚 10/6mm	NK規格	KA、KB						
				1	板厚 12mm	NK規格	KA、KB						
		建造造船所：榊栗之浦ドック 就役年月日：2022.12.14 同型艦隻数：28隻 Y:6 K:6 S:8 M:4 O:4		マスト	①起倒式	1	油圧駆動式			※海自YT15は、「ひゅうが」型、「いずも」型出入港支援のため起倒式となっている。			
用途	①艦艇の出入港支援 ②非自走船のえい航 ③消火	揚錨機		1	油圧駆動式	HWD-2.5-2GB2W-0		なし					
船質	鋼	揚索機		1	油圧駆動式	HRW-0.5-BW-0-HIT		なし					
基準排水量 (載貨重量) (ton)	354.3												
主要寸法 (m)	全長	31	主錨	320kg	2	ストックレス		なし					
	幅	8.6											
	深さ	3.8											
	喫水	2.4											
機 関	種別	ディーゼル	錨鎖	Φ19mm 250m	2		KSBS50	なし					
	軸数	2											
	出力 (PS)	2600	消火装置					なし					
	速力 (kt)	13											
相当航行 区域	沿海	①放水銃							2		DM-805		なし
		②自衛噴射ノズル							10		DM-805		なし
		③放水用ホース継手							6	MS式、65mm			なし
		④防火おの							2				なし
		⑤アプリケーション							3	小			なし
定員	士官 1名 曹士 6名 計 7名	⑥消火器(CO2)							4				なし
		⑦消火器(粉末)	4				なし						
		⑧消火ホース	20	40mm、65mm			なし						
技術上の 特記事項	救命器具	①救命浮環	2	定員：1			なし						
		②救命胴衣	7	定員：1			なし						
		③膨張式救命いかだ	10	定員：10			なし						
		救命人数合計	19				なし						
		タンク	①真水タンク	2	満載量23.08ton				なし				
	②バラストタンク		4	満載量30.44ton				なし					
	③燃料油タンク		2	満載量30.94ton				なし					
	④潤滑油タンク		1	満載量 5.29ton				なし					
	⑤水成膜泡原液タンク		1	満載量 1.50ton				なし					

艦船名：えい船15号（えい船58号型）（260t）							
分類：機関装備（設備）							
装備品等（名称）		数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点	
主機	ディーゼル機関	2	6L22HX (1300PS×2)	(株)IHI原動機		民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された機関若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した機関が搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した機関を搭載 民間船舶と同様の仕様の中型中速ディーゼル機関が採用されており、技術的相違点はない。 (IHI原動機はJG製造認定事業場)	
軸系装置	軸系	2	第1中間軸	(株)IHI原動機	炭素鋼鍛鋼品 SF590	民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された軸系装置若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した軸系装置を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した軸系装置を搭載 民間船舶と同様の仕様の軸系装置が採用されており、技術的相違点はない。 (IHI原動機はJG製造認定事業場)	
			第2中間軸				
			水平軸				
			第1、第2中間軸受				ラジアル軸受
			水平軸受				スラスト軸受
			隔壁パッキン箱				SS400
嵌脱装置（油圧作動湿式多板クラッチ）	2	AGCP142B-1	(株)IHI原動機				
旋回式推進装置	まがり歯傘歯車2段減速コルトノズル付旋回式推進装置	2	ZP-10	(株)IHI原動機		民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された旋回式推進装置若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した旋回式推進装置を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した旋回式推進装置を搭載 民間船舶と同様の仕様の旋回式推進装置が採用されており、技術的相違点はない。 (IHI原動機はJG製造認定事業場)	
	プロペラ	2	4翼固定式スキュードカプラン		アルミ青銅铸件 CAC703		
	潤滑油ポンプ	2	タンデム式歯車型				
	潤滑油プライミングポンプ	2	手動式 25A				
	潤滑油冷却器	2	円筒多管式				
	潤滑油こし器	各2	単式100メッシュ 単式150メッシュ 複式200メッシュ		ゴーズワイヤ式		
	旋回式油圧装置	2	アキシアルプランジャポンプ				

装備品等 (名称)		数量	型 式	適用規格	材 質	民間船舶 (装備品等) との技術的相違点	
補機	発電機用原動機	2	6CHL-TNA (122PS)	ヤンマー(株)		民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された機関若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した機関を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した機関を搭載 民間船舶と同様の仕様の小型高速ディーゼル機関が採用されており、技術的相違点はない。 (ヤンマーはJG製造認定事業場)	
	消防ポンプ用原動機	1	UM6SD1TCZ (345PS)	いすゞマリン(株)		調査した民間船には、消防ポンプ用原動機は搭載されていない。 民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された機関若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した機関を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した機関を搭載 民間船舶と同様の仕様の小型高速ディーゼル機関が採用されており、技術的相違点はない。	
	消防ポンプ (横型片吸込うず巻ポンプ)	1	CPC150-50BH	第一製作(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)	
	消火兼ビルジポンプ	1	EHS-81MCT 横型・1段片吸込式	大晃機械工業(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない (大晃機械工業はポンプ製造でJG製造事業場承認取得)	
	清水予熱循環ポンプ	1	TMS-40MA 横型・1段片吸込式	大晃機械工業(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない (大晃機械工業はポンプ製造でJG製造事業場承認取得)	
	雑用海水ポンプ	1	WP-405T-1 浅井戸用ポンプ	テラル多久(株)		井戸用ポンプとして市販されているポンプであり、民間船舶で同型ポンプを使用しているか不明。	
	自衛噴霧ポンプ(片吸込うず巻ポンプ)	1	CE65-16	第一製作(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)	
	油水分離器	1	コアレッサ式 (USH-05)	大晃機械工業(株)		「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に適合した機器を搭載しており、技術的相違点はない。 (JG型式承認機器)	
	油水分離器ビルジポンプ	1	LD-05NSA 往復動ポンプ	大晃機械工業(株)		「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に適合した機器を搭載しており、技術的相違点はない。 (大晃機械工業はポンプ製造でJG製造事業場承認取得)	
	燃料移動ポンプ	1	NHG-5MA 横型・内装軸受式	大晃機械工業(株)		船用の歯車ポンプであり、技術的相違点はない (大晃機械工業はポンプ製造でJG製造事業場承認取得)	
	潤滑油排油ポンプ	1	NHG-3MT 横型・内装軸受式	大晃機械工業(株)		船用の歯車ポンプであり、技術的相違点はない (大晃機械工業はポンプ製造でJG製造事業場承認取得)	
	手動ポンプ	ビルジポンプ	2	ウイング式			JIS規格ウイングポンプであり、技術的相違点はない。
		清水ポンプ	1				
		燃料移動ポンプ	1				
		潤滑油小出ポンプ	1				
潤滑油補給ポンプ		2					
機械室通風機	2	KFDT-650E	久保田工業(株)		船用マッシュルーム型通風機であり、技術的相違点はない。 (型式承認又は予備検査対象機器)		
推進器室通風機	1	KHDT-300B	久保田工業(株)		船用マッシュルーム型通風機であり、技術的相違点はない。 (型式承認又は予備検査対象機器)		
空気圧縮機	2	MG90A	(株)松原鉄工所		汎用品であり、技術的相違点はない。 (型式承認又は予備検査対象機器)		

装備品等 (名称)		数量	型 式	適用規格	材 質	民間船舶 (装備品等) との技術的相違点	
補機	起動空気だめ	2	200L×3.0MPa	(株)IHI原動機		ディーゼル主機に合わせ容量を設計された空気だめであり、容量が異なる可能性があるが、高圧空気タンクとして技術的相違点はない。	
	電気清水予熱器	1	SFLC-10	大栄電熱工業(株)		ニクロム線を使って清水を温める型式の予熱器。電気で予熱する型式であれば、メーカーが異なっても技術的相違はないと推定される。	
	ポンププロポーションナー	1	APP-65FR	深田工業(株)		当該船舶の消防ポンプに合わせた機能を持つプロポーションナーであるが、市販であり、技術的相違点はない。	
	タンク類	置タンク					各々の船型、ぎ装に合わせた設計となっているが、船用タンクとして技術的相違点はない。 (燃料タンク予備検査対象)
		・燃料重力タンク	2	1.8m ³		炭素鋼 SS400	
		・主機用清水膨張タンク	2	0.2m ³		炭素鋼 SS400	
		・旋回式推進装置用潤滑油貯蔵タンク	2	0.6m ³		炭素鋼 SS400	
				0.5m ³		炭素鋼 SS400	
		・潤滑油貯蔵タンク	1	0.6m ³		炭素鋼 SS400	
		・水成膜泡原液タンク	1	1.5m ³		ステンレス鋼 SUS304	
		・ビルジだめタンク	1	1.0m ³		炭素鋼 SS400	
		・ドレンタンク	1	0.1m ³		炭素鋼 SS400	
		船体付タンク					
		・燃料タンク	1	18.64m ³			
	・主機潤滑油だめタンク	1	5.76m ³				
	・汚油だめタンク	1	0.2m ³				
	煙路	消音器					<ul style="list-style-type: none"> ・消音器・煙突 各々の船型、ぎ装に合わせた設計となっているが、技術的相違点はない。 <ul style="list-style-type: none"> ・伸縮継手 規格物のベローズ型伸縮継手であり、技術的相違点はない。 <ul style="list-style-type: none"> ・煙突 各々の船型、ぎ装に合わせた設計となっているが、技術的相違点はない。
		・主機用	2	350A			
		・発電機用原動機用	1	100A			
		・消防ポンプ用原動機用	1	100A			
		伸縮継手(ベローズ型)					
		・主機用	2	350A			
		・発電機用原動機用	1	100A			
・消防ポンプ用原動機用	1	100A					
煙突(後方排気式)	1						
こし器	海水こし					JIS規格により設計、製造されているこし器であり、技術的相違点はない。	
	・消火兼ビルジポンプ	1	単式 80A				
	・雑用清水ポンプ	1	単式 32A				
	・消防ポンプ	1	単式 200A				
	・消防ポンプ用原動機	1	単式 50A				
	・自衛噴霧ポンプ	1	単式 80A				
	・主機	2	複式 80A				
	・発電機用原動機	1	単式 32A				
	潤滑油第1こし	2	単式ゴーズワイヤ 20メッシュ				
潤滑油第2こし	2	連立手動切替式 ノッチワイヤ 30μm					

装備品等 (名称)		数量	型 式	適用規格	材 質	民間船舶 (装備品等) との技術的相違点	
補機	こし器	燃料第1こし	2	連立手動切替式 ノッチワイヤ 150メッシュ		JIS規格により設計、製造されているこし器であり、技術的相違点はない。	
		燃料第2こし	2	オートクリーン式 50μm			
		ビルジこし					
		・推進器室ビルジ	1	ボックス 25A			
		・機械室ビルジ	1	ボックス 25A			
		・推進器室ビルジ	1	ボックス 40A			
		・機械室ビルジ	1	ボックス 50A			
	機械室雑 設備	床板装置	1式	縞鋼板		<ul style="list-style-type: none"> 床板装置 各々の船型、ぎ装に合わせて製作されているが、技術的相違点はない。 通風装置 各々の船型、ぎ装に合わせて製作されているが、技術的相違点はない。 吊上げ装置 市販のチェンブロック及びぎ装品に合わせて製作されたアイビーム、アイプレートであり、技術的相違点はない。 通信装置 専用に設計された通信装置ではなく、市販の機器が搭載されており。技術的相違点はないと推定される。 エアホーン 「海上衝突予防法」に適合したエアホーンが搭載されており、技術的相違点はない。 (型式承認対象機器) 日誌台/工作台 各々の船型、ぎ装に合わせて製作されているが、技術的相違点はない。 	
		通風装置 (通気用ダクト)	1式				
		吊上装置	チェンブロック	2	1.0 T		
			アイビーム/アイプレート	1式			
		通信装置		1	操舵室直通電話		
				1	テレグラフ		
		エアホーン	1	A100E	伊吹工業(株)		
日誌台	1						
工作台	1						
船底付弁	海水吸入弁 (主発電機用原動機へ)	2	アングル弁 5K-32A	ヤンマーパワーテクノロジー(株)	青銅铸件 BC	JIS規格の弁であり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)	
	海水吸入弁 (冷却海水ポンプへ)	2	アングル弁 5K-80A	(株) I H I 原動機	炭素鋼 SC		
	海水吸入弁 (消防ポンプ用原動機へ)	1	アングル弁 5K-50A	(株) 大鳥製作所 JIS F7312	炭素鋼 SC		
	海水吸入弁 (消防兼雑用水ポンプへ)	1	アングル弁 5K-80A	(株) 大鳥製作所 JIS F7312	炭素鋼 SC		
	海水吸入弁 (自衛噴霧ポンプへ)	1	アングル弁 5K-80A	(株) 大鳥製作所 JIS F7312	炭素鋼 SC		
	海水吸入弁 (消防ポンプへ)	1	アングル弁 5K-200A	(株) 大鳥製作所 JIS F7312	炭素鋼 SC		
	海水吸入弁 (ビルジポンプへ)	1	アングル弁 5K-25A	岸上バルブ(株) JIS F7427	青銅铸件 BC		

艦船名：えい船15号（えい船58号型）（260t）									
分類：電気装備（設備）									
装備品等（名称）	数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点				
一次電源装置	主発電機	2	ブラシレス交流発電機、防滴型 80kW、450V、3相、1800rpm	JEM-1274	鋼材、銅板、銅線 ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。			
	主配電盤	1	デッドフロント防滴自立型 AC440V、220V、100V	JIS、JEM	鋼材ほか	同上			
	船外受電箱	1	防水壁掛形 AC440V、70A、AC100V、30A	注1	鋼材ほか	同上			
	配電方式	—	動力回路 440V、3相、3線式 照明回路100V、単相、2線式 直流回路24V、2線式	注1	—				
二次電源装置	変圧器	4	乾式自冷形 AC450V/220V 20kVA×1 AC450V/105V 15kVA×1 AC105V/DC24V ×2	JEM	ケイ素鋼板、銅線 ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。			
	整流器	1	AC105V→DC24V、60A	注1	半導体ほか	同上			
	蓄電池	8 4	PB12-90（一般用） PB12-90（起動用）	注1	鉛、硫酸、セパ レータほか	同上			
照明・信号装置	甲板照明灯	1 1	室内操作型探照灯（BCT-30SU）110V 機側操作型探照灯（BDT-30SU）110V	注1	ステンレス、アル ミ材ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。			
	投光器	4	FDL-R13 100V						
	航海灯・信号灯	—							
	マスト灯	1	AC/DC24V 40W NB-AM1型 第1種	注1	合成樹脂ほか	海上衝突予防法により規定された航海灯で、国土交通省認定及び日本 舶用品検定協会の検定合格品であり、民間船舶が使用しているものと 技術的相違点はない。			
	げん灯	1組	右げん AC/DC24V 40W NB-AS1型 第1種 左げん AC/DC24V 40W NB-AP1型 第1種						
	船尾灯	1	AC/DC24V 20W NB-AT1型 第1種						
	停泊灯	1	AC/DC24V 20W NB-AW1型 第1種						
	赤灯	2	AC/DC24V 20W NB-AR1型 第1種						
	えい航灯（前部）	2	AC/DC24V 20W NB-AM1型 第1種						
	えい航灯（後部）	1	AC/DC24V 20W NB-AY1型 第1種						
	赤色回転灯	1	DC24V						
動力・電熱装置	油圧ポンプユニット	1	18.5kW、全閉外扇型				JEM	ケイ素鋼板、銅、 アルミ棒ほか	電動機は原則として、民間船舶と同様の規格に基づき製作されてお り、技術的相違点はない。
	真水ポンプ	2	0.75kW、防滴（汎用）						
	機械室通風機	2	3.7kW、軸流内装型						
	推進器室排風機	1	0.4kW、軸流内装型						
	清水予熱循環ポンプ	1	1.5kW、全閉外扇型						
	空気圧縮機	2	5.5kW、全閉外扇型						
	消火兼ビルジポンプ	1	11kW、全閉外扇型						

装備品等 (名称)		数量	型 式	適用規格	材 質	民間船舶 (装備品等) との技術的相違点
動力・電熱装置	油水分離器ビルジポンプ	1	0.4kW、全閉外扇型	JEM	ケイ素鋼板、銅、アルミ棒ほか	電動機は原則として、民間船舶と同様の規格に基づき製作されており、技術的相違点はない。
	潤滑油プライミングポンプ	1	2.2kW、全閉外扇型			
	潤滑油移送ポンプ	1	0.75kW、全閉外扇型			
	燃料油移送ポンプ	1	1.5kW、全閉外扇型			
	主機冷却海水ポンプ	2	5.5kW、全閉外扇型			
	自衛噴霧ポンプ	1	15kW、全閉外扇型			
通信・計測装置	全旋回式推進装置	1	ZP-10 まがり歯傘歯車2段減速コルトノズル付旋回推進装置 956kW(1300PS)	注1		民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	主機遠隔操縦装置	1	AC100V/DC24V 6L22HX 防滴型	注1		同上
電線	船用電線	1式	あじろがい装ケーブル	JIS C 3410	鉄、銅ほか	同上
	船外受電用電線	1式	3PNCT-3C×14mm ² 600Vゴムキャブタイヤケーブル	JIS C 3327	銅、EPゴム、NRゴムほか	同上

※注1：船舶設備規程、日本電機工業会規則 (JEM)、JIS

艦船名 : えい船15号 (えい船58号型) (260t)							
分類 : 武器装備 (設備)							
装備品等 (名称)	数量	型式	適用規格	材質	製造会社	民間船舶 (装備品等) との技術的相違点	
航海機器	風信儀	1	4型			日本エレクトリック・インスト	なし
	磁気コンパス	1	NT-165B			大阪布谷精器	なし
	ジャイロコンパス	1	ES-3			YDKテクノロジーズ	なし
	衛星航法装置	1	OPN-16			古野電気	なし
	小型電磁ログ	1	2型			YDKテクノロジーズ	なし
無線通信機	無線機	1	RRC-21			長野日本無線	なし (周波数は海自専用)
	無線機	2	RRC-17D			ソニック	なし
	無線機	1	RRC-22C			三菱電機特機システム	なし (海自のみ使用)
	無線機	1	RRC-19			東京計器	なし
	無線機	1	YRC-7B			ソニック	なし (周波数は海自専用)
	指令機	1	OIT-19C			長野日本無線	なし
電 測	レーダー	1	OPS-29L			光電製作所	なし

海自第1種支援船の要目等（民間船舶との相違点付）

艦船名		：水船26号（水船17号型）（310t）							
概要		分類：船体構造・装備（設備）							
装備品等（名称）		数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点			
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	船殻	①船型	1	丸底型、単底	NK規格	なし			
		②構造方式	1	横肋骨式	NK規格				
	外板	①外板	1	板厚 8mm	NK規格	なし			
		②甲板	1	板厚 7mm	NK規格				
		③ビルジキール	1	板厚 10mm	NK規格				
	建造造船所：警固屋船渠㈱		マスト	①起倒式	1	油圧駆動式	※海自YW26は、「ひゅうが」型、「いずも」型出入港支援のため起倒式となっている。		
就役年月日：2022.7.29									
同型艦隻数：8隻 Y：2 K：3 S：1 M：1 O：1									
用途	艦艇への給水支援		揚錨機	1	主機駆動式	なし			
船質	鋼		係船機	1	主機駆動式	なし			
基準排水量 （載貨重量） （ton）	342.1								
主要寸法 （m）	全長	37.7	主錨 副錨	2 1	ストックレス	なし			
	幅	6.8							
	深さ	3.6							
	喫水	2.7							
機 関	種別	ディーゼル	錨鎖	2		KSBS50			
	軸数	2							
	出力 （PS）	273.6	消火装置	1	吐出圧力 0.65/0.3 Mpa	力量 13/26m ³ /min			
	速力 （kt）	9.2							
相当航行 区域	沿海	②万能ノズル					4	Φ40	なし
		③アプリケーション					2		なし
		④消火器（CO2）	2		なし				
		⑤消火器（粉末）	6		なし				
		⑥泡原液	10	200缶	なし				
		⑦消火ホース	17	40mm、65mm	なし				
		技術上の 特記事項	定員	士 官	2 名	救命器具	①救命浮環	4	定員：1
曹 士	3 名			②救命胴衣	5		定員：1	なし	
計	5 名			③膨張式救命いかだ	6		定員：6	なし	
救命人数合計	15				なし				
タンク	①真水タンク		1	満載量 3.96 ton	なし				
	②バラストタンク		2	満載量 38.54 ton	なし				
	③燃料油タンク		2	満載量 8.73 ton	なし				
	④貨物水タンク		4	満載量 370.9 ton	なし				

艦船名：水船26号（水船17号型）（310t）						
分類：機関装備（設備）						
装備品等（名称）		数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点
主機	ディーゼル機関	2	UM6SD1T (180PS×2)	いすゞ自動車エンジン販売 (株)		民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された機関若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した機関を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した機関を搭載 民間船舶と同様の仕様の小型高速ディーゼル機関が採用されており、技術的相違点はない。
軸系・ プロペラ	プロペラ軸	2		(株)高澤製作所	炭素鋼鍛鋼品 SF590A	民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された固定プロペラ推進装置若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した固定プロペラ推進装置を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した固定プロペラ推進装置を搭載 民間船舶と同様の仕様の固定プロペラ推進装置が採用されており、技術的相違点はない。 (高澤製作所及びナカシマプロペラは製造認定事業所)
	中間軸	2		(株)高澤製作所	炭素鋼鍛鋼品 SF590A	
	プロペラ	2	3翼 一体型	ナカシマプロペラ(株)	アルミ青銅铸件 CAC703	
補機	補助ディーゼル機関	1	4CHL-TNA (74PS×1)	ヤンマーパワーテクノロジー(株)		民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された機関若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した機関を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した機関を搭載 民間船舶と同様の仕様の小型高速ディーゼル機関が採用されており、技術的相違点はない。 (ヤンマーはJG製造認定事業場)
	舵取機	1	電動油圧式	YAMAX(株)		民間船舶：船舶設備規定により、製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された舵取機（操舵装置）を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した舵取機を搭載 民間船舶と同様の仕様の舵取機が採用されており、技術的相違点はない。
	貨物水ポンプ	2	横型うず巻自吸式	サノコエンジニアリング(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
	空気圧縮機	1	立型2段圧縮海水冷却式	松原鐵工所(株)		汎用品であり、技術的相違点はない。 (型式承認又は予備検査対象機器)
	手動空気圧縮機	1	横型往復動式	ヤンマーパワーテクノロジー(株)		汎用品の往復駆動の船用手動操作ポータブル空気圧縮機であり、技術的相違点はない。
	起動空気だめ	2	120L×3.0MPa	金澤鐵工(株)		ディーゼル主機に合わせ容量を設計された空気だめであり、容量が異なる可能性があるが、高圧空気タンクとして技術的相違点はない。
	消火海水兼バラストポンプ	1	横型電動うず巻自吸式	大晃機械工業(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
	清水予熱循環ポンプ	1	横型電動うず巻式	大晃機械工業(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
	ビルジポンプ	1	横型電動うず巻自吸式	大晃機械工業(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
機械室通風機	1	立型電動軸流内装型可逆式	大洋電機(株)		JIS、JEC、JEM、各種船級による軸流ファンであり、技術的相違点はない。	

装備品等 (名称)		数量	型 式	適用規格	材 質	民間船舶 (装備品等) との技術的相違点	
補機	油水分離器	1	コアレッサ式 (UHS-05)	大晃機械工業(株)		「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に適合した機器を搭載しており、技術的相違点はない。 (JG型式承認機器)	
	油水分離器附属ビルジポンプ	1	横型電動うず巻式	大晃機械工業(株)			
	電気清水予熱器 (8kW)	1	シーズヒータ式	ハリソン産業(株)		ニクロム線を使って清水を温める型式の予熱器。電気で予熱する型式であれば、メーカーが異なっても技術的相違点はない。	
	手動ポンプ	ビルジポンプ	1	横型往復動式	新倉工業(株)		汎用製品の往復動ポンプであり、必要な量のビルジ汲上げ性能を満たしたポンプが搭載されており、技術的相違点はない。
		燃料移動ポンプ	1	ウイング式	アクアシステム(株)		JIS規格ウイングポンプであり、技術的相違点はない。
	タンク類	置タンク					各々の船型、ぎ装に合わせた設計となっているが、船用タンクとして技術的相違点はない。 (燃料タンクは予備検査対象)
		・潤滑油タンク	1	0.5m ³			
		・油圧作動油タンク	1	0.1m ³			
		・汚物処理タンク	1	0.2m ³			
		船体付タンク					
		・燃料タンク	2	5.48m ³			
		・真水タンク	1	3.96m ³			
		・ビルジだめタンク	1	0.55m ³			
	・汚油タンク	1	0.25m ³				
煙路	主機用消音器	2				・消音器 各々の船型、ぎ装に合わせた設計となっているが、技術的相違点はない。 ・伸縮継手 規格物のペローズ型伸縮継手であり、技術的相違点はない。	
	主機用伸縮継手(ペローズ型)	2					
機械室雑設備	エアホーン	1		伊吹工業(株)		・エアホーン 「海上衝突予防法」に適合したエアホーンが搭載されており、技術的相違点はない。 (型式承認対象機器) ・日誌台/工作台 各々の船型、ぎ装に合わせて製作されているが、技術的相違点はない。	
	日誌台	1					
	工作台	1					
船底付弁	海水吸入弁 (冷却海水ポンプへ)	2	アングル弁 10K-50A	(株)フジ	炭素鋼 S C	JIS規格の弁であり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)	
	海水吸入弁 (消火兼バラストポンプへ)	1	アングル弁 10K-80A	(株)フジ			
	海水吸入弁 (補助機関冷却水ポンプへ)	1	アングル弁 5K-32A	(株)備後バルブ	アルミ 青銅铸件 C A C		
	空気抜弁 (海水吸入箱空気抜)	2	アングル弁 5K-40A	(株)備後バルブ			

艦船名：水船26号（水船17号型）（310t）						
分類：電気装備（設備）						
装備品等（名称）	数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点	
一次電源装置	主発電機	1	ブラシレス交流発電機、防滴型 40kW、450V、3相、1800rpm	JG、NK、JEM-1274	鋼材、銅板、銅線 ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	主配電盤	1	デッドフロント防滴自立型 AC440V、100V、DC24V	JG	鋼材ほか	同上
	船外受電箱	1	防水壁掛形 AC440V、50A、AC100V、30A	注1	鋼材ほか	同上
	配電方式	—	動力回路 440V、3相、3線式 照明回路100V、単相、2線式 直流回路24V、2線式	注1	—	
二次電源装置	変圧器	1	乾式自冷形 AC450V/105V 20kVA	JEM、JG、NK	ケイ素鋼板、銅線 ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	整流器	1	AC100V→DC25.8/18.8V、50A	注1	半導体ほか	同上
	蓄電池	8	PB12-90	注1	鉛、硫酸、セパ レータほか	同上
照明・信号装置	投光器	1	反射形 AC100V、500W	注1	ステンレス、アル ミ材ほか	同上
	航海灯・信号灯	—				
	マスト灯	1	AC/DC24V 60W NB-AM1型 第1種	注1	合成樹脂ほか	海上衝突予防法により規定された航海灯で、国土交通省認定及び日本 舶用品検定協会の検定合格品であり、民間船舶が使用しているものと 技術的相違点はない。
	げん灯	1組	右げん AC/DC24V 60W NB-AS1型 第1種 左げん AC/DC24V 60W NB-AP1型 第1種			
	船尾灯	1	AC/DC24V 40W NB-AT1型 第1種			
	停泊灯	1	AC/DC24V 40W NB-AW1型 第1種			
	作業標識灯（紅）	2	AC/DC24V 60W NB-AR1型 第1種			
	作業標識灯（白）	1	AC/DC24V 40W NB-AW1型 第1種			
動力・電熱装置	舵取機油圧ポンプ	1	1.1kW、全閉外扇型			
	機械室通風機	1	1.5kW、軸流内装型			
	油水分離器付属ビルジポンプ	1	0.4kW、全閉外扇型			
	真水ポンプ	1	0.4kW、防滴（汎用）			
	空気圧縮機	1	3.7kW、全閉外扇型			
	清水予熱循環ポンプ	1	1.5kW、全閉外扇型			
	消火海水兼バラストポンプ	1	11kW、全閉外扇型			
	ビルジポンプ	1	1.5kW、全閉外扇型			
	冷房冷却水ポンプ	1	0.75kW、全閉外扇型			

装備品等（名称）		数量	型 式	適用規格	材 質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点
通信・計測装置	主機操縦装置	1	DC24V、電気式回転計、表示装置	注 1		民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	舵角発信器	1	DC24V、RAT-2P	注 1		同上
	舵角指示器	1	DC24V、DF-R55	注 1		同上
電線	船用電線	1式	あじろがい装ケーブル	JIS C 3410	鉄、銅ほか	同上
	船外受電用電線	1式	3PNCT-3C×14mm ² 600Vゴムキャプタイヤケーブル	JIS C 3327	銅、EPゴム、NRゴムほか	同上

※注 1：船舶設備規程、日本電機工業会規則（JEM）、JIS

艦船名 : 水船26号 (水船17号型) (310 t)							
分類 : 武器装備 (設備)							
装備品等 (名称)	数量	型式	適用規格	材質	製造会社	民間船舶 (装備品等) との技術的相違点	
航海機器	風信儀	1	4型			光進電気工業	なし
	磁気コンパス	1	NT-165B			大阪布谷精器	なし
	ジャイロコンパス	1	ES-3			横河電子機器	なし
	小型電磁ログ	1	2型			横河電子機器	なし
無線通信機	無線機	1	RRC-21			長野日本無線	なし (周波数は海自専用)
	無線機	2	RRC-17D			ソニック	なし
	無線機	1	RRC-22C			三菱電機特機システム	なし (海自のみ使用)
	無線機	1	RRC-19			東京計器	なし
	無線機	1	YRC-7B			ソニック	なし (周波数は海自専用)
	指令機	1	OIT-19C			長野日本無線	なし
電 測	レーダー	1	OPS-29 L			光電製作所	なし

海自第1種支援船の要目等（民間船舶との相違点付）

艦船名		油船46号（油船25号型）（490t）							
概要		分類：船体構造・装備（設備）							
		装備品等（名称）	数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点		
	船殻	①船型 ②構造方式	1	丸底型、単底	NK規格	KA、KB	なし		
			1	縦肋骨式	NK規格	KA、KB			
		外板	①外板 ②甲板 ③ビルジキール	1	板厚 9mm	NK規格	KA、KB	なし	
				1	板厚 8mm	NK規格	KA、KB		
				1	板厚 11mm	NK規格	KA、KB		
		建造造船所：内海造船株		マスト	1	油圧駆動式			※海自Y046は、「ひゅうが」型、「いずも」型出入港支援のため起倒式となっている。
就役年月日：2021.12.20									
同型艦隻数：18隻 Y：4 K：4 S：5 M：3 O：2									
用途	艦艇への給油支援		揚錨機	1	主機駆動式		なし		
船質	鋼		係船機	1	主機駆動式		なし		
基準排水量 （載貨重量） （ton）	531.09								
主要寸法 （m）	全長	46.5	主錨 副錨	460kg 150kg	2 1	ストックレス ストック付	なし		
	幅	7.8							
	深さ	3.6	錨鎖	Φ26mm 150m	2		KSBS50		
	喫水	3.0							
機関	種別	ディーゼル	消火装置	①消火海水兼バラストポンプ	1	吐出圧力 0.70/0.35 Mpa	力量 13/26m ³ /min	なし	
	軸数	2							
	出力 （PS）	300.5							
	速力 （kt）	9.8							
技術上の 特記事項	相当航行 区域	沿海	②万能ノズル ③アプリケーション ④消火器（CO2） ⑤消火器（粉末） ⑥泡原液 ⑦消火ホース	4	Φ40			なし	
				2				なし	
	2					なし			
	5					なし			
	5	200缶				なし			
	12	40mm、65mm				なし			
	定員	士官		2名	救命器具	①救命浮環	4	定員：1	
			曹士	5名		②救命胴衣	7	定員：1	
		計	7名	③膨張式救命いかだ		10	定員：10		なし
						救命人数合計	21		
	タンク			①真水タンク	1	満載量 7.6ton			なし
				②バラストタンク	2	満載量 76.5ton			なし
③燃料油タンク				2	満載量 15.9ton			なし	
④貨物油タンク				6	満載量 496.2ton			なし	

艦船名：油船46号（油船25号型）（490t）						
分類：機関装備（設備）						
装備品等（名称）		数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点
主機	ディーゼル機関	2	6HA2M-WHT (250PS×2)	ヤンマーパワーテクノロジー(株)		民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された機関若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した機関が搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した機関を搭載 民間船舶と同様の仕様の小型高速ディーゼル機関が採用されており、技術的相違点はない。 (ヤンマーパワーテクノロジーはJG製造認定事業場)
軸系・プロペラ	プロペラ軸	2		(株)高澤製作所	炭素鋼鍛鋼品 SF590A	民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された固定プロペラ推進装置若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した固定プロペラ推進装置を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した固定プロペラ推進装置を搭載 民間船舶と同様の仕様の固定プロペラ推進装置が採用されており、技術的相違点はない。 (高澤製作所及びナカシマプロペラは製造認定事業所)
	中間軸	2		(株)高澤製作所	炭素鋼鍛鋼品 SF590A	
	プロペラ	2	3翼 一体型	ナカシマプロペラ(株)	アルミ青銅铸件 CAC703	
補機	補助ディーゼル機関	1	4CHL-TNA (74PS×1)	ヤンマーパワーテクノロジー(株)		民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された機関若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した機関が搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した機関を搭載 民間船舶と同様の仕様の小型高速ディーゼル機関が採用されており、技術的相違点はない。 (ヤンマーパワーテクノロジーはJG製造認定事業場)
	舵取機	1	電動油圧式	YAMAX(株)		民間船舶：船舶設備規定により、製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された舵取機（操舵装置）を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した舵取機を搭載 民間船舶と同様の仕様の舵取機が採用されており、技術的相違点はない。
	貨物油ポンプ	2	横型うず巻自吸式	大晃機械工業(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
	貨物油ポンプ用減速機	2	1段減速歯車式	大晃機械工業(株)		船用の歯車ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
	空気圧縮機	1	立型2段圧縮海水冷却式	松原鐵工所(株)		汎用品であり、技術的相違点はない。 (型式承認又は予備検査対象機器)
	手動空気圧縮機	1	横型往復動式	ヤンマーパワーテクノロジー(株)		汎用品の往復駆動の舶用手動操作ポータブル空気圧縮機であり、技術的相違点はない。
	起動空気だめ	2	150L×3.0MPa	金澤鐵工(株)		ディーゼル主機に合わせ容量を設計された空気だめであり、容量が異なる可能性があるが、高压空気タンクとして技術的相違点はない。
	消火海水兼バラストポンプ	1	横型電動うず巻自吸式	大晃機械工業(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
	清水予熱循環ポンプ	1	横型電動うず巻式	大晃機械工業(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
	ビルジポンプ	1	横型電動うず巻自吸式	大晃機械工業(株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)

装備品等 (名称)		数量	型 式	適用規格	材 質	民間船舶 (装備品等) との技術的相違点	
補機	機械室通風機 (機械室用)	1	立型電動軸流内装型可逆式	大洋電機(株)		JIS、JEC、JEM、各種船級による軸流ファンであり、技術的相違点はないと推定される。	
	機械室通風機 (ポンプ室用)	1	横型電動軸流内装型可逆式	大洋電機(株)		JIS、JEC、JEM、各種船級による軸流ファンであり、技術的相違点はないと推定される。	
	油水分離器	1	コアレッサ式 (UHS-05)	大晃機械工業(株)		「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に適合した機器を搭載しており、技術的相違点はない。 (JG型式承認機器)	
	油水分離器附属ビルジポンプ	1	横型電動往復動式	大晃機械工業(株)		「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に適合した機器を搭載しており、技術的相違点はない。 (大晃機械工業はポンプ製造でJG製造事業場承認取得)	
	電気清水予熱器	1	シーズヒータ式	ハリソン産業(株)		ニクロム線を使って清水を温める型式の予熱器。電気で予熱する型式であれば、技術的相違点はない。	
	燃料移動ポンプ	1	横型電動歯車式	大晃機械工業(株)		通常仕様の歯車ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)	
	手動ポンプ	ビルジポンプ	1	横型往復動式	新倉工業(株)		汎用製品の往復動ポンプであり、必要な量のビルジ汲上げ性能を満たしたポンプが搭載されており、技術的相違点はない。
		燃料ポンプ	1	ウィング式	アクアシステム(株)		JIS規格ウィングポンプであり、技術的相違点はない。
	タンク類	置タンク					各々の船型、ぎ装に合わせた設計となっているが、船用タンクとして技術的相違点はない。 (燃料タンクは予備検査対象)
		・燃料重力タンク	1	0.5m ³			
		・潤滑油タンク	1	0.5m ³			
		・油圧作動油タンク	1	0.2m ³	YAMA X (株)		
		・清水膨張タンク	1	0.1m ³			
		船体付タンク					
・燃料タンク		2	20.08m ³				
・ビルジだめタンク	1	0.5m ³					
・汚油タンク	1	0.2m ³					
機械室雑設備	エアホーン	1		伊吹工業(株)		「海上衝突予防法」に適合したエアホーンが搭載されており、技術的相違点はない。 (型式承認対象機器)	
船底付弁	冷却海水吸入弁	2	アングル弁 5K-80A	(株)フジ JIS F7306	炭素鋼 S C	JIS規格の弁であり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)	
	海水吸入弁 (消火兼バラストポンプへ)	1	アングル弁 5K-80A	(株)フジ JIS F7306			
	空気抜弁 (海水吸入箱空気抜)	2	アングル弁 5K-40A	(株)備後バルブ JIS F7302	アルミ青銅铸件 C A C		
	空気抜弁 (海水吸入箱掃除)	2	アングル弁 16K-15A	(株)備後バルブ JIS F7304			

艦船名：油船46号（油船25号型）（490t）						
分類：電気装備（設備）						
装備品等（名称）	数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点	
一次電源装置	主発電機	1	ブラシレス交流発電機、防滴型 40kW、450V、3相、1800rpm	JEM	鋼材、銅板、銅線 ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	主配電盤	1	デッドフロント防滴自立型 AC440V、100V	注1	鋼材ほか	同上
	船外受電箱	1	防水壁掛形 AC440V、50A、AC100V、30A	注1	鋼材ほか	同上
	配電方式	—	動力回路 440V、3相、3線式 照明回路100V、単相、2線式 直流回路24V、2線式	注1	—	
二次電源装置	変圧器	2	乾式自冷防滴形 AC450V/105V 10kVA×1 AC450V/200V 10kVA×1	JEM、JG、NK	ケイ素鋼板、銅線 ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	整流器	1	AC105V→DC24V、50A	注1	半導体ほか	同上
	蓄電池	4	PB12-90（一般用）	注1	鉛、硫酸、セパ レータほか	同上
照明・信号装置	投光器	1	反射形 AC100V、500W	注1	ステンレス、アル ミ材ほか	同上
	航海灯・信号灯	—				
	マスト灯	1	AC/DC24V 60W NB-AM1型 第1種	注1	合成樹脂ほか	海上衝突予防法により規定された航海灯で、国土交通省認定及び日本 舶用品検定協会の検定合格品であり、民間船舶が使用しているものと 技術的相違点はない。
	げん灯	1組	右げん AC/DC24V 60W NB-AS1型 第1種 左げん AC/DC24V 60W NB-AP1型 第1種			
	船尾灯	1	AC/DC24V 40W NB-AT1型 第1種			
	停泊灯	1	AC/DC24V 40W NB-AW1型 第1種			
	作業標識灯（紅）	2	AC/DC24V 60W NB-AR1型 第1種			
	作業標識灯（白）	1	AC/DC24V 40W NB-AW1型 第1種			
動力・電熱装置	油圧ポンプユニット	1	1.5kW、全閉外扇型			
	機械室通風機	1	1.5kW、軸流内装型			
	ポンプ室通風機	1	1.5kW、軸流内装型			
	油水分離器付属ビルジポンプ	1	0.4kW、全閉外扇型			
	真水ポンプ	1	0.4kW、防滴			
	空気圧縮機	1	3.7kW、全閉外扇型			
	清水予熱循環ポンプ	1	1.5kW、全閉外扇型			
	消火海水兼バラストポンプ	1	11kW、全閉外扇型			
	ビルジポンプ	1	1.5kW、全閉外扇型			

装備品等（名称）		数量	型 式	適用規格	材 質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点
動力・電熱装置	冷房用冷却海水ポンプ	1	0.75kW、全閉外扇型	JG、JEM	ケイ素鋼板、銅、アルミ棒ほか	電動機は原則として、民間船舶と同様の規格に基づき製作されており、技術的相違点はない。
	冷房装置圧縮機	1	3.0kW			
	燃料移動ポンプ	1	0.75kW、全閉外扇型			
通信・計測装置	舵取機操舵スタンド	1	AC440V/DC24V、防滴型	注1		民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	舵角発信器	1	DC24V、防水型	注1		
	舵角指示器	1	DC24V、防滴型	注1		
電線	船用電線	1式	あじろがい装ケーブル	JIS C 3410	鉄、銅ほか	同上
	船外受電用電線	1式	3PNCT-3C×14mm ² 600Vゴムキャプタイヤケーブル	JIS C 3327	銅、EPゴム、NRゴムほか	同上

※注1：船舶設備規程、日本電機工業会規則（JEM）、JIS

艦船名：油船46号（油船25号型）（490 t）

分類：武器装備（設備）

装備品等（名称）	数量	型式	適用規格	材質	製造会社	民間船舶（装備品等）との技術的相違点
航海機器	風信儀	1	4型		光進電気工業	なし
	磁気コンパス	1	NT-165B		大阪布谷精器	なし
	ジャイロコンパス	1	ES-3		横河電子機器	なし
	衛星航法装置	1	OPN-16		古野電気	なし
	小型電磁ログ	1	2型		横河電子機器	なし
無線通信機	無線機	1	RRC-21		長野日本無線	なし（周波数は海自専用）
	無線機	2	RRC-17D		ソニック	なし
	無線機	1	RRC-22C		三菱電機特機システム	なし（海自のみ使用）
	無線機	1	RRC-19		東京計器	なし
	無線機	1	YRC-7B		ソニック	なし（周波数は海自専用）
	指令機	1	OIT-19C		長野日本無線	なし
電 測	レーダー	1	OPS-29 L		光電製作所	なし

海自第1種支援船の要目等（民間船舶との相違点付）

艦船名 : 運貨船18号 (運貨船9号型) (50 t)		分類: 船体構造・装備 (設備)							
概要		装備品等 (名称)	数量	型式	適用規格	材質	民間船舶 (装備品等) との技術的相違点		
		船殻	①船型 ②構造方式	1	丸底型、単底	NK規格	KA、KB	なし	
				1	縦肋骨式	NK規格	KA、KB		
		外板	①外板 ②甲板 ③キール	1	板厚 7mm	NK規格	KA、KB	なし	
				1	板厚 6mm	NK規格	KA、KB		
				1	板厚 7mm	NK規格	KA、KB		
		建造造船所: (株)北浜造船鉄工 就役年月日: 2021.6.18 同型艦隻数: 7隻 Y: 2 K: 1 S: 2 M: 1 O: 1		マスト	固定式	1			
用途	弾薬、魚雷、ミサイル、糧食、 需品、車両等の輸送	揚錨機		1	RMW-1240			なし	
船質	鋼	ランプド ア開閉ウ インチ		1	YHW-2524			なし	
基準排水量 (載貨重量) (ton)	50.848	デッキ クレーン	伸縮式 19.6/9.8KN	1	SHCT-0117			なし	
主要寸法 (m)	全長	27		1				なし	
	幅	7							
	深さ	2.6							
	喫水	1.1							
機 関	種別	ディーゼル	主錨 副錨	60kg 100kg	1 1	ダンフォース ダンフォース		なし	
	軸数	2	主錨索 副錨索	Φ30mm 100m ナイロン Φ10mm 100m 鋼索	1 1			なし	
	出力 (PS)	280							
	速力 (kt)	10.3							
技術上の 特記事項	相当航行 区域	平 水	消火装置	①消火器(CO2)	2			なし	
				②消火器(粉末)	1			なし	
	定 員	曹 士	4 名						
		計	4 名						
	本船は、輸送に供する品目 の特殊性やピーチングを考慮 し、ランプドア構造となっ ている。 民間の小型貨物船にはない 構造である。	救命器具	①救命浮環	2	定員 : 1			なし	
			②救命胴衣	4	定員 : 1			なし	
			救命人数合計	6				なし	
		タンク	燃料油タンク	2	満載量 2.6 ton			なし	

艦船名：運貨船18号（運貨船9号型）（50t）							
分類：機関装備（設備）							
装備品等（名称）		数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点	
主機	ディーゼル機関	2	UM6SD1TCC (280PS×2)	いすゞ自動車エンジン販売 (株)		民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された機関若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した機関を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した機関を搭載 民間船舶と同様の仕様の小型高速ディーゼル機関が採用されており、技術的相違点はない。	
軸系・ プロペラ	軸系	2		(株)高澤製作所	ステンレス鋼 SUS304	民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された旋回式推進装置若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した固定プロペラの推進装置を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した固定プロペラ推進装置を搭載 民間船舶と同様の仕様の固定プロペラ推進装置が採用されており、技術的相違点はない。 (高澤製作所及びナカシマプロペラは製造認定事業所)	
	プロペラ	2	3翼 固定式	ナカシマプロペラ(株)	アルミ青銅铸件 CAC703		
補機	ビルジポンプ（主機駆動）		2	羽根車式	いすゞ自動車エンジン販売 (株)		船用のうず巻ポンプであり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
	油圧ポンプ駆動装置（主機駆動）		1				主機の回転力を油圧クラッチを介してVベルトで甲板機械用油圧ポンプに伝達する船用の装置であり、技術的相違点はない。
	油水分離器（ビルジポンプ内蔵）		1	コアレッサ式 (USH-01)	大晃機械工業(株)		「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に適合した機器を搭載しており、技術的相違点はない。 (JG型式承認機器)
	手動ポンプ	ビルジポンプ	1	ウイング式	YATSUNAMI		JIS規格ウイングポンプであり、技術的相違点はない。
		燃料移動ポンプ	1				
	タンク類	置タンク					各々の船型、ぎ装に合わせた設計となっているが、船用タンクとして技術的相違点はない。 (燃料タンクは予備検査対象)
		・油圧作動油タンク		1	0.64m ³		
		・汚油だめタンク		2	0.025m ³		
		・潤滑油タンク(ボータブル)		3	0.02m ³		
		・清水タンク(ボータブル)		2	0.02m ³		
		船体付タンク					
		・燃料タンク		2	1.6m ³		
	・ビルジだめタンク		1	0.28m ³			
煙路	主機用消音器		2			・消音器 各々の船型、ぎ装に合わせた設計となっているが、技術的相違点はない。	
	主機用伸縮継手(ペローズ型)		2			・伸縮継手 規格物のペローズ型伸縮継手であり、技術的相違点はない。	
機械室雑 設備	機械室垂直梯子		1			各々の船型、ぎ装に合わせて製作されているが、技術的相違点はない。	
	作業台		1				
船底付弁	海水吸入弁（油水分離器へ）		1	アングル弁 5K-20A	岸上バルブ(株) JIS F7427	アルミ青銅铸件 CAC	JIS規格の弁であり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)
	空気抜弁（船底弁箱空気抜）		2	アングル弁 5K-25A	岸上バルブ(株) JIS F7427		
	海水吸入弁（主機へ）		2	アングル弁 5K-40A	岸上バルブ(株) JIS F7427		

艦船名：運貨船18号（運貨船9号型）（50 t）						
分類：電気装備（設備）						
装備品等（名称）	数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点	
一次電源装置	充電発電機（主機械付属）	2	DC24V	注1	鋼材、銅板、銅線ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	主配電盤	1	防滴壁掛形 DC24V	JIS	鋼材ほか	同上
	配電方式	—	直流回路24V, 2線式	注1	—	同上
二次電源装置	蓄電池	8	PB12-90	注1	鉛、硫酸、セパレータほか	同上
照明・信号装置	投光器	1	RLG-40C	注1	ステンレス、アルミ材ほか	同上
	航海灯・信号灯	—				
	マスト灯	1	AC/DC24V 60W NB-AM1型 第1種	注1	合成樹脂ほか	海上衝突予防法により規定された航海灯で、国土交通省認定及び日本舶用品検定協会の検定合格品であり、民間船舶が使用しているものと技術的相違点はない。
	げん灯	1組	右げん AC/DC24V 60W NB-AS1型 第1種 左げん AC/DC24V 60W NB-AP1型 第1種			
	船尾灯	1	AC/DC24V 40W NB-AT1型 第1種			
	停泊灯	1	AC/DC24V 40W NB-AW1型 第1種			
	作業標識灯（紅）	2	AC/DC24V 60W NB-AR1型 第1種			
動力・電熱装置	電子ホーン	1	DC24V	JEM	ケイ素鋼板、銅、アルミ棒ほか	電動機は原則として、民間船舶と同様の規格に基づき製作されており、技術的相違点はない。
	電動ワイパー	1	0.03kW			
	起動電動機	2	7.4kW、DC24V			
通信・計測装置	ベル及び押しボタン	2式	DC24V	注1		民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
電線	船用電線	1式	あじろがい装ケーブル	JIS C 3410	鉄、銅ほか	同上

※注1：船舶設備規程、日本電機工業会規則（JEM）、JIS

艦船名：運貨船18号（運貨船9号型）（50 t）							
分類：武器装備（設備）							
装備品等（名称）		数量	型式	適用規格	材質	製造会社	民間船舶（装備品等）との技術的相違点
航海機器	磁気コンパス	1	NT-165B			大阪布谷精器	なし

海自第1種支援船の要目等(民間船舶との相違点付)

艦船名 : 交通船2137号(交通船2137号型)(30t)				分類: 船体構造・装備(設備)					
概要				民間船舶(装備品等)との技術的相違点					
装備品等(名称)				数量	型式	適用規格	材質		
	船殻	①船型 ②構造方式	1式	V型、単底	NK規格	FRP	なし		
			1式	縦肋骨、モノコック	NK規格	FRP			
	外板	①外板 ②甲板	1式	板厚 9mm	NK規格	FRP	なし		
			1式	板厚 9mm	NK規格	FRP			
マスト		1				なし			
建造造船所: (株)小浜ドック				救命器具	①救命浮環	2	定員: 1	なし	
就役年月日: 1995.9.27					②救命胴衣	92	定員: 1	なし	
同型艦隻数: なし					③膨張式救命いかだ	なし		なし	
K: 1					救命人数合計	94		なし	
用途	人員輸送			航海機器	磁気コンパス	1	T-125	なし	
船質	FRP			電測機器	水上レーダー	1	OPS-29F	なし	
基準排水量 (載貨重量) (ton)	30.6								
主要寸法 (m)	全長	22.5		冷暖房 装置	冷房能力 10,000 kcal/h 暖房能力 10,000 kcal/h	3	舶用水冷ヒート ポンプ式	なし	
	幅	5.0							
	深さ	2.2							
	喫水	0.7							
機 関	種別	ディーゼル		クーリング ユニット	船室、公室用	8		なし	
	軸数	2		居住装置	汚物処理装置	1	簡易粉碎式	なし	
	出力 (PS)	910							
	速力 (kt)	20		消火装置	①消火器(粉末)	4		なし	
相当航行 区域	平 水				②消火器(CO2)	2		なし	
					③防火おの	1		なし	
		定員	乗員	2名	主錨	50kg	1	ダンフォース型	なし
			乗船者	90名					
計	92名								
技術上の 特記事項				副錨	50kg	1	ダンフォース型	なし	
				主錨索	Φ27mm 100m	2	ナイロン索	なし	
				副錨索	Φ27mm 100m	2	ナイロン索	なし	

艦船名：交通船2137号（交通船2137号型）（30t）							
分類：機関装備（設備）							
装備品等（名称）		数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点	
主機	ディーゼル機関	2	12V183T (910PS×2)	MTU		MTUはドイツ製の小型高速ディーゼル機関であり、装備状態ではクランクデフレクションを計測できない等、設計・整備の考え方が国産エンジンと異なるところがあるが、民間船舶と同様の仕様であり、技術的相違点はない。 (民間船の他、海上保安庁巡視船に搭載されている。)	
軸系・プロペラ	軸系	2		高澤製作所	ステンレス鋼 SP1	民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された固定プロペラ推進装置若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した固定プロペラ推進装置を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した固定プロペラ推進装置を搭載 民間船舶と同様の仕様の固定プロペラ推進装置が採用されており、技術的相違点はない。 SP1は高澤製作所専売品であり、JG検査第一種軸材承認材である。	
	プロペラ	2	3翼 固定式		アルミブロンズ CAC703		
補機	補助ディーゼル	1	UM4BD1E-50 (50PS×1)	いすゞマリン製造(株)		民間船舶：製造認定事業場制度、型式承認制度、予備検査制度で承認された機関若しくは第1回定期検査でJG検査官の検査を受け合格した機関を搭載 官側：地方防衛局検査官の検査を受け合格した機関を搭載 民間船舶と同様の仕様の小型高速ディーゼル機関が採用されており、技術的相違点はない。	
	手動燃料ポンプ	1	ウイング式			JIS規格ウイングポンプであり、技術的相違点はない。	
	タンク類	置タンク					各々の船型、ぎ装に合わせた設計となっているが、船用タンクとして技術的相違点はない。 (燃料タンクは予備検査対象)
		・燃料タンク	2	1.15m ³			
	・清水タンク	1	0.10m ³				
船底付弁	主機海水吸入弁	2	アングル弁			JIS規格の弁であり、技術的相違点はない。 (予備検査対象機器)	
	補助ディーゼル海水吸入弁	1					

艦船名：交通船2137号（交通船2137号型）（30t）						
分類：電気装備（設備）						
装備品等（名称）		数量	型式	適用規格	材質	民間船舶（装備品等）との技術的相違点
一次電源装置	発電機	1	ブラシレス交流発電機 32kW、450V、3相、1800rpm	注1	鋼材、銅板、銅線 ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	主配電盤	1	デッドフロント防滴自立型 AC440V、100V	注1	鋼材ほか	同上
二次電源装置	変圧器	1	10kVA H種	注1	ケイ素鋼板、銅線 ほか	民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	整流器	1	AC105V→DC24V、50A	注1	半導体ほか	同上
	蓄電池	8	PB12-90（主機起動用）	注1	鉛、硫酸、セパ レータほか	同上
照明・信号装置	投光器	1	24V、150W	注1	ステンレス、アル ミ材ほか	同上
	航海灯・信号灯	—				
	マスト灯	1	AC/DC24V 60W NB-AM1型 第1種	注1	合成樹脂ほか	海上衝突予防法により規定された航海灯で、国土交通省認定及び日本船用品検定協会の検定合格品であり、民間船舶が使用しているものと技術的相違点はない。
	げん灯	1組	右げん AC/DC24V 60W NB-AS1型 第1種 左げん AC/DC24V 60W NB-AP1型 第1種			
	船尾灯	1	AC/DC24V 40W NB-AT1型 第1種			
	停泊灯	1	AC/DC24V 40W NB-AW1型 第1種			
	点滅信号灯	1	JIS F 8450-1形			
動力・電熱装置	電気ホーン	1	DC24V	注1	ケイ素鋼板、銅、 アルミ棒ほか	電動機は原則として、民間船舶と同様の規格に基づき製作されており、技術的相違点はない。
	マグネットホーン	1	DC24V			
	ウインドワイパー	5	AC100V、0.023kW			
	主機起動電動機	2	6.6kW、DC24V			
	発電機起動電動機	1	3.0kW、DC24V			
	汚物排出ポンプ	1				
通信・計測装置	操舵室計器盤	1		注1		民間船舶と同様の規格に基づく仕様であり、技術的相違点はない。
	機側計器盤	2		注1		
	始動制御盤	2		注1		
	舵角発信器	1	DC24V	注1		
	舵角受信器	1	DC24V	注1		
電線	船用電線	1式	あじろがい装ケーブル	JIS C 3410	鉄、銅ほか	同上

※注1：船舶設備規程、日本電機工業会規則（JEM）、JIS

艦船名：交通船2137号（交通船2137号型）（30t）

武器装備（設備）

装備品等（名称）		数量	型式	適用規格	材質	製造会社	民間船舶（装備品等）との技術的相違点
航海機器	磁気コンパス	1	T-125型			伸光計器	なし
無線通信機	無線機	1	RRC-12D			モトローラ	なし
電 測	レーダー	1	OPS-29F			光電製作所	なし

第3章 第1種支援船と民間船舶の運用上の相違点


1 第1種支援船の運航実績

(1) 第1種支援船の要求性能について

海上自衛隊の船舶を製造する場合、造修訓令の第13条に基づき防衛大臣（海上幕僚長上申）が要求性能を決定することとされている。⁴ また、これを実現するために必要な、基本方針・主要寸法あるいは船体・機関・電気・武器などの大要が「基本計画」で示され、これを防衛大臣が承認し、「基本設計」を経て、本格的な設計・製造に移行する。⁷

参考として第1種支援船の要求性能（例）を図表3-1に示す。

図表3-1 第1種支援船の要求性能（例）



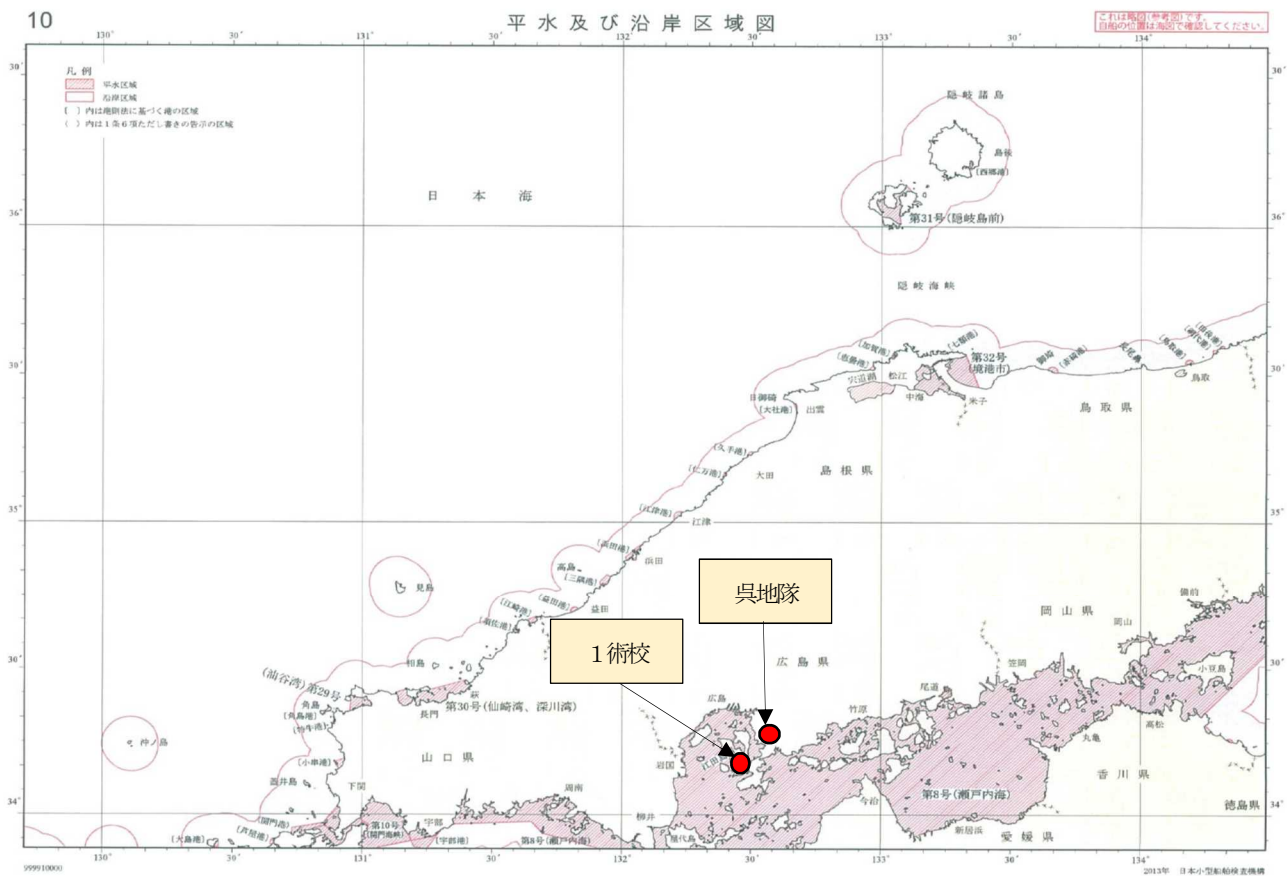
出典：昭和59年度、平成27年度及び令和2年度の製造支援船の要求性能を抜粋・編集⁸

図表3-1から、第1種支援船の任務、主要装備、その他（機能・性能等）について示されており、また、運航エリアについても明示されていることが確認できる。

(2) 呉・舞鶴地区の運航海域

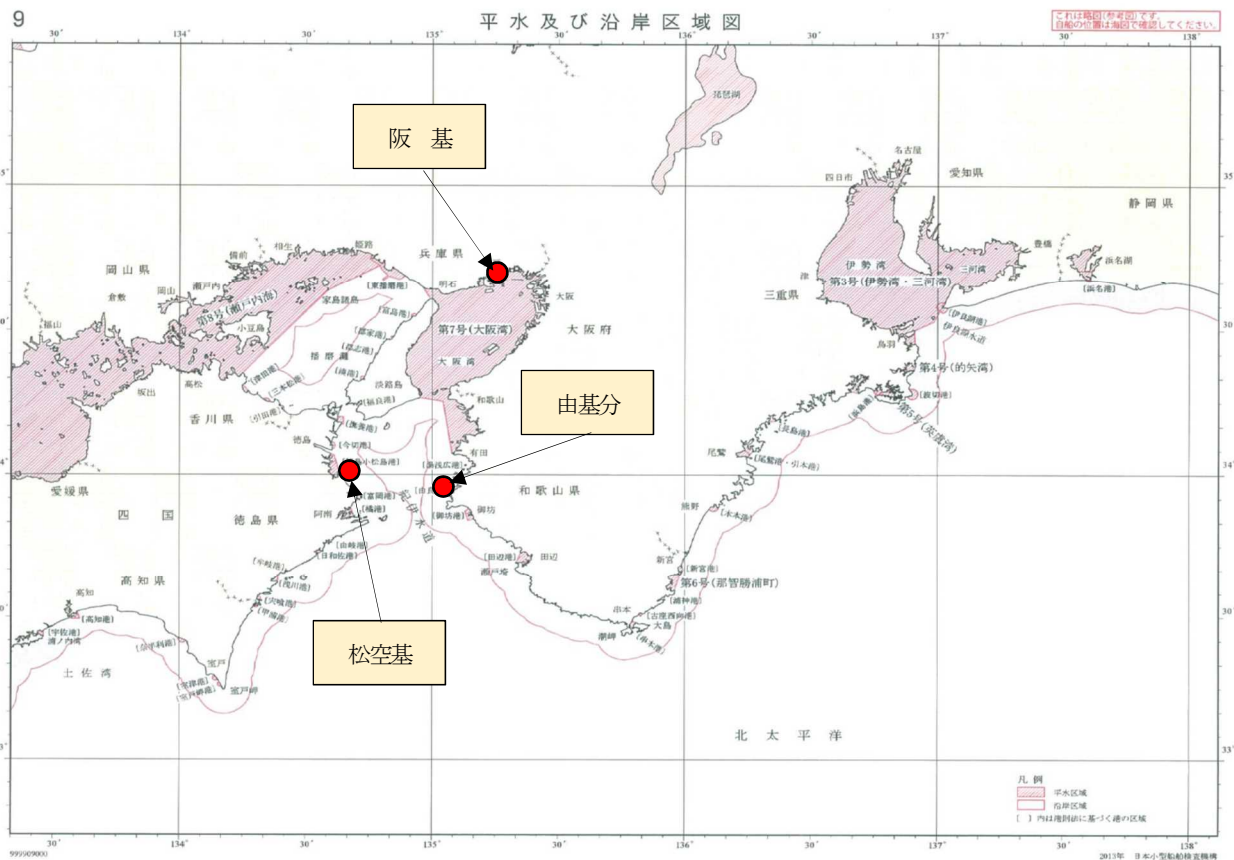
呉、舞鶴地方隊における、第1種支援船の運用について、運航海域とともに近年の運用実績について見てみよう。まず、呉地方隊に係る運航海域は、図表3-2～図表3-4のとおりである。ここで、朱書き斜線部分は平水区域を、朱書き実線内は沿岸区域を示している。また、具体的な運航海域等については、別紙第2「呉地隊第1種支援船の運航海域」に近年の実績を示す。

図表3-2 平水及び沿岸区域図 (その1)



出典：小型船舶検査機構のホームページから引用・編集 (以下同) 9

図表3-3 平水及び沿岸区域図 (その2)

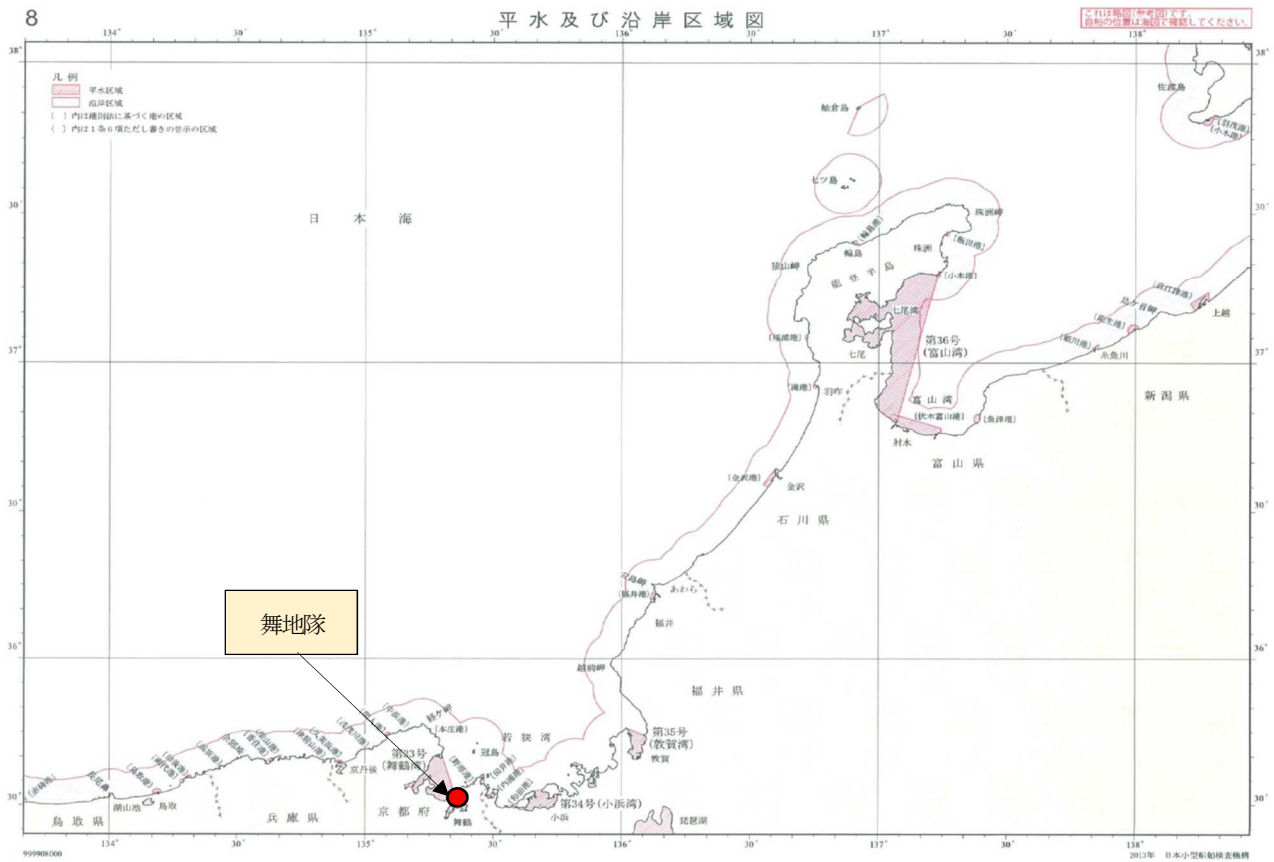


図表3-4 平水及び沿岸区域図 (その3)

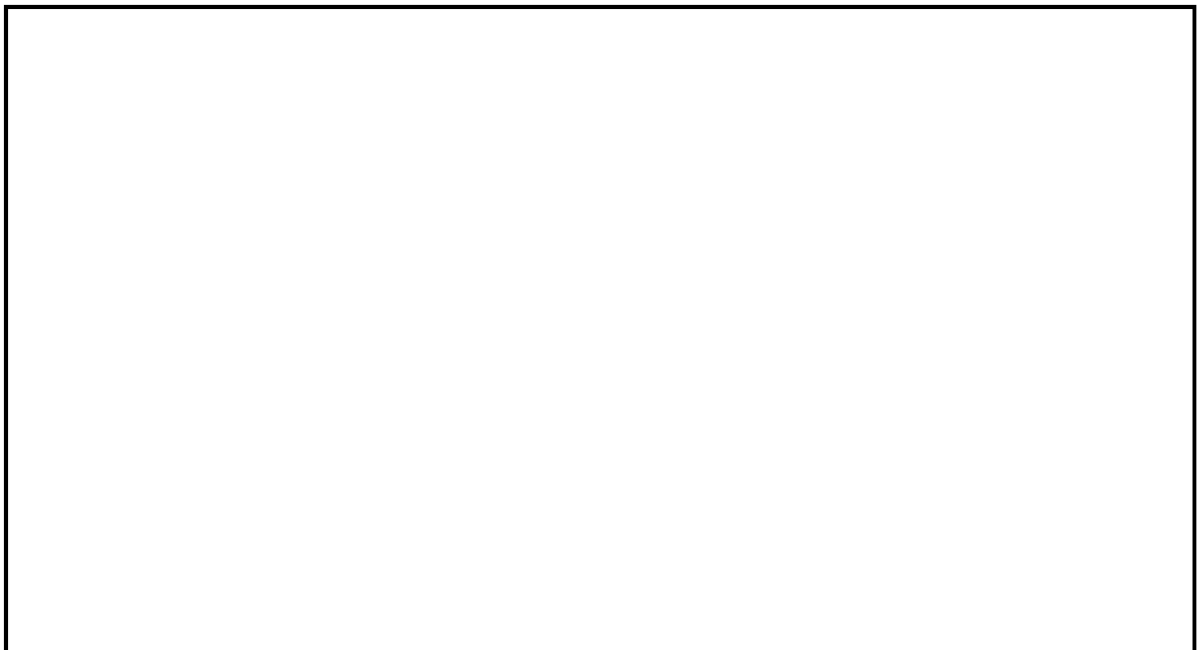


また、舞鶴地方隊に係る第1種支援船の運航海域は、図表3-5のとおりであり、近年の運用実績（図表3-6）からも第1種支援船は平水地区及び沿岸区域での活動であることが認められる。

図表3-5 平水及び沿岸区域図（その4）



図表3-6 舞鶴地方隊第1種支援船の運用実績



出典：舞鶴警備隊（港務隊）ヒアリング資料（港務隊提供）

(3) 呉・舞鶴地区の第1種支援船の可動状況

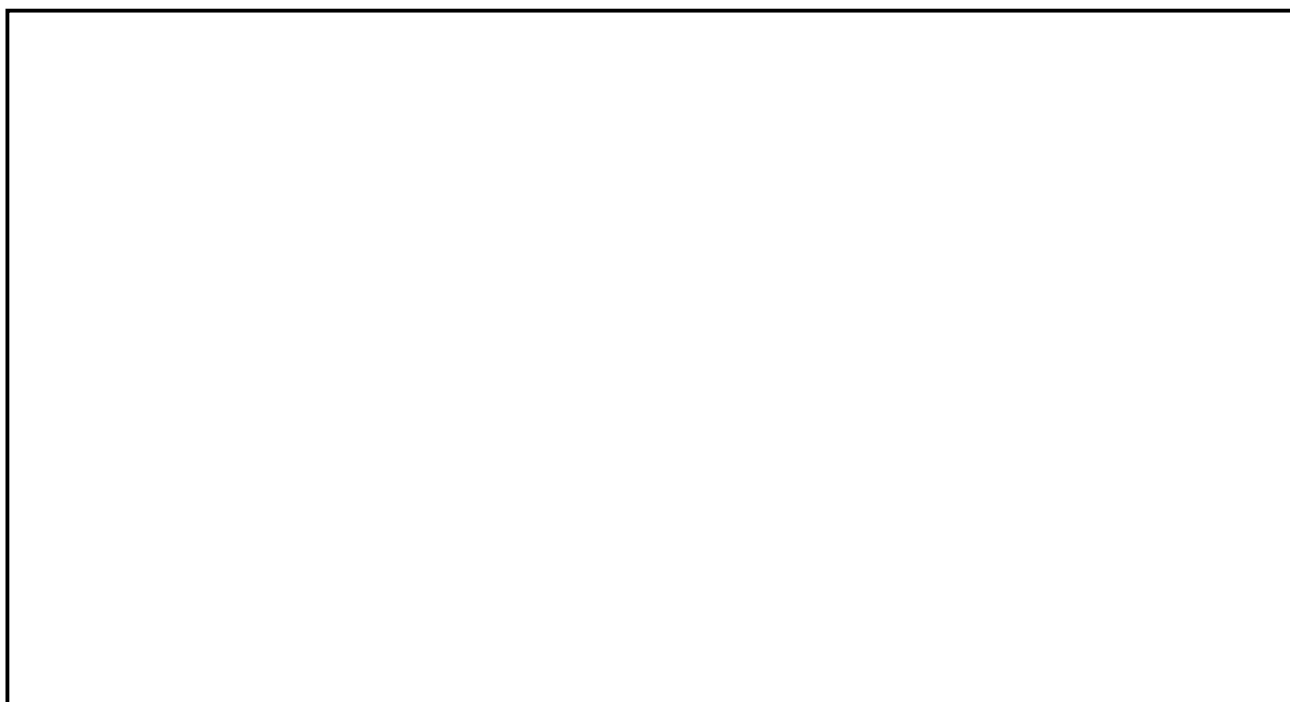
令和3年度における、呉・舞鶴地方隊に所属する第1種支援船について一部抜粋し、整備期間、修理期間、可動率、実動率及び航海時数について分析した（図表3-7～3-10）。

図表3-7 令和3年度第1種支援船運用分析（呉）その1

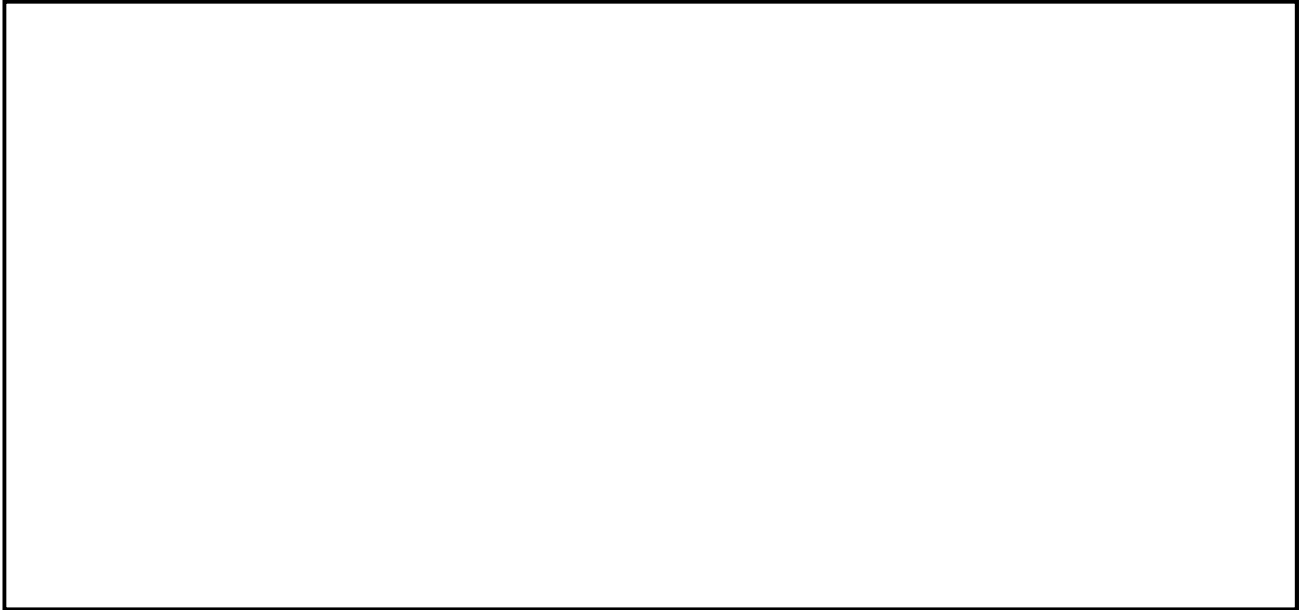


出典：令和3年度運用状況等の海幕ヒアリング・資料編集（以下同）

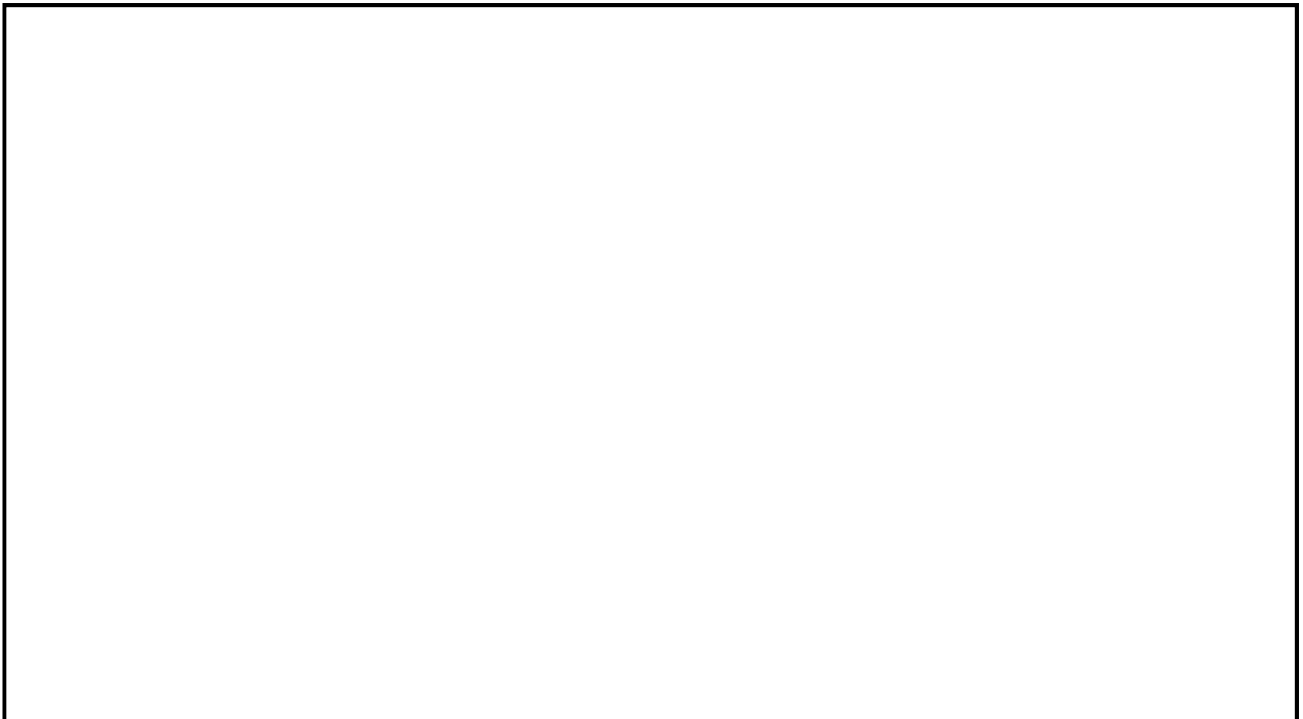
図表3-8 令和3年度第1種支援船運用分析（呉）その2



図表3-9 令和3年度第1種支援船運用分析（舞鶴）その1



図表3-10 令和3年度第1種支援船運用分析（舞鶴）その2



今回の調査研究は、三菱総研殿の調査研究「支援船PBLの実現可能性調査」に密接に関連することから、キーワードである「可動率」について、次の通り分析した。

- 1 定期検査実施の船舶について、当然ながら修理期間が年次検査のそれと比較し長期であることから年間の可動率(実動率)の低下は否めないが、併せて臨時修理が複数回生起し、更なる可動率低下を招いていることは注視すべきである。試行錯誤による次善対処ではなく、あくまで不具合要因の徹底究明を通じた復旧措置を講ずることが重要である。
- 2 呉地隊所属の第1種支援船は、乗員整備の期間が舞地隊に比べ約1/2と低いながらも可動率と実動率の差異は数%以内であり、各種船ともに運用頻度が高く効率的運用が実現されている。

3 逆に、舞地隊所属の第1種支援船について、呉地隊のそれと比べ、乗員整備の期間が約2倍（約40日）となっている。その要因としては、運用に大きく影響する気象・海象に起因するものと想定され、また、可動率と実動率の差異が約10%となっていることから、地域によって運用の裕度も伺えられる。その要因としては、①代替船舶不足による可動船舶の確保（温存）、②不具合に対する復旧の長期化という正に地域差も伺えられる。

2 民間船舶の運航実績

(1) 船舶安全法に基づく航行区域⑤

管海官庁又は日本小型船舶検査機構は、定期検査に合格した船舶に対しては、その航行区域、最大搭載人員、制限汽圧及び満載喫水線の位置を定め、さらに、船舶の安全を確保するために特に必要があると認めるときは必要な航行上の条件を指定して船舶検査証書を交付しなければならない。こうして定められた航行区域を超え違反した場合、法第18条の規定による罰則の対象となる※注1)。

※注1) 船舶安全法（昭和8年3月15日 法律第11号）（抜粋）

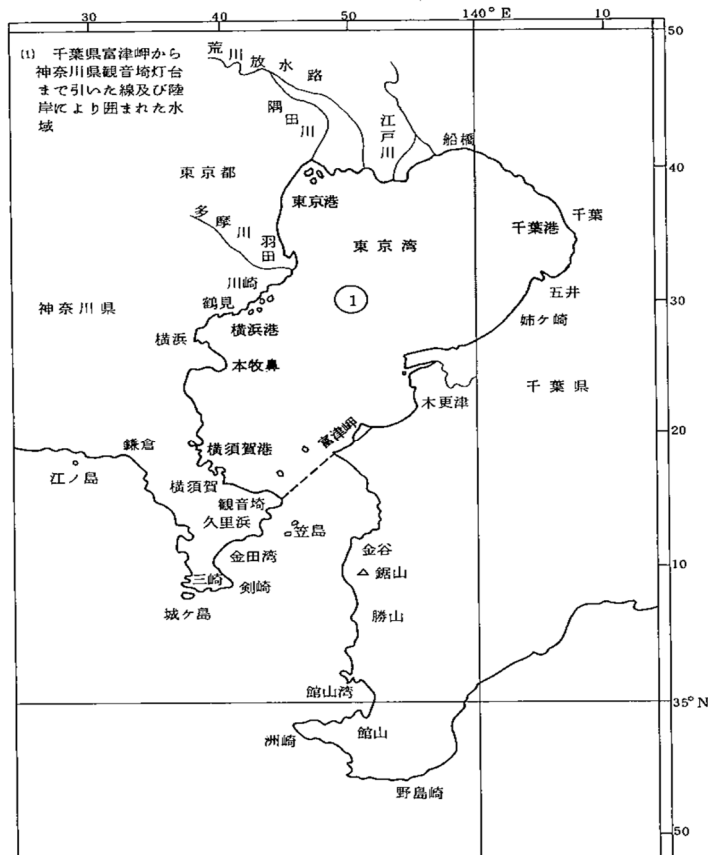
第18条 船舶所有者又は船長左の各号の12該当する時は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処す

二 航行区域を超え又は従業制限に違反して船舶を航行の用に供したるとき

ア 平水区域

平水区域は、湖、川及び港内の水域のほか、次に掲げる51の水域が平水区域として定められている。例えば、図表3-11に示す、千葉県富津岬から神奈川県観音崎灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。

図表3-11 平水区域図（例）

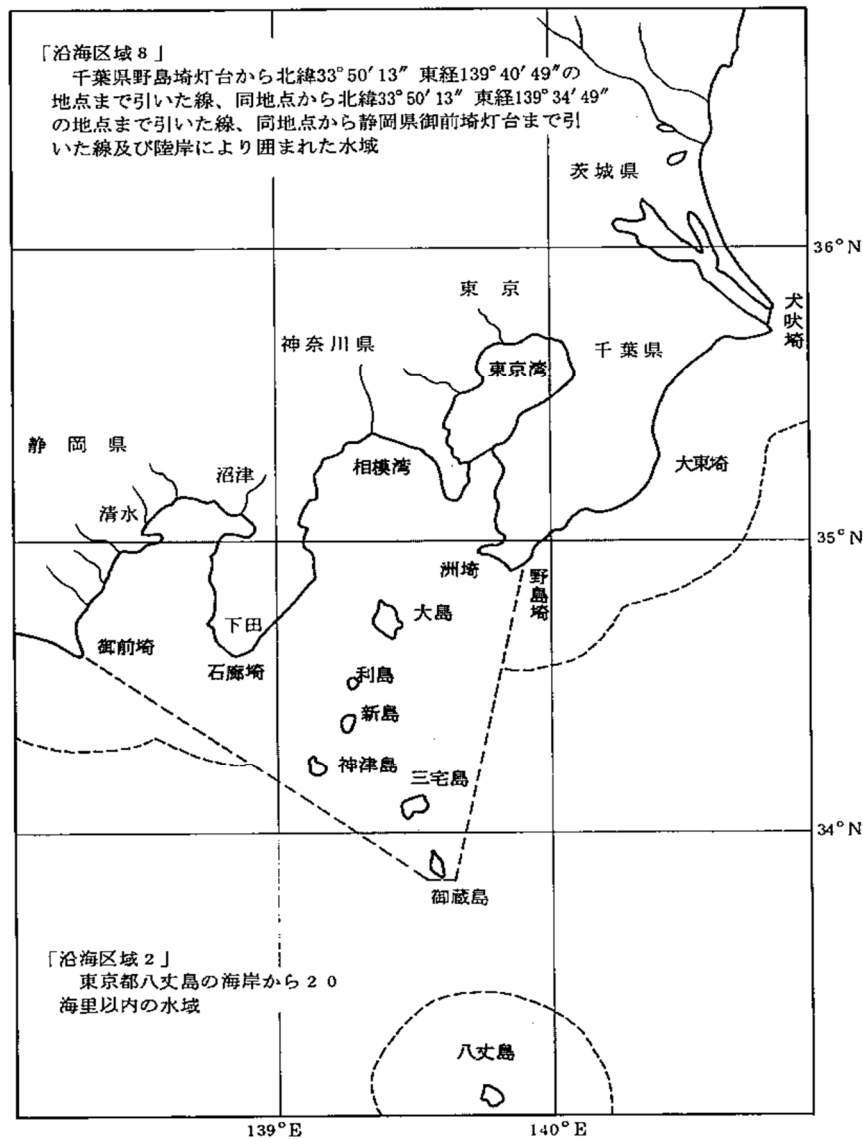


これらの水域は、年間を通じて比較的静穏であり、地理的に陸岸により囲まれており、その開口は直接外海に面して大きく開いてないこと等の要件に適合する水域である。

イ 沿海区域

沿海区域は、原則として北海道本島、本州、四国、九州の各海岸から 20 海里以内の水域及び特定の島の海岸から 20 海里以内の水域並びに樺太本島、朝鮮半島等の各海岸から 20 海里以内の水域であり船舶安全法施行規則第 1 条第 7 項による 11 区域である（図表 3-12）。

図表 3-12 沿海区域図（例）



ウ 近海区域

近海区域とは、東経 175 度、南緯 11 度、東経 94 度、北緯 63 度の線により囲まれた水域をいう（船舶安全法施行規則第 1 条第 8 項）。

エ 遠洋区域

遠洋区域とは、すべての水域をいう。したがって、遠洋区域は、平水区域、沿海区域及び近海区域を包含するものであり、同様に、近海区域は、平水区域及び沿海区域を、沿海区域は、平水区域をその一部として包含するものである（船舶安全法施行規則第 1 条第 9 項）。

(2) 民間船舶の可動状況

ア ヒアリング結果

船主（ ） 殿からのヒアリング結果を図表3-13に示す。

図表3-13 運航会社（船主） 殿へのヒアリング結果

当該船舶の可動状況については、図表3-13の項目「整備計画」に示す、次の回答を得た。

- ① 整備計画は、年度業務計画及び3年度分の業務計画を策定している。
- ② 営業利益に直結する、船底の汚れによる速力の低下、燃料燃費の増大、可動隻数の確保等を考慮し、間合入きよを採用し、約20ヶ月毎に入きよさせ、工期の平準化を図っている。

③ 定期検査は10日+ α 、中間検査は7~8日+ α で実施している。

以上のことから、民間船舶の可動状況について考えるとき、すべからく「営業的な利潤追求」を目的とした、手段の選択を指向しており、船主且つ運航管理会社として「約20ヶ月毎の間合入きよ」の最適解を持ち船等の量的スケールから導き、継続的に技術的・経営的效果を検証することとしている。具体的な可動率は示されなかったが、可動率、実動率は90%を超えているものと想像する。

3 まとめ

本章では、第1種支援船と民間船舶の運用上の相違点について、まず第1種支援船建造の指針である運用要求で示される任務、行動海域等について紹介し、呉、舞鶴各地方隊の当該支援船の実際の運航海域及び一部抜粋した支援船について可動率(実動率)をキーワードとして論述した。

また、民間船舶については、殿へ船舶関連業務にタグボートを
派出する船主、殿に対して運航に係る事項について面談によるヒアリングを
行い、その質疑応答について具体的に紹介した。

まず、第1種船舶については、運用実績からも運用要求どおり、平水・沿岸区域での運航されており、その可動率(実動率)は、呉地隊では平均85.7%(81.4%)、舞地隊では平均88.8%

(76.4%)であり、90%を超えていない現状にある。その要因としては、任務(訓練)の固定化、要員の低充足率、厳しい気象、海象による乗員整備の増大、不具合の長期化、分散する基地隊、分遣隊との部隊間連携等、その地域の量・質的特性に応じた運用が行われていることが理解できる。

一方、民間船舶については、今般のヒアリングを通して、まず、船舶安全法に基づき、船舶の安全を確保するため航行区域を定め、これを超え違反した場合、罰則の対象となることを念頭に、平水及び沿岸区域を厳格に運航していることを確認し、海自第1種支援船との相違はなく、区域運航していることが判明した。ただし、本ヒアリングから、その可動率は、利潤を追求する企業として、入きよ間隔と運航経費(船速、燃料消費等)の最適化を企図して、各種データを監視し、コスト低減を図りつつ、運用していることが判明した。

なお、昨今議論されている、各種事態対処(グレーゾーン事態対処を含む。)及び戦時に伴う対処の一貫として、先に紹介した、東日本大震災におけるえい船の改造事案と同様に、状況に応じた第1種支援船(例:えい船)の本来の使用目的(例:①船舶の出入港及び出入きよ支援、②無機力船等のえい航、③消防)に追加する使用目的として、例えば、①港湾の警戒監視、②港湾防護:探照灯、武器等搭載による改造・改修が想定される他、平水区域及び沿岸区域の運航に止まらず、活動海域を「沿海区域」等の拡大についても想定する必要がある。

第4章 第1種支援船と民間船舶の造修整備基盤の相違点

1 呉地区の造修整備基盤

呉地方隊が所有する一部第1種支援船について、定年検の受注実績のある、「
11)及び「
」12)に対し、官民船舶の造修整備基盤に関する事項についてヒアリングを実施した。その結果を図表3-14及び図表3-15に示す。

図表3-14 造船所に対するヒアリング結果について ()

質問事項	造船所回答内容	補足
1 検査修理に関する事項 ・船舶検査時期と修理時期（上架（入渠））の関係	・JG船舶については、海自と同様に年1回は上架しており、その際に船舶検査を受けている。漁船（牡蠣船）については、牡蠣の水揚げ時期前に上架して整備しているため、検査時期と修理時期は必ずしも一致しない。	・漁船については各都道府県に漁船登録を行う。海岸から12海里以内の海面または内水面でしか従事せず、漁労以外の用途に使用されない小型漁船については船舶検査の必要はない。ただし、併せて交通船、遊漁船等にも使用する場合は小型船舶登録・船舶検査が必要となる。
・修理期間に関する事項	・海自支援船と他の官公庁船において大差はない。	—
・船主・造船所・(船舶管理会社)・検査機関の関係	・当社の受注船舶については、約90%が海自船舶等（1術港：機動船・カッター他、特警隊複合艇、警備隊：YF2150、YF2141、YB105、YL120、岩国：YR01・02、えい航標的）、残りの10%が海保、広島県等の官公庁船と漁船である。したがって、船舶管理会社については承知していない。船舶検査においてはJG検査官の権限は絶対であり、造船所判断の裁量はない。海自とは円滑に仕事ができているが、特に海保については融通が利かない。	—
・船舶検査の申請元（調整元）	・JG船舶については、「海事代理士」が船主とJGの間に入って各種調整や申請等を行っている。これは官公庁船も同様である。小型船舶については、基本的には船舶検査期限前に船主がJCIに対して船舶検査申請を行うが、依頼される場合もある。	・小型船舶の場合、代理人に申請や検査立会を委任できる。 (豪華クルーザーはオーナーが運航から整備、検査に至るまで、マリーナ等に委託している場合が多い)
・船舶検査受検時の立会者	・JG船舶については、JG、船主、造船所の3社で検査立会を行っている、造船所に権限はないが、JGの検査官は絶	・JCI各支部で管轄区域を設定、年間スケジュールにより巡回地（海岸・漁港・河口・マリーナ）に出向いて検査

	<p>対的な権限を有しており、不具合を認めた場合は船主の修理予算に関係なく、処置（検査範囲の拡大など）を指示する。</p> <p>・小型船舶については、船主と JCI の 2 者であり、浮いたままで受検するため、造船所内で検査を受けることはない。特に JCI は担当検査員によって判断が大きく異なる。</p>	<p>を行っている。したがって、造船所等の個別場所での検査には通常対応していない。</p>
<p>・NK、JG、JCI 以外の監督官庁所掌 装備品の有無</p>	<p>・無線については総務省管轄（電波法）と承知している。</p>	—
<p>・修理来歴簿等への記録に関する事項</p>	<p>・当社では実施していない。</p>	—
<p>・検査成績書等の作成に関する事項</p>	<p>・海自支援船以外の官公庁船も検査成績書は作成しているが、海自程詳細な成績書は要求されていない。</p>	—
<p>2 仕様に関する事項</p> <p>・仕様内容決定のプロセス</p>	<p>・当社は海自支援船の他、大半が官公庁船であるため契約は入札であり、仕様書により当初から仕様内容が固まっている。牡蠣船等の漁船については、口頭により工事内容を決めている。</p>	—
<p>・仕様変更・追加工事のプロセス</p>	<p>・海自支援船とほぼ同一であり、造船所からの修理助言や JG の指示に基づく処置内容を基に、変更仕様を決定している。</p>	—
<p>・乗員整備に関する事項</p>	<p>・海保については、海自と同様に軽微な整備作業（錆打ち塗装）を行っている。</p>	—
<p>・支給品等に関する事項 (塗料・保護亜鉛・油脂類・索具類等)</p>	<p>・海自支援船以外の官公庁船は、索具類を除き、全て造船所手配で行っている。漁船も同様である。官給の場合、特に開放後発見工事において、パッキン 1 枚でも官給品があれば追加官給となるため、払い出しに伴う調整、時間、書類作成にも手間がかかるため、受注者手配が望ましい。</p>	—

<p>・下請業者選定のプロセス</p>	<p>・主機の換装時は当該エンジンメーカーや代理特約店に海上運転の立会を依頼している。通常の工事においては過去から付き合いのある近隣業者に依頼している。</p>	
<p>・価格決定のプロセス (概算、確定、精算、上限設定)</p>	<p>・海自を含め、官公庁船が大半であるため、価格についてはそれぞれの落札価格(確定)による。牡蠣船等の漁船については簡易な見積もり(言い値(口約束))で決まる。</p>	<p>—</p>
<p>3 その他 ・海自第1種支援船の装備品、検査・修理の相違点 について</p>	<p>・大きな違いはないものと認識している。</p>	<p>・海自 FRP 船(交通船、内火艇、作業艇)については、民間船より強度が強く設計(フレーム間隔・積層)されていると担当者の談である。 ・潜水艦救難艇の11m作業艇はかなり丈夫にできているため、可能であれば払下げしてほしいとの紀伊由良、潜水艦公試協力通船船長殿の談である。</p>
<p>・船舶管理会社に対する御認識、御意見等</p>	<p>・当社については、大半が官公庁船及び漁船であるため、現状において船舶管理会社とは関連がないが、今後は運航から維持整備まで一括して船舶管理会社にアウトソーシングするとの説明が海幕や呉監から先頃あった。当社としては、検査修理時に適時適切な判断を船舶管理会社が下して頂けるのかといった懸念や、やはり地元修理基盤の維持について心配しているところであり、これは海自にとっても大切な事項ではないかと考えている。現状は右記のとおり。</p>	<p>・呉、江田島、音戸、倉橋地区において、約20年前と比較して、外注業者や協力業者が高齢化や跡継ぎ不足の問題から8割減の状況である。呉、江田島地区においては、社が海自支援船の造修を担っている。</p>

図表3-15 造船所に対するヒアリング結果について ()

質 問 事 項	造船所回答内容	補 足
<p>1 検査修理に関する事項</p> <p>・船舶検査時期と修理時期（上架（入きよ））の関係</p>	<p>・NK、JG 船舶については、海自とほぼ同様に年1回は入きよしており、その際に定期検査や中間検査を受検している。実施する項目についても大差はないが、海自と違い、総分解検査はあまり行わない。海自の場合、特に定期検査は新造レベルの状態に戻し、全力発揮可能状態を維持するといったものと承知しているが、民間船舶の場合は運航に支障を及ぼさず、検査に合格する最低限の工事となる。（費用対効果）</p>	<p>—</p>
<p>・修理期間に関する事項</p>	<p>・NK、JG 船舶共に、定期検査で約2週間、中間検査で1週間から10日間程度であり、海自船舶よりかなり短期間である。検査修理に時間を掛けていては可動率が低くなり、利益の高低に直結するためである。</p> <p>・船主によっては就役時から10年程度、長期のメンテナンス計画を立てて、効率的に維持整備を行っている。</p> <p>・当社は を受注しているが、仕様内容や工事期日が早期に読めないのが商船と異なる。商船については2年先までのドックスケジュールが決まっている。</p> <p>・余談になるが、商船の修繕については各造船所共に受注量が増加傾向にある。これは、中国におけるリスクの懸念が大きく影響しており、中国で修繕待ちの船舶も多いため、日本に回帰してきている状況にある。</p>	<p>—</p>

<p>・船主・造船所・(船舶管理会社)・検査機関の関係</p>	<p>・船舶の運航や修繕に関し、船主や船舶管理会社においては様々な形態がある。</p> <p>・船主が全て行う場合や、運航のみ船舶管理会社が行う場合、また、全て船舶管理会社が行う場合もある。何れにしても造船所としては対監督官である。</p> <p>・海保の場合、監督官(船舶工務官)が少ないため、乗員に指定するが多い。</p> <p>・商船の場合、修理期間中は監督官が造船所にはほぼ常駐している。商船の修繕船については、各地の営業が船舶会社や運航会社に出向き、日常的なお付き合いや情報交換などを通じて受注しているため、個別の船舶への受注活動は行っていない。</p>	<p>—</p>
<p>・船舶検査の申請元(調整元)</p>	<p>・元申請は船主や船舶管理会社が行うが、本申請については「海事代理士」が行う。</p> <p>・弊社においても海事代理士が常駐している。</p>	<p>・海事代理士は、海事代理士法に基づき、海運事業者等の依頼者からの委託により、登記その他の海事法令に基づく手続きおよびその書類作成を代理することが認められた国家資格者であり、主な業務は船舶の登記に関する手続き船舶の測度、登録に関する手続き、船舶の検査に関する手続き、船員手帳、船員の雇入、船員就業規則等の船員の労働条件に関する手続き海技免状・小型船舶操縦者免許などの船舶に乗り組むための資格に関する手続き、船舶による旅客運送、貨物運送または港湾運送などの船舶運航事業に関する手続き等がある。</p>

<p>・船舶検査受検時の立会者</p>	<p>・造船所も船舶検査に立会っている。検査官は検査に係る全ての指摘や指示を行う。</p> <p>・NKよりJGの方が厳しく、海保については大元が同じ役所（国土交通省）になる訳であるが、船舶検査に関して全く容赦はなく、他の船舶と同様に扱っている。海保は船舶工務官が監督官となるが、海自と異なり、人員が極端に少ない。</p>	<p>—</p>
<p>・NK、JG、JCI以外の監督官庁所掌 装備品の有無</p>	<p>・無線については総務省管轄（電波法）と承知している。</p> <p>・救命設備（膨張式救命いかだ等）については、国の認定事業場で点検整備している。</p>	<p>・登録検査等事業者による定期検査の実施</p> <p>電波法第73条第3項の規定により、法第24条の2第1項の登録を受けた登録検査等事業者が、無線局（人の生命又は身体の安全のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令（登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第15条）で定めるものを除く。）の無線設備等の検査を行い、免許人から当該無線局の検査結果が法令の規定に違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、総務大臣は定期検査を省略することができる。</p> <p>・膨張式救命いかだについては、海自も国の規定を準拠して同一の点検整備を行っている。</p>
<p>・修理来歴簿等への記録に関する事項</p>	<p>・船主や船舶管理会社から作成依頼される場合もある。</p>	<p>—</p>
<p>・検査成績書等の作成に関する事項</p>	<p>・主に交換部品等について、成績書は作成し、提出している。海自程詳細な成績書ではない。</p>	<p>—</p>

<p>2 仕様に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様内容決定のプロセス 	<ul style="list-style-type: none"> 機関長や監督官が作成しており、標準的な工事については共通仕様書といった形式である。 	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> 仕様変更・追加工事のプロセス 	<ul style="list-style-type: none"> 海自艦艇とほぼ同一の流れであり、造船所発見工事や監督官及び検査官の指示に基づく追加工事である。 変更仕様書の原案は造船所が作成し、船主等に伺いを立てる。 	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> 乗員整備に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 造船所内においては乗員整備はあまり実施していない。 	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> 支給品等に関する事項 (塗料・保護亜鉛・油脂類・索具類等) 	<ul style="list-style-type: none"> 短い工期で完工させるため、塗料や保護亜鉛、100%交換部品等、仕様内容に併せてほぼ全てのアイテムについて、船主又は船舶管理会社の監督官が事前に見積もり、調達して準備している。 これらの物品の納入場所を受注造船所としているため、保管する倉庫も必要とせず、造船所も即工事が開始できるメリットがある（トヨタ方式）。 造船所は塗料や部品等の購入で利益を上げる意図はない。 	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> 下請け業者選定のプロセス 	<ul style="list-style-type: none"> ワーカーの下請けについては造船所で決める。その際、特に、動員力のある業者を選定している。エンジンについてはメーカー指定の業者を選定している。なお、個別の装備機器に関し、船主が造船所とは別に契約する場合もある。その際、安全教育を行ったうえで造船所内での工事実施となる。 	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> 価格決定のプロセス (概算、確定、精算、上限設定) 	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁船については落札価格であるが、民間船舶については当社の見積もり値でほぼ決定（確定）しており、契約については、口頭で成立する。 	<p>—</p>
<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 海自第1種支援船の装備品、検査・修理の相違点について 	<ul style="list-style-type: none"> 通信機器以外については、大きな違いはないものとする。 	<p>—</p>

<p>・船舶管理会社に対する御認識、御意見等</p>	<p>・船舶管理会社については、船主との契約であるため、やはり予算に縛られている。</p> <p>・余談になるが、米軍においては補給艦クラスについての運航や修繕について、ミリタリーシーリフト（民活）が進んでいる。また、米海軍については地理的、また即応性の観点から修理や改修を行う施設を米軍基地外に拡大する取り組みも行っている。</p>	<p>—</p>
----------------------------	---	----------

2 舞鶴地区の造修整備基盤

舞鶴地方隊が所有する第1種支援船について、警備隊（港務隊）に対し、造修整備基盤に関する事項についてヒアリングを実施した。

これによると、舞鶴地区では、及び
として、が対応しており、民間船舶とも相違はないとのことであった。これも第1種支援船の船種、隻数について呉地区とは部隊規模・遠隔配置が異なることもあり、造修整備基盤が十分であることから民間船舶についてもある程度固定されているものと推定する。

3 まとめ

呉地区の造船所他、警備隊（港務隊）及び舞鶴地区の警備隊（港務隊）からのヒアリングから次のとおり評価する。

- ・第1種支援船及び同種の民間船舶について、同様規模の造船所及び修理専門業者による保守整備が実施されていることが判明した。具体的には、呉地区では、

であり、舞鶴地区では、
 であり、両者の保守整備基盤に特段の相違は認められなかった。

これは、特殊な装備品の搭載はなく、一般船用・汎用品の装備品が主流であることから各種検査・修理に的確に対応できることがその所以であろう。

- ・第1種支援船を対象とする船舶管理会社による一括複数年契約に基づく長期の保守整備態勢について、地域の経済基盤である造船所、修理専門業者等から検査修理時に適時適切な判断を船舶管理会社が下して頂けるのかといった懸念や、修理専門業者を含め地元造修整備基盤の維持について不安視する声があることから、両者が相互に持続可能な事業として活動できる態勢を構築する必要がある。

- ・船舶安全法に類した、定期検査、年次検査等が実施された場合、造船所ばかりでなく、修理専門業者等の工事規模の縮減が想定され、毎年度の工事量の確保、標準化が必須であることから、5年間の工事实施計画・実施要領の策定・見直しを細部に亘り策定する必要がある。

- ・第1種支援船乗員の一部OSから全OSへの段階的な民活化を想定した場合、年次検査、定期検査、臨時修理はもとより、乗員整備における最適な官民協業態勢を構築することが重要であ

る。その際、船舶管理会社は造船所及び修理専門業者のこれまでの保守整備実績を考慮する必要がある。これについては、第5章第3項及び第4項でその概要を示し、業務フローを提言する。

・保守整備基盤という視点とは異なるが、船主・造船所・(船舶管理会社)・検査機関の関係に関する聞き取りから「JG 船舶については、JG、船主、造船所の3社で検査立会を行っている、造船所に権限はないが、JG の検査官は絶対的な権限を有し・・・」とあり、また、「船舶検査においてはJG 検査官の権限は絶対である」ことを確認した。このように、日本の船舶の船舶検査は、全国10か所にある国土交通省の地方運輸局（総トン数20トン未満は国交省管轄の小型船舶検査機構）に所属する船舶検査官が公権力に相当する権限をもって遂行していることから、検査に関して民間管理会社の立ち入る余地はないことを確認した。

なお、海上自衛隊の使用する艦船についても同様のことが言え、海上自衛隊の艦船に対するサーベイヤーとして、造修補給所の検査官による適否及び合否の判定の権限が付与されている所以である。

第5章 艦船造修整備規則等の改正（案）の提言

1 年次検査及び入きよ（上架を含む。以下同じ。）の規定について

造修訓令に基づき毎会計年度1回（入きよについては、1回以上。以下同じ。）行うものとされており、そのとおり実施する方針を経費の抑制、即応性の向上及び業務の最適化を踏まえ整理する。

(1) 年次検査の規定

ア 事例検討

(ア)

(イ)

(ウ) 本事例は、艦の堪航性及び安全性並びにその使用目的に対する適合性の確認が本質であることを示している。

イ 方針

毎会計年度1回年次検査を行うものとする。

(2) 入きよの規定

ア 使用頻度が高い支援船の方針

即応性の向上が経費の抑制及び業務の最適化より優先され、高可動の維持のため、毎会計年度1回以上入きよして検査を行うものとする。

イ 使用頻度が低い支援船の方針

係留状態が長期間に及ぶと船底汚損が進行しやすく、腐食の有無等安全確認のため、毎会計年度1回以上入きよして検査を行うものとする。

ウ 入きよ費用は、1回20～30万円程度と見積もられ、許容範囲と考えられる。

2 検査について

(1) 監督・検査の意義について 13

海上自衛隊の使用する船舶については、「自衛隊法」(昭和 29 年 法律第 165 号) 第 109 条の規定により、一般船舶が享受する「船舶安全法」(昭和 8 年法律 11 号) の適用が除外されている。このため、艦船の検査については、自衛隊法 111 条の規定により防衛大臣が堪航性及び人命の安全を確保するため、必要な技術上の基準を定めなければならないとされており、その基準として造修訓令が制定され、船舶の造修に関する基本的訓令となっている。また、旧海軍の艦船においても「艦船造修規則」及び「兵器造修規則」があり、これにより艦船の検査が実施された。

検査実施の方法等については、造修訓令を受けて「船舶検査規則」(昭和 33 年 防衛庁訓令第 53 号) が制定され、かつ、海上自衛隊では「海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達」(昭和 43 年 海上自衛隊達第 80 号) の別冊「艦船検査実施基準」が定められている。

また、会計法及び関連法規並びに防衛省においては、「調達品等に係る監督及び検査に関する訓令」(昭和 44 年 防衛庁訓令第 27 号) 及び関連する防衛装備庁の規定により調達品としての監督検査が義務付けられている。一般に国が請負契約を行った場合は、契約相手方に対し、契約どおりの工事を行わせるため工程中において監督を行い、完成又は納入の時点においては契約どおりのものであることの確認の検査を行うことを会計法では定められている。すなわち、会計法では、契約されたものが契約どおり為されたかのチェックの手段として、監督と検査の 2 つを要求している。監督の方法としては、立会い、指示、その他適切な方法を、検査の方法としては、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うことを「予算決算及び会計令」は定めている。

更に具体的な表現は、契約事務取扱規則(昭和 37 年 大蔵省令第 52 号)において、監督とは、「請負契約での仕様書及び設計書に基づいて作成された、詳細設計図、現寸図等の審査承認を行う。」及び「立会い、工程管理、製造工程中に使用する材料の試験又は検査及びこれらに伴う必要な指示を行う。」としている。

また、検査については、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づき、なお必要があれば請負契約の場合は、監督職員の立会いを求めて、給付内容について検査を行うこととしている。

以上のことから、監督の意義とは、検査のみで契約の給付内容を十分確認できないと判断されるものに対し、その履行の過程、すなわち、工程中において、使用材料等の試験検査に現場立会い、基準に照らして適否の判定を行い、要すれば契約相手方に指示等を与えることである。

また、検査の意義とは、契約に基づいて行われる給付について当該契約の内容、すなわち、品質、企画、性能、数量等が契約内容に適合しているかどうかを確認することである。いわば、船舶の製造について、監督・検査は調達(請負契約)における会計法上の適否・合否の評価手段であることが理解できる。

なお、品質確保のための監督検査として、①直接監督・検査方式、②資料監督・検査方式、③品質保証監督・検査方式の 3 つの方式が規定されている。

これに対して、船舶の定期検査、年次検査及び入きよの方法等の場合の検査について考える。

これら船舶の定期検査等については、訓令第 12 条及び第 19 条に基づき海上幕僚長があらかじめ防衛大臣の承認を得て定めた、「艦船造修整備規則」(平成 14 年 海上自衛隊達第 54 号)、別冊「艦船造修整備基準」、付録第 1 : 定期検査実施基準/付録第 2 : 年次検査実施基準に基づき実施することとされている。また、この検査は、実施基準に従って、艦船の現状について堪航性及び安全性並びに使用目的に対する適合性の程度を検定するものとされ、①立会い又は②書類審査

の方法により行うものとする」とされている。14)

(2) 第1種支援船における検査について

船舶における定期検査、年次検査は、先に述べたように、「定期検査実施基準」及び「年次検査実施基準」に基づき、検査の方法（甲法、乙法）を定め粛々と実施しており、その実施要領については、補給本部長が別に定めるとされている。15)

第1種支援船においても例外なくこれに基づき実施されているところ、今般、船舶安全法に基づく民間船舶との類似性から定期検査、中間検査に沿う形での検査について検討することとされ、関連法規の改定案について具体的に後述する。

(3) 船舶管理会社受注時における検査について

ア 定期検査等の対応

現在、海上幕僚監部において導入が検討されている、第1種支援船を対象とする船舶管理会社による一括複数年契約に基づく保守整備態勢について、乗員の一部 OS から全 OS への段階的な民活に対応し、定期検査等における最適な官民協業態勢を構築することが最重要課題である。

まず、船舶管理会社受注時の官民協業における各プレイヤーの任務を次のとおり想定する。

- ・艦 船：定期検査等を受ける主体であり、整備責任を負う対象であり、定期検査等の請求実務者である。
- ・造修補給所：船舶管理会社が上申する定期検査等に係る各種事務手続きについて、実施(案)の評価、仕様書(案)の承認、検査の実施、技術的適合・合否の評価及び完成検査合格書の発行を司る主体として承認及び給付にかかる評価を実施する実務者である。
- ・地方総監部：
 - 防衛部：保証 KPI を管理する実務者である。
 - 経理部：船舶管理会社（乙）との長期一括契約の契約者(甲)及びその契約の履行に対し、モニタリングする実務者である。
- ・補給本部：艦船の保守整備に係る統括者及び修理等を統制する総括責任者である。
- ・船舶管理会社：船舶管理会社の業務は、多岐にわたり、一般的に次の4つに分類される。
 - ア 運航に関する業務（①運航計画策定 ②船長判断の元となる気象海象等情報収集 ③各種法令に関する手続き ④安全管理 ⑤海事局、港湾局等関係団体との折衝）
 - イ 乗組員に関する業務（①乗組員の配乗 ②乗組員の雇用、養成 ③労務管理）
 - ウ 船舶の維持管理（①係留地の確保 ②船用品、部品等の手配、維持 ③船舶の保守点検、修繕 ④船舶に関する保険の付保）
 - エ 定期検査等に関する事務的な業務（①定期検査等計画の策定 ②工程管理 ③検査工事及び修理工事の確認 ④造船所との折衝）この度、複数年一括契約の対象となる事業は、運航の一部及び保守整備（一部乗員整備項目を含む。）の2項目である。

まず、前者について記述すると、官民協業における役務契約としては、請負契約であることから、船舶管理会社が船員を主体的に統制するものであり、官

側との明確な作業分担において各々が実施されることとなる。

一方、保守整備については、先に挙げた事項の実績を民間船舶において長年積んできており、充実した各種サービスが期待でき、計画、実施、総括の各段階で案件を官側に上申、承認を受けて長期契約の履行を促進する受注者(乙)である。

- ・造船所等 : 船舶管理会社からの発注により艦船の現場において定期検査等工事項目を実施する実務者である。

以上の想定から、定期検査等における各プレイヤーの業務分担については、図表5-1のとおり関連できる。

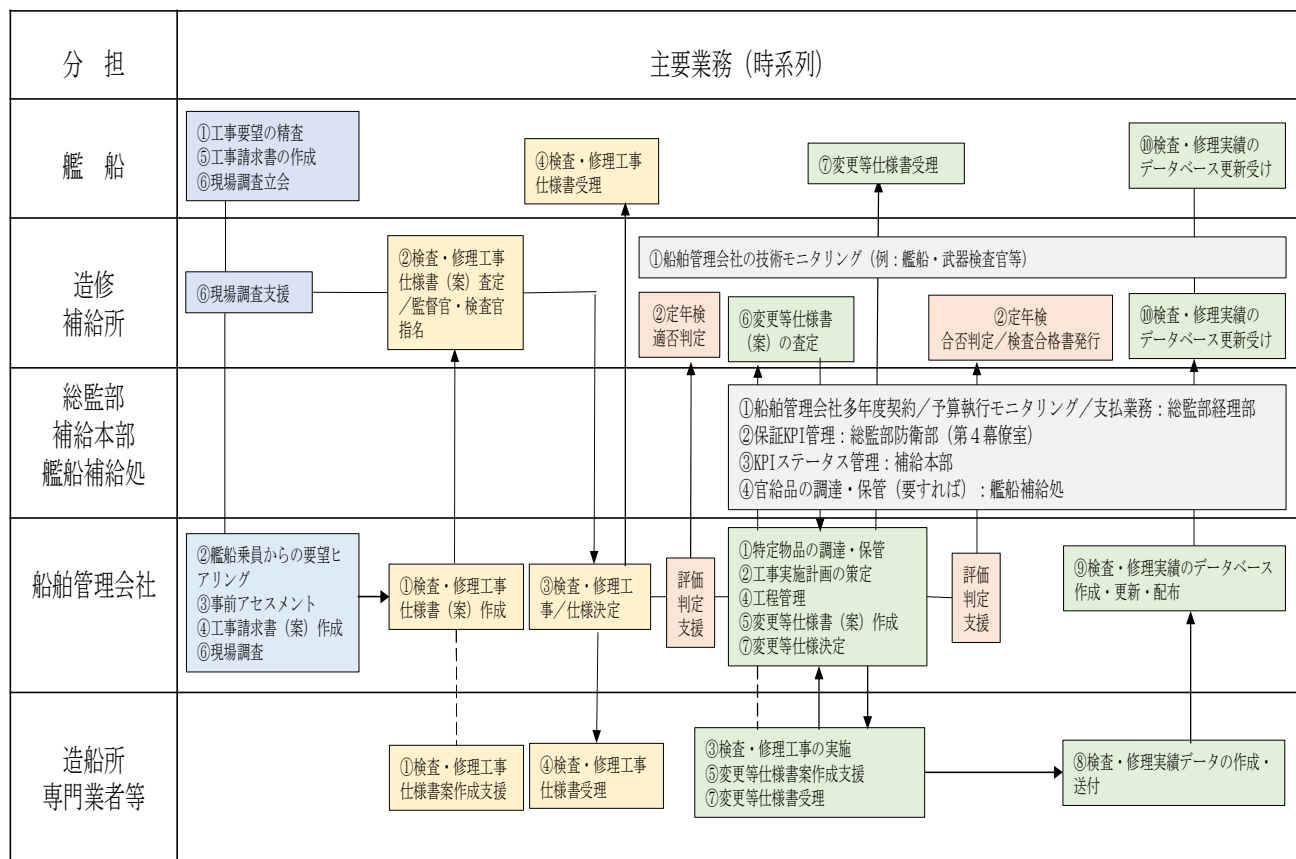
図表5-1 定期検査等における官民業務分担 (案)

項目	官		民	
計画整備 定年検 計画・実施	艦 船	<ul style="list-style-type: none"> ・工事要望の準備・精査 ・工事請求書作成 ・現場調査同行 	船舶管理会社	<ul style="list-style-type: none"> ・艦船乗員からの要望ヒアリング ・事前アセスメント ・現場調査 ・工事請求書(案)作成 ・検査・修理工事仕様書(案)作成 ・工専用特定物品の調達・保管 ・工事実施計画の策定 ・工程管理 ・変更等仕様書(案)の作成 ・評価(適否)・判定(可否)支援 ・検査・修理実績DBの作成・更新・配布
	造修 補給所	<ul style="list-style-type: none"> ・現場調査支援 ・仕様書(案)査定(変更・追加を含む。) ・監督官/検査官の指名 ・検査の実施 ・定年検の可否判定 ・船舶管理会社の技術モニタリング 		<ul style="list-style-type: none"> ・検査・修理工事仕様書(案)作成支援 ・検査・修理工事の実施 ・変更等工事仕様書(案)作成支援 ・検査・修理実績データの作成・送付
	総監部/ 補給本部/ 艦船補給処	<ul style="list-style-type: none"> 【総監部】 ・船舶管理会社との多年度契約：経理部 ・船舶管理会社の予算執行モニタリング /支払業務：経理部 ・保証KPI管理：防衛部(第4幕僚室) 【補給本部】 ・KPIステータス管理 【艦船補給処】 ・官給品の調達・保管(要すれば) 	造船所/ 専門業者等	

出典：筆者作成

また、時系列に各種業務フローを策定すると、図表5-2のとおりである。

図表5-2 定期検査等における業務フロー（案）



出典：筆者作成

イ 不具合発生時の対応

通常航海中を含み、特別任務中における突然の装備システムの不具合は、運用者として肝が冷え、事後対処プロセスによる人員・器材の安全を確保するための措置が第一優先であることから、不具合に至る経緯、不具合箇所・原因の特定について時機を失することが懸念されている。

今回の港務隊でのヒアリングからも、定期検査・就役直後を含めて臨時修理の多発に伴い、船舶管理会社の取組みについて最善とする官民協業を策定することとした。

なお、不具合発生時の官民の各プレイヤーの業務分担については、定期検査等をベースとして図表5-3のとおり関連できる。

図表5-3 不具合発生時の官民業務分担（案）

項目	官	民
不具合発生時	艦 船	船舶管理会社
	造修 補給所	
	総監部/ 補給本部/ 艦船補給処	造船所/ 専門業者等

出典：筆者作成

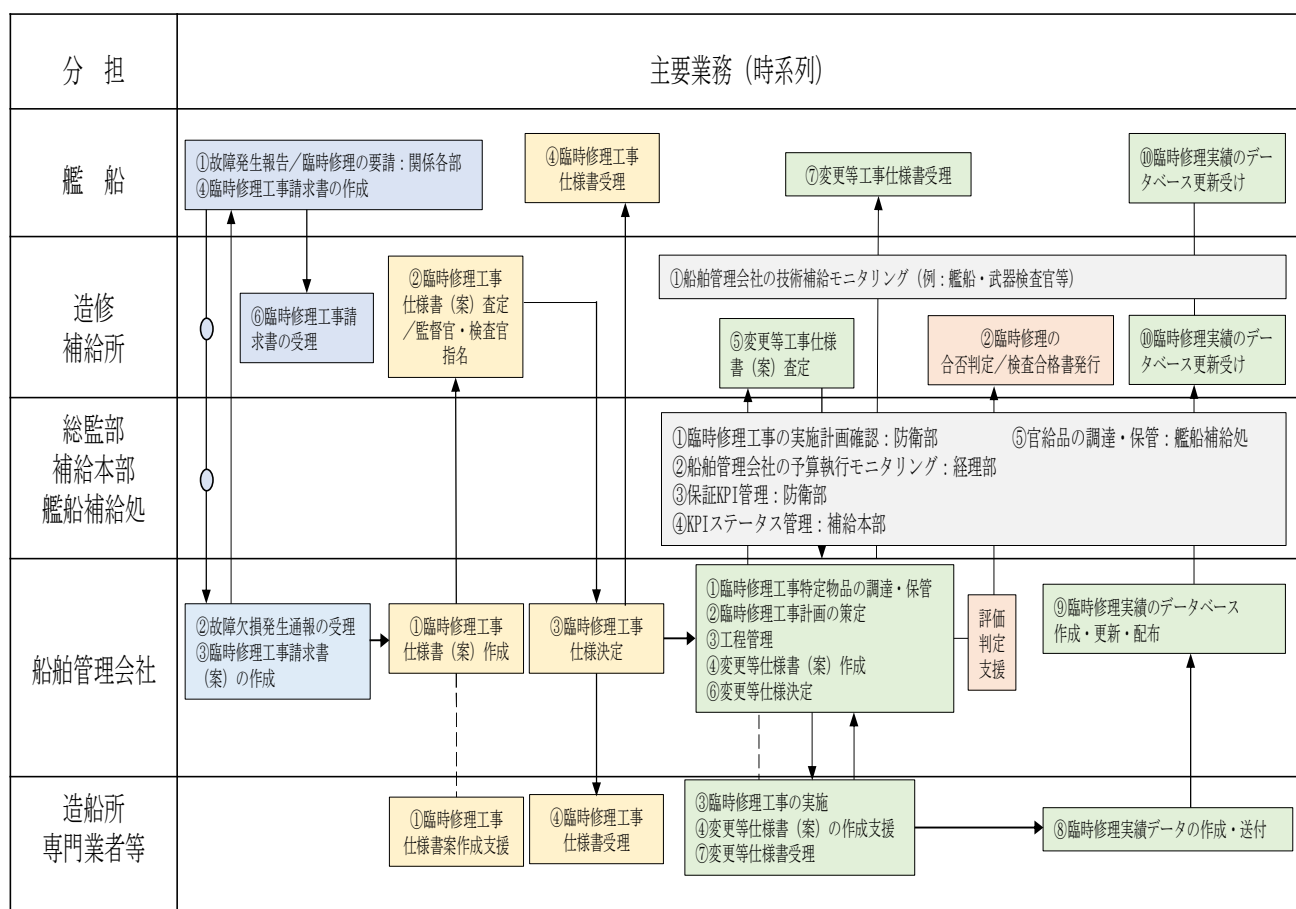
基本的に、定期検査等における官民業務分担のそれと同等であるが、故障発生報告の情報の早期共有が最も重要である。総監部、造修補給所から可能な限り早い情報入手が重要であり、と同時に、行動における情報セキュリティ上の対応も求められることも考えられる。

また、不具合箇所の特定・原因究明から ECP 提案に至るまでの一連の業務プロセスを持続的に実施することによって、船舶全体システムの長期に亙る各種履歴の把握とともに、除籍までの効率的な船体及び装備品の保守整備が実現できるものと思量する。

さらに、補給本部へ第1種支援船の各種情報の共有を促し、各地方隊の保守整備等に係る主要事務について全国的に一括管理するスキームを提供するデータベースとなるものと思量する。

なお、時系列に各種業務フローを策定すると、図表5-4のとおりである。

図表5-4 不具合発生時における業務フロー（案）



出典：筆者作成

ウ 検査方式について

船舶の製造については、品質確保のための監督検査として、①直接監督・検査方式、②資料監督・検査方式、③品質保証監督・検査方式の3つの方式が規定され、また、船舶の定期検査等については、定期検査、年次検査の各実施基準に従って、艦船の現状について堪航性及び安全性並びに使用目的に対する適合性の程度を検定するものとされ、検査は、①立会い、又は②書類審査の方法により行うものとするものとされている。

今般、前提として、「港務隊、造修補給所の人的資源の再配分」及び「造修補給所の負担軽減」を目的とすることとし、この目的を達成させるための「検査の在り様」についてその最善策を提案する。

まず、現行の定期検査等の検査業務を具体的に列挙すると次のとおりである。

【書類審査】：全般

・事前検査（外観検査・作動検査）：造船所回航直後の陸揚げ前検査

【立会い】：装備品

・開放検査（外観検査・部品検査）：装備品等の O/H 等時に構成部品の欠損、摺動部の摩耗等について検査し、要すれば、清掃手入れ、修理、部品交換等を指示する。

・陸上試験（組立検査・性能検査）：装備品等の組立状況、無負荷（重要機器については所要の負荷）での性能（物理的性能）を検査する。要すれば、所要の補修を指示する。

【立会い】：船舶（Dock／係留／海上）

・工程中検査：Dock 中の船体（外板）・各種装置（船底弁、シーチェスト等）の検査

・完成検査（各部検査・性能検査・係留運転・海上確認運転）

これら検査業務について、近郊を含め遠隔地の造船所、専門修理業者に複数回訪問し、立会するにはかなりの人的負担及び経費負担となっていることが予測され、また、今後の防衛省施策（正面、情報戦（IW）強化：要員確保、OS 事業の拡大等）の具現化と相まって人的資源の他分野への配分が想定されるところであり、重責である検査業務を担う装備幹部についても例外ではない。

この現状から、定期検査等における「検査の在り様」について熟慮する際、最も合理的且つ効率的な手法としては、許容できる範囲について、「①立会行為」から「②書類審査行為」への移行が考えられる。一方で、昨今の産業各分野で生起している製造メーカーにおける製品製造工程中のデータ改ざん事案等からも「厳正なる品質確保」が強く求められており、品質確保の担保が必須であることから、書類審査については、「海自船舶の技術的知見を有し、且つ適正な評価が可能な第三者公的機関の立会いにより作成された書類」に基づくことが最善である。

立会検査の項目については、当然、各造修補給所長の判断によるが、最低限、以下の検査については立会方式を維持すべきであると考ええる。

① 上架後の船底検査

② 海上確認運転等の性能検査

③ その他、特に造修補給所長が必要と認める検査

なお、第三者公的機関については、第5項に詳細後述する。

3 乗員整備について

(1) 第1種支援船における乗員整備について

現在、第1種支援船における乗員整備は、乗員整備項目一覧表（支援船）（令和3年 補本装艦第1596号）16に基づき実施されている。その一部を図表5-5に示す。

図表5-5 乗員整備項目一覧表（支援船）（抜粋）

「えい船(260t)TY」

技術刊行物番号	機器名称	整備カード番号	整備項目	整備する周期・間隔	実績工数(人×時間)
9類第号	錨、錨鎖	C-01	総点検	定期検査時	
9類第号	救命いかだ	M-01	外観検査	1か月	
9類第号	昇降式マスト (適用艦のみ)	Q-01	駆動部へのグリースの塗布	3か月	
9類第号	昇降式マスト (適用艦のみ)	S-01	警報及び表示灯の点検	6か月	
9類第号	昇降式マスト (適用艦のみ)	A-01	電動機及び起動器盤の絶縁抵抗 検査及び清掃	年間	
8類1第00225号	主機(6L22HX)	R-02	ガバナリンク運動部の作動確認 及び給油	状況に応じ 必要な時 (起動前)	
8類1第00225号	主機(6L22HX)	R-12	過給機フィルターの清掃	状況に応じ 必要な時	
7類第号	主配電盤	A-02	清掃・各部増締め	年間	
類第号	レーダOPS-29L	A-01	周波数点検	年間	

出典：乗員整備項目一覧表（支援船）から抜粋

本来、これに基づき所要の期間に応じて定期的を実施することとされているが、人員・技量・器材不足から、やむなく定年検時に工事要望せざるを得ない現状と聞いている。先般、呉、舞鶴地区の警備隊（港務隊）でヒアリングしたところ、呉においては、人員の充足率が低く、再任用の船長が複数隻を担当することによって、慢性的な工数不足を解消している現状にあり、技量が伴わない項目については、定年検時に工事要望し、外注(造船所)により実施し、定年検中、港務隊から乗員等を派遣し、乗員整備の範囲である、潤滑油、冷却水及び保護亜鉛等の交換作業等を造船所内で実施していると伺い、舞鶴においても同様の回答が得られた。

現在、海上幕僚監部において導入が検討されている、第1種支援船を対象とする船舶管理会社による一括複数年契約に基づく長期の保守整備態勢について、乗員の一部OSから全OSへの段階的な民活化に対応し、年次検査、定期検査、臨時修理とともに、乗員整備における最適な官民協業態勢を構築することが重要である。

(2) 船舶管理会社受注時における乗員整備(一部 OS)について

次に、前項の状況を念頭に、船舶管理会社による一括複数年契約に基づく長期の保守整備態勢(乗員整備(一部 OS の場合)について論述する。

まず、前提として、乗員の一部 OS (官：船長、機関長 民：甲板員等) を想定し、官民の役割分担について、定年検と同様のプロセスによるものとした(図表 5-6)。

図表 5-6 乗員整備(一部 OS)における官民の業務分担(案)

項目	官		民	
	乗員整備(一部 OS)	艦 船	<ul style="list-style-type: none"> 乗員整備の実施(船長・機関長) 乗員整備請求書(一部 OS)の作成 	船舶管理会社
造修補給所		<ul style="list-style-type: none"> 乗員整備請求書(OS)の受理 仕様書(案)の査定 監督官・検査官の指名 検査の実施 船舶管理会社の造修補給モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書(案)の作成 乗員整備の実実施計画の策定(官民協業) 乗員整備実績データベース作成/更新・配布 	
地方総監部補給本部		<p>【総監部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗員整備の実実施計画(官・民分掌)の確認：防衛部/経理部 船舶管理会社の予算執行モニタリング/支払業務：経理部 <p>【補給本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗員整備一覧表(支援船)の改訂等 	造船所専門業者等	<ul style="list-style-type: none"> 乗員整備(一部 OS)の実施 乗員整備実績データの作成・送付

出典：筆者作成

乗員整備においても定期検査等と同様に船舶管理会社受注時の官民協業における各プレイヤーの任務は、次を想定する。

- ・艦 船：乗員整備を受ける主体であり、警備隊(港務隊)が管轄し、整備責任を負う対象であり、乗員整備の請求実務者である。
- ・造修補給所：船舶管理会社が上申する乗員整備における各種案件について、実施(案)の評価、仕様書(案)の承認、事後の適否、可否の判定及び完成検査合格書の発行を司る主として承認行為及び給付にかかる技術的評価を実施する実務者である。
- ・地方総監部：
 - 防衛部；警備隊(港務隊)を統括し、艦船を運用する主体であり、これに関連する乗員整備における総括責任者である。
 - 経理部；船舶管理会社との長期一括契約の契約者(甲)及びその契約の履行に対しモニタリングする実務者である。
- ・補給本部：艦船の保守整備に係る統括者及び修理等を統制する総括責任者である。
- ・船舶管理会社：船舶管理会社の業務は、多岐にわたり、概ね次の4つに分類される。

ア 運航に関する業務 (①運航計画策定 ②船長判断の元となる気象海象等情報収集 ③各種法令に関する手続き ④安全管理 ⑤海事局、港湾局等関係団体との折衝)

イ 乗組員に関する業務 (①乗組員の配乗 ②乗組員の雇用、養成 ③労務管理)

ウ 船舶の維持管理 (①係留地の確保 ②船用品、部品等の手配、維持 ③船舶の保守点検、修繕 ④船舶に関する保険の付保)

エ 定期検査等に関する事務的な業務 (①定期検査等計画の策定 ②工程管理 ③検査工事及び修理工事の確認 ④造船所との折衝)

この度、複数年一括契約の対象となる事業は、運航の一部及び保守整備（一部乗員整備項目を含む。）の2項目である。

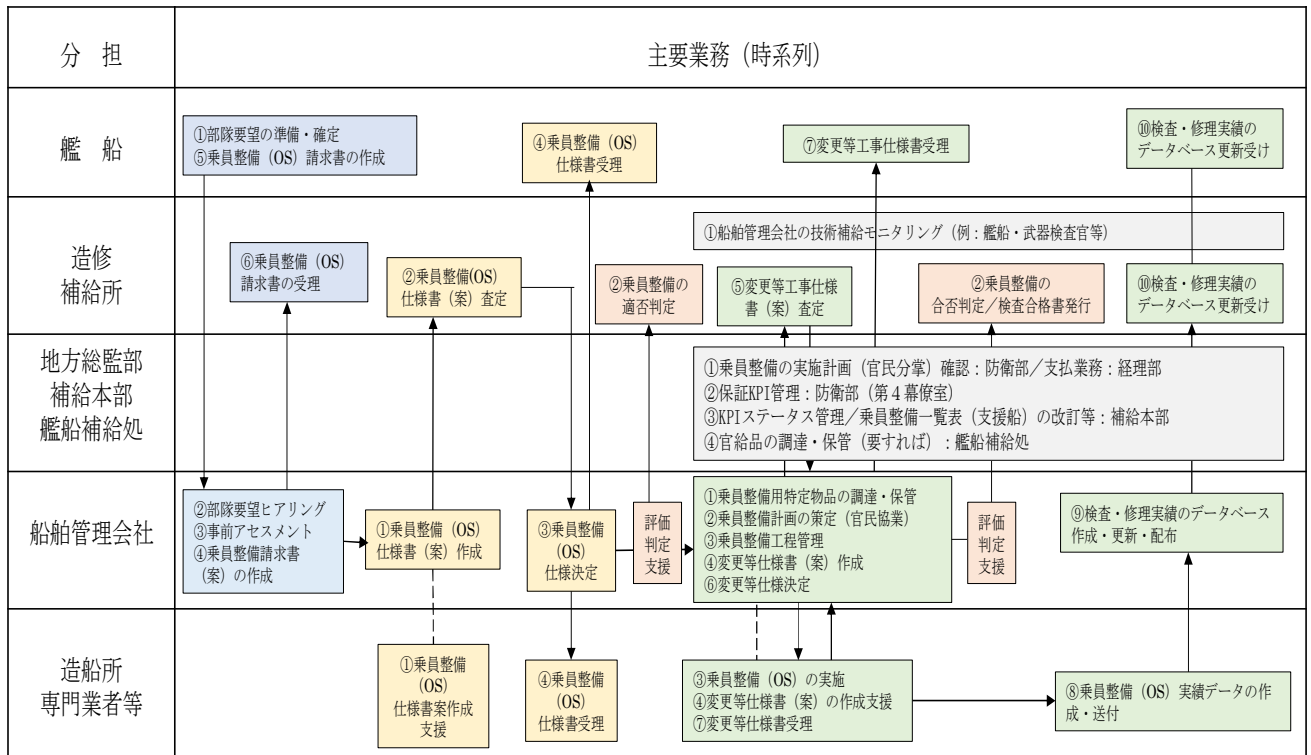
まず、前者について記述すると、官民協業における役務契約としては、請負契約であることから、船舶管理会社が船員を主体的に統制するものであり、官側との明確な作業分担において各々が実施されることとなる。

一方、保守整備については、先に挙げた事項の実績を民間船舶において長年積んできており、充実した各種サービスが期待でき、計画、実施、総括の各段階で案件を官側に上申、承認を受けて長期契約の履行を促進する受注者(乙)である。

・造船所等 : 船舶管理会社からの発注により艦船の現場において乗員整備項目を実施する実務者である。

以上の想定から、乗員整備（一部 OS）における各プレイヤーの業務分担については、図表5-7のとおり相関できる。

図表5-7 乗員整備（一部 OS）における業務フロー（案）



出典：筆者作成

4 艦船造修整備規則等の改正案の策定

(1) 現行規則等の改正について

ア 艦船造修整備規則の改正案（図表5-8）

艦船造修整備規則の改正案では、規則の各条文の改正及び付録である「艦船造修整備基準」の改正は行わず、別冊付録第1「定期検査実施基準」及び別冊付録第2「年次検査実施基準」の改正を行うことで「艦船造修整備規則の一部改正（案）」として策定した。

イ 定期検査実施基準及び年次検査実施基準改正案（図表5-9）

(ア) 定期検査実施基準、年次検査実施基準は第1章(2)の作成方針に基づき、第1種支援船とそれ以外の艦船等に分類し、新たに第1種支援船の項目を追加した基準案を策定した。

船体の部を例とした場合、次のとおりである。

第2 船 体 部

- 1 自衛艦(潜水艦及び特務艇を除く。)
- 2 潜水艦の部
- 3 特務艇及び支援船の部(第1種支援船を除く。)
- 4 支援船の部(第1種支援船)

(イ) 区分及び検査箇所

区分及び検査箇所については、該当しない区分、搭載されていない機器及び該当しない検査箇所の有無を調査し、改正案として策定した。

(ウ) 検査の方法

船舶安全法施行規則及び同規則に規定する定期検査等の準備を定める告示等を参考とし、必須検査項目を厳選し、検査内容を明確した検査の方法を策定した。

特に、計器類については、平成25年度会計検査院からの指摘に対する回答及び知床遊覧船事故対策で、「船体ドア及びハッチの水密性の確認」が項目として挙げられ、噴射ノズルによる確認となっていることから、検査の方法に反映させた改正案とした。

(2) 第1種支援船に特化した規則等の策定について（図表5-10）

現行の艦船整備実施基準では民間船舶管理会社との手続き等についての規定はないため、現行の艦船整備実施基準の考え方を踏襲しつつ、新たに通達として第1種支援船に適用する艦船整備実施基準(通達)(案)を策定した。

特に、船舶管理会社の定義づけを行い、艦船長等と造修補給所長と船舶

管理会社との関係性を重視し、計画（案）の作成、整備の実施は船舶管理会社であるものの、定期検査等の計画は造修補給所長と船舶管理会社と調整を行い船舶管理会社で計画案を立案することとし、定期検査等の請求は艦船長等と船舶管理会社が事前に機器の状況確認等を行い、造修補給所長に請求する通達案とした。

「参考」

艦船造修整備規則

第3章 職 責

第10条 造修補給所長等は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。

- (3) 当該地方総監部に在籍する支援船の艦船修理計画の作成支援に関すること。
- (4) 定期検査、年次検査、改造及び修理の監督、検査並びに試験に関すること。
- (5) 乗員整備の支援に関すること。

艦船造修整備規則

新	旧	改正理由等
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 造修整備通則（第4条・第5条）</p> <p>第3章 職責（第6条－第12条）</p> <p>第4章 造修整備作業（第13条・第14条）</p> <p>第5章 造修整備管理（第15条－第17条）</p> <p>第6章 技術管理（第18条－第21条）</p> <p>第7章 記録及び報告（第2条・第23条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総 則 （通則）</p> <p>第1条 この達は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号。以下「訓令という。」第12条及び第19条に基づき海上自衛隊の使用する船舶（以下「艦船」という。）の改造、修理、定期検査、年次検査及び（上架を含む。以下同じ）の手續き、定期検査、年次検査及び入きよの方法及び基準並びに搭載重量の管理の手續及び基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、海上自衛隊の使用する艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の整備に関して必要な事項について定めるものとする。</p> <p>3 海上幕僚長（以下「海幕長」という。）は、第1項の規定及び同項の規定に基づき定めた事項並びに第3条第9号から第14号まで、第17号及び第19号の規定を改正する場合、あらかじめ訓令第12条及び第19条の規定に基づく防衛大臣の承認を得るものとする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 海上自衛隊の使用する艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の整備に関しては、この達に定めるところによる。ただし、供試の用の終了後、技術試験、実用試験及び性能改善試験に関連し、継続して使用する機器については、別に定める。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 造修整備通則（第4条・第5条）</p> <p>第3章 職責（第6条－第12条）</p> <p>第4章 造修整備作業（第13条・第14条）</p> <p>第5章 造修整備管理（第15条－第17条）</p> <p>第6章 技術管理（第18条－第21条）</p> <p>第7章 記録及び報告（第2条・第23条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総 則 （通則）</p> <p>第1条 この達は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号。以下「訓令という。」第12条及び第19条に基づき海上自衛隊の使用する船舶（以下「艦船」という。）の改造、修理、定期検査、年次検査及び（上架を含む。以下同じ）の手續き、定期検査、年次検査及び入きよの方法及び基準並びに搭載重量の管理の手續及び基準について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、海上自衛隊の使用する艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の整備に関して必要な事項について定めるものとする。</p> <p>3 海上幕僚長（以下「海幕長」という。）は、第1項の規定及び同項の規定に基づき定めた事項並びに第3条第9号から第14号まで、第17号及び第19号の規定を改正する場合、あらかじめ訓令第12条及び第19条の規定に基づく防衛大臣の承認を得るものとする。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 海上自衛隊の使用する艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の整備に関しては、この達に定めるところによる。ただし、供試の用の終了後、技術試験、実用試験及び性能改善試験に関連し、継続して使用する機器については、別に定める。</p>	<p>艦船造修整備規則の別冊付録第1「定期検査実施基準」及び別冊付録第2「年次検査実施基準」を一部改正することから、「艦船造修整備規則の一部改正」とした。</p>

新	旧	改正理由
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 艦船等 艦船、艦船用機関及び艦船用電気器材をいう。</p> <p>(2) 艦船搭載武器 艦船に搭載される火器、掃海器材、音響機材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材、戦術情報処理器材、誘導器材、化学器材、航海器材及び水雷武器をいう。</p> <p>(3) 造修整備用器材 艦船等及び艦船搭載武器の造修整備作業を適正かつ効率的に実施するための工具、要具、計測器、試験器、試験装置その他の機材をいう。</p> <p>(4) 造修整備 艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材を良好な状態に維持し、その機能を全幅発揮させるための造修整備作業及び造修整備管理からなる一連の業務をいう。</p> <p>(5) 造修整備作業 艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材について行う定期検査、年次検査、改造又は修理に際して行う検査、改造、修理、入きよ、試験、点検、手入れ、塗装、部品交換、調整及びこれらの関連業務をいう。</p> <p>(6) 造修整備管理 造修整備にかかわる人員及び器材を適正かつ効率的に運用する一連の管理活動をいう。</p> <p>(7) 乗員整備 造修整備のうち、艦船の乗員が行う点検、手入れ、調整及び部品交換の諸作業をいう。ただし、エアクッション艇については、エアクッション艇隊の隊員及び当該エアクッション艇を搭載する輸送艦にあって、エアクッション艇を整備することと定められている乗員が行う諸作業をいう。</p> <p>(8) 改造又は修理に際する検査 訓令第2条第2項に規定する検査をいう。</p> <p>(9) 改造 第14号に定める応急修理以外の工事で既存の設計を変更する工事をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 艦船等 艦船、艦船用機関及び艦船用電気器材をいう。</p> <p>(2) 艦船搭載武器 艦船に搭載される火器、掃海器材、音響機材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材、戦術情報処理器材、誘導器材、化学器材、航海器材及び水雷武器をいう。</p> <p>(3) 造修整備用器材 艦船等及び艦船搭載武器の造修整備作業を適正かつ効率的に実施するための工具、要具、計測器、試験器、試験装置その他の機材をいう。</p> <p>(4) 造修整備 艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材を良好な状態に維持し、その機能を全幅発揮させるための造修整備作業及び造修整備管理からなる一連の業務をいう。</p> <p>(5) 造修整備作業 艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材について行う定期検査、年次検査、改造又は修理に際して行う検査、改造、修理、入きよ、試験、点検、手入れ、塗装、部品交換、調整及びこれらの関連業務をいう。</p> <p>(6) 造修整備管理 造修整備にかかわる人員及び器材を適正かつ効率的に運用する一連の管理活動をいう。</p> <p>(7) 乗員整備 造修整備のうち、艦船の乗員が行う点検、手入れ、調整及び部品交換の諸作業をいう。ただし、エアクッション艇については、エアクッション艇隊の隊員及び当該エアクッション艇を搭載する輸送艦にあって、エアクッション艇を整備することと定められている乗員が行う諸作業をいう。</p> <p>(8) 改造又は修理に際する検査 訓令第2条第2項に規定する検査をいう。</p> <p>(9) 改造 第14号に定める応急修理以外の工事で既存の設計を変更する工事をいう。</p>	

新	旧	改正理由
<p>(10) 修理 第 14 号に定める応急修理以外の工事で既存の設計を変更することなく元の性能を回復する工事をいい、特別修理、年次修理、中間修理及び臨時修理をいう。</p> <p>(11) 年次修理 年次検査と同じ時期にあらかじめ計画して行う修理をいう。</p> <p>(12) 中間修理 特別修理、年次修理以外の修理であらかじめ計画して行う修理をいう。</p> <p>(13) 臨時修理 特別修理及び年次修理及び中間修理以外の修理で、必要に応じて行う修理をいう。</p> <p>(14) 応急修理 保安上緊急を要する場合に応急的に行う工事をいう。</p> <p>(15) 技術管理 造修整備管理を適切に行うための手段としての管理で、信頼性管理、形態管理、造修整備用器材管理及び技術刊行物をいう。</p> <p>(16) 技術刊行物 艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の構造、取扱い及び整備に関する図面、取扱説明書等をいう。</p> <p>(17) 造修補給所長等 造修補給所長及び基地隊司令をいう。</p> <p>(18) 艦船部隊等の長 艦船の所属する部隊又は機関の長をいう。</p> <p>(19) 艦船等の長 艦船の長及び艦船の長の置かれていない艦船については、当該艦船の所属する部隊又は機関にあって、艦船を運用することと定められている隊、所、科、又は課の長をいう。</p>	<p>(10) 修理 第 14 号に定める応急修理以外の工事で既存の設計を変更することなく元の性能を回復する工事をいい、特別修理、年次修理、中間修理及び臨時修理をいう。</p> <p>(11) 年次修理 年次検査と同じ時期にあらかじめ計画して行う修理をいう。</p> <p>(12) 中間修理 特別修理、年次修理以外の修理であらかじめ計画して行う修理をいう。</p> <p>(13) 臨時修理 特別修理及び年次修理及び中間修理以外の修理で、必要に応じて行う修理をいう。</p> <p>(14) 応急修理 保安上緊急を要する場合に応急的に行う工事をいう。</p> <p>(15) 技術管理 造修整備管理を適切に行うための手段としての管理で、信頼性管理、形態管理、造修整備用器材管理及び技術刊行物をいう。</p> <p>(16) 技術刊行物 艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の構造、取扱い及び整備に関する図面、取扱説明書等をいう。</p> <p>(17) 造修補給所長等 造修補給所長及び基地隊司令をいう。</p> <p>(18) 艦船部隊等の長 艦船の所属する部隊又は機関の長をいう。</p> <p>(19) 艦船等の長 艦船の長及び艦船の長の置かれていない艦船については、当該艦船の所属する部隊又は機関にあって、艦船を運用することと定められている隊、所、科、又は課の長をいう。</p>	

新	旧	改正理由
<p>第2章 造修整備通則 (造修整備の本旨)</p> <p>第4条 造修整備に当たっては、科学的手法を的確に活用し、艦船等及び艦船搭載武器の品質を確保すること、及び発生した故障欠損を適正に修復することをもって本旨とする。</p> <p>(造修整備の基準)</p> <p>第5条 造修整備を実施する場合の方法、基準及び手続きは、訓令に定めるもののほか、別冊のとおりとする。</p> <p>2 造修整備は、作業の程度及び範囲により区分して実施することを標準とし、その区分については、別冊のとおりとする。</p> <p>第3章 職責 (海幕長)</p> <p>第6条 海幕長は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 後方支援の構想及び基本計画の策定に関すること。 (2) 造修整備にかかわる基本的な制度、体系及び方式の策定に関すること。 (3) 造修整備にかかわる規則(基準を含む。)の制定及び改正に関すること。 (4) 自衛艦について艦船修理計画の作成に関すること。 (5) 造修整備管理にかかわる方針の策定に関すること。 (6) 技術管理にかかわる方針の策定に関すること。 (7) 部隊及び機関の監督(指導を含む。)に関すること。</p> <p>(地方総監)</p> <p>第7条 地方総監は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 当該地方総監部に在籍する支援船の艦船修理計画の作成に関すること。</p>	<p>第2章 造修整備通則 (造修整備の本旨)</p> <p>第4条 造修整備に当たっては、科学的手法を的確に活用し、艦船等及び艦船搭載武器の品質を確保すること、及び発生した故障欠損を適正に修復することをもって本旨とする。</p> <p>(造修整備の基準)</p> <p>第5条 造修整備を実施する場合の方法、基準及び手続きは、訓令に定めるもののほか、別冊のとおりとする。</p> <p>2 造修整備は、作業の程度及び範囲により区分して実施することを標準とし、その区分については、別冊のとおりとする。</p> <p>第3章 職責 (海幕長)</p> <p>第6条 海幕長は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 後方支援の構想及び基本計画の策定に関すること。 (2) 造修整備にかかわる基本的な制度、体系及び方式の策定に関すること。 (3) 造修整備にかかわる規則(基準を含む。)の制定及び改正に関すること。 (4) 自衛艦について艦船修理計画の作成に関すること。 (5) 造修整備管理にかかわる方針の策定に関すること。 (6) 技術管理にかかわる方針の策定に関すること。 (7) 部隊及び機関の監督(指導を含む。)に関すること。</p> <p>(地方総監)</p> <p>第7条 地方総監は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 当該地方総監部に在籍する支援船の艦船修理計画の作成に関すること。</p>	

新	旧	改正理由
<p>(2) 造修整備作業の実施監督に関すること。</p> <p>(補本長)</p> <p>第8条 海上自衛隊補給本部長（以下「補本長」という。）は、造修整備に関し、主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 後方支援計画の作成に関すること。</p> <p>(2) 艦船修理計画の作成支援に関すること。</p> <p>(3) 造修整備の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(4) 造修整備にかかわる実施要領の制定及び改正に関すること。</p> <p>(5) 故障欠損の対策及び是正に関すること。</p> <p>(6) 技術管理にかかわるデータの収集、整理、分析及び評価に関すること。</p> <p>(艦補処長)</p> <p>第9条 海上自衛隊艦船補給処長(以下、「艦補処長」という。)は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(9) 補本長の指定する品目の造修整備の実施計画の作成に関すること。</p> <p>(10) 補本長の指定する品目の造修整備の実施に関すること。</p> <p>(造修補給所長等)</p> <p>第10条 造修補給所長等は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 造修整備の実施計画に関すること。</p> <p>(2) 造修整備作業の実施に関すること。</p> <p>(3) 当該地方総監部に在籍する支援船の艦船修理計画の作成支援に関すること。</p> <p>(4) 定期検査、年次検査、改造及び修理の監督、検査並びに試験に関すること。</p> <p>(5) 乗員整備の支援に関すること。</p>	<p>(2) 造修整備作業の実施監督に関すること。</p> <p>(補本長)</p> <p>第8条 海上自衛隊補給本部長（以下「補本長」という。）は、造修整備に関し、主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 後方支援計画の作成に関すること。</p> <p>(2) 艦船修理計画の作成支援に関すること。</p> <p>(3) 造修整備の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(4) 造修整備にかかわる実施要領の制定及び改正に関すること。</p> <p>(5) 故障欠損の対策及び是正に関すること。</p> <p>(6) 技術管理にかかわるデータの収集、整理、分析及び評価に関すること。</p> <p>(艦補処長)</p> <p>第9条 海上自衛隊艦船補給処長(以下、「艦補処長」という。)は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 補本長の指定する品目の造修整備の実施計画の作成に関すること。</p> <p>(2) 補本長の指定する品目の造修整備の実施に関すること。</p> <p>(造修補給所長等)</p> <p>第10条 造修補給所長等は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 造修整備の実施計画に関すること。</p> <p>(2) 造修整備作業の実施に関すること。</p> <p>(3) 当該地方総監部に在籍する支援船の艦船修理計画の作成支援に関すること。</p> <p>(4) 定期検査、年次検査、改造及び修理の監督、検査並びに試験に関すること。</p> <p>(5) 乗員整備の支援に関すること。</p>	

新	旧	改正理由
<p>(6) 造修整備管理の実施に関する事。</p> <p>(7) 造修補給所及び基地隊が行う造修整備に関するデータの提供に関する事。</p> <p>第11条 艦船部隊等の長は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 艦船等及び艦船搭載武器の現状の把握に関する事。</p> <p>(2) 造修整備の実施計画の統括に関する事。</p> <p>(艦船長等)</p> <p>第12条 艦船長等は、艦船造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 自艦の現状把握に関する事。</p> <p>(2) 乗員整備の実施計画の作成に関する事。</p> <p>(3) 乗員整備の実施に関する事。</p> <p>(4) 乗員整備における造修整備管理の実施に関する事。</p> <p>(5) 乗員整備に関するデータの提供に関する事。</p> <p>第4章 造修整備作業</p> <p>(技術刊行物等による造修整備)</p> <p>第13条 艦船等及び艦船搭載武器の造修整備作業は、適正な造修整備管理の下、防衛大臣の定める船舶設計基準及び自衛艦工作基準、別に定める船舶検査実施基準、別冊付録第1に示す定期検査実施基準及び別冊付録第2に示す年次検査実施基準並びに技術刊行物に基づき実施するものとする。</p> <p>(造修整備用器材の使用)</p> <p>第14条 造修整備作業の実施に当たっては、技術刊行物において要求される機能及び性能を有する造修整備用器材を使用しなければならない。</p>	<p>(6) 造修整備管理の実施に関する事。</p> <p>(7) 造修補給所及び基地隊が行う造修整備に関するデータの提供に関する事。</p> <p>第11条 艦船部隊等の長は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 艦船等及び艦船搭載武器の現状の把握に関する事。</p> <p>(2) 造修整備の実施計画の統括に関する事。</p> <p>(艦船長等)</p> <p>第12条 艦船長等は、艦船造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 自艦の現状把握に関する事。</p> <p>(2) 乗員整備の実施計画の作成に関する事。</p> <p>(3) 乗員整備の実施に関する事。</p> <p>(4) 乗員整備における造修整備管理の実施に関する事。</p> <p>(5) 乗員整備に関するデータの提供に関する事。</p> <p>第4章 造修整備作業</p> <p>(技術刊行物等による造修整備)</p> <p>第13条 艦船等及び艦船搭載武器の造修整備作業は、適正な造修整備管理の下、防衛大臣の定める船舶設計基準及び自衛艦工作基準、別に定める船舶検査実施基準、別冊付録第1に示す定期検査実施基準及び別冊付録第2に示す年次検査実施基準並びに技術刊行物に基づき実施するものとする。</p> <p>(造修整備用器材の使用)</p> <p>第14条 造修整備作業の実施に当たっては、技術刊行物において要求される機能及び性能を有する造修整備用器材を使用しなければならない。</p>	

新	旧	改正理由
<p>第5章 造修整備管理 (造修整備作業の管理)</p> <p>第15条 艦補処長、造修補給所長等及び艦船長等は、造修整備作業を管理し、適切に遂行するため、造修整備にかかわる人員及び器材を適正かつ効率的に運用する一連の管理活動を実施するものとする。</p> <p>(造修整備作業の計画)</p> <p>第16条 造修整備作業は、その適正かつ円滑な実施を図るため、周到な計画に基づき実施するものとする。</p> <p>(造修整備作業の実施状況の確認及び是正)</p> <p>第17条 艦補処長、造修補給所長等及び艦船長等は、造修整備における品質の確保を図るため、造修整備作業の実施状況の確認を通じて、常に状態の把握に努めるとともに、要すれば是正処置を講ずるものとする。</p> <p>第6章 技術管理 (信頼性管理)</p> <p>第18条 補本長は、艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の造修整備に関する実証的、定量的データを収集して分析及び評価を行い、その信頼性の維持、改善を図るものとする。</p> <p>(形態管理)</p> <p>第19条 補本長は、艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材に対する技術変更その他影響を及ぼす事項について分析及び評価を行うことにより、効果的な改善を実施するとともに、形態の履歴及び変更状況を適切に管理することにより、艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の現有能力を把握するものとする。</p> <p>(造修整備用器材管理)</p> <p>第20条 補本長、造修補給所長等及び艦船長等は、艦船等及び艦船搭載武器の造修整備作業を適正に行うため、常に造修整備用器材を適正な数量及び状態に維持するものとする。</p>	<p>第5章 造修整備管理 (造修整備作業の管理)</p> <p>第15条 艦補処長、造修補給所長等及び艦船長等は、造修整備作業を管理し、適切に遂行するため、造修整備にかかわる人員及び器材を適正かつ効率的に運用する一連の管理活動を実施するものとする。</p> <p>(造修整備作業の計画)</p> <p>第16条 造修整備作業は、その適正かつ円滑な実施を図るため、周到な計画に基づき実施するものとする。</p> <p>(造修整備作業の実施状況の確認及び是正)</p> <p>第17条 艦補処長、造修補給所長等及び艦船長等は、造修整備における品質の確保を図るため、造修整備作業の実施状況の確認を通じて、常に状態の把握に努めるとともに、要すれば是正処置を講ずるものとする。</p> <p>第6章 技術管理 (信頼性管理)</p> <p>第18条 補本長は、艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の造修整備に関する実証的、定量的データを収集して分析及び評価を行い、その信頼性の維持、改善を図るものとする。</p> <p>(形態管理)</p> <p>第19条 補本長は、艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材に対する技術変更その他影響を及ぼす事項について分析及び評価を行うことにより、効果的な改善を実施するとともに、形態の履歴及び変更状況を適切に管理することにより、艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の現有能力を把握するものとする。</p> <p>(造修整備用器材管理)</p> <p>第20条 補本長、造修補給所長等及び艦船長等は、艦船等及び艦船搭載武器の造修整備作業を適正に行うため、常に造修整備用器材を適正な数量及び状態に維持するものとする。</p>	

新	旧	改正理由
<p>(技術刊行物管理)</p> <p>第21条 補本長は、技術刊行物の発行及び維持を適切に実施し、艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の取扱い、造修整備等の適正化を図るものとする。</p> <p>第7章 記録及び報告</p> <p>(造修整備に関する記録)</p> <p>第22条 造修補給所長等が備えなければならない記録は、艦船造修整備の来歴に関する事項を記載する造修記録簿のほか、別冊のとおりとする。</p> <p>2 艦船長等が備えなければならない記録は、艦船の機関及びこれらの付属装置に関する来歴を記載する機関来歴簿のほか、別冊のとおりとする。</p> <p>(造修整備に関する報告)</p> <p>第23条 造修整備に関する報告及び通報の種類、様式、手続き等は、海上自衛隊業務報告機側（昭和36年海上自衛隊達第79号）の定めるところによるほか、別冊のとおりとする。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別冊 「艦船造修整備基準」(略)</p> <p>別冊付録第1 「定期検査実施基準」(略)</p> <p>別冊付録第2 「年次検査実施基準」(略)</p>	<p>(技術刊行物管理)</p> <p>第21条 補本長は、技術刊行物の発行及び維持を適切に実施し、艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の取扱い、造修整備等の適正化を図るものとする。</p> <p>第7章 記録及び報告</p> <p>(造修整備に関する記録)</p> <p>第22条 造修補給所長等が備えなければならない記録は、艦船造修整備の来歴に関する事項を記載する造修記録簿のほか、別冊のとおりとする。</p> <p>2 艦船長等が備えなければならない記録は、艦船の機関及びこれらの付属装置に関する来歴を記載する機関来歴簿のほか、別冊のとおりとする。</p> <p>(造修整備に関する報告)</p> <p>第23条 造修整備に関する報告及び通報の種類、様式、手続き等は、海上自衛隊業務報告機側（昭和36年海上自衛隊達第79号）の定めるところによるほか、別冊のとおりとする。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別冊 「艦船造修整備基準」(略)</p> <p>別冊付録第1 「定期検査実施基準」(略)</p> <p>別冊付録第2 「年次検査実施基準」(略)</p>	<p>別冊付録第1及び第2の区分、検査箇所等の改正を行った。詳細は、添付のとおり。</p>

定 期 検 査 実 施 基 準 (改 正 案)

新	旧	改正理由
<p>第1 総 則</p> <p>第2 船 体 部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛艦(潜水艦及び特務艇を除く。) 2 潜水艦の部 3 特務艇及び支援船の部(第1種支援船を除く。) 4 支援船の部 (第1種支援船) <p>第3 機 関 部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛艦(潜水艦及び特務艇を除く。) 2 潜水艦の部 3 特務艇及び支援船の部(第1種支援船を除く。) 4 支援船の部 (第1種支援船) <p>第4 電 気 部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛艦(潜水艦及び特務艇を除く。) 2 潜水艦の部 3 特務艇及び支援船の部(第1種支援船を除く。) 4 支援船の部 (第1種支援船) <p>第5 武 器 部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武器部共通 2 水上艦の部 (第1種支援船を除く。) 3 水上艦の部 (第1種支援船) 4 潜水艦の部 	<p>第1 総 則</p> <p>第2 船 体 部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛艦(潜水艦及び特務艇を除く。) 2 潜水艦の部 3 特務艇及び支援船の部 <p>第3 機 関 部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛艦(潜水艦及び特務艇を除く。) 2 潜水艦の部 3 特務艇及び支援船の部 <p>第4 電 気 部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛艦(潜水艦及び特務艇を除く。) 2 潜水艦の部 3 特務艇及び支援船の部 <p>第5 武 器 部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 武器部共通 2 水上艦の部 3 潜水艦の部 	<p>第1種支援船について、新たな項とした。</p>

新	旧	改正理由																								
<p>第1 総 則</p> <p>1 この定期検査実施基準（以下「実施基準」という。）は、艦船の定期検査の方法及び基準について定める。</p> <p>2 検査は、実施基準に従って、艦船の現状についてたん航性及び安全性並びに小目的に対する適合性の程度を検定するものとする。</p> <p>3 検査は、立会い又は書類審査の方法により行うものとする。</p> <p>4 第1回目の検査は、新造の鋼船(潜水艦及び練習潜水艦を除く。)及びエアクッション艇においては就役後5年目、鋼船以外の艦船（エアクッション艇を除く。）及び蒸気タービン艦船においては就役後4年目、潜水艦（練習潜水艦を含む。以下同じ。）においては、就役後3年目、供与、貸与又は所管換を受けて艦船にあっては受領後速やかに行うものとする。</p> <p>5 この実施基準に定める甲法又は乙法の適用は、次表の左欄に掲げる検査についてそれぞれ当該右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="231 1066 1110 1661"> <thead> <tr> <th>検査内容</th> <th>検査区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 新造した艦船の第1回目の検査</td> <td>乙法</td> </tr> <tr> <td>(2) 供与、貸与又は所管換を受けた艦船の第1回目の検査</td> <td>その都度海上幕僚長が指示する甲法又は乙法</td> </tr> <tr> <td>(3) 第2回目からの検査</td> <td>前回の検査が甲法の場合は乙法、乙法の場合は甲法</td> </tr> <tr> <td>(4) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年に行う検査</td> <td>(1)から(3)までの規定にかかわらず甲法</td> </tr> <tr> <td>(5) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年終わった後の検査</td> <td>(3)による。</td> </tr> </tbody> </table>	検査内容	検査区分	(1) 新造した艦船の第1回目の検査	乙法	(2) 供与、貸与又は所管換を受けた艦船の第1回目の検査	その都度海上幕僚長が指示する甲法又は乙法	(3) 第2回目からの検査	前回の検査が甲法の場合は乙法、乙法の場合は甲法	(4) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年に行う検査	(1)から(3)までの規定にかかわらず甲法	(5) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年終わった後の検査	(3)による。	<p>第1 総 則</p> <p>1 この定期検査実施基準（以下「実施基準」という。）は、艦船の定期検査の方法及び基準について定める。</p> <p>2 検査は、実施基準に従って、艦船の現状についてたん航性及び安全性並びに小目的に対する適合性の程度を検定するものとする。</p> <p>3 検査は、立会い又は書類審査の方法により行うものとする。</p> <p>4 第1回目の検査は、新造の鋼船(潜水艦及び練習潜水艦を除く。)及びエアクッション艇においては就役後5年目、鋼船以外の艦船（エアクッション艇を除く。）及び蒸気タービン艦船においては就役後4年目、潜水艦（練習潜水艦を含む。以下同じ。）においては、就役後3年目、供与、貸与又は所管換を受けて艦船にあっては受領後速やかに行うものとする。</p> <p>5 この実施基準に定める甲法又は乙法の適用は、次表の左欄に掲げる検査についてそれぞれ当該右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1181 1066 2059 1661"> <thead> <tr> <th>検査内容</th> <th>検査区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 新造した艦船の第1回目の検査</td> <td>乙法</td> </tr> <tr> <td>(2) 供与、貸与又は所管換を受けた艦船の第1回目の検査</td> <td>その都度海上幕僚長が指示する甲法又は乙法</td> </tr> <tr> <td>(3) 第2回目からの検査</td> <td>前回の検査が甲法の場合は乙法、乙法の場合は甲法</td> </tr> <tr> <td>(4) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年に行う検査</td> <td>(1)から(3)までの規定にかかわらず甲法</td> </tr> <tr> <td>(5) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年終わった後の検査</td> <td>(3)による。</td> </tr> </tbody> </table>	検査内容	検査区分	(1) 新造した艦船の第1回目の検査	乙法	(2) 供与、貸与又は所管換を受けた艦船の第1回目の検査	その都度海上幕僚長が指示する甲法又は乙法	(3) 第2回目からの検査	前回の検査が甲法の場合は乙法、乙法の場合は甲法	(4) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年に行う検査	(1)から(3)までの規定にかかわらず甲法	(5) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年終わった後の検査	(3)による。	
検査内容	検査区分																									
(1) 新造した艦船の第1回目の検査	乙法																									
(2) 供与、貸与又は所管換を受けた艦船の第1回目の検査	その都度海上幕僚長が指示する甲法又は乙法																									
(3) 第2回目からの検査	前回の検査が甲法の場合は乙法、乙法の場合は甲法																									
(4) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年に行う検査	(1)から(3)までの規定にかかわらず甲法																									
(5) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年終わった後の検査	(3)による。																									
検査内容	検査区分																									
(1) 新造した艦船の第1回目の検査	乙法																									
(2) 供与、貸与又は所管換を受けた艦船の第1回目の検査	その都度海上幕僚長が指示する甲法又は乙法																									
(3) 第2回目からの検査	前回の検査が甲法の場合は乙法、乙法の場合は甲法																									
(4) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年に行う検査	(1)から(3)までの規定にかかわらず甲法																									
(5) 訓令第17条第1項に規定する老齢船舶調査の年終わった後の検査	(3)による。																									

新	旧	改正理由
<p>6 修理の記録及び点検の成績、現場調査等により艦船の状態が良いと判断できる部分については、この基準の定める検査の一部を省略することができる。</p> <p>7 練習潜水艦の検査箇所及び検査の方法は、この実施基準の潜水艦の部を準用する。</p> <p>8 この実施基準に基づく検査の実施要領は、補給本部長が別に定める。</p>	<p>6 修理の記録及び点検の成績、現場調査等により艦船の状態が良いと判断できる部分については、この基準の定める検査の一部を省略することができる。</p> <p>7 練習潜水艦の検査箇所及び検査の方法は、この実施基準の潜水艦の部を準用する。</p> <p>8 この実施基準に基づく検査の実施要領は、補給本部長が別に定める。</p>	

第2 船体部

4 支援船の部（第1種支援船）

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
共通	整備用器材 (機器等の整備を適正に実施するために使用する工具、要具、計測器、試験器、装置等をいう。)	校正・検定・点検・検査が技術刊行物で定められている整備用器材で周期が該当するものについて整備を行う。	左欄に同じ。	校正・検定・点検・検査が技術刊行物で定められている乗員整備用器材で周期が該当するものについて整備を行う。	左欄に同じ。	<p>管理会社内の整備用器材については、管理会社の管理規定により行われることから、乗員で使用する整備用器材についてのみとし、次のとおり改定する。</p> <p>校正・検定・点検・検査が技術刊行物で定められている乗員整備用器材で周期が該当するものについて整備を行う。</p>	<p>船体部の所掌する機器においては、船舶安全法施行規則、船舶設備規程について備品(予備品)について規定がなく、小型船舶安全規則、船舶機関規則等では、機関室又は船内の適当な場所に備え付けなければならないとの規定があり、これらから、整備用器材は使用可能な状態を維持、整備を行わなければならないものと解釈する。</p> <p>船舶機関規則 第十章 雑則 (備品) 第百一条 船舶には、当該船舶に備え付ける機関の種類、用途及び数量に応じ、当該機関の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要な予備の部品、測定器具及び工具を機関室内又は船舶内の適当な場所に備え付けなければならない。 (説明書) 第百一条の二 船舶には、船員が通常業務に従事する場合において使用する言語により作成された船舶の推進に係のある機関の取扱い及び保守に関する説明書及び図面を備え置かなければならない。 (適用の特例) 第百二条 第四条から前条までの規定の適用については、これらの規定にその基準について定めのある機関を有する船舶の大きさ、航海の態様等又は当該機関の能力、使用目的、使用方法等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、当該規定を適用せず、又はその適用を緩和することができるものとする。</p>

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
共通							小型船舶安全規則 第四節 備品 （内燃機関の備品） 第三十九条 沿海以上の航行区域を有する小型船舶（沿岸小型船舶等を除く。）であつて内燃機関を有するものには、次の表に掲げる備品を機関室又は船内の適当な場所に備え付けなければならない。ただし、検査機関が必要ないと認める物にあつては、この限りでない。（表省略）

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
水密気密区画及びタンク	水密区画 気密区画 タンク	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める区画について、気密試験を行う。 (3) 必要と認める場合は、腐食及び変形並びに寸法の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める区画について、気密試験を行う。 (3) 必要と認める場合は、腐食及び変形並びに寸法の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則も同様の検査準備であることから改正はしない。	船舶安全法施行規則 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 一 船体にあつては次に掲げる準備 イ 船底外板、かじ等の船体外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備 ロ タンク、貨物区画等の船体内部に係る事項の告示で定める外観検査の準備 ハ 告示で定める板厚計測の準備 ニ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ホ 非破壊検査の準備 ヘ 圧力試験及び荷重試験の準備 ト 水密戸、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備 告示 第一条（船体の検査の準備） 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号。以下「規則」という。)第二十四条第一号イの船体外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備は、次のとおりとする。 一 ドック入れ又は上架をすること。ただし、総トン数五十トン未満の木船にあつては、すえ船とすることができる。 二 かじを持ち上げるか又は取りはずすこと。 三 船体に付着した海草、貝等を取り除くこと。 四 船底包板の一部を取りはずすこと。 五 木製船体主要部の固着くぎの一部を抜くこと(定期検査を受ける場合に限る。) 六 船体外部の適当な場所に安全な足場を設けること。 2 規則第二十四条第一号ロの船体内部に係る事項の告示で定める外観検査の準備は、次のとおりとする。 一 船体内部にある貨物及び固形バラストを取り出すこと。 二 船体内部の船体に固着しない物品を取りかたづけること。 三 タンクのマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。 四 貨物区画の内張板の一部を取りはずすこと。 五 甲板被覆及び船底セメントの一部を取りはずすこと。 六 木製船体主要部の固着くぎの一部を抜くこと。 七 船体内部の適当な場所に安全な足場を設けること。 3 規則第二十四条第一号ハの告示で定める板厚計測の準備は、船体主要部のさび落としをし、かつ、厚さを測定できるようにすることとする。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
船殻強度構成部	外板 フレーム 縦通材 内底板 ビーム 甲板 主縦横隔壁	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。 (4) 老齢船舶調査時に主要部の板厚の検査を行う。 (FRP及び木製を除く。)	左欄に同じ。	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。 (4) 老齢船舶調査時に主要部の板厚の検査を行う。 (FRP及び木製を除く。) (5) 本船の外板などの取付ボルトについては、必要数の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	木船の外板についての検査であり、第1種支援船には該当する支援船がないことから(5)項を削除する。	船舶安全法施行規則及び告示は「水密気密区画及びタンク」に同じ。
	船底付座管	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示で、喫水線下にある弁、コックの解放があり、それに付随するものであることから改正はしない。	船舶安全法施行規則 三 排水設備にあつては次に掲げる準備 イ 告示で定める解放検査の準備 ロ 圧力試験の準備 ハ 効力試験の準備 告示 規則第二十四条第三号イの告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 ポンプのプランジャ、ピストン、羽根車その他の作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放すること。 二 最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びコックを解放すること。 三 ごみよけ箱及びどろよけ箱を解放すること。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
重量物支持台	機械台 主要補機台 その他の支持台	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則も同様の検査準備があり改正はしない。	船舶安全法施行規則及び告示は「水密気密区画及びタンク」に同じ。
特に腐食しやすい箇所	上部構造 調理室 浴室 洗面所 便所 流し場 錨鎖庫 汚物処理室 その他	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、腐食及び変形の形状並びに寸法の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則も同様の検査準備があり改正はしない。	船舶安全法施行規則及び告示は「水密気密区画及びタンク」に同じ。
舵・その他	舵 舵支材	(1) 抜出しの上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、気密検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 抜出しの上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、気密検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則も同様の検査準備があり改正はしない。	船舶安全法施行規則及び告示は「水密気密区画及びタンク」に同じ。
	張出軸受	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。		

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
	ビルジキール スケグ	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。		
操舵装置	操舵装置	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 主要部を開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 主要部を開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則も同様の検査準備があり改正はしない。	船舶安全法施行規則及び告示に規定なし 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 一 船体にあつては次に掲げる準備 イ 船底外板、かじ等の船体外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備 告示 第二条 (機関の検査の準備) 5 規則第二十四条第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 補機の内部を検査できるように解放し、作動部分を取り出すこと。
甲板補機類及び抑鎖機	揚錨機 クレーン等	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 主要部を開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、荷重試験を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 主要部を開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、荷重試験を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則も同様の検査準備があり改正はしない。	船舶安全法施行規則 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 八 荷役その他の作業の設備にあつては次に掲げる準備 イ 揚貨装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 揚貨装置の荷重試験の準備 ハ 圧力試験及び効力試験の準備 告示 第六条 (荷役その他の作業の設備の検査の準備) 規則第二十四条第八号イの揚貨装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 ウィンチの内部の主要部分を検査できるように解放すること。 二 デリックブームの基部のピンを取りはずすこと。
	抑鎖機	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定がないことから、作動状況を確認し、必要性を認めた場合には、検査等を行うことで改正する。	なし

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
交通装置	人力開閉式戸・扉	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、外観検査を行う。 (3) 噴射ノズルを用いた射水試験を行う。(交通船のみ)	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、外観検査を行う。	左欄に同じ。	知床遊覧船事故により、小型船舶検査機構「検査事務規程」が改正されたことから、噴射ノズルによる射水試験追加した検査の方法に改正する。	小型船舶検査機構「検査事務規程」 船体ドア及びハッチの水密性の確認 ・風雨密にすべき船体ドアやハッチ等の閉鎖装置の水密性については、これまでの散水ノズルを用いた射水試験からISO規格（ISO12216）に基づく噴射ノズルを用いた射水試験に変更して、規定量以上の漏水がないことの確認を行う。(ISO12216：小型船舶一窓、左げん灯、ハッチ、丸窓内ぶた及びドア強度及び水密性要求事項)
諸管装置	ポンプ	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則で圧力試験、効力試験の規定もあることから、改正しない。	船舶安全法施行規則 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 三 排水設備にあつては次に掲げる準備 イ 告示で定める解放検査の準備 ロ 圧力試験の準備 ハ 効力試験の準備
	伝導軸 エゼクタ エダクタ	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定はなく、作動状況の確認後、必要性を認めた場合には検査を行うこととなっていることから改正しない。	なし
	消防管系 真水管系 温水管系 海水管系 ビルジ管系 汚水管系 軽質油管系 燃料タンク交通管系	(1) 必要と認める場合は、取外しの上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 必要と認める場合は、取外しの上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定はなく、必要性を認めた場合には検査を行うこととなっていることから改正しない。	なし

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
諸管装置	圧力タンク	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 一 船体にあつては次に掲げる準備 ロ タンク、貨物区画等の船体内部に係る事項の告示で定める外観検査の準備 告示 第一条 (船体の検査の準備) 2 規則第二十四条第一号ロの船体内部に係る事項の告示で定める外観検査の準備は、次のとおりとする。 三 タンクのマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。
	置タンク	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。		
汚物処理装置	ポンプ ブロワー 水位検出装置	(1) 関連装置と共に作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 関連装置と共に作動状況の検査を行う。 (1) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示には規定がないが、海洋汚染防止法及び海上災害の防止に関する法律等から改正しない。	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第百三十六号) 第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制 (船舶からの廃棄物の排出の禁止) 第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号) 第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制 第十二条の三 令別表第二第一号の表第一号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める装置は、ふん尿等浄化装置(技術基準省令第三十八条に規定するふん尿等浄化装置をいう。以下同じ。)及びふん尿等処理装置(技術基準省令第三十九条に規定するふん尿等処理装置をいう。)とする。 2 令別表第二第一号の表第二号及び第四号、第二号の表第二号の船舶及びふん尿等の区分の欄並びに同表第二号の表第四号及び第五号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、ふん尿等浄化装置とする。 3 令別表第二第一号の表第五号及び第二号の表第六号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める装置は、
	弁 コック	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。		

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
汚物処理装置	汚物管系 臭気抜き管系 ブロー管系	(1) 必要と認める場合は、取外しの上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 必要と認める場合は、取外しの上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示には規定がないが、海洋汚染防止法及び海上災害の防止に関する法律等から改正しない。	当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有する装置（以下「ふん尿及び汚水処理装置」という。）とする。 一 生物化学的酸素要求量が、一リットル当たり五十ミリグラム以下であること。 二 浮遊物質量が、一リットル当たり百五十ミリグラム以下であること。 三 大腸菌群数が、一立方センチメートル当たり三千個以下であること。 四 浮遊固形物が、当該排水に含まれないこと。 (令別表第二の国土交通省令で定める排出率) 第十二条の三の二 令別表第二第一号の表第一号及び第五号並びに第二号の表第一号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める排出率は、毎分二百リットルとする。 (令別表第二の国土交通省令で定める船舶) 第十二条の三の二の二 令別表第二第二号の表第四号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める船舶は、南極海域又は北極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計された総トン数五百トン以上の船舶及び旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。)とする。 2 令別表第二第二号の表第五号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める船舶は、南極海域又は北極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計された総トン数五百トン以上の船舶であつて、試験、研究、調査その他の活動(氷の密接度が十分の一以上である海域において行われるものに限る。)に従事している船舶とする。 1 MARPOL73/78条約附属書IV及び決議MEPC88 44に基づき航行する海域に応じて、排出規制の対象船舶、規制される汚水、排出海域及び排出方法を規定 1) 排出規制の対象船舶 総トン数200トン以上の船舶及び最大搭載人員11人以上の船舶 2) 規制される汚水並びに排出海域及び排出方法 ① 船舶から排出されるふん尿又は汚水(ふん尿等排出防止設備により処理されたものを除く)については、すべての国の
	タンク 置タンク	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。	左欄に同じ。		

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
汚物処理装置							領海基線から12海里を超える海域において、海面下かつ航行中に排出することとする。 ② 船舶から排出されるふん尿又は汚水(ふん尿等排出防止設備により浄化により処理されたものを除く)については、すべての国の領海基線から4海里を超える海域において、海面下かつ航行中に排出することとする。
通風装置	通風機	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定はなく、作動状況の確認後、必要性を認めた場合には、検査等行うこととなっていることから改正しない。	なし
	通風管	必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定はなく、必要性を認めた場合には、外観検査を行うこととなっていることから改正しない。	なし
冷暖房装置	ユニットクーラ	作動状況の検査を行う。	左欄に同じ。	作動状況の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定はなく、また、作動状況の検査を行うこととなっていることから改正しない。	なし

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
バウランプ装置	バウランプ 油圧開閉装置 滑車索具類	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 主要部を開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、非破壊検査及び圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 取外しの上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示で同様の検査準備があり、また、他の機器と同様の検査の方法に改正する。	船舶安全法施行規則 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 八 荷役その他の作業の設備にあつては次に掲げる準備 イ 揚貨装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 揚貨装置の荷重試験の準備 ハ 圧力試験及び効力試験の準備 告示 第六条 (荷役その他の作業の設備の検査の準備) 規則第二十四条第八号イの揚貨装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 ウィンチの内部の主要部分を検査できるように解放すること。 二 デリックブームの基部のピンを取りはずすこと。
ぎ装品一般	消火装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則も同様の検査準備があることから改正しない。	船舶安全法施行規則 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 五 救命及び消防の設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験の準備 (初めて検査を受ける場合に限る。) ロ 圧力試験の準備 ハ 効力試験の準備

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ぎ装品一般	諸計器	(1) 指度整合(校正)を行う。 (2) 必要と認める場合は、交換等を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況及び指度の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示で検査の規定はないが、会計検査院から次の指摘があったことから、改正する。 会計検査院 改善の処置を講じた事項 艦艇に搭載している計測器等の概要 「海上自衛隊の艦艇に装備している機器の動作の確認、故障の診断等を行うための計測器及び試験器」(平成 25 年度決算検査報告)で校正等を実施していない指摘があり、校正検定を実施することで回答	なし
固定齊備	錨錨鎖	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示においても陳列することとなっていることから、必要性を認めた場合には、寸法検査を行うことで改正する。	船舶安全法施行規則 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 イ 錨、錨鎖及び係船用索の告示で定める外観検査の準備 ロ 材料試験の準備(初めて検査を受ける場合に限る。) ハ 圧力試験の準備 ニ 効力試験の準備
	錨索	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示においても、同様の検査準備があることから改正しない。	告示 第四条 (操だ、係船及び揚錨の設備の検査の準備) 規則第二十四条第四号イの錨、錨鎖及び係船用索の告示で定める外観検査の準備は、錨、錨鎖及び係船用索を適当な場所に陳列することとする。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
固定 齊備	ダビット類	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 主要部を開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法検査を行う。 (4) 荷重試験を行う。 (5) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (5) 荷重試験を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則も同様の検査準備があり、クレーンと同様の揚貨装置での検査準備があること及び他の機器と同様の内容に改正する。	船舶安全法施行規則 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 ハ 荷役その他の作業の設備にあつては次に掲げる準備 イ 揚貨装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 揚貨装置の荷重試験の準備 ハ 圧力試験及び効力試験の準備 告示 第六条 (荷役その他の作業の設備の検査の準備) 規則第二十四条第八号イの揚貨装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 ウィンチの内部の主要部分を検査できるように解放すること。 二 デリックブームの基部のピンを取りはずすこと。
	マスト装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。(昇降式マスト装備船のみ) (3) 主要部の寸法検査を行う。(昇降式マスト装備船のみ) (4) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定はないものの、YT等において昇降式マストが装備されていることから改正する。	なし
	滑車 索具類 アイプレート	(1) 必要と認める場合は、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、荷重検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 必要と認める場合は、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、荷重検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定はないものの、必要性を認めた場合に行うこととなっていることから改正しない。	なし

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
固定 斉備	救命いかだ類 同収納装置	(1) 必要と認める場合は、作動状況の検査を行う。 (2) 外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、荷重検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 必要と認める場合は、作動状況の検査を行う。 (2) 外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、荷重検査を行う。	左欄に同じ。	国交省が定める「膨張式救命いかだ整備規程」及び同省が認可した製造所の「整備規程」に基づき実施するため改正しない。	船舶安全法施行規則 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 五 救命及び消防の設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ロ 圧力試験の準備 ハ 効力試験の準備

第3 機 関 部

4 支援船の部 (第1種支援船)

区分	検 査 箇 所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検 査 の 方 法		検 査 の 方 法			
		甲 法	乙 法	甲 法	乙 法		
ディーゼル主機	一般	<p>(1) 開放前に作動状況の検査を行う。</p> <p>(2) 機器に付属する管、弁及びコックは、同項区分「諸管装置」に、また、機器に付属するタンク及び計器は、同項区分「ぎ装品一般」にそれぞれ同じ。</p> <p>(3) ディーゼル主機の総分解検査の時期及び時間点検は製造所で取り決めた運転時数により、行うことを原則とする。(時間管理機器)</p> <p>ただし、本基準は定期検査の時に総分解検査の時期が一致したものであり、年次検査時に総分解検査の時期に達した場合には、年次検査実施基準にこだわることなく、定期検査実施基準を採用するものとする。</p>	左欄に同じ。	<p>(1) 必要と認める場合は、開放前に作動状況の検査を行う。</p> <p>(2) 機器に付属する管、弁及びコックは、同項区分「諸管装置」に、また、機器に付属するタンク及び計器は、同項区分「ぎ装品一般」にそれぞれ同じ。</p> <p>(3) ディーゼル主機の総分解検査の時期及び時間点検は製造所で取り決めた運転時数により、行うことを原則とする。(時間管理機器)</p> <p>ただし、本基準は定期検査の時に総分解検査の時期が一致したものであり、年次検査時に総分解検査の時期に達した場合には、年次検査実施基準にこだわることなく、定期検査実施基準を採用するものとする。</p>	左欄に同じ。	開放前に作動状況の確認を行うことが適切であり、(1)を追加し、以降の各号を繰り下げた改正案とした。	なし

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ディーゼル主機	クランク室	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (3) 安全弁の弁座の当り検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (3) 安全弁の弁座の当り検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 材料試験、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、蓄気試験及び陸上試運転の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ハ 非破壊検査の準備 ニ 圧力試験の準備 ホ 効力試験の準備 ヘ 逃気試験の準備 告示 第二条 （機関の検査の準備） 規則第二十四条第二号イの主機の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 内燃機関 イ シリンダカバーを取りはずし、かつ、ピストン及びシリンダライナを取り出すこと。 ロ シリンダカバー、ピストン及びシリンダの冷却部を検査できるように解放すること。 ハ クランク腕の開閉量を測定できるようにすること。 ニ クランク軸の受金の上半並びにクロスヘッドピン及びクランクピンの受金を取りはずし、クランク軸を回転できるようにし、かつ、クランク軸とクランク腕との接合部を検査することが困難なものにあつては、クランク軸を持ち上げておくこと。 ホ 排気タービン過給機及び掃気装置の内部を検査できるように解放し、作動部分を取り出すこと。 ヘ 作動に直接関係のある重要な弁を解放すること。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ディーゼル主機	架構台板	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。 (4) 水ジャケット部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。 (4) 水ジャケット部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	シリンダライナ水ジャケット	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 水ジャケット部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 水ジャケット部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	シリンダふた	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 水ジャケット部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 水ジャケット部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	シリンダふた付吸排気弁	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ディーゼル主機	燃料噴射弁	(1) 開放前及び復旧後に噴射試験を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放前及び復旧後に噴射試験を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	動弁装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、主要部の硬さの検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、主要部の硬さの検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	シリンダ安全弁 指圧器弁 起動弁	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 安全弁は復旧後、開弁圧力調整を行う。 (4) 起動弁は、復旧後、リフトの計測を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 安全弁は復旧後、開弁圧力調整を行う。 (4) 起動弁は、復旧後、リフトの計測を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	ピストン ピストンリング	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ディーゼル主機	接続棒 ピストンピン	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) ピストンピンの硬さの検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) ピストンピンの硬さの検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	クランク軸 駆動軸	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	主軸受 接続棒軸受	(1) 主要部の寸法検査を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 主要部の寸法検査を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	スラスト軸受	区分「軸系及びプロペラ」の「スラスト軸受」に同じ。	左欄に同じ。	区分「軸系及びプロペラ」の「スラスト軸受」に同じ。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	船舶安全法施行規則 クランク室に同じ。 告示 第二条 (機関の検査の準備) 規則第二十四条第二号イの主機の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 3 規則第二十四条第二号イの動力伝達装置及び軸系の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 動力伝達装置を解放すること。 三 各軸受の上半又はカバー及びスラスト受を取りはずし、かつ、各軸を回転できるようにすること。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ディーゼル主機	ダンパ	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、開放が不可能である機種もあることから、外観検査を行い、必要性に応じて開放、寸法検査を行うことで改正する。	クランク室に同じ。
	燃料ポンプ同関連装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	カムカム軸同駆動装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の硬さの検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の硬さの検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	排気ターボ過給機	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) ロータの動的つり合い検査を行う。 (5) 水ジャケット部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) ロータの動的つり合い検査を行う。 (5) 水ジャケット部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	クランク室に同じ。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ディーゼル主機	直結ポンプ	ポンプの種類に応じ、同項区分「補機」の「うず巻きポンプ」、「ねじポンプ」、「歯車ポンプ」及び「往復動ポンプ」に同じ	左欄に同じ。	ポンプの種類に応じ、同項区分「補機」の「うず巻きポンプ」、「ねじポンプ」、「歯車ポンプ」及び「往復動ポンプ」に同じ	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	直結ポンプ駆動装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」あることから改正しない。	クランク室に同じ。
	調速機及び同駆動装置 オーバースピード調速機及び同駆動装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから開放のうえ、外観検査を行うことで改正する。	クランク室に同じ。
	機側操縦装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	遠隔操縦装置	(1) 開放前に作動状況の確認を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放前に作動状況の確認を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	回転装置	開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ディーゼル主機	吸気管 排気管 消音器	区分「諸管装置」の「ガス排出管」、「消音器」及び「伸縮継手」に同じ。	左欄に同じ。	区分「諸管装置」の「ガス排出管」、「消音器」及び「伸縮継手」に同じ。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	排気マニホールド	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、水ジャケット部の肉厚計測を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、水ジャケット部の肉厚計測を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	減速(逆転)及びかん脱装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、主要部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、主要部の圧力検査を行う。	(1) 歯面の歯当り検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があり、また、減速(逆転)及びかん脱装置は原動機と共に時間管理される機器であることから、甲法、乙法で区分する必要性が認められず、乙法を改正する。	クランク室に同じ。
	回転計駆動装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 軸受部のすき間の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 軸受部のすき間の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。	「減速(逆転)及びかん脱装置」と同じであり乙法を改正する。	クランク室に同じ
	計器	区分「ぎ装品一般」の「諸計器」に同じ。	左欄に同じ。	区分「ぎ装品一般」の「諸計器」に同じ。	左欄に同じ。	計器については、ぎ装品一般と同じであり改正しない。	クランク室に同じ

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ディーゼル主機	自動温度調整装置	(1) 開放前に作動状況の確認を行う。 (2) 開放の上、主要部の外観検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放前に作動状況の確認を行う。 (2) 開放の上、主要部の外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ
	冷却器	区分「補機」の「熱交換器」に同じ。	左欄に同じ。	区分「補機」の「熱交換器」に同じ。	左欄に同じ。	「区分「補機」の「熱交換器」に同じ。」となっていることから改正しない。	
	油こし	区分「ぎ装品一般」の「こし器」に同じ。	左欄に同じ。	区分「ぎ装品一般」の「こし器」に同じ。	左欄に同じ。	「区分「ぎ装品一般」の「こし器」に同じ。」となっていることから改正しない。	
	安全装置	作動状況の確認を行う。	左欄に同じ。	作動状況の確認を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	クランク室に同じ。
	防振ゴム	(1) 外観検査を行う。 (2) 寸法検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないもののゴム製品であり、ゴムの劣化度を判断するために寸法検査は必要であることから改正する。	

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
軸系及びプロペラ	軸系	(1) 必要と認める場合は、回転力率試験を行う。 (2) 中心検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 必要と認める場合は、回転力率試験を行う。 (2) 中心検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 材料試験、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、蓄気試験及び陸上試運転の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ハ 非破壊検査の準備 ニ 圧力試験の準備 ホ 効力試験の準備 ヘ 逃気試験の準備 告示 第二条 （機関の検査の準備） 規則第二十四条第二号イの主機の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 3 規則第二十四条第二号イの動力伝達装置及び軸系の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 動力伝達装置を解放すること。 二 プロペラを取りはずし、かつ、プロペラ軸及び船尾管内にある中間軸を抜き出すこと。 三 各軸受の上半又はカバー及びスラスト受を取りはずし、かつ、各軸を回転できるようにすること。 四 船尾管後端の軸受及び張出軸受と軸とのすき間を測定できるようにすること。 五 ピッチを変更する機構を有するプロペラのプロペラ内部の変節機構又は回転部分を検査できるように解放し、かつ、各羽根を取りはずすこと。 六 ピッチを変更する機構を有するプロペラに附属する管制弁及び変節油ポンプを検査できるように解放すること。
	スラスト軸 中間軸	(1) 各軸を抜出の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 各軸を抜出の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があり、また、必要と認める場合とあるが、寸法検査及び非破壊検査は検査するうえで必要であることから改正する。	
	船尾軸 ルーズ継手 プロペラ軸	(1) 各軸を抜出の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 各軸を抜出の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	
	軸継手ボルトナット	(1) 打音検査及び外観検査を行う。 (2) 寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 打音検査及び外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備では細部の記載はないが、船尾軸等と同一箇所であり、また、「必要と認める場合」とあるが、寸法検査及び非破壊検査は検査するうえで必要であることから改正する。	

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
軸系及びプロペラ	スラスト軸受	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	(1) 軸受上半分を開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部のすき間の検査を行う	船舶安全法施行規則及び告示の準備で同様な準備があり、また、甲法、乙法で区分する必要性が認められないことから乙法を改正する。	軸系に同じ。
	中間軸受(最後部軸受を含む。)	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) すき間の検査を行う。 (3) 冷却装置の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) すき間の検査を行う。 (3) 冷却装置の圧力検査を行う。	(1) 軸受上半分を開放の上、外観検査を行う。 (2) 左欄(2)に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備で同様な準備があり、また、甲法、乙法で区分する必要性が認められないことから乙法を改正する。	軸系に同じ。
	隔壁パッキン箱	開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備では細部の準備はないが、プロペラ軸の抜出等があることから改正しない。	軸系に同じ。
	船尾管パッキン箱	開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備では細部の準備はないが、プロペラ軸の抜出等があることから改正しない。	軸系に同じ。
	船尾管軸受 軸ブラケット軸受	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) すき間計測を行う。	左欄に同じ。	開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があり、また、すき間計測が必要であることから、(2)号を追加し改正する。	軸系に同じ。
	軸封装置	開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	開放の上、外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備では細部の準備はないが、プロペラ軸の抜出等があることから改正しない。	軸系に同じ。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
軸系及びプロペラ	固定ピッチプロペラ	(1) 外観検査を行う。 (2) 寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備においても同様の準備があり、また、必要と認める場合とあるが、寸法検査、非破壊検査は検査を行ううえで必要であることから改正する。	軸系に同じ。
	変節制御箱	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備においても同様の準備があり、また、必要と認める場合とあるが、非破壊検査は検査を行ううえで必要であることから改正する。	軸系に同じ。
	旋回式推進装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	軸系に同じ。
	ウォータジェット推進装置	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査及び肉厚検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要性を認めた場合は、羽根車の動的釣合検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査及び肉厚検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要性を認めた場合は、羽根車の動的釣合検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、推進装置であり、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	なし

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
補機	一般	(1) 必要と認める場合は、開放前に作動状況の検査を行う。 (2) 付属の管、弁及びコックは同項区分「諸管装置」の項に、タンク及び計器は同項区分「ぎ装品一般」にそれぞれ同じ。	左欄に同じ。	(1) 必要と認める場合は、開放前に作動状況の検査を行う。 (2) 付属の管、弁及びコックは同項区分「諸管装置」の項に、タンク及び計器は同項区分「ぎ装品一般」にそれぞれ同じ。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備には細部の記載はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験の準備」があることから改正しない。	なし
	舵取機	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示に規定においても同様の検査準備があることから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 告示 5 規則第二十四条第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 補機の内部を検査できるように解放し、作動部分を取り出すこと。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
補機	ディーゼル補機	(1) 同項区分「ディーゼル主機」に同じ。 (2) 自動発停装置、調速機及び危急遮断装置を開放の上、外観検査を行う。 (3) 防振装置の外観検査を行う。	(1) 区分「ディーゼル主機」に同じ。 (2) 左欄(2)に同じ。	(1) 同項区分「ディーゼル主機」に同じ。 (2) 必要と認める場合は、自動発停装置、調速機及び危急遮断装置を開放の上、外観検査を行う。 (3) 防振装置の外観検査を行う。	(1) 区分「ディーゼル主機」に同じ。 (2) 左欄(2)に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があり、また、必要と認める場合とあるが、緊急時の危急停止は安全性から必要であることから改正する。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 材料試験、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、蓄気試験及び陸上試運転の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ハ 非破壊検査の準備 ニ 圧力試験の準備 ホ 効力試験の準備 ヘ 逃気試験の準備 告示 2 規則第二十四条第二号イの補助機関の告示で定める解放検査の準備は、発電機又は船舶の推進に関係のある補機を駆動する補助機関にあつては前項に掲げる準備とする。
	うず巻ポンプ	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があり、また、必要と認める場合とあるが、非破壊検査は検査を行ううえで必要であることから改正する。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 告示 5 規則第二十四条第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 補機の内部を検査できるように解放し、作動部分を取り出すこと。

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
補機	歯車ポンプ	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があり、また、必要と認める場合は、とあるが、主要部の非破壊検査は検査を行ううえで必要であることから改正する。	うず巻ポンプに同じ
	往復動ポンプ	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない。	うず巻ポンプに同じ
	通風機	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、羽根車軸の動的釣合検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、羽根車軸の動的釣合検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があり、また、必要と認める場合はとあるが、検査を行ううえで主要部の非破壊検査は必要であることから改正する。	うず巻ポンプに同じ
	空気圧縮機	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の非破壊検査を行う。 (4) 主要部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の非破壊検査を行う。 (4) 主要部の圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があり、また、必要と認める場合とあるが、主要部の非破壊検査は検査を行ううえで必要であることから改正する。	うず巻ポンプに同じ
	温水ボイラ	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の圧力検査を行う。 (4) 安全装置の作動検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 解放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。 (3) 主要部の圧力検査を行う。 (4) 安全装置の作動検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない	うず巻ポンプに同じ

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
補機	熱交換器	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、細管の切開試験を行う。 (3) 圧力検査を行う。	(1) ふたを取外しの上、外観検査を行う。 (2) 左欄(3)に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、細管の切開試験を行う。 (3) 圧力検査を行う。	(1) ふたを取外しの上、外観検査を行う。 (2) 左欄(3)に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備がある改正しない。	うず巻ポンプに同じ
	油水分離器	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない。	うず巻ポンプに同じ
諸管装置	清水管系 (給水管系、復水管系、冷却水管系を含む。)	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に細部に関する準備はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験」を行うことから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 二 機関にあっては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 告示 5 規則第二十四条第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 補機の内部を検査できるように解放し、作動部分を取り出すこと。
	海水管系	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に細部に関する準備はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験」を行うことから、改正しない。	
	油管系	外観検査を行う。	左欄に同じ。	外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に細部に関する準備はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験」を行うことから、改正しない。	
	空气管系	(1) 装備状態で気密試験を行う。 (2) 取外した管は外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 装備状態で気密試験を行う。 (2) 取外した管は外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に細部に関する準備はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験」を行うことから、改正しない。	

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
諸管装置	ガス排出管 消音器 伸縮継手	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に細部に関する準備はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験」を行うことから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備
	一般鑄鍛鋼弁 接続片 分離器	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の非破壊検査を行う。 (3) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の非破壊検査を行う。 (3) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に細部に関する準備はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験」を行うことから改正しない。	告示 5 規則第二十四条第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 補機の内部を検査できるように解放し、作動部分を取り出すこと。 二 燃料油タンク、こし器、弁、コックその他の管装置の内部を検査できるように解放すること。
	艦底弁	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない。	第三条 (排水設備の検査の準備) 規則第二十四条第三号イの告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 二 最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びコックを解放すること。 三 ごみよけ箱及びどろよけ箱を解放すること。
	一般青銅弁 コック	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない。	

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
諸管装置	ばね付弁	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の、寸法検査を行う。 (3) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 主要部の、寸法検査を行う。 (3) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない。	<p>(定期検査)</p> <p>第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。</p> <p>二 機関にあつては次に掲げる準備</p> <p>イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備</p> <p>告示</p> <p>第二条 (機関の検査の準備)</p> <p>5 規則第二十四条第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。</p> <p>一 補機の内部を検査できるように解放し、作動部分を取り出すこと。</p> <p>二 燃料油タンク、こし器、弁、コックその他の管装置の内部を検査できるように解放すること。</p> <p>第三条 (排水設備の検査の準備)</p> <p>規則第二十四条第三号イの告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。</p> <p>二 最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びコックを解放すること。</p>
	自動調整弁	(1) 開放前及び復旧後に作動試験を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 開放前及び復旧後に作動試験を行う。 (2) 開放の上、外観検査を行う。 (3) 主要部の寸法検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない。	
	保温材	外観検査を行う。	左欄に同じ。	外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に細部に関する準備はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験」を行うことから改正しない。	
ぎ装品一般	置タンク類 同付着品装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 圧力検査を行う。 (4) 付着品装置の作動状況の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 圧力検査を行う。 (4) 付着品装置の作動状況の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない。	
	こし器	外観検査を行う。	左欄に同じ。	外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない。	
	空気だめ	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (3) 圧力検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に同様の準備があることから改正しない。	

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
ぎ 装 品 一 般	通風路 吸気路 同付属品	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 外観検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則及び告示の準備に細部に関する準備はないが、船舶安全法施行規則「ホ 効力試験」を行うことから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備
	諸計器	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 指度検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 指度検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示で検査の規定はないが、会計検査院からの指摘があったことから改正する。 会計検査院 改善の処置を講じた事項 艦艇に搭載している計測器等の概要 「海上自衛隊の艦艇に装備している機器の動作の確認、故障の診断等を行うための計測器及び試験器」(平成25年度決算検査報告)で校正等を実施していない指摘があり、校正検定を実施することで回答	告示 第二条 (機関の検査の準備) 5 規則第二十四条第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 補機の内部を検査できるように解放し、作動部分を取り出すこと。 二 燃料油タンク、こし器、弁、コックその他の管装置の内部を検査できるように解放すること。
	吹鳴装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 吹鳴試験を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 吹鳴試験を行う。	左欄に同じ。	船舶の航行の安全等に係わる機器であり改正しない。	第三条 (排水設備の検査の準備) 規則第二十四条第三号イの告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 二 最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びコックを解放すること。
	安全装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶の航行の安全等に係わる機器であり改正しない。	
	保護亜鉛 保護軟鋼	外観検査を行う。	左欄に同じ。	外観検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則、告示で検査準備に規定はないが、長期使用により消耗するものであることから改正はしない。	

第4 電気部

4 支援船の部（第1種支援船）

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
一次電源装置	発電機装置 配電盤	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。 (5) 指示電気計器は、指度誤差測定を行う。 (6) 気中遮断器は、引外し設定時限の計測を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。 (5) 指示電気計器は、指度誤差測定を行う。 (6) 気中遮断器は、引外し設定時限の計測を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において「ロ 絶縁抵抗試験の準備」及び「ハ 効力試験の準備」があることから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 九 電気設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ロ 絶縁抵抗試験の準備 ハ 効力試験の準備
	電動発電機装置 配電盤 充放電装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。	左欄に同じ。		
二次電源装置	変圧器	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において「ロ 絶縁抵抗試験の準備」及び「ハ 効力試験の準備」があることから改正しない。	

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等	
		検査の方法		検査の方法				
		甲法	乙法	甲法	乙法			
照明電灯・電気信号装置	照明電灯装置 電気信号装置 信号探照灯装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び航海保安に係わることから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 九 電気設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ロ 絶縁抵抗試験の準備 ハ 効力試験の準備	
	電動機 起動器及び付属装置 制御器 吹鳴装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。 (5) 検出器、過電流継電器等の設定値の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。 (5) 検出器、過電流継電器等の設定値の検査を行う。	左欄に同じ。			船舶安全法施行規則において「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び航海保安に係わることから改正しない。
	電熱装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	左欄に同じ。			

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
通信計測装置	通信装置 警報装置 電気計器式通信装置 電気式制御装置 電話装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。 (5) 検出器等の設定値の検査を行う。 (6) 指示電気計器は、指度誤差測定を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。 (5) 検出器等の設定値の検査を行う。 (6) 指示電気計器は、指度誤差測定を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び航海保安に係わることから改正しない。	(定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 九 電気設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ロ 絶縁抵抗試験の準備 ハ 効力試験の準備
電路装置	電線	(1) 外観検査を行う。 (2) 絶縁抵抗の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 絶縁抵抗の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び航海保安に係わることから改正しない。	
	電路器具	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、開放の上、各部の状況の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び航海保安に係わることから改正しない。	

第5 武器部

1 武器共通

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
武器部共通		<p>武器部において行う検査は、次の各号に掲げるところにより行う。</p> <p>(1) 外観検査 ア 外観検査(電路) 電線及び付属具の外傷、腐食、劣化、締め付けの緩み等の有無及び程度の検査を行う。 イ 外観検査(機器) 各部の損傷、劣化、変形、緩み、汚損、漏えい等の有無、程度及び水防の良否の検査を行う。</p> <p>(2) 抵抗測定 電路について、各回路の心線と接地間の抵抗を測定し、良否の検査を行う。</p> <p>(3) 整備用器材(機器等の整備を適正に実施するために使用する工具、要具、計測器、試験器、装置等をいう。)の整備校正・検定・点検・検査が技術刊行物等で定められている整備用器材で周期が該当するものについて行う。</p> <p>(4) 機能検査 各機器について、機能低下の有無の検査を行う。</p>	左欄に同じ。	<p>武器部において行う検査は、次の各号に掲げるところにより行う。</p> <p>(1) 外観検査 ア 外観検査(電路) 電線及び付属具の外傷、腐食、劣化、締め付けの緩み等の有無及び程度の検査を行う。 イ 外観検査(機器) 各部の損傷、劣化、変形、緩み、汚損、漏えい等の有無、程度及び水防の良否の検査を行う。</p> <p>(2) 抵抗測定 電路について、各回路の心線と接地間の抵抗を測定し、良否の検査を行う。</p> <p>(3) 整備用器材(機器等の整備を適正に実施するために使用する工具、要具、計測器、試験器、装置等をいう。)の整備校正・検定・点検・検査が技術刊行物等で定められている整備用器材で周期が該当するものについて行う。</p> <p>(4) 機能検査 各機器について、機能低下の有無の検査を行う。</p>	左欄に同じ。	<p>船舶安全法施行規則等において、共通事項についての規定はなく、航海用具、電気設備等の検査準備である。</p> <p>計器については、船舶安全法施行規則、告示で検査の規定はないが、会計検査院からの指摘があったことから修正はしない。</p> <p>「参考」 改善の処置を講じた事項 艦艇に搭載している計測器等の概要 「海上自衛隊の艦艇に装備している機器の動作の確認、故障の診断等を行うための計測器及び試験器」(平成 25 年度決算検査報告)で校正等を実施していない指摘があり、校正検定を実施することで回答</p>	<p>船舶安全法施行規則等 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 六 航海用具にあつては効力試験の準備 九 電機設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備(初めて検査を受ける場合に限る。) ロ 絶縁抵抗試験の準備 ハ 効力試験の準備</p> <p>船舶設備規程 第三章 航海用具 (予備の部品等の備付け) 第百四十六条の五十 船舶には、第百四十六条の十の三、第百四十六条の十の四、第百四十六条の三十四の三、第百四十六条の三十四の五、第百四十六条の三十八の二及び第百四十六条の三十八の四の規定により備えるナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要な予備の部品、測定器具及び工具を備え付けなければならない。</p> <p>小型船舶安全規則 第九章 航海用具 (予備の部品等の備付け) 第八十四条の六 小型船舶には、前条の規定により備え付けるHFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要な予備の部品、測定器具及び工具を備え付けなければならない。</p>

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
		<p>(5) 分解検査 部品検査を行い得るまで分解し、次の部品検査を行う。 ア 部品検査(機械部品) 腐食、破損、傷等の有無を検査し、しゅう動部、回転部の摩耗測定を行う。 イ 部品検査(水・油圧機器・空気機器) 腐食、損傷、傷等の有無を検査し、ピストン、シリンダ、弁板、歯車等の回転しゅう動面の摩耗測定を行い、必要と認めるものは、耐圧又は気密試験を行う。 ウ 部品検査(電気機器) ひずみ、摩耗、損傷、腐食、欠損等の有無及び程度並びに絶縁の良否の検査を行う。 エ 部品検査(電子機器) 腐食、破損、劣化等の有無、程度及び性能の良否の検査を行う。</p>	左欄に同じ。	<p>(5) 分解検査 部品検査を行い得るまで分解し、次の部品検査を行う。 ア 部品検査(機械部品) 腐食、破損、傷等の有無を検査し、しゅう動部、回転部の摩耗測定を行う。 イ 部品検査(水・油圧機器・空気機器) 腐食、損傷、傷等の有無を検査し、ピストン、シリンダ、弁板、歯車等の回転しゅう動面の摩耗測定を行い、必要と認めるものは、耐圧又は気密試験を行う。 ウ 部品検査(電気機器) ひずみ、摩耗、損傷、腐食、欠損等の有無及び程度並びに絶縁の良否の検査を行う。 エ 部品検査(電子機器) 腐食、破損、劣化等の有無、程度及び性能の良否の検査を行う。</p>	左欄に同じ。		

3 水上艦の部(第1種支援船)

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
航海光学	電路	外観検査(電路)及び絶縁抵抗検査を行う。	左欄に同じ。	外観検査(電路)及び絶縁抵抗検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」及び電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」があることから改正しない。	船舶安全法施行規則等 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 六 航海用具にあつては効力試験の準備 九 電機設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備(初めて検査を受ける場合に限る。) ロ 絶縁抵抗試験の準備 ハ 効力試験の準備
	磁気コンパス	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア カード摩擦試験 イ カード周期試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア カード摩擦試験 イ カード周期試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」及び電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」があることから改正しない。	
	ジャイロコンパス	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 追従速度試験 イ 制振試験 ウ 誤差試験 エ 速度誤差修正器試験 オ 修正発振器同調試験 カ 同指試験 キ 絶縁抵抗試験 ク 総合作動試験 (ア) 加速度誤差防止装置作動試験 (イ) 短時間静定器作動試験 (ウ) 蓄電池運転作動試験 (エ) 警報装置作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 追従速度試験 イ 制振試験 ウ 誤差試験 エ 速度誤差修正器試験 オ 修正発振器同調試験 カ 同指試験 キ 絶縁抵抗試験 ク 総合作動試験 (ア) 加速度誤差防止装置作動試験 (イ) 短時間静定器作動試験 (ウ) 蓄電池運転作動試験 (エ) 警報装置作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」及び電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」があることから改正しない。	

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
航海光学	測程儀	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 同指試験 イ 航程試験 ウ 艦底管昇降試験 エ 重錘試験 オ 絶縁測定試験 カ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 同指試験 イ 航程試験 ウ 艦底管昇降試験 エ 重錘試験 オ 絶縁測定試験 カ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」及び電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」があることから改正しない。	船舶安全法施行規則等 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 六 航海用具にあつては効力試験の準備 九 電機設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ロ 絶縁抵抗試験の準備 ハ 効力試験の準備
	風信儀	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 同指試験 イ 絶縁抵抗試験 ウ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 同指試験 イ 絶縁抵抗試験 ウ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。		

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
電波通信機器	電路	外観検査(電路)及び絶縁抵抗検査を行うほか、必要と認められる場合は、電路系統別に全負荷における負荷電流及び電圧の検査を行う。	左欄に同じ。	外観検査(電路)及び絶縁抵抗検査を行うほか、必要と認められる場合は、電路系統別に全負荷における負荷電流及び電圧の検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」、電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び電波法の適用を受けることから改正しない。	船舶安全法施行規則等 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 六 航海用具にあつては効力試験の準備 九 電機設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備(初めて検査を受ける場合に限る。) ロ 絶縁抵抗試験の準備 ハ 効力試験の準備
	蓄電池	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 容量検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 容量検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」、電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び電波法の適用を受けることから改正しない。	自衛隊の移動局等の管理の基準に関する訓令 (平成18年防衛庁訓令第34号 自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第30号)の全部を改正する。 第5章 移動局等の検査の基準 (検査の実施) 第20条 移動局等の検査は、次に掲げる区分に従い防衛大臣又は防衛大臣の定めるところにより幕僚長等の命ずる検査官が行う。ただし、電波法第4条ただし書に定める無線局に相当する移動局等については、検査を行わない。
	無線通信用空中線	機能検査 次の試験を行う。 (1) 絶縁抵抗試験 (2) VHF・UHF 空中線 定在波比試験	左欄に同じ。	機能検査 次の試験を行う。 (1) 絶縁抵抗試験 (2) VHF・UHF 空中線 定在波比試験	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」、電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び電波法の適用を受けることから改正しない。	(1) 新設検査：移動局等を開設する場合に行う。 (2) 定期検査：毎年1回あらかじめ定める期日に行う。 (3) 変更検査：移動局等の機材の種類及び数量を変更した場合にその変更した部分について行う。 (4) 臨時検査：割当周波数外の電波の発射又は指定空中線電力を超える電力で運用している移動局等を発見したときその他移動局等の監理上必要と認めるとき行う。 2 防衛大臣が別に定める移動局等については、定期検査を省略することができる。
	空中線共用器 空中線整合装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査能 次の試験を行う。 ア 定在波比試験 イ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査能 次の試験を行う。 ア 定在波比試験 イ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」、電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び電波法の適用を受けることから改正しない。	

区分	検査箇所	新		旧		改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法		検査の方法			
		甲法	乙法	甲法	乙法		
電波通信機器	無線通信用無線機	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 周波数測定装置 イ 波形試験 ウ 送信電力試験 エ 総合受信感度特性試験 オ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 周波数測定装置 イ 波形試験 ウ 送信電力試験 エ 総合受信感度特性試験 オ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」、電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び電波法の適用を受けることから改正しない。	船舶安全法施行規則等 (定期検査) 第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。 六 航海用具にあつては効力試験の準備 九 電機設備にあつては次に掲げる準備 イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。） ロ 絶縁抵抗試験の準備 ハ 効力試験の準備
	導波管・同軸管	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 定在波比試験（実装状態）を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 定在波比試験（実装状態）を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」、電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び電波法の適用を受けることから改正しない。	自衛隊の移動局等の管理の基準に関する訓令（平成 18 年防衛庁訓令第 34 号） 自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（昭和 39 年防衛庁訓令第 30 号）の全部を改正する。 第 5 章 移動局等の検査の基準 （検査の実施） 第 20 条 移動局等の検査は、次に掲げる区分に従い防衛大臣又は防衛大臣の定めるところにより幕僚長等の命ずる検査官が行う。ただし、電波法第 4 条ただし書に定める無線局に相当する移動局等については、検査を行わない。
	レーダー	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能試験 次の試験を行う。 ア セン頭出力及び定在波比試験 イ 最小検知信号試験 ウ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能試験 次の試験を行う。 ア セン頭出力及び定在波比試験 イ 最小検知信号試験 ウ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」、電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び電波法の適用を受けることから改正しない。	(1) 新設検査：移動局等を開設する場合に行う。 (2) 定期検査：毎年 1 回あらかじめ定める期日に行う。 (3) 変更検査：移動局等の機材の種類及び数量を変更した場合にその変更した部分について行う。 (4) 臨時検査：割当周波数外の電波の発射又は指定空中線電力を超える電力で運用している移動局等を発見したときその他移動局等の監理上必要と認めるとき行う。 2 防衛大臣が別に定める移動局等については、定期検査を省略することができる。
	指令機 交話機	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 出力試験 イ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	(1) 外観検査を行う。 (2) 機能検査 次の試験を行う。 ア 出力試験 イ 総合作動試験 (3) 分解検査を行う。	左欄に同じ。	船舶安全法施行規則において、「六 航海用具の効力試験の準備」、電気設備での「ロ 絶縁抵抗試験の準備」、「ハ 効力試験の準備」及び電波法の適用を受けることから改正しない。	

年 次 検 査 実 施 基 準(改正案)

目 次

新	旧	改正理由
<p>第1 総 則</p> <p>第2 船 体 部</p> <p>1 自衛艦等 (第1種支援船を除く。)</p> <p>2 第1種支援船</p> <p>第3 機 関 部</p> <p>1 自衛艦等 (第1種支援船を除く。)</p> <p>2 第1種支援船</p> <p>第4 電 気 部</p> <p>1 自衛艦等 (第1種支援船を除く。)</p> <p>2 第1種支援船</p> <p>第5 武 器 部</p> <p>1 自衛艦等 (第1種支援船を除く。)</p> <p>2 第1種支援船</p>	<p>第1 総 則</p> <p>第2 船 体 部</p> <p>第3 機 関 部</p> <p>第4 電 気 部</p> <p>第5 武 器 部</p>	<p>第1種支援船について、新たな項とした。</p>

1 総 則

新	旧	改正理由
<p>(1) この年次検査実施基準（以下「実施基準」という。）は、自衛艦等の年次検査の方法及び基準について定める。</p> <p>(2) 検査は、実施基準に従って、艦船の現状についてたん航性及び安全性並びに小目的に対する適合性の程度を検定するものとする。</p> <p>(3) 検査は、立会い又は書類審査の方法により行うものとする。</p> <p>(4) 修理の記録及び点検の成績、現場調査等により艦船の状態が良いと判断できる部分については、この基準の定める検査の一部を省略することができる。</p> <p>(5) この実施基準に基づく検査の実施要領は、補給本部長が別に定める。</p>	<p>(1) この年次検査実施基準（以下「実施基準」という。）は、自衛艦等の年次検査の方法及び基準について定める。</p> <p>(2) 検査は、実施基準に従って、艦船の現状についてたん航性及び安全性並びに小目的に対する適合性の程度を検定するものとする。</p> <p>(3) 検査は、立会い又は書類審査の方法により行うものとする。</p> <p>(4) 修理の記録及び点検の成績、現場調査等により艦船の状態が良いと判断できる部分については、この基準の定める検査の一部を省略することができる。</p> <p>(5) この実施基準に基づく検査の実施要領は、補給本部長が別に定める。</p>	<p>改正しない。</p>

第2 船体部
2 第1種支援船

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
共通	整備用器材 (機器等の整備を適性に実施するために使用する工具、要具、計測器、試験器、装置等をいう。)	<p>校正・検定・点検・検査が技術刊行物で定められている乗員整備用器材で周期が該当するものについて整備を行う。</p> <p>「備考」</p> <p>(1) 整備用器材の整備： 整備用器材の使用可能な状態の維持、不具合の発生した整備用器材の使用可能な状態へ修復、計測機器等の校正検定等の整備作業をいう。</p> <p>(2) 検定 計測機器等が精度要求条件に合致しているか否かを判定し、識別表示することをいう。</p> <p>(3) 校正 計器等を基準となる器具と比較して精度上の誤差を確かめ、必要に応じて調整することをいう。</p>	<p>校正・検定・点検・検査が技術刊行物で定められている整備用器材で周期が該当するものについて整備を行う。</p> <p>「備考」</p> <p>(1) 整備用器材の整備とは： 整備用器材の使用可能な状態の維持、不具合の発生した整備用器材の使用可能な状態へ修復、計測機器等の校正検定等の整備作業をいう。</p> <p>(2) 検定とは： 計測機器等が精度要求条件に合致しているか否かを判定し、識別表示することをいう。</p> <p>(3) 校正とは： 計測機器等を基準となる器具と比較して精度上の誤差を確かめ、必要に応じて調整することをいう。</p>	<p>管理会社内の整備用器材については、管理会社の管理規定により行われることから、乗員で使用する整備用器材についてのみとし、次のとおり改正する。</p> <p>また、備考欄については、「武器部共通」との整合性を図るため、改正した。</p>	<p>船体部の所掌する機器においては、船舶安全法施行規則、船舶設備規程について備品(予備品)について規定がなく、小型船舶安全規則、船舶機関規則等では、機関室又は船内の適当な場所に備え付けなければならないとの規定があり、これらから、整備用器材は使用可能な状態を維持、整備を行わなければならないものと解釈する。</p> <p>船舶機関規則 第十章 雑則 (備品)</p> <p>第一百一条 船舶には、当該船舶に備え付ける機関の種類、用途及び数量に応じ、当該機関の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要となる予備の部品、測定器具及び工具を機関室内又は船舶内の適当な場所に備え付けなければならない。 (説明書)</p> <p>第一百一条の二 船舶には、船員が通常業務に従事する場合において使用する言語により作成された船舶の推進に関係のある機関の取扱い及び保守に関する説明書及び図面を備え置かなければならない。 (適用の特例)</p> <p>第一百二条 第四条から前条までの規定の適用については、これらの規定にその基準について定めのある機関を有する船舶の大きさ、航海の態様等又は当該機関の能力、使用目的、使用方法等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、当該規定を適用せず、又はその適用を緩和することができるものとする。</p> <p>小型船舶安全規則 第四節 備品 (内燃機関の備品)</p> <p>第三十九条 沿海以上の航行区域を有する小型船舶(沿岸小型船舶等を除く。)であつて内燃機関を有するものには、次の表に掲げる備品を機関室又は船内の適当な場所に備え付けなければならない。ただし、検査機関が必要がないと認める物にあつては、この限りでない。(表省略)</p>

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
水密気密区画及びタンク	水密区画 気密区画 タンク	腐食衰朽の状態及び異状の有無の検査を行う。	腐食衰朽の状態及び異状の有無の検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査では外観検査を規定していることから改正しない。	船舶安全法施行規則 (中間検査) 第十八条 中間検査の種類は、第一種中間検査(次の各号に掲げる検査を行う中間検査をいう。以下同じ。) 一 法第二条第一項第一号(船体)、第二号(機関)、第四号(排水設備)、第五号(操舵。繫船及揚錨ノ設備)及び第十一号(荷役其ノ他ノ作業ノ設備)から第十三号(前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項)までに掲げる事項について行う船体を上架すること又は管海官庁がこれと同等と認める準備を必要とする検査(第十二号電気設備) 二 法第二条第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項について行う船体を上架すること又は管海官庁がこれと同等と認める準備を必要としない検査 三 法第二条第一項第三号(帆走)、第七号(居住設備及び第八号(衛生設備)に掲げる事項について行う検査 四 法第二条第一項第六号(救命及消防ノ設備)、第九号(航海用具)及び第十号(危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備)に掲げる事項、満載喫水線並びに無線電信等について行う検査 (中間検査) 第二十五条 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。 一 船体にあつては次に掲げる準備 イ 前条第一号イに掲げる準備 (イ 船底外板、かじ等の船体外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備) ロ 前条第一号トに掲げる準備 (ト 水密戸、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備) 三 排水設備にあつては次に掲げる準備 イ 前条第三号イに掲げる準備 (イ 告示で定める解放検査の準備) ロ 前条第三号ハに掲げる準備 (効力試験の準備) 七 危険物の積付設備にあつては前条第七号ホに掲げる準備(ホ 効力試験の準備)
船殻強度構成部	外板 フレーム 縦通材 内底板 ビーム 甲板 主縦横隔壁	腐食衰朽の状態及び異状の有無の検査を行う。	腐食衰朽の状態及び異状の有無の検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査では外観検査を規定していることから改正しない。	
	船底付座管	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、肉厚の検査を行う。	(1) 内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、肉厚の検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査の排水設備では解放検査の準備があり、船底付座管は付帯する部分であることから改正しない。	

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
支持台・重量物	機械台 主要補機台 その他の支持	腐食腐朽の状態及び異状の有無の検査を行う。	腐食腐朽の状態及び異状の有無の検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査では外観検査を規定していることから改正しない。	船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示(平成九年七月一日運輸省告示第四百二十号) 1 二十四条第一号イに係る船体外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備 一 ドック入れ又は上架をすること。ただし、総トン数五十トン未満の木船にあつては、すえ船とすることができる。 二 かじを持ち上げるか又は取りはずすこと。 三 船体に付着した海草、貝等を取り除くこと。 四 船底包板の一部を取りはずすこと。 五 木製船体主要部の固着くぎの一部を抜くこと(定期検査を受ける場合に限る。) 六 船体外部の適当な場所に安全な足場を設けること。
舵・その他	舵 舵支材 プロペラシュラウド	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と求める場合は、拔出の上、寸法検査、非破壊検査を行う。	(1) 必要と認める場合は、拔出の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、主要部の寸法検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、気密検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査で、外観検査を規定しており、また、必要と認める場合は気密試験を行うこととなっているが、構造上、試験が不可能であることから改正した。	2 規則第二十四条第一号ロの船体内部に係る事項の告示で定める外観検査の準備 一 船体内部にある貨物及び固形バラストを取り出すこと。 二 船体内部の船体に固着しない物品を取りかたづけること。 三 タンクのマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。 四 貨物区画の内張板の一部を取りはずすこと。 五 甲板被覆及び船底セメントの一部を取りはずすこと。 六 木製船体主要部の固着くぎの一部を抜くこと。 七 船体内部の適当な場所に安全な足場を設けること。
	張出軸受 ビルジキール スケグ	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査では外観検査を規定していることから改正しない。	第五条 (危険物その他の特殊貨物の積付設備の検査の準備) 規則第二十四条第七号イのタンクの告示で定める外観検査の準備は、次のとおりとする。 一 タンクのマンホールを開き、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。 二 タンク内外の適当な場所に安全な足場を設けること。

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
甲板補機類	揚錨機 係船機 抑鎖機	(1) 外観検査を行う。 (2) 関連装置と共に作動状況の検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、開放検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 関連装置と共に作動状況の検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査では外観検査等はないものの、作動状況を確認後、必要性を認めた場合には検査が必要であることから改正する。	なし
汚物処理装置	ポンプ	汚物処理装置 (1) 関連装置と共に作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査、圧力検査、板厚の計測を行う。	(1) 関連装置と共に作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査で規定はなく、また、ポンプ、弁、コック等の機器別の検査の方法ではなく汚物処理装置として装置の作動状況を行い、必要と認める場合には検査等を行うことで改正する。	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第百三十六号） 第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制 （船舶からの廃棄物の排出の禁止） 第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。 2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。 一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物（以下「ふん尿等」という。）の排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従ってする排出に限る。）
	弁・コック		(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。		
	汚物管系		必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。		
	タンク		(1) 必要と認める場合は、内外部から外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、板厚の検査を行う。		
冷房装置	圧縮機		(1) 関連装置と共に作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、主要部の寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、漏えい検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査では規定はなく、また、冷房装置がユニットクーラであることから、圧縮機及び区分「冷房装置」を削除する。	

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
諸管装置	ポンプ	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査で船外に通じる弁の解放及び効力試験の規定があることから改正しない。	船舶安全法施行規則 三 排水設備にあつては次に掲げる準備 イ 前条第三号イに掲げる準備 （イ 告示で定める解放検査の準備） ロ 前条第三号ハに掲げる準備 （ハ 効力試験の準備） 告示 規則第二十四条第三号イの告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。 一 ポンプのプランジヤ、ピストン、羽根車その他の作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放すること。 二 最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びロックを解放すること。 三 ごみよけ箱及びどろよけ箱を解放すること。
	艦底弁	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、寸法検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。		
ぎ装品一般	諸計器	(1) 指度整合(校正)を行う。 (2) 必要と認める場合は、交換等を行う。	(1) 作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、指度検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査で規定はないが、会計検査院から次の指摘があったことから改正する。 会計検査院 改善の処置を講じた事項 艦艇に搭載している計測器等の概要 「海上自衛隊の艦艇に装備している機器の動作の確認、故障の診断等を行うための計測器及び試験器」(平成25年度決算検査報告)で校正等を実施していない指摘があり、校正検定を実施することで回答	なし
固定齎備	救命いかだ類同収納装置	(1) 必要と認める場合は、作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、荷重検査を行う。	(2) 必要と認める場合は、作動状況の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、荷重検査を行う。	国交省が定める「膨張式救命いかだ整備規程」及び同省が認可した製造所の「整備規程」に基づき実施することから改正しない。	船舶安全法施行規則 五 救命及び消防の設備にあつては次に掲げる準備 イ 前条第五号ロに掲げる準備 （ロ 圧力試験の準備） ロ 前条第五号ハに掲げる準備 （ハ 効力試験の準備）

第3 機関部
2 第1種支援船

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
共通	一般	「第2項 船体部」第1項の区分「共通」の項に同じ。	「第2項 船体部」第1項の区分「共通」の項に同じ。	船体部の区分「共通」の項に同じであり改正しない。	なし
主機	ディーゼル主機	<p>(1) 各部の作動状況の検査を行う。</p> <p>(2) シリンダカバー及び付属諸弁(吸排気弁、燃料噴射弁、指圧器弁等)を取外し、外観検査を行う(代表的なシリンダについて行う。一体型のシリンダカバーを持つディーゼル機関については、シリンダカバー全体として行う)。</p> <p>(3) シリンダ、ピストン、クランク軸の主滑り部について、摩耗、焼損その他異状の有無の検査を行う(代表的なシリンダについて行う。一体型のシリンダカバーを持つディーゼル機関については、全数行う)。</p> <p>(4) クランク腕の開閉量を計測する。(船内で計測が不可能なディーゼル機関を除く。)</p> <p>(5) 排気タービン過給機は開放の上、外観検査、寸法検査等行う。 ただし、ディーゼル主機の総分解検査及び時間点検の時期は製造所で取り決めた運転時数により、行うことを原則とする(時間管理機器)。</p>	<p>(1) 外観検査を行う。</p> <p>(2) 各部の作動状況の検査を行う。</p> <p>(3) シリンダ、ピストン、クランク軸の主滑り部について、摩耗、焼損その他異状の有無の検査を行う(代表的なシリンダについて行う)。 ただし、ディーゼル主機の総分解検査及び時間点検の時期は製造所で取り決めた運転時数により、行うことを原則とする(時間管理機器)。</p>	船舶安全法施行規則及び告示の中間検査でシリンダカバー等の解放準備の規定があるものの、第1種支援船は、Y T等に装備されている比較的大型のディーゼル機関とY F等に装備されている小型のディーゼル機関が混在していること及び機種によってクランク腕の開閉量計測等を実施の可否があることから、機種によって検査が可能となるように改正する。	<p>船舶安全法施行規則 第二十五条 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。</p> <p>二 機関にあつては次に掲げる準備</p> <p>イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備</p> <p>ロ 前条第二号ホに掲げる準備(効力試験の準備)</p> <p>ハ 前条第二号へに掲げる準備(逃気試験の準備)</p> <p>(施行規則は、軸系及びプロペラまで省略)</p> <p>船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示(以下、告示という。)</p> <p>第十条 (第一種中間検査を受ける場合の機関の検査の準備)</p> <p>規則第二十五条第一項第二号イの主機の告示で定める解放検査の準備は、次のとおりとする。</p> <p>一 内燃機関</p> <p>イ シリンダカバーを取りはずすこと。</p> <p>ロ クランク腕の開閉量を測定できるようにすること。</p> <p>ハ クランクピンの受金の三分の一に相当する数のクランクピンの受金を取りはずし、かつ、クランク軸を回転できるようにすること。</p> <p>ニ 排気タービン過給機及び掃気装置の内部を検査できるように解放すること。</p>

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
軸系及びプロペラ	軸系	(1) 外観検査を行う。 (2) 船尾管及び軸ブラケットについて、軸受すき間の検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 船尾管及び軸ブラケットについて、軸受すき間の検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示の中間検査時にすき間計測があることから改正しない。	船舶安全法施行規則 「ディーゼル主機」に同じ 告示 四 船尾管後端の軸受及び張出軸受と軸とのすき間を測定できるようにすること。
	固定ピッチプロペラ	(1) 外観検査の上、腐食、変形、その他異状の有無の検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、プロペラ、プロペラ軸等を取り外し、抜き出しのうえ、寸法検査、非破壊検査を行う。	(3) 外観検査の上、腐食、変形、その他異状の有無の検査を行う。 (4) 必要と認める場合は、非破壊検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示では、プロペラ、プロペラ軸等を取外すこととなっているが、外観検査等から必要性を認めた場合には、取り外し、検査等を行うことで改正する。	船舶安全法施行規則 「ディーゼル主機」に同じ 告示 二 プロペラを取りはずし、かつ、プロペラ軸及び船尾管内にある中間軸を抜き出すこと。
	旋回式推進装置	(1) 各部の作動状況の検査を行う。 (2) 外観検査を行う。 (3) 必要と認める場合は、本体傘歯車の歯当り等を検査する。	(1) 外観検査を行う。 (2) 各部の作動状況の検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示に規定はないが、四日市港管理組合えい船(ちとせ丸)が同様の装置を装備しており、中間検査仕様書を参考に改正する。	なし
	ウォータージェット推進装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 各部の作動状況の検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 各部の作動状況の検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示に規定はないが、他の機器と同様の検査の方法であることから改正しない。	なし
補機及び同関連装置	舵取機	(1) 作動状況を確認する。 (2) 開放の上、外観検査を行う。	外観検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示に準じた検査の方法に改正する。	船舶安全法施行規則第二五条 四 操だ、係船及び揚錨の設備にあつては次に掲げる準備 イ 前条第四号イに掲げる準備(外観) ロ 前条第四号ニに掲げる準備(効力試験の準備) 告示 5 規則第二十五条第一項第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、内部を検査できるように解放することとする。
	ディーゼル補機	区分「ディーゼル主機」に同じ。	区分「ディーゼル主機」に同じ。	区分「ディーゼル主機」に同じであることから改正しない。	船舶安全法施行規則 「ディーゼル主機」に同じ 告示 一 内燃機関に同じ

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
補機及び同関連装置	うず巻きポンプ	(1) 作動状況を確認する。 (2) 開放の上、外観検査、主要部の寸法検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 主要部の寸法検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示では、解放することと規定されており、また、他の機器と同様の検査の方法に改正する。	船舶安全法施行規則第二五条 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 前条第二号ホに掲げる準備 (効力試験の準備) 告示 5 規則第二十五条第一項第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、内部を検査できるように解放することとする。
	空気圧縮機	(1) 作動状況を確認する。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査、寸法検査を行う。	外観検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示では、解放することと規定されており、また、他の機器と同様に作動状況を確認後、必要と認めた場合には、開放することと改正する。	船舶安全法施行規則 ロ 前条第二号ホに掲げる準備 (ホ 効力試験の準備) 告示 5 規則第二十五条第一項第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、内部を検査できるように解放することとする。
	温水ボイラ	(1) 作動状況を確認する。 (2) 必要と認める場合は、開放の上、外観検査、寸法検査を行う。	外観検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示では、解放することと規定されており、また、他の機器と同様に、作動状況を確認後、必要と認めた場合には、開放することと改正する。	船舶安全法施行規則 ロ 前条第二号ホに掲げる準備 (ホ 効力試験の準備) 告示 5 規則第二十五条第一項第二号イの補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備は、内部を検査できるように解放することとする。
	熱交換器	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	外観検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示では、解放することと規定されているが、他の機器と同様に外観検査後、必要性を認めた場合には、圧力検査を行うことと改正する。	船舶安全法施行規則 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 前条第二号ホに掲げる準備 (効力試験の準備) ハ 前条第二号へに掲げる準備 (逃気試験の準備)

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
煙路煙突及び送風路	吸排気管装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放する。	外観検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示では、解放することと規定されているが、外観検査後、必要性を認めた場合には、開放することによって改正する。	船舶安全法施行規則 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 前条第二号ホに掲げる準備（効力試験の準備） ハ 前条第二号へに掲げる準備（逃気試験の準備）
諸管装置	船底弁	(1) 弁ふたを開放し、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	(1) 開放の上、外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、圧力検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示では、解放することと規定されているが、開放する箇所（「弁ふた」）を明確化する必要があることから改正する。	船舶安全法施行規則 イ 前条第三号イに掲げる準備 告示 一 ポンプのプランジャ、ピストン、羽根車その他の作動部分を取り出し、かつ、弁箱を解放すること。 二 最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びコックを解放すること。 三 ごみよけ箱及びどろよけ箱を解放すること。
雑	計器	(1) 指度整合(校正)を行う。 (2) 必要と認める場合は、交換等を行う。	主機関連の主要計器について、作動状況の検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示では、計器についての規定はないが、効力試験の準備及び会計検査院からの指摘があったことから改正する。 会計検査院からの改善の処置を講じた事項 艦艇に搭載している計測器等の概要 「海上自衛隊の艦艇に装備している機器の動作の確認、故障の診断等を行うための計測器及び試験器」(平成25年度決算検査報告)で校正等を実施していない指摘があり、校正検定を実施することで回答	船舶安全法施行規則 二 機関にあつては次に掲げる準備 イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備 ロ 前条第二号ホに掲げる準備（効力試験の準備）
	空気だめ	(1) 外観検査を行う。 (2) 必要と認める場合は、開放する。	必要と認める場合は、開放の上、外観検査を行う。	船舶安全法施行規則、告示では規定はないが、他の機器と同様に、外観検査後、必要性を認めた場合には、開放することによって改正する。	なし

第4 電気部
2 第1種支援船

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
装置 一次電源	発電機装置 配電盤	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	船舶安全法施行規則の中間検査では、絶縁抵抗試験の準備及び効力試験の準備(作動状況の確認)があることから改正はしない。	(中間検査) 第二十五条 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。 八 電気設備にあつては次に掲げる準備 イ 前条第九号ロに掲げる準備 (ロ 絶縁抵抗試験の準備) ロ 前条第九号ハに掲げる準備 (ハ 効力試験の準備)
二次電源装置	電力変換器	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	船舶安全法施行規則の中間検査では、絶縁抵抗試験の準備及び効力試験の準備(作動状況の確認)があることから改正はしない。	
気信号灯装置・電	照明電灯装置 信号探照灯装置 電気信号灯装置 特殊標識灯装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	船舶安全法施行規則の中間検査では、絶縁抵抗試験の準備及び効力試験の準備(作動状況の確認)があることから改正はしない。	
動力電熱装置	主要補機用 電動機 同上起動器・ 制御器及び付属 装置 吹鳴装置	(1) 作動状況及び運転状況の検査を行う。 (2) 汚損の状態及び軸受部の状態の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	(1) 作動状況及び運転状況の検査を行う。 (2) 汚損の状態及び軸受部の状態の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	船舶安全法施行規則の中間検査では、絶縁抵抗試験の準備及び効力試験の準備(作動状況の確認)があることから改正はしない。	
	その他の電動機・起動器・制御器及び付属装置	(1) 作動状況及び運転状況の検査を行う。 (2) 外観検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	絶縁抵抗の検査を行う。	船舶安全法施行規則においても絶縁抵抗試験の準備及び効力試験の準備(作動状況の確認)があることから、他の機器と同様の検査の方法に改正する。	
通信計測装置	通信装置 計測記録装置 警報装置 電気計器式通信装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	船舶安全法施行規則の中間検査では、絶縁抵抗試験の準備及び効力試験の準備(作動状況の確認)があることから改正はしない。	
置 電気式制御装	電気式制御装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	船舶安全法施行規則の中間検査では、絶縁抵抗試験の準備及び効力試験の準備(作動状況の確認)があることから改正はしない。	

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
特殊電源装置	スラスト用電源装置	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	(1) 外観検査を行う。 (2) 作動状況の検査を行う。 (3) 絶縁抵抗の検査を行う。	船舶安全法施行規則の中間検査では、絶縁抵抗試験の準備及び効力試験の準備(作動状況の確認)があることから改正はしない。	(中間検査) 第二十五条 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。 ハ 電気設備にあつては次に掲げる準備 イ 前条第九号ロに掲げる準備 (ロ 絶縁抵抗試験の準備) ロ 前条第九号ハに掲げる準備 (ハ 効力試験の準備)

第5 武器部
 1 武器部共通
 2 第1種支援船

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
整備用器材等	整備用器材等 (機器等の整備を適正に実施するために使用する工具、要具、計測器、試験器、装置等をいう。)	<p>1 乗員整備用器材 校正・検定・点検・検査が技術刊行物等で定められている乗員整備用器材で周期が該当するものについて整備を行う。</p> <p>2 計測器類 (1) 指度整合(検定・校正)を行う。 (2) 必要と認める場合は、交換等を行う。</p>	<p>校正・検定・点検・検査が技術刊行物等で定められている整備用器材で周期が該当するものについて整備を行う。 「備考」 (1) 整備用器材の整備 整備用器材の使用可能な状態の維持、不具合の発生した整備用器材の使用可能な状態への修復、計測機器等の整備作業をいう。 (2) 検定 計測機器等が精度要求条件に合致しているか否かを判定し、識別表示することをいう。 (3) 校正 計器等を基準となる器具と比較して精度上の誤差を確かめ、必要に応じて調整することをいう。</p>	<p>管理会社内の整備用器材については、管理会社の管理規定により行われることから、乗員で使用する整備用器材及び機器付着の計器類を対象として改正した。</p> <p>会計検査院 改善の処置を講じた事項 艦艇に搭載している計測器等の概要</p> <p>「海上自衛隊の艦艇に装備している機器の動作の確認、故障の診断等を行うための計測器及び試験器」(平成25年度決算検査報告)で校正等を実施していない指摘があり、校正検定を実施することで回答</p>	<p>船舶安全法施行規則 (中間検査) 第二十五条 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。 六 航海用具にあつては効力試験の準備</p> <p>船舶設備規程 第三章 航海用具 (予備の部品等の備付け) 第百四十六条の五十 船舶には、第百四十六条の十の三、第百四十六条の十の四、第百四十六条の三十四の三、第百四十六条の三十四の五、第百四十六条の三十八の二及び第百四十六条の三十八の四の規定により備えるナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要な予備の部品、測定器具及び工具を備え付けなければならない。</p> <p>小型船舶安全規則 第九章 航海用具 (予備の部品等の備付け) 第八十四条の六 小型船舶には、前条の規定により備え付けるHFデジタル選択呼出装置及びHFデジタル選択呼出聴守装置の保守及び船舶内において行う軽微な修理に必要な予備の部品、測定器具及び工具を備え付けなければならない。</p>

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
航海光学機器	ジャイロコンパス	(1) 外観検査により、一般状況の検査を行う。 (2) 次の諸試験を行い、諸装置の性能低下の有無の検査を行う。 ア 連続運転試験 イ 同調同指試験 ウ 速度誤差修正装置試験 エ 絶縁抵抗試験	(1) 外観検査により、一般状況の検査を行う。 (2) 次の諸試験を行い、諸装置の性能低下の有無の検査を行う。 ア 連続運転試験 イ 同調同指試験 ウ 速度誤差修正装置試験	船舶安全法施行規則では効力試験の準備及び絶縁抵抗試験の準備があるものの、支援船搭載のジャイロコンパスの「備考欄」は該当しない機器であることから削除する。	(中間検査) 第二十五条 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。 六 航海用具にあつては効力試験の準備 八 電気設備にあつては次に掲げる準備 イ 前条第九号ロに掲げる準備 (ロ 絶縁抵抗試験の準備) ロ 前条第九号ハに掲げる準備 (ハ 効力試験の準備)
	磁気コンパス	(1) 外観検査により、一般状況の検査を行う。 (2) 絶縁抵抗検査(電気部品を有するもの。)を行う。 「備考」 コンパスカードの摩耗試験及び同期試験を行う。	(1) 外観検査により、一般状況の検査を行う。 (2) 絶縁抵抗検査(電気部品を有するもの。)を行う。 「備考」 コンパスカードの摩耗試験及び同期試験を行う。	船舶安全法施行規則では効力試験の準備及び絶縁抵抗試験の準備があることから改正しない。	
	音響測深儀	(1) 外観検査により、一般状況の検査を行う。 (2) 次の諸試験を行い、諸装置の機能低下の有無の検査を行う。 ア 作動試験 イ 絶縁抵抗試験	(1) 外観検査により、一般状況の検査を行う。 (2) 次の諸試験を行い、諸装置の機能低下の有無の検査を行う。 ア 作動試験 イ 絶縁抵抗試験	船舶安全法施行規則では効力試験の準備及び絶縁抵抗試験の準備があることから改正しない。	
航海光学機器	測程儀	(1) 外観検査により、一般状況の検査を行う。 (2) 次の諸試験を行い、諸装置の機能低下の有無の検査を行う。 ア 作動試験 イ 絶縁抵抗試験	(1) 外観検査により、一般状況の検査を行う。 (2) 次の諸試験を行い、諸装置の機能低下の有無の検査を行う。 ア 作動試験 イ 絶縁抵抗試験	船舶安全法施行規則では効力試験の準備及び絶縁抵抗試験の準備があることから改正しない。	(中間検査) 第二十五条 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。 六 航海用具にあつては効力試験の準備 八 電気設備にあつては次に掲げる準備 イ 前条第九号ロに掲げる準備 (ロ 絶縁抵抗試験の準備) ロ 前条第九号ハに掲げる準備 (ハ 効力試験の準備)
	風信儀	次の諸試験を行い、諸装置の機能低下の有無の検査を行う。 ア 作動試験 イ 絶縁抵抗試験	次の諸試験を行い、諸装置の機能低下の有無の検査を行う。 ア 作動試験 イ 絶縁抵抗試験	船舶安全法施行規則では効力試験の準備及び絶縁抵抗試験の準備があることから改正しない。	

区分	検査箇所	新	旧	改正理由等	船舶安全法施行規則等
		検査の方法	検査の方法		
電波通信機器	電路	(1) 絶縁抵抗測定 一時電路の心線と設置間の絶縁抵抗測定を行う。 (2) 設置検査 各機器の設置状態の検査を行う。 「備考」 自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第30号）第13条第2号に規定する定期検査を兼ねて行うことを原則とする。	(1) 絶縁抵抗測定 一時電路の心線と設置間の絶縁抵抗測定を行う。 (2) 設置検査 各機器の設置状態の検査を行う。 「備考」 自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第30号）第13条第2号に規定する定期検査を兼ねて行うことを原則とする。	船舶安全法施行規則では効力試験の準備及び絶縁抵抗試験の準備があることから改正しない。 注：自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令で言うところの定期検査は、1年に一度行う定期検査のことである。	（中間検査） 第二十五条 第一種中間検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。 六 航海用具にあつては効力試験の準備 自衛隊の移動局等の管理の基準に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号） 自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第30号）の全部を改正する。 第5章 移動局等の検査の基準 （検査の実施） 第20条 移動局等の検査は、次に掲げる区分に従い防衛大臣又は防衛大臣の定めるところにより幕僚長等の命ずる検査官が行う。ただし、電波法第4条ただし書に定める無線局に相当する移動局等については、査を行わない。
	電源	(1) 電圧電流検査 全負荷をかけた場合の配電盤入口、機器入口における電圧電流の検査を行う。 (2) 電動発電機検査 各機器間の電動発電機固有の規定値を通じ、電圧電流の検査を行う。	(1) 電圧電流検査 全負荷をかけた場合の配電盤入口、機器入口における電圧電流の検査を行う。 (2) 電動発電機検査 各機器間の電動発電機固有の規定値を通じ、電圧電流の検査を行う。	電氣的な検査であり、電波法の定期検査に該当する検査であることから改正しない。	(1) 新設検査：移動局等を開設する場合に行う。 (2) 定期検査：毎年1回あらかじめ定める期日に行う。 (3) 変更検査：移動局等の機材の種類及び数量を変更した場合にその変更した部分について行う。 (4) 臨時検査：割当周波数外の電波の発射又は指定空中線電力を超える電力で運用している移動局等を発見したときその他移動局等の監理上必要と認めるとき行う。 2 防衛大臣が別に定める移動局等については、定期検査を省略することができる。
	空中線	(1) 絶縁抵抗測定 各空中線の絶縁抵抗測定を行う。 (2) 特性検査 VHF、UHFアンテナについては、フィーダーも含め、定在波比の検査を行う。	(1) 絶縁抵抗測定 各空中線の絶縁抵抗測定を行う。 (2) 特性検査 VHF、UHFアンテナについては、フィーダーも含め、定在波比の検査を行う。	電氣的な検査であり、電波法の定期検査に該当する検査であることから改正しない。	
	レーダ	(1) 外観検査により、部品の損傷、焼損、緩み、変形等の有無の検査を行う。 (2) 作動検査を行う。 (3) 導波管、フィーダーを含め、定在波比の測定を行う。	(1) 外観検査により、部品の損傷、焼損、緩み、変形等の有無の検査を行う。 (2) 作動検査を行う。 (3) 導波管、フィーダーを含め、定在波比の測定を行う。	電氣的な検査であり、電波法の定期検査に該当する検査であることから改正しない。	
機器	(1) 外観検査 部品の損傷、焼損、緩み、変形等の有無の検査を行う。 (2) 電氣的特性検査を行う。	(1) 外観検査 部品の損傷、焼損、緩み、変形等の有無の検査を行う。 (2) 電氣的特性検査を行う。	電氣的な検査であり、電波法の定期検査に該当する検査であることから改正しない。		

艦船造修整備基準対比表

基準	通達案	理由等
<p style="text-align: center;">第1章 総則(略)</p> <p style="text-align: center;">第1節 用語の定義</p> <p>艦船造修整備基準(以下、「基準」という。)において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別改造 船舶の造修等に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第43号)(以下「訓令」という。)第12条に規定する改造をいう。 2 一般改造 性能(主要性能を除く。)の変更を伴う改造をいう。 3 改造 特別改造及び一般改造を除く改造で不具合対策に基づく改造をいう。 4 特別修理 訓令第1条に規定する修理をいう。 5 臨時点検 艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の不具合に関する情報を基に、不具合の未然防止あるいは再発防止を目的として、同一不具合の有無その他の事項を確認するために、臨時に実施する点検及び所要の措置をいう。 6 改修指示書 補本長が関係する部隊又は期間(以下「関係部隊等」という。)に対して改修を指示する通知文書をいう。 	<p style="text-align: center;">第1種支援船に適用する艦船造修整備実施基準について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨 この通達は、艦船造修整備実施基準(艦船造修整備規則(平成14年12月18日。海上自衛隊達第54号別冊)のほか、第1種支援船の整備に関し、民間の整備計画能力、整備の実施能力を活用した整備に関し、必要な事項を定めるものとする。 2 適用 海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称を付与する標準を定める訓令(海上自衛隊訓令第30号(昭和33年9月24日))別表第1に示す第1種支援船のうち、次の種別に適用する。 えい船(YT)、水船(YW)、油船(YO、TG)、運貨船(YL)、交通船(YF)、設標・救難船(YR) 3 用語の定義 この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、艦船造修整備基準(海上自衛隊達第54号別冊(平成14年12月18日)によるものの他、当該各号に定めるところによる。 (1) 船舶管理会社(仮称) 第1種支援船の整備計画、整備の実施等の業務を委託された者をいう。 	<p style="text-align: center;">理由等</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 適用 第1種支援船のうち、呉、舞鶴地方隊に属する第1種支援船を対象とした。 (1) 船舶管理会社(仮称) 第1種支援船の整備等に、民間会社に業務を委託を行うことから定義づけを行った。

基準	通達案	理由等
<p>7 技術改善情報 不具合情報、技術変更提案（ECP）並びに他自衛隊、米海軍（有償援助による調達の実施に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第18号）第2条第1号に規定する有償援助によるものを含む。）及び製造会社、修理会社その他物資の生産を業とする者（以下、「製造会社等」という。）の技術資料及び改善提案をいう。</p> <p>8 乗員 艦船の乗員をいう。ただし、エアクッション艇についてはエアクッション艇隊の隊員及び当該エアクッション艇を搭載する輸送艦にあってエアクッション艇を整備することと定められている乗員を、乗員が定められていない支援船については当該支援船の所属する部隊又は機関にあって支援船を整備することと定められた隊員をいう。</p> <p>9 造修補給所等 造修補給所（以下「造補所」という。）及び基地隊をいう。</p> <p style="text-align: center;">第2節 その他</p> <p>1 造修整備の実施 造修整備の実施にかかわる細部事項は、各地方総監及び補本長が別に定めるものとする。</p> <p>2 改正意見の通知及び改正手続き 部隊及び機関（以下、「部隊等」という。）の長は、基準についての改正意見がある場合、海上幕僚監部装備計画部長（以下「装備計画部長」という。）に通知する。装備計画部長は、改正意見を検討の上、改正の必要がある場合は、改正手続きをとるものとする。</p>		

現基準	通達案	理由等
<p style="text-align: center;">第2章 造修整備作業</p> <p>本章第3節、第4節（24300第2項、同第3項及び24400第1項を除く。）第5節（25200第2項及び25302を除く。付録第1及び付録第2を含む。）、第6節（26100を除く。）、第7節、第9節（29100、29800及び29900を除く。）、2A100、2F200から2F204まで及び2F207から2F209までは、訓令第5条及び第13条の規定に基づき、定めるものである。 なお、当該事項の改正は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て実施する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 目的</p> <p>21100 造修整備作業は、艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材を良好な状態を維持し、その機能を全幅は発揮するため、故障欠損を未然に防止するとともに、発生した故障欠損を適正に修復することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 造修整備の区分等</p> <p>22100 造修整備の区分 造修整備は、あらかじめ時期、項目、要領等を定めて計画的に実施する計画造修整備と突発的な故障欠損に対応して必要の都度実施する計画外造修整備に区分する。</p> <p>1 計画造修整備 計画造修整備の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定期検査及びその結果に基づく修理 (2) 年次検査及びその結果に基づく修理 (3) 中間修理 (4) 時間管理整備方式を採る特定機器に対して技術刊行物に基づき実施する造修整備 (5) あらかじめ周期を定めて実施する乗員整備 (6) 状態に応じた整備</p> <p>2 計画外造修整備 計画外造修整備の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時修理及び応急修理 (2) 臨時点検 (3) 状況に応じ必要な時に実施する乗員整備</p>	<p>4 造修整備作業</p> <p>(1) 造修整備の区分</p> <p>ア 整備の区分 船舶管理会社が計画する計画整備、故障欠損に応じて実施する計画外整備及び乗員が行う乗員整備に区分する。</p> <p>(ア) 計画整備 計画整備の種類は次のとおりとする。</p> <p>a 定期検査における整備及び修理 b 年次検査における整備及び修理 c 中間修理 d 時間管理整備方式を採る特定機器に対して技術刊行物に基づき実施する造修整備 e 取扱説明書等であらかじめ定められた整備</p> <p>(イ) 計画外整備 臨時修理 突発的な故障欠損時に行う修理及び計画外で入 きよが必要な修理</p> <p>(ウ) 乗員整備 ア項以外で乗員が行う整備</p>	<p>(1) 造修整備の区分 造修整備の区分は船舶管理会社が定期検査等の計画を策定、計画外で行う臨時修理及び乗員整備項目に定められた乗員整備を行うことから、これらを整備区分した。</p>

現基準	通達案	理由等
<p>2 2 2 0 0 造修整備の実施区分</p> <p>1 艦船等及び艦船搭載武器の全体の造修整備所要を適切に管理し、効率的な造修整備の実施を図るため、造修整備作業を、作業の程度及び範囲により区分する。</p> <p>2 標準的な造修整備の実施区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 艦 船 乗員によって実施する点検、調整又は手入れ（以下「点検等」という。）、及び表第2-1で示す乗員修理実施標準に定められた修理</p> <p>(2) 造修補給所等 乗員整備の実施範囲を超えるもので、造補所及び基地隊造修科で実施する造修整備作業</p> <p>(3) 造船所等 造修補給所等の造修整備作業の実施範囲を超えるもので、造船に関する製造会社等（以下「造船所」という。）で実施する造修整備作業</p> <p>3 エアクション艇の造修整備の担当区分その他の事項は、表第2-2に定めると</p> <p>4 ガスタービン機関の造修整備の担当区分その他の事項は、表第2-3に定めるところによる。</p> <p>2 2 3 0 0 造整備方式</p> <p>1 造整備の方式の適用 艦船等及び艦船搭載武器に関する定期検査及び年次検査において、艦船に搭載する特定の機器（以下「特定機器」という。）については、次の各号に該当する場合に限り、次項に示す造整備の方式を組み合わせることができる。</p> <p>(1) 当該造整備方式の技術的根拠を示し得ること。</p> <p>(2) 当該造整備方式により信頼性及び整備性が向上すること。</p> <p>(3) 当該造整備方式により運用上の制約が生じないこと。</p> <p>2 造整備の方式の体系 造整備の方式の体系は、以下を標準とする。</p> <p>(1) 時間管理整備方式 特定機器が予定の累積動作時間に達した時に実施する造整備の方式</p>		

現基準	通達案	理由等
<p>(2) その他の造修整備方式 状況に応じて実施する造修整備の方式</p> <p>3 造修整備の方式の策定</p> <p>(1) 海幕長は、装備品の特性に応じて、前項に示した造修整備の方式の対象とする搭載機器を選定するとともに、当該搭載機器の造修整備の方法及び基準を定めるものとする。</p> <p>(2) 定期検査、年次検査及び入きよの方法及び基準にかかわる場合は、信頼性を保証する技術的根拠を基に、防衛大臣の承認を得た上で定めるものとする。</p> <p>4 造修整備の方式の対象として選定された装備品の造修整備作業の実施、総分解検査修理等の周期は、技術刊行物によることを標準とする。</p> <p>なお、定期検査、年次検査又は中間修理の時期に実施するように考慮しなければならない。</p> <p>2 2 4 0 0 造修整備の区分及び改正手続</p> <p>1 造修整備の区分の改正手続</p> <p>(1) 補本長は、技術管理に関する検討結果に基づき、造修整備の区分にかかわる改正の必要を認めた場合は、装備計画部長へ通知するものとする。</p> <p>(2) 装備計画部長は、要すれば造修整備の区分の改正を行うものとする。</p> <p>2 造修整備の方式の改正手続</p> <p>(1) 補本長は、技術管理に関する検討結果に基づき、造修整備の方式にかかわる改正の必要を認めた場合は、海幕長に上申するものとする。</p> <p>(2) 造修整備方式の改正は、必要な場合「22300」の規定に準じて行う。</p>		

現基準	通達案	理由等
<p>23100 年度計画で定める範囲 艦船等及び艦船搭載武器の特別修理、年次修理、中間修理、定期検査、年次検査、入きよ及び改造の実施は、年度計画で定めるものとする。この場合において、中間修理は原則として毎会計年度1回、特別修理又は年次修理とは別に計画するものとする。</p> <p>23200 年度計画案の作成及び提出 1 地方総監は、当該地方総監部に在籍する支援船についての特別修理、年次修理、中間修理、定期検査、年次検査及び入きよ（以下「修理等」という。）の年度計画案を、修理等が行われる年度の前々年度の11月上旬までに補本長に通知するものとする。 2 補本長は、自衛艦についての修理等の年度計画案（地方隊に所属する自衛艦にあつては当該地方隊の地方総監との調整を終えた修理等の年度計画案）を作成し、前項の規定により各地方総監から通知された年度計画案と併せて、修理等が行われる年度の前年度の8月上旬までに海幕長に提出するものとする。 3 年度計画案の作成にかかわる細部要領については補本長が定めるものとする。</p> <p>23300 年度計画の決定 1 海幕長は、自衛艦にかかわる修理等の年度計画並びに艦船等及び艦船搭載武器にかかわる改造の年度計画を、海上自衛隊年度業務計画で示すものとする。 2 補本長は、海上自衛隊年度業務計画に基づき、自衛艦にかかわる修理等の年度計画の細部を作成し、造修補給所長等及び所要の向きに通知するものとする。</p>	<p>(2) 年度計画案の作成等 ア 年度計画案の提出 当該造修補給所長等は船舶管理会社に年度計画案を前々年度11月末までに提出させる。 なお、定期検査を行う第1種支援船については、事前に定期検査基準日を船舶管理会社に通知し、基準日前に開始し、基準日後に完了させる計画案を作成させること。 イ 当該造修補給所長等は船舶管理会社が提出した年度計画案を審査後、当該地方総監に通知する。 ウ 年度計画の決定 当該造修補給所長等は、年度計画を決定した場合は船舶管理会社へ通知する。 エ 年度計画の変更 船舶管理会社から年度計画の変更の申請があつた場合は、申請理由等を審査し、船舶管理会社に申請結果を通知する。また、年度計画を変更する必要があつた場合には、造修補給所長等は、船舶管理会社に変更内容を通知する。</p>	<p>(2) 年度計画案の策定等 年度計画案は、当該造修補給所長等が船舶管理会社との調整業務の窓口とし、年度計画案を船舶管理会社が作成、提出、造修補給所長等が審査、当該地方総監へ通知、年度計画決定後は、船舶管理会社へ通知し、また、官側の都合により、年度計画を変更する場合には、造修補給所長等から船舶管理会社に通知することとした。</p>

現基準	通達案	理由等									
<p>23400 細部日程</p> <p>1 造修補給所長等は、所要の時期までに艦船長等と協議して、年度計画に基づく修理等の細部日程を定め、当該艦船長等及び所要の向きに通知するものとする。</p> <p>2 前項の細部日程を定める場合において、修理等の準備をするための艦船の在港日程を定める基準は、次の表に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="225 562 1032 760"> <thead> <tr> <th>在港の目的</th> <th>時期</th> <th>在港日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場調査及び艦船長との調整</td> <td>着工予定日前50日から60日</td> <td>3日から9日まで</td> </tr> <tr> <td>入札者に対する現場説明</td> <td>着工予定日前20日から30日</td> <td>2日又は3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 共通事項</p> <p>24100 造修整備の請求</p> <p>24101 定期検査、年次検査、特別修理、年次修理及び中間修理の請求</p> <p>1 艦船長等は、造修補給所長等が通知した造修整備の開始期日の60日前までに、様式第2-1工事請求書4部を、当該造修補給所長等に送付するものとする。</p> <p>ただし、状態に応じた整備において実施する修理等については、工事請求書を必要としないものとする。</p> <p>2 艦船長等は、定期検査又は年次検査を請求する場合には、「25100」に定める定期検査実施基準及び年次検査実施基準に定められた事項について調査を行い、定期検査又は年次検査を請求する箇所についての使用実績、点検成績、修理記録その他の検査に必要な資料を作成し、請求書に添付するものとする。</p> <p>24102 臨時修理請求</p> <p>1 艦船長等は、艦船等及び艦船搭載武器の臨時修理（以下、「臨時修理」という。）の必要を認めるときは、臨時修理工事請求書を4部作成し、これを当該艦船が在籍する地方隊の地方総監の指揮下の造修補給所長等（以下「在籍造修補給所長等」という。）に送付して臨時修理を請求するものとする。ただし、寄港地において臨時修理をする必要がある場合、当該寄港地の最寄りの造修補給所長等に臨時修理を請求することができる。</p>	在港の目的	時期	在港日数	現場調査及び艦船長との調整	着工予定日前50日から60日	3日から9日まで	入札者に対する現場説明	着工予定日前20日から30日	2日又は3日	<p>(3) 定期検査、年次検査、特別修理、年次修理及び中間修理の請求</p> <p>艦船長等は、年度計画で示された造修整備の開始期日60日前までに、船舶管理会社と事前に定期検査、年次検査時の検査要望、機器の状況、修理等について、当該造修補給所長等とともに現場調査等を行い、工事請求書を当該造修補給所長等へ送付する。</p> <p>(4) 臨時修理の請求、通知及び実施</p> <p>ア 第1種支援船所属する艦船長等は、艦船等及び艦船搭載武器において突発的な故障欠損、入きよが必要と思われる事象が発生した場合、臨時修理の必要を認めるときは、臨時修理工事請求書を作成し、これを当該造修補給所長等に請求する。</p> <p>イ 請求を受けた当該造修補給所長等は、船舶管理会社に通知するとともに、所要の調整及び修理を行わせる。</p>	<p>(3) 定期検査、年次検査、特別修理、年次修理及び中間修理の請求</p> <p>定期検査、年次検査、特別修理、年次修理及び中間修理の請求は、艦船長等と船舶管理会社が事前に聞き取り、現場調査等を行い、工事請求書案を作成、提出させ、これを承認する。</p> <p>(4) 臨時修理の請求、通知及び実施</p> <p>突発的な故障欠損、入きよを伴う臨時修理等については、艦船等の長からの請求により行い、造修補給所長へ通知するとともに、船舶管理会社へ通知し、修理内容（案）の作成、修理、入きよ可能な造船所等との調整を行わせる。</p> <p>船舶管理会社が行う調整等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理内容(仕様書案)の作成 ・修理可能な造船所、修理業者の選定、実施 ・入きよ可能な造船所を選定、実施 ・修理監督 ・契約に基づく監督官への報告
在港の目的	時期	在港日数									
現場調査及び艦船長との調整	着工予定日前50日から60日	3日から9日まで									
入札者に対する現場説明	着工予定日前20日から30日	2日又は3日									

現基準	通達案	理由等
<p>2 前項の規定による請求が、状態に応じた整備において実施する臨時修理の場合にあっては、臨時修理工事請求書作成を必要としないものとする。</p> <p>3 臨時修理工事請求書の様式は、様式第2-1のとおりとする。</p> <p>4 補本長が実施する総合調整により臨時修理を実施する造修補給所長等が別に示された場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、その示された造修補給所長等に臨時修理を請求するものとする。</p> <p>24103 入きよの請求 艦船長等は、入きよを請求する場合には、年度計画で定める入きよについては造修補給所長等が通知した期日の60日前までに、また臨時の入きよについてはその都度、それぞれ様式第2-1により作成した入きよ工事請求書4部を在籍造修補給所長等に送付するものとする。</p> <p>24104 応急修理の請求 艦船長等は、艦船等及び艦船搭載武器が事故又は故障欠損により損害を生じた場合、最寄りの造修補給所長等に応急修理を請求することができる。この場合において、応急修理の請求書を様式第2-1に準じて4部作成し、当該最寄りの造修補給所長等に送付する（補本長が実施する総合調整により当該応急修理を実施する造修補給所長等が別に示された場合にあっては、その示された造修補給所長等に送付する。）ものとする。</p> <p>24200 工期の変更 1 造修補給所長等は、「24100」の規定により艦船長等がした造修整備の請求に係る造修整備作業が指定された期日までに完了する見込みがないと認めた場合、速やかに工期変更申請書（様式第2-2）による工期変更申請書により、工期の指定期日の変更を地方総監に申請しなければならない。</p> <p>2 地方総監は、前項の規定により申請された工期の指定期日の変更について、同項の艦船長等の指揮系統上の指揮官及び補本長と協議の上、必要があると認めた場合は工期変更申請書により、補本長を経由し、海幕長に申請するものとする。</p>	<p>(5) 工期の変更 造修補給所長等は、船舶管理会社から工期の変更の申請があった場合は、申請理由、妥当性等を審査し、地方総監に報告する。</p>	<p>「(4) 臨時修理の請求及び通知」による請求で実施</p> <p>(5) 工期の変更 船舶管理会社から工期の変更の申請があった場合には、造修補給所長等は、理由、妥当性等を検討し、地方総監に報告することとした。</p>

現基準	通達案	理由等
<p>3 造修補給所長等は、艦船の年次検査又は入きよに関する時期の変更の際し、訓令第4条第7項の規定の適用を受ける必要があると認めた場合、当該艦船長等と協議の上、様式第2-1による工期変更申請書に、訓令第4条第7項第2号に定められたたん航性等を確保するために講ずべき措置に参考となる資料を添付し、地方総監及び補本長を経由して、海幕長に申請する。</p> <p>4 造修補給所長等は、前項の規定による申請に対する承認に基づき年次検査又は入きよを実施した場合は、速やかに、その旨を地方総監及び補本長を経由して海幕長に報告しなければならない。</p> <p>2 4 3 0 0 到着日等の通知</p> <p>1 造修補給所長等は、造修整備作業を実施する艦船等及び艦船搭載武器について、施工地到着日、施工場所、着工日及び工事完了予定日が確定したとき、又は工事が完了したときは、速やかに工期確定通知又は工事完了通知により艦船長等及び地方総監に通知しなければならない。また、通知した事項を変更した場合は、工事変更通知により同様に通知しなければならない。この場合において、補本長による総合調整が実施された場合には、その結果を踏まえた上で、通知しなければならない。</p> <p>2 工期確定通知、工事完了通知及び工事変更通知（以下「工期確定等通知」という。）の受報者の標準は表第2-4による。</p> <p>3 工期確定等通知の様式は、補本長が定めるものとする。</p> <p>2 4 4 0 0 造修整備にかかわる準備等</p> <p>1 修理にかかわる準備 修理にかかわる準備（修理地への回航及び燃料、弾薬その他火工品の陸揚げのことをいう。又は復旧（修理地からの回航及び燃料、弾薬その他の火工品の積込みをいう。）は、各々、工事期間の事前又は事後に実施することを原則とする。</p> <p>2 造修整備作業に対する協力 艦船長等及び関係部隊等の長は、造修補給所長等の実施する造修整備作業の準備、造修整備作業に必要な機器の操作及び造修整備作業後の復旧について造修補給所等に協力するものとする。</p>		

現基準	通達案	理由等
<p>24500 委託 地方総監は、当該地方総監部に在籍する艦船の改造、修理、定期検査、年次検査及び入きよの実施を他の地方総監に委託しようとするときは、所要の資料を添付して補本長経由で海幕長に申請するものとする。ただし、臨時修理、転籍又は海幕長の命令に基づく場合を除く。</p> <p>24600 委任規定 基準の実施に関し必要な細部事項は、地方総監が定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 定期検査及び年次検査</p> <p>25100 定期検査及び年次検査の基準等 定期検査及び年次検査の方法及び基準は、各々、付録第1「定期検査実施基準」及び付録第2「年次検査実施基準」に定めるとおりとする。</p> <p>25200 定期検査及び年次検査の実施 1 造修補給所長等は、定期検査又は年次検査の請求を受理した場合には、定期検査実施基準又は年次検査実施基準に定めるところにより、定期検査又は年次検査を実施するものとする。 2 実施要領は、補本長が別に定める。ただし、実施要領を改正する場合において、「25100」に定める定期検査実施基準及び年次検査実施基準を改正する必要があると認めたときは海幕長に上申するものとする。</p> <p>5300 定期検査及び年次検査結果の評価・承認 25301 艦船検査官及び武器検査官の検査 (略) 25302 検査官業務の標準 (略) 25303 疑義の報告 (略)</p>	<p>(6) 定期検査及び年次検査の実施 造修補給所長等は、艦船長等からの請求を受理した場合は、定期検査実施基準又は年次検査実施基準の定めるところにより、船舶管理会社に定期検査又は年次検査期間中における所要の作業を実施させる。</p> <p>(7) 整備の実施及び調整能力等の評価 造修補給所長等は、艦船検査官及び武器検査官に船舶管理会社が行った整備計画、整備の実施、実施基準との照合等について評価を行わせる。</p>	<p>(6) 定期検査及び年次検査の実施 造修補給所長等は、請求の基づく定期検査等を船舶管理会社を実施させることとした。</p> <p>(7) 整備の実施、調整能力等の評価 管理会社が実施した整備計画の妥当性、官、造船所等との調整能力、緊急時の対処等を評価し、以後の計画等へ反映させる。</p>

現基準	通達案	理由等
<p>25400 定期検査及び年次検査の処置</p> <p>1 造修補給所長等は、定期検査又は年次検査の結果、当該艦船について次のいずれかの処置をとる必要があると認められた場合、その処置について地方総監に報告しなければならない。</p> <p>(1) 使用制限を設けること。</p> <p>(2) 次回の定期検査又は年次検査までの間の特に定める時期に、特に定める修理又は検査を実施すること。</p> <p>2 前項により報告を受けた地方総監は、必要な処置を定め、艦船長等に通知するとともに補本長及び艦船部隊等の長に写しを送付するものとする。ただし、艦船に永久的な使用制限を設けるときは、その旨を補本長を経由し、海幕長に申請するものとする。</p> <p>3 艦船長等は、前項の規定により地方総監が定めた処置又は海幕長の承認があるまでの間は、地方総監が申請した処置に従わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6節 修理</p> <p>26100 修理の区分</p> <p>修理の区分は、次のとおりとする。</p> <p>1 特別修理</p> <p>2 年次修理</p> <p>3 中間修理</p> <p>4 定期検査の結果に基づく修理</p> <p>5 年次検査の結果に基づく修理</p> <p>6 臨時修理</p> <p>26200 修理実施の区分</p> <p>1 艦船長等は、表2-1の乗員修理実施基準に定める修理を行うものとする。</p> <p>2 造修補給所長等は、艦船長等からの請求に基づき、前項に定める修理を除く修理を行うものとする。</p> <p>26300 臨時修理</p> <p>臨時修理の請求を受理した造修補給所長等は、その実施について地方総監の承認を得るものとする。</p>		<p>「(4) 臨時修理の請求、通知及び実施」項による</p>

現基準	通達案	理由等													
<p>26400 定期検査に基づく修理及び年次検査の結果に基づく修理</p> <p>1 艦船長等は、造修補給所長等から定期検査又は年次検査の結果、修理を要するものと指摘された場合は、自ら又は造修補給所長等に請求して修理を行うものとする。</p> <p>2 艦船長等は、前項の規定により自ら修理を行った場合、当該造修補給所長等にその結果を通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7節 入きよ</p> <p>27100 入きよの回数</p> <p>入きよは、毎会計年度、次の表に掲げる標準により行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="261 793 1032 997"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自衛艦</td> <td>鋼製</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鋼製以外</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支援船</td> <td>鋼製及びFRP製</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>木製</td> <td>1又は2</td> </tr> </tbody> </table> <p>27200 入きよの決定</p> <p>1 造修補給所長等は、艦船長からの年度計画に定める入きよの請求を受理した場合、年間計画に従いドックの状況その他の制約事項を考慮の上、入きよの期日、場所その他必要事項を決定し、当該艦船長等に通知するものとする。</p> <p>2 造修補給所長等は、艦船長等から臨時の入きよの請求を受理した場合、入きよの実施について地方総監の承認を得たのち、前項の処置をとるものとする。</p>	区 分		回 数	自衛艦	鋼製	1	鋼製以外	2	支援船	鋼製及びFRP製	1	木製	1又は2	<p>(9) 入きよ</p> <p>造修補給所長等は、船舶管理会社の作成する整備計画において、入きよ回数を毎会計年度1回を標準として作成させる。</p>	<p>(9) 入きよ</p> <p>造修補給所長等は、船舶管理会社に入きよ回数を毎会計年度1回を標準として作成させることとした。</p>
区 分		回 数													
自衛艦	鋼製	1													
	鋼製以外	2													
支援船	鋼製及びFRP製	1													
	木製	1又は2													

現基準	通達案	理由等												
<p>27300 入きよの準備</p> <p>1 艦船長等は、入きよする場合には、適宜の物件の陸揚げを行い、艦船の最大平均喫水、トリム及び左右傾斜を次の表の掲げる基準に調整するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="278 447 1035 993"> <thead> <tr> <th>常備状態排水量</th> <th>最大平均喫水</th> <th>船尾トリム (水線長との比)</th> <th>左右傾斜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000トン以上</td> <td rowspan="3">常備状態排水量から次のものを減じた排水量の喫水 (1) 弾薬の重量 (2) 燃料タンクの1/2燃料重量 (3) 補給物件の重量</td> <td>1/150以内</td> <td rowspan="3">0</td> </tr> <tr> <td>3,000トン未満 500トン以上</td> <td>1/100以内</td> </tr> <tr> <td>500トン未満</td> <td>1/50以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 艦船長等は、入きよする場合、弾薬その他の火工品及びガソリンの陸揚げを行うほか、次の各号の一に該当するときには、重油、軽油その他引火しやすい物品(以下この項において「油類等」という。)の陸揚げを行うものとする。</p> <p>(1) 当該艦船装備の消火装置又は応急の消火装置を利用し得ないとき。</p> <p>(2) 工事の影響により、油類等の温度が過度に上昇するおそれがあるとき。</p>	常備状態排水量	最大平均喫水	船尾トリム (水線長との比)	左右傾斜	3,000トン以上	常備状態排水量から次のものを減じた排水量の喫水 (1) 弾薬の重量 (2) 燃料タンクの1/2燃料重量 (3) 補給物件の重量	1/150以内	0	3,000トン未満 500トン以上	1/100以内	500トン未満	1/50以内		
常備状態排水量	最大平均喫水	船尾トリム (水線長との比)	左右傾斜											
3,000トン以上	常備状態排水量から次のものを減じた排水量の喫水 (1) 弾薬の重量 (2) 燃料タンクの1/2燃料重量 (3) 補給物件の重量	1/150以内	0											
3,000トン未満 500トン以上		1/100以内												
500トン未満		1/50以内												

現基準	通達案	理由等
<p>27400 入きよ中の作業</p> <p>造修補給所長等は、入きよ中の艦船について没水部の清掃、塗装及び次に掲げる部分の点検その他の調査を行うものとする。ただし、没水部の状態が良好な場合には、省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 没水部の外板 2 保護亜鉛板 3 舵 4 錨及び錨鎖 5 吸水口、排水口、マスキ用エミッターその他艦外部に通ずる部分 6 弾薬庫の海水弁、注排水弁 7 諸タンク及び注排水装置（潜水艦及び練習潜水艦） 8 プロペラ、プロペラ軸及び船尾軸 9 軸ブラケット 10 方位盤類（入きよ排水量80パーセントを残した半排水の状態で行う必要があるときは、その状態で検査を行うものとする。） 11 発射管の門扉及び前扉 12 探信儀、水中聴音機、水中通信機、艦底測程儀、音響測深儀その他艦外部に通ずる部分 13 接地板（木製及びFRP製艦船） 14 ウォータージェットノズル 15 フィンスタビライザー 16 スラスタ 17 その他通常水線下にある部分 		

現基準	通達案	理由等
<p>第8節 改造又は修理に際して実施する検査 28100 改造又は修理（乗員による修理を除く。）に際して実施する検査は、船舶検査規則（昭和33年防衛庁訓令第53号）の定めるところによる。</p> <p>第9節 改造 29100 改造の区分 改造の区分は、次のとおりとする。 1 特別改造 2 一般改造 3 改修 29200 艦船長等からの改造要望 1 艦船長等及び艦船部隊等の長は、艦船について改造の必要を認めた場合は、様式第2-1により、作成した改造工事要望書4部を、在籍造修補給所長等に送付するものとする。 2 前項の規定による要望書を受理した在籍造修補給所長等は、それに所見を付して地方総監に進達するものとする。 この場合において、在籍造修補給所長等が改造を必要と認めたものについては、様式第2-3による改造工事計画書を添付するものとする。 3 前項の規定による要望書の進達を受理した地方総監は、改造を必要と認めたものについて、当該要望書に様式第2-3による改造工事計画書を添付して補本長を経由し、海幕長に申請するものとする。</p> <p>29300 造修補給所長等からの改造要望 1 造修補給所長等は、在籍艦船について自ら改造の必要を認めた場合、当該艦船長等と協議の上、改造工事要望書2部に様式第2-3による改造工事計画書を添付して地方総監に申請するものとする。 2 前項の申請を受理した地方総監は、改造を必要と認めたものについて、所見を付して、補本長を経由し、海幕長に申請するものとする。</p>	<p>(10) 改造 ア 造修補給所長等は、改造を実施する場合には、改造の内容を船舶管理会社に事前に通知するとともに、所要の工事等を実施させる。 イ 必要な場合は、改造に伴う承認図書、完成図書等を船舶管理会社に作成、提出させる。</p>	<p>(10) 改造 造修補給所長等は、改造の内容を通知、工事を実施させ、必要な場合は図書を作成、提出させることとした。</p>

現基準	通達案	理由等
<p>29400 地方総監からの改造要望 地方総監は、在籍艦船について自ら改造の必要を認めた場合、改造工事要望書に様式第2-3による改造工事計画書を添付して補本長を経由し、海幕長に申請するものとする。この場合において、当該地方隊に所属する艦船以外の艦船については当該艦船の長の意見書を添付するものとする。</p> <p>29500 補本長からの改造要望 補本長は、技術改善情報に基づき、艦船等及び艦船搭載武器について特別改造又は一般改造の必要を認めた場合、改造工事申請書に様式第2-3に改造工事計画書を添付して海幕長に申請するものとする。この場合において、当該艦船の長の意見書を添付するものとする。</p> <p>29600 特別改造 特別改造にかかわる手続は、訓令第12条の定めるところによる。</p> <p>29700 一般改造 海幕長は、自ら又は地方総監及び補本長からの申請に基づき、一般改造計画を決定するものとする。</p> <p>29800 改修 29801 改修の通知 1 補本長は、技術改善情報に基づき、改修の必要を認めた場合、改修指示書により関係する造修補給所長等又は部隊等の長に改修を通知する。 2 改修指示書の様式は、補本長が定めるものとする。</p> <p>29802 改修の実施 改修通知を受けた造修補給所長等又は部隊等の長は、改修指示書に従い改修を実施するものとする。</p>		

現基準	通達案	理由等
<p>29900 改造に伴う完成図書の改定</p> <p>1 造修補給所長等又は艦補処長は、改造を完了した場合には、補本長の定めるところにより、完成図書の修正を行い、補本長に通知するものとする。</p> <p>なお、補本長への通知は改造完了報告によることができる。</p> <p>2 補本長は、「44200」に基づき、改定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10節 応急修理</p> <p>2A100 造修補給所等による応急修理</p> <p>「24104」に定める応急修理の請求を受理した造修補給所長等が在籍造修補給所長等でないときには、速やかに保安上緊急を要する措置を講じた後、その旨を地方総監に報告するものとする。</p> <p>2A200 乗員による応急修理</p> <p>1 乗員は、危急の場合、表第2-1で定める乗員修理実施標準により、危急の場合以外実施してはならない加工修理を実施することができる。</p> <p>2 乗員による応急修理を実施した場合は、「54400」に定める故障欠損報告に準じて報告、通報を行うものとする。</p> <p>3 応急修理を実施した場合、要すれば、臨時修理の請求を行うことができる。</p> <p>なお、手続については、「24102」に準ずるものとする。</p>		

現基準	通達案	理由等																																	
<p style="text-align: center;">第11節 乗員整備</p> <p>2B100 乗員整備の実施等</p> <p>2B101 乗員整備項目の設定 補本長は、艦船長等が実施する計画整備の項目（以下「乗員整備項目」という。）を選定し、艦船長等に通知する。</p> <p>2B102 乗員整備の実施 艦船長等は、乗員整備項目に基づき、技術刊行物に示す手順により乗員整備を実施する。 なお、乗員整備の種別及び周期は、次の表のとおりとする。</p> <p>1 計画造修整備</p> <table border="1" data-bbox="278 793 1032 1192"> <thead> <tr> <th>乗員整備の種別</th> <th>周期</th> <th>(記号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日 施 整 備</td> <td>毎日</td> <td>(D)</td> </tr> <tr> <td>週間整備</td> <td>週に1回</td> <td>(W)</td> </tr> <tr> <td>1か月整備</td> <td>月に1回</td> <td>(M)</td> </tr> <tr> <td>3か月整備</td> <td>3か月に1回</td> <td>(Q)</td> </tr> <tr> <td>6か月整備</td> <td>6か月に1回</td> <td>(S)</td> </tr> <tr> <td>年間整備</td> <td>年に1回</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>定検時整備</td> <td>定期検査時</td> <td>(C)</td> </tr> <tr> <td>時間整備</td> <td>使用時数又は使用回数に達した時</td> <td>(T)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 計画外造修整備</p> <table border="1" data-bbox="278 1234 1032 1318"> <thead> <tr> <th>乗員整備の種別</th> <th>周期</th> <th>(記号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状 況 整 備</td> <td>機器の状況に応じ必要な時</td> <td>(R)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2B102 選定及び通知の要領 乗員整備項目の選定要領、通知要領その他必要な手続きは、補本長が定めるものとする。</p> <p>2B200 乗員整備の請求 艦船長等は、乗員整備を実施することが困難なものについては、造修補給所長等に乗員整備の支援を請求することができる。この場合において、請求を行うときの手続は、「24101」、「24102」の規定を準用するものとする。</p>	乗員整備の種別	周期	(記号)	日 施 整 備	毎日	(D)	週間整備	週に1回	(W)	1か月整備	月に1回	(M)	3か月整備	3か月に1回	(Q)	6か月整備	6か月に1回	(S)	年間整備	年に1回	(A)	定検時整備	定期検査時	(C)	時間整備	使用時数又は使用回数に達した時	(T)	乗員整備の種別	周期	(記号)	状 況 整 備	機器の状況に応じ必要な時	(R)	<p>(11) 乗員整備の請求及び実施</p> <p>ア 艦船長等は、通知されている乗員整備項目を事前に船舶管理会社と調整、選定し、造修補給所長等に請求する。</p> <p>イ 請求手続きは、「(3) 定期検査、年次検査、特別修理、年次修理及び中間修理の請求」により行うものとする。</p>	<p>(11) 乗員整備 乗員整備については、艦船長等が、船舶管理会社と調整を行い、造修補給所長等へ請求し、船舶管理会社が行うことで作成</p>
乗員整備の種別	周期	(記号)																																	
日 施 整 備	毎日	(D)																																	
週間整備	週に1回	(W)																																	
1か月整備	月に1回	(M)																																	
3か月整備	3か月に1回	(Q)																																	
6か月整備	6か月に1回	(S)																																	
年間整備	年に1回	(A)																																	
定検時整備	定期検査時	(C)																																	
時間整備	使用時数又は使用回数に達した時	(T)																																	
乗員整備の種別	周期	(記号)																																	
状 況 整 備	機器の状況に応じ必要な時	(R)																																	

現基準	通達案	理由
<p style="text-align: center;">第12節 臨時点検</p> <p>2C100 適用範囲 臨時点検・不具合情報の提供は、次の各項のいずれかに該当する場合に実施するものとする。 1 安全に影響を及ぼすおそれがある故障欠損が発生したとき又は発生が予想されるとき。 2 故障欠損発生時において、当該故障欠損が艦船の任務行動に重大な支障を及ぼし、かつ、当該事項の発生が同種装備品を搭載する他艦船に懸念されるとき。 3 造修整備作業の実施に問題があるとき。 4 その他特に必要と求めるとき。</p> <p>2C200 臨時点検の通知 補本長は、部隊等、他自衛隊又は防衛装備庁からの不具合情報に基づき、臨時点検の必要を認めた場合、関係する艦船部隊等の長（当該部隊の指揮系統上の指揮官を含む。以下同じ。）、艦補処長、造修補給所長等又は艦船長等に臨時点検の実施を通知するものとする。 なお、装備計画部長は、必要に応じ臨時点検を通知することができる。</p> <p>2C300 臨時点検の実施 艦船部隊等の長、艦補処長、造修補給所長等又は艦船長等は、補本長又は装備計画部長から臨時点検の実施の通知を受けた場合、その対象となる艦船等及び艦船搭載武器の臨時点検を実施するものとする。</p> <p>2C400 臨時点検結果の通知 1 臨時点検を実施した艦船部隊等の長、艦補処長、造修補給所長等又は艦船長等は、速やかに臨時点検結果報告書を作成し、補本長又は装備計画部長に通知するものとする。 なお、補本長の臨時点検の通知に基づき臨時点検を実施した場合は、その写しを装備計画部長に送付するものとする。</p>		

現基準	通達案	理由
<p>2 補本長は、臨時点検の結果、次に該当すると認めた場合、海幕長に報告するものとする。</p> <p>(1) 使用制限を設ける必要があるとき。</p> <p>(2) 緊急に改造を実施する必要があるとき。</p> <p>(3) その他緊急に措置を講ずる必要があるとき。</p> <p>3 臨時点検結果報告書の様式は、補本長が定めるものとする。</p> <p>2C500 臨時点検結果の処置</p> <p>1 補本長は、臨時点検の結果、必要と認めた場合、所要の処置を行うとともに、装備計画部長に通知するものとする。</p> <p>2 補本長は、臨時点検の結果、特別改造又は一般改造の必要があると認めた場合「29200」に基づき海幕長に申請する。また、改修の必要を認めた場合、改修の指示を通知し、必要に応じて装備計画部長に通知する。</p> <p>2C600 不具合情報の通知</p> <p>1 補本長は、部隊等、他自衛隊若しくは防衛装備庁からの不具合情報に基づき暫定処置等の必要を認めた場合又は自ら暫定処置等の必要を認めた場合は、関係する艦船部隊等の長、艦補処長、造修補給所長等又は艦船長等に速やかに不具合情報を通知するものとする。</p> <p>2 前項の不具合情報の細部は、補本長の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第13節 試験</p> <p>2D100 機関部定期試験 (略)</p> <p>2D101 ボイラ定期試験実施基準 (略)</p> <p>2D102 復水器管切開試験実施基準 (略)</p> <p>2D103 蒸気漏えい試験実施基準 (略)</p> <p>2D104 空気漏えい試験実施基準 (略)</p> <p>2D105 復水器真空漏えい試験実施基準 (略)</p> <p>2D200 自衛艦防水区画定期検査 (略)</p>		

現基準	通達案	理 由
<p>2D201 防水検査の実施者 (略)</p> <p>2D202 防水検査の種類及び実施箇所等 (略)</p> <p>2D203 実施要領 (略)</p> <p style="text-align: center;">第14節 塗 装</p> <p>2E100 塗装の実施 防衛大臣の定める自衛隊工作基準により適正な塗装を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第15節 状態管理</p> <p>2F100 目 的 (略)</p> <p>2F200 重量管理 (略)</p> <p>2F300 磁気管理 (略)</p> <p>2F400 水中放射雑音管理 (略)</p> <p>2F500 砲身管理 (略)</p> <p style="text-align: center;">第16節 状態に応じた整備</p> <p>2G100 目 的 機器の状態を監視又は点検・検査し、その状態に応じて故障に至る前に修理等を実施することを目的とする。</p> <p>2G200 用語の定義</p> <p>1 状態に応じた整備 機器（部品）劣化の兆候（振動・汚損の増加、出力・膜厚の減少、作動混度の異常等）の発見を目的とした観測及び観測結果に基づく修理をいう。観測する方式は、連続的な計測による状態監視整備方式と非連続的な計測による点検・検査方式（以下「オン・コンディション整備方式」という。）に区分する。</p>	<p>(12) 塗装の実施 造修補給所長等は、船舶管理会社に対しは、防衛大臣の定める自衛隊工作基準により適正な塗装を行わせる。</p>	<p>(12) 塗装の実施 造修補給所長等は、塗装について、自衛艦工作基準によって塗装膜の厚さ等が規定されていることから、基準に沿った塗装をさせることとした。</p>

現基準	通達案	理由
<p>2 状態監視整備方式 運転中の機器に対して、連続的な計測により振動データ等機器の状態の監視を行い、故障の前兆となる一定のしきい値を超えた段階で修理の要否を検討し、要すれば修理を実施する整備方式をいい、機器を定期的に開放検査して健全性を確保する予防整備方式の一種である。</p> <p>3 オン・コンディション整備方式 運転中の機器に対して、非連続的な計測により機能試験等を行い、故障の兆候や性能低下を発見する整備方式をいい、機器を定期的に開放検査して健全性を確保する予防整備方式の一種である。</p> <p>2G300 状態監視整備方式 2G301 方法及び基準 1 運転中の機器に対して、連続的な計測により振動等運転状況の監視を行い、一定の基準を超えた段階で修理の要否を検討し、要すれば修理を実施する。 2 実施要領、基準等は、補本長が定めるものとする。</p> <p>2G302 対象機器 1 運転中の機器に対して、連続的な計測により振動等の監視が可能な機器 2 故障の兆候となる一定の基準が明確である機器 3 故障の兆候となる一定の基準を超えてから、故障に至るまでに修理等が可能な期間を有する機器 4 対象機器名等は、補本長が定めるものとする。</p> <p>2G400 オン・コンディション整備方式 2G401 方法及び基準 1 運転中の機器に対して、非連続的な計測により不具合又は不具合の兆候を察知した場合に所要の修理を行う。 2 実施要領、基準等は、補本長が定めるものとする。</p> <p>2G402 対象機器 1 運転中の機器に対して、非連続的な計測により圧力、温度、絶縁等の点検が可能な機器 2 前項の点検結果の変化が、故障の兆候を示す可能性が高い機器 3 故障の前兆を示してから、実際に故障に至るまでに修理等が可能な期間を有する機器 4 対象機器名等は、補本長が定めるものとする。</p>		

現基準	通達案	理 由
<p style="text-align: center;">第3章 造修整備 第1節 目的</p> <p>3 1 1 0 0 造修整備管理は、乗員整備の状態及び能力並びに艦船等及び艦船搭載武器の現状を把握して、適正な計画を立案し、造修整備作業の円滑かつ効率的な実施及び造修整備における品質の維持確保を目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 艦船における造修整備管理</p> <p>3 2 1 0 0 計画 1 艦船長等は「23300」で定める年度計画を検索し、主要業務、訓練、修理等についての年間整備計画関連業務を計画する。 2 艦船長は、乗員整備の項目に基づき、項目ごとの整備計画(以下、「乗員整備計画」という。)を作成する。 3 乗員整備計画を作成するための様式その他必要な事項は、補本長が定めるものとする。</p> <p>3 2 2 0 0 実施の記録 1 艦船長等は、乗員整備計画に基づき作成した、計画造修整備に関する所要事項の記録(以下、「乗員整備記録」という。)を作成する。 2 乗員整備記録を作成するための様式その他必要な事項は補本長が定めるものとする。</p> <p>3 2 3 0 0 是正処置 1 艦船長等は、乗員整備計画と乗員整備記録を照合し、実施できなかった整備項目について乗員整備計画を修正し、当該整備項目の整備周期内における速やかな実施を図るものとする。 2 艦船部隊等の長は、前項の実施に係る監督、指導等の必要な処置をとるものとする。 3 艦船部隊の長及び艦船長等は乗員整備に関する不具合が明らかになった場合には、補本長に通知する。 4 造修補給所等は、造修補給所等又は造船所等が実施する造修整備作業に不具合が明らかになった場合には、補本長に通知する。 5 補本長は、前項の不具合及び艦船長等が乗員整備計画の修正によっても実施ができなかった整備等実態を把握し、原因を分析・評価するとともに、必要な処置をとるものとする。 その要領については、補本長が定めるものとする。</p>		

現基準	通達案	理由
<p style="text-align: center;">第3節 造修補給所等における造修整備管理</p> <p>33100 造修整備管理の実施</p> <p>1 造修補給所長等は、所掌する造修整備作業を管理し、必要と認める造修整備管理について細部を定めるものとする。</p> <p>2 造修補給所長等は、造修整備作業の実施状況を検討し、技術刊行物の改正を必要と認めた場合「44200」に基づく処置を行う。また、その他の場合は、「41602」に基づく改善提案の処置を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 技術管理（略）</p> <p style="text-align: center;">第1節 信頼性管理</p> <p>41100 目的</p> <p>41200 用語の定義</p> <p>41300 主要業務の分担区分</p> <p>41400 データの収集及び整理</p> <p style="padding-left: 20px;">41401 一般</p> <p style="padding-left: 20px;">41402 データの種類等</p> <p style="padding-left: 20px;">41403 データの管理等</p> <p>41500 分析・評価</p> <p style="padding-left: 20px;">41501 一般</p> <p style="padding-left: 20px;">41502 実施要領等</p> <p style="padding-left: 20px;">41503 分析評価結果の反映</p> <p>41600 技術改善情報の収集、処理等</p> <p style="padding-left: 20px;">41601 一般</p> <p style="padding-left: 20px;">41602 技術改善情報の収集、処理等</p> <p style="padding-left: 20px;">41603 技術改善の計画及び実施</p> <p style="padding-left: 20px;">41604 技術変更提案（ECP）</p> <p style="text-align: center;">第2節 形態管理(略)</p> <p>42100 目的</p> <p>42200 用語の定義</p> <p>42300 主要業務の分担区分</p> <p>42400 形態管理品目の船体基準</p> <p>42500 変更管理</p> <p>42600 履歴管理</p>		

現基準	通達案	理由
<p>第3節 造修整備用器材管理</p> <p>43100 目的 造修整備用器材管理は、艦船等及び艦船搭載武器の造修整備作業を適正に行うため、常に造修整備用器材を適正な数量及び状態に維持することを目的とする。</p> <p>43200 適用範囲 海上自衛隊で使用する艦船等及び艦船搭載武器の造修整備用器材に適用する。ただし、別に定める陸上装備品等整備基準、教育訓練用器材等整備基準及び弾薬等整備基準にかかわる整備用器材については適用しない。</p> <p>43300 用語の定義 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各項の定めるところによる。</p> <p>1 造修整備用器材装備標準 保有すべき造修整備用器材の種類及び数量を個艦別及び造修補給所等別に定めた標準をいう。</p> <p>2 定期点検 造修整備用器材の品質及び性能を維持するために、定期的に部外工場又は部内において実施する点検をいう。</p> <p>3 臨時整備 造修整備用器材に不具合が発生した場合又は改修若しくは修理の必要がある場合時に部外工場又は部内において実施する整備作業をいう。</p> <p>4 計測器等 標準器、副標準器、計測器及び試験器をいう。</p> <p>5 標準器 国家標準によって校正検定され、原則として副標準器の校正検定に使用する器具をいう。</p> <p>6 副標準器 標準器によって校正検定され、計測器の校正検定に使用する器具をいう。</p> <p>7 計測器 艦船等及び合搭載武器の造修整備のために使用する測定用の器具をいう。</p> <p>8 試験器 艦船等及び艦船搭載武器の造修整備のために使用する試験用の器具をいう。</p> <p>9 校正 計測器を基準となる器具と比較して、精度上の誤差を確かめ、必要に応じて調整することという。</p>		

現基準	通達案	理由
<p>10 検定 計測器が精度要求条件に合致しているか否かを判定し、識別表示することをいう。</p> <p>11 保有部隊 造修整備用器材を保有している艦船及び造修補給所等をいう。</p> <p>4 3 4 0 0 職責</p> <p>1 装備部長 (1) 造修整備用器材管理の基本方針及び基本計画の制定に関すること。 (2) 造修整備用器材管理の基本的な制度、体系及び方式の制定に関すること。 (3) 造修整備用器材の調達計画及び調達に関すること。</p> <p>2 補本長 (1) 造修整備用器材装備標準の作成、修正又は廃止に関すること。 (2) 造修整備用器材の調達、類別、配分、処分その他管理に関すること。 (3) 造修整備用器材の整備計画に関すること。 (4) 造修整備用器材の現状把握並びに資料等の収集、整理、分析、評価、配布及び保管に関すること。 (5) 造修整備用器材の管理に関する部隊等の指導に関すること。</p> <p>3 造修補給所長等 (1) 標準器及び副標準器の管理に関すること。 (2) 造修整備用器材の整備計画及び実施に関すること。 (3) 計測器等の校正検定の計画及び実施に関すること。 (4) 造修整備用器材の維持整備に関する改善資料の作成に関すること。 (5) 校正検定員の指定に関すること。</p> <p>4 保有部隊の長 (1) 造修整備用器材の修理計画の作成支援に関すること。 (2) 造修整備用器材の整備計画及び実施に関すること。 (3) 造修整備用器材の維持整備に関する改善資料の作成に関すること。</p>		

現基準	通達案	理由								
<p>4 3 5 0 0 造修用整備用器材の分類 造修用整備用器材の分類は次表のとおりとする。(略)</p> <p>4 3 6 0 0 整備作業 4 3 6 0 1 一般 1 造修用整備用器材の整備を次のとおり区分する。</p> <table border="1" data-bbox="225 520 1035 877"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>作業の内容及び範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗員による整備</td> <td>保有する造修整備用器材の定期点検等</td> </tr> <tr> <td>造修補給所等による整備</td> <td>1 副標準器、計測器及び試験器の校正検定 2 保有する造修用整備用器材の定期点検 3 臨時整備</td> </tr> <tr> <td>造船所等による整備</td> <td>造修補給所等の能力を超える造修整備用器材の整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>4 3 6 0 2 点検 4 3 6 0 3 計測器等の校正検定</p> <p>4 3 7 0 0 整備管理 整備管理の実施に当たっては、第3章に準じて実施する。</p> <p>4 3 8 0 0 記録 4 3 8 0 1 造修用整備用器材来歴簿(略) 4 3 8 0 2 造修用整備用器材来歴票(略)</p> <p>4 3 9 0 0 その他 1 第4章第3節に定めのない造修整備用器材の整備の実施にかかわる手続、記録、報告、その他の細部事項については、補本長が定めるものとする。 2 造修整備用器材の物品管理については、海上自衛隊物品管理補給規則(昭和56年海上自衛隊達第42号)による。</p> <p style="text-align: center;">第4章 技術刊行物管理</p> <p>4 4 1 0 0 目的(略) 4 4 2 0 0 管理要領(略)</p>	整備区分	作業の内容及び範囲	乗員による整備	保有する造修整備用器材の定期点検等	造修補給所等による整備	1 副標準器、計測器及び試験器の校正検定 2 保有する造修用整備用器材の定期点検 3 臨時整備	造船所等による整備	造修補給所等の能力を超える造修整備用器材の整備		
整備区分	作業の内容及び範囲									
乗員による整備	保有する造修整備用器材の定期点検等									
造修補給所等による整備	1 副標準器、計測器及び試験器の校正検定 2 保有する造修用整備用器材の定期点検 3 臨時整備									
造船所等による整備	造修補給所等の能力を超える造修整備用器材の整備									

現基準	通達案	理由
<p>第5章 記録及び報告</p> <p>本章第1節51100及び51200並びに第2節(53400、53600及び53700を除く。)は、訓令第13条の規定に基づき、定めるものである。</p> <p>なお、当該事項の改正は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て実施する。</p> <p>第1節 造補所長等が備える記録</p> <p>51100 工事、定期検査又は年次検査の記録 造補所長等は、在籍艦船について改造、修理応急、修理、定期検査、又は年次検査を実施したときは当該工事又は検査の記録を、また入きよを実施したときは様式第5-1入きよ記録を作成し保管するとともに、1部を当該艦船長等に送付するものとする。</p> <p>51200 完成図書 造補所長等は、改造を完了した場合には「29900」に基づき完成図書の修正を行うものとする。</p> <p>51300 造修記録簿</p> <p>51301 作成等</p> <p>1 造補所長は、当該造補所の属する地方隊の地方総監部に在籍する艦船(以下「在籍艦船」という。)について、艦船ごとに造修記録簿を作成するものとする。</p> <p>2 造補所長は、在籍艦船について造修記録簿を備え付け、検査、改造、修理の都度、記録するものとする。ただし、基地隊に配属する艦船にかかわる造修記録簿については、基地隊司令又は造補所長が備え付け、記録するものとする</p> <p>51302 記載事項 造修記録簿には、船体、機関、電気、誘導武器、水雷、測的及び電波の別に艦船造修の参考となる事項を記載するものとする。</p> <p>51303 記載の期間 造修記録簿の記載は、艦船が海上自衛隊に引き渡されたときから始めて、その艦船が除籍されるまで継続するものとする。</p> <p>51304 送付 造補所長等は、艦船が転籍され、又は配属が変更された場合、転籍先の在籍造修補給所長等へ造修記録簿を送付するものとする。</p>	<p>(13) 工事、定期検査又は年次検査の記録 造修補給所長等は、改造、修理、定期検査、又は年次検査を実施したときは当該工事又は検査の記録を、また、入きよを実施したときは入きよ記録を船舶管理会社に作成させる。</p> <p>(14) 造修記録簿の作成 造修補給所長等は、船舶管理会社に造修記録簿作成のための定期検査、修理等の内容が分かる資料を提出させ、造修記録簿を作成する。</p>	<p>(14) 造修記録簿の作成 造修記録簿の作成を船舶管理会社に作成させるのか、造修記録簿の作成用の資料を提出させるのかによって通知案が変わるものと考えますが、現段階では、造修記録簿の作成は造修補給所長等が行うべきと考え、船舶管理会社からの資料により作成することとしました。</p>

現基準	通達案	理由						
<p data-bbox="418 296 839 327">第2節 艦船長等が備える記録</p> <p data-bbox="225 373 540 405">52100 機関来歴簿</p> <p data-bbox="255 411 839 443">52101 機関来歴簿の種類及び適用区分</p> <p data-bbox="225 449 1032 522">機関来歴簿の種類及び適用区分は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="225 527 1009 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 527 492 604">種類</th> <th data-bbox="492 527 1009 604">適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 604 492 800">来歴簿 (一般機関用)</td> <td data-bbox="492 604 1009 800">艦船の機関（主機及び発電機原動機のうち、交換整備を行うもの（以下「換装機関」という。）を除く。）及び表5に示す機器等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 800 492 909">来歴簿 (換装機関用)</td> <td data-bbox="492 800 1009 909">換装機関</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="240 951 744 982">52102 機関来歴簿（一般機関用）</p> <p data-bbox="264 989 418 1020">1 記載期間</p> <p data-bbox="284 1026 1032 1142">機関来歴簿（一般機関用）は、艦船が海上自衛隊の編成に加えられ、又は配属されたときから当該艦船が除籍されるまでの間記載するものとする。</p> <p data-bbox="264 1148 477 1180">2 記載責任者等</p> <p data-bbox="284 1186 1032 1375">機関来歴簿（一般機関用）の記載責任者は、機関長、船長（機関長の配員されていない支援船に限る。）又はエアクッション艇隊長（以下「機関長等」という。）とし、記載については、機関長等の指定する者に行わせることができる。</p> <p data-bbox="264 1381 359 1413">3 保存</p> <p data-bbox="284 1419 1032 1566">機関来歴簿（一般機関用）は、艦船が除籍された場合には、除籍のときに在籍する地方総監部において、当該艦船が除籍された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年間保存するものとする。</p> <p data-bbox="225 1614 744 1646">52103 来歴簿（換装機関用）（略）</p> <p data-bbox="225 1652 522 1684">52104 細部事項</p> <p data-bbox="240 1690 1032 1764">来歴簿の記載に関する細部事項については、補本長が定めるものとする。</p>	種類	適用区分	来歴簿 (一般機関用)	艦船の機関（主機及び発電機原動機のうち、交換整備を行うもの（以下「換装機関」という。）を除く。）及び表5に示す機器等	来歴簿 (換装機関用)	換装機関		
種類	適用区分							
来歴簿 (一般機関用)	艦船の機関（主機及び発電機原動機のうち、交換整備を行うもの（以下「換装機関」という。）を除く。）及び表5に示す機器等							
来歴簿 (換装機関用)	換装機関							

現基準	通達案	理由
<p style="text-align: center;">第3節 造補所長等が実施する報告</p> <p>53100 検査完了報告 造補所長等は、検査完了した場合、速やかに様式第5-2による定期(年次)検査完了報告書を当該地方総監に提出するものとする。</p> <p>53200 国有財産の増減報告 造補所長等は、改造に伴い国有財産の増減が生じた場合、海上自衛隊における国有財産(船舶等)の取扱いに関する達(昭和58年海上自衛隊達第43号第13条第2項の規定により処理するものとする。</p> <p>53300 改造完了報告 造補所長等は、改造を完了した場合、速やかに補本長の定めるところにより、海幕長に報告する。</p> <p>53400 改修完了報告 造補所長等は、改修が完了した場合、速やかに補本長の定めるところにより、補本長に報告する。</p> <p>53500 臨時修理の報告 造補所長等は、艦船等及び艦船搭載武器に故障欠損が発生した場合、「61200」に定める故障欠損速報の手続を行うものとする。</p> <p>53700 臨時点検結果報告 造補所長等は、艦船等及び艦船搭載武器に対して臨時点検を実施した場合、「2C400」に定める手続を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4節 艦船長等が実施する報告</p> <p>54100 改修完了報告 1 改修を実施した艦船長等は、改修が完了した場合、改修完了報告を造補所長等に通知するものとする。 2 改修完了報告の様式は、補本長が定めるものとする。</p> <p>54200 機関部定期検査に関する報告等(略)</p> <p>54300 自衛艦防水区画定期検査に関する報告等(略)</p>		

現基準	通達案	理由
<p>54400 故障欠損発生時の報告通報 艦船等及び艦船搭載武器に故障欠損を生じ、任務行動に支障を来すと認められる場合、「61100」に定める報告通報の手続をとるものとする。</p> <p>第6章 その他 第1節 故障発生時の処理要領</p> <p>61100 故障欠損発生時の報告通報 艦船等及び艦船搭載武器に故障欠損を生じた場合、上級司令部等関係各部へ報告通報を行う。</p> <p>61101 適用 艦船等及び艦船搭載武器に故障欠損を生じ、電報により故障発生等報告通報を行う場合に適用する。ただし、内容が、海上自衛隊艦船事故調査及び報告等に関する達（昭和34年海上自衛隊達第77号）による艦船事故速報、海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達（昭和43年海上自衛隊達第23号）による一般事故速報及び軽微な船事故発生時の報告通報について別に定める艦船軽微事故報告と重複し、かつ、補給請求又は修理請求を必要としない場合には、本報告通報を省略することができる。</p> <p>61102 故障発生等報告通報の区分 故障発生等報告通報の区分は、故障発生報告、故障復旧報告及び後方支援請求回答とし、それぞれの様式は、別に定める。</p> <p>61103 故障欠損発生に伴う関係部隊の措置 艦船等及び艦船搭載武器の故障欠損発生に伴う関係部隊の措置の標準及び故障発生等報告通報の発信要領は、次の各項に定めるとおりとする（図第6参照）。</p> <p>1 故障欠損発生部隊の措置 (1) 艦船長等は、故障欠損が発生した場合には、速やかに故障発生報告を行うとともに、必要に応じて、速やかに当該艦船長等の指揮系統上の指揮官及び補本長に対し、補給請求又は修理請求を行う。 (2) 艦船長等は、前号の補給請求及び修理請求を行った場合は、次項第1号の補本長が実施する総合調整を経た後に、補給請求を行った場合にあっては補本長の定める請求票を、修理請求を行った場合にあっては「24102」に定める臨時修理工事請求書をそれぞれ造修補給所長等に送付する。 ただし、地方総監部に在籍する支援船については、同号の規定を適用しない。</p>		

現基準	通達案	理由
<p>(3)故障発生報告発信後、状況が変化した場合及び発信時に不明であった事項が判明した場合は、第1号に準じて追加の故障発生報告を行う。</p> <p>(4)当該故障欠損が復旧した場合は、故障復旧報告を行う。</p> <p>2 故障発生報告を受けた補本長の措置</p> <p>(1)総合調整を実施しその結果を踏まえた自衛艦に対する補給又は修理の方針を定め、これを速やかに当該故障欠損が発生した艦船長等及び措置を講ずる地方総監に通知する。</p> <p>(2)前号にかかわる輸送（空輸調整を含む。）その他全般の調整を行う。</p> <p>(3)前2号にかかわる故障復旧の予定について措置状況の通報を行う。</p> <p>(4)技術情報その他の資料を集約し、事象の分析及び故障原因の技術的な検討を行う。</p> <p>(5)要すれば、故障復旧に必要な技術的支援を行う。</p> <p>3 故障発生報告を受けた地方総監の措置</p> <p>(1)前項第 1 号の補本長が実施する総合調整の結果を踏まえた上で、速やかに故障復旧の措置を講じる。</p> <p>(2)前号の故障復旧の予定について措置状況の通報を行う。</p> <p>(3)支援船に対する補給又は修理の方針を定める。</p> <p>(4)前号にかかわる輸送（空輸調整を含む。）その他全般の調整を行う。</p> <p>(5)速やかに前2号にかかわる故障復旧の措置を講じる。</p> <p>4 故障発生報告を受けた造補所長等の措置</p> <p>(1)当該艦船への技術指導を行う。</p> <p>(2)技術情報を収集し、補本長への通報を行う。</p> <p>なお、通報の様式は「53600」に定める故障欠損速報に準じて実施するものとする。</p> <p>(3)要すれば、故障復旧に必要な支援を補本長へ依頼する。</p> <p>(4)故障復旧に必要な措置を講ずる。</p>		

現基準	通達案	理由
<p>6 1 1 0 4 その他</p> <p>1 補本長の定めるところによるほか、海上自衛隊通信規則（平成元年海上自衛隊達第42号）を準用する。</p> <p>2 その他実施の細部については、各部隊の長が定めるものとする。</p> <p>6 1 2 0 0 故障欠損速報</p> <p>艦船事故及び武器事故（以下「艦船事故等」という。）の調査及び報告については、艦船事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第3号）、海上自衛隊事故調査及び報告等に関する達、海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達（以下「訓令等」という。）により規定されているが、事故又は故障欠損による教訓を、艦船の設計、建造及び管理業務に反映させるため、在籍艦船の故障欠損が発生した場合には、原因究明に重点をおいた調査を行い、通報する。</p> <p>6 1 2 0 1 適用</p> <p>訓令等の規定による艦船事故又は故障欠損（航空武器を除く。）のほか、艦船の運航に支障のない故障欠損であっても、技術的に参考となり、又は必要と思われるもの。</p> <p>6 1 2 0 2 調査結果等</p> <p>1 造補所長等は、故障の大小にかかわらず、原因探求のための技術的調査を徹底して実施し、調査結果及び所見を速やかに補本の主管部長に送付する。</p> <p>2 補本の主管部長は、前項の調査結果に所見その他参考事項を加え海上幕僚監部装備計画部装備需品課長及び主管課長に送付する。</p> <p>6 1 2 0 3 速報要領</p> <p>連絡方法その他手続の細部については、補本長が定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 艦船修理所掌区分</p> <p>6 2 1 0 0 定義</p> <p>艦船修理所掌区分において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。</p> <p>1 担当部門</p> <p>「6 2 2 0 0」で定める修理対象別に、その事務を担当する海上幕僚監部、補本及び艦補処の各班並びに造補所の各科をいう。</p>		

現基準	通達案	理由
<p>2 主務担当 担当部門のうち、修理の可否及び施工時期の査定、修理に関する統計及び修理費の支弁に関する事項を所掌するところをいう。</p> <p>3 施工担当 部担当部門のうち、修理に伴う設計、工事要領書の作成、修理実施場所の選定、修理の実施及び検査に関する事項を所掌するところをいう。</p> <p>6 2 2 0 0 所掌区分(略)</p>		

5 更なる提言

(1) 爾後（3年乃至5年後）に見直しを行うことの提言

- ア 支援船において、第1種支援船に関し一部の総監部から順次新しい施策（本調査研究関連）が適用されるが、過渡期には、第2種～第5種支援船を含め新旧の施策が並行する。【ダブルスタンダードの過渡期にならないことが肝要】
- イ 自衛艦において、令和4年度「造修整備作業に関する調査研究要領」（企画競争）補本公示04-1第31号。令和4年11月1日）が実施されるが、過渡期には、同様に新旧の施策が並行する。【ダブルスタンダードの過渡期にならないことが肝要】
- ウ 上記ア及びイ項の進展を見据え、艦船造修整備規則体系を適時に、包括的に、整合するように見直すことが肝要である。

(2) 防衛省の検査行為を代行する第三者機関の認証・設置規定に関する提言

- ア 日本の船舶は大きく分けて、国土交通省（以下「JG」という。）が所管するものと防衛省が所管するものしかない。
- イ JGが所管する船舶については、JGに代わる検査代行機関として、小型船舶検査機構と海事協会等が船舶安全法の中で規定されている。
- ウ 防衛省が所管する船舶については、造修訓令の下位規則に「製造等の検査」に関しては、第三者機関の検査による代行の表記はあるが、「定期検査、年次検査等」に関しては検査代行機関は規定されていない。この理由は、「製造等の検査」については、艦船建造というものが極めて複雑多岐で長期間にわたり、しかも同種の装備品が繰り返し調達され、あるいは大量の部材・材料が使用されることから、検査業務の煩雑さを緩和し効率的な検査業務を行うために、建造期間中における材料検査や部品検査、工程中検査などについて、国の機関またはそれに準じた認定機関等による検査の代行を認めているのである。
- エ これに対し、艦船がいったん就役すれば、その運用は海上自衛隊が行うことになり、就役後の艦船の状態は用兵者による運用と密着したものとなる。このため、常時艦船の状態を把握している現場の検査官が必要となる。また、検査期間に入れば、日々現場の状況が連続的に変化・進捗することから、他機関による検査代行は不適當であり、運用に熟知した現場の検査官による検査が求められる。このことから、現状では「定期検査、年次検査等」に関しては検査代行という制度は存在しない。
- オ 過去（昭和53年7月以降）に防衛装備協会（防衛基盤整備協会の前身）が官の検査を代行する（艦船の検査を協会に委託する）ことが検討された。
しかし、当時は、海幕も調本も検査官が充実しており、検査行為を第三者に渡すという発想は防衛省側に無かったし、それに必要な訓令・達等の改正をわざわざやってまで実現させたいという意欲もなかった。その結果、製造等の検査における「検査区分B」について製造所が行う社内検査の支援を防衛装備協会が行うというだけの内容にとどまった。
- カ 現在の防衛省、艦船検査組織を取り巻く情勢は、定期検査、年次検査及び入きよに関しての検査行為（その一部でも）も第三者に代行させるという方向性にある。
海上自衛隊の任務の増大に比し、人的基盤の相対的な低下が懸案となり、加えて予算の制約も大となったことから、後方分野において民活施策に重心を移す方針と理解するところであるが、知床遊覧船事故対策検討委員会が、船舶検査方法の総点検・是正及び国によるJCIの監督強化を打ち出したように、定期検査、年次検査及び入きよに関して、海上自衛隊（国）の検査を堅持することを改めて確認されるべきである。

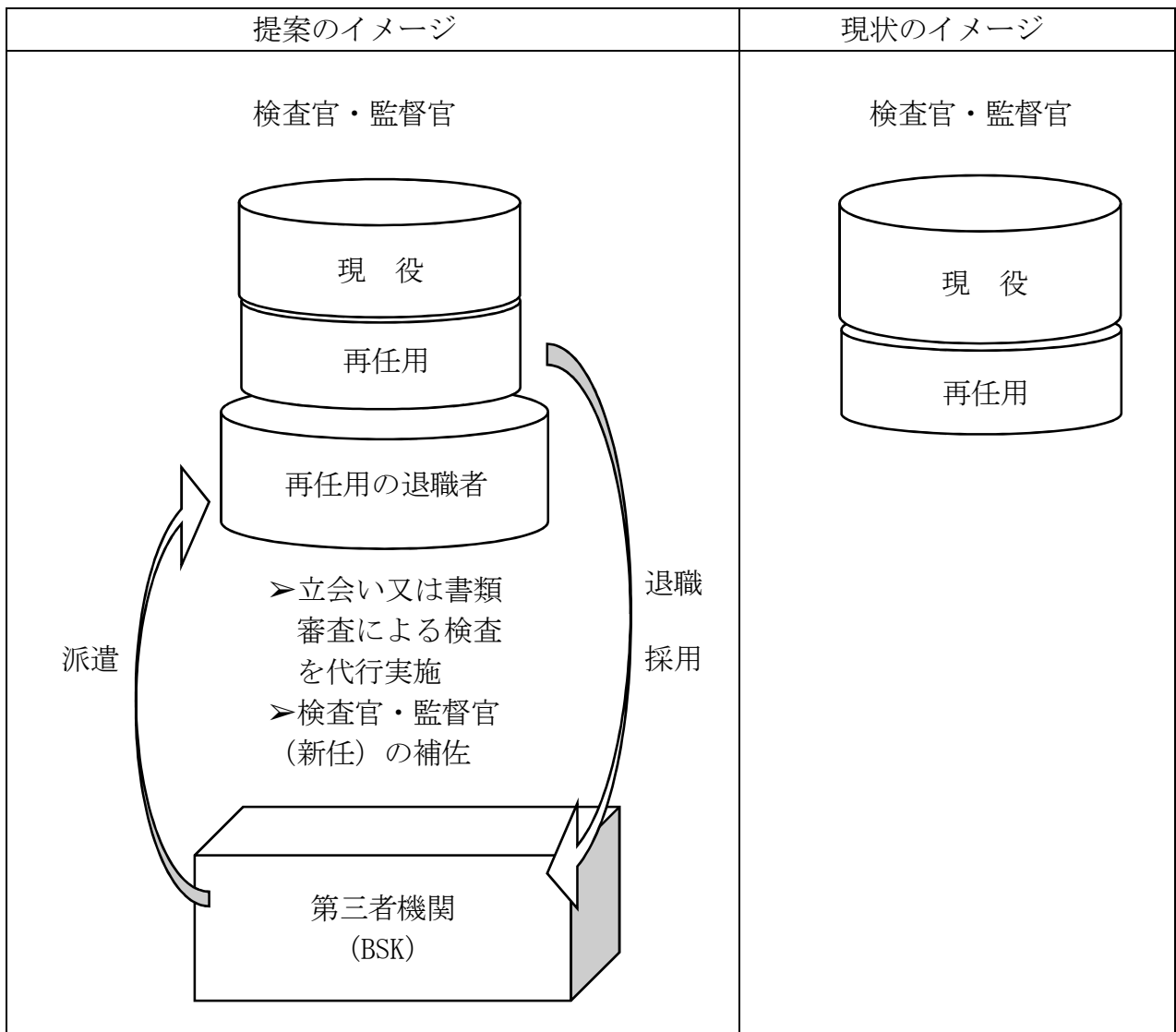
キ 次善の策としては、JGが船舶安全法に検査代行機関としてJCI及びNKを規定しているように、防衛省が造修訓令に検査代行機関として、海上自衛隊の艦船を検査・監督した経験を有する第三者機関の認証・設置規定を盛り込む必要性を提言するものである。

(ア) 訓令である造修訓令或いは船舶検査規則を改正の場合、防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）の所掌である。

(イ) 海上自衛隊達である海上自衛隊の使用する船舶の検査の基準に関する達或いは艦船造修整備規則を改正の場合、海上幕僚監部装備計画部艦船・武器課の所掌である。

(ウ) 第三者機関の立候補として、「監督検査業務に係る情報要求書（RFI）について（通知）海幕艦武第1081号。令和3年5月14日」に基づき、公益財団法人防衛基盤整備協会第1事業部が提出した書類に加え、図表5-11のスキームを提案する。

図表5-11 検査官・監督官に再任用の退職者を充てるスキーム



【注：公益財団法人は、一般社団・財団法人のうち、民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等）を経て、行政庁（内閣府又は都道府県）から公益認定を受ける。 出典：内閣府ホームページ】

第6章 法規類改正（案）の制定プロセス（案）の提言

1 防衛大臣承認に至る作業計画（案）の策定

(1) 業務計画、令和6年度予算作業及び作業計画（案）の進行は、図表のとおり。

図表6-1 令和6年度予算作業及び作業計画（案）

年	月	業務計画	令和6年度予算作業	作業計画（案）
5	3	海上自衛隊会議	課内審議	成案
	4	5年度業計開始	幕内審議	関係機関・部隊協議の幕内合議
	5		同上	関係機関・部隊協議
	6		内局審議	同上
	7		同上	関係機関・部隊回答
	8		概算要求	海幕長決裁の幕内合議
	9		財務省説明	海幕長決裁、防衛大臣上申
	10		同上	(防衛装備庁説明)
	11		同上	(同上)
	12		政府予算案	防衛大臣承認（防衛装備庁長官専決）
6	1			予備
	2			同上
	3	海上自衛隊会議	予算成立	同上
	4	6年度業計開始		第1種支援船の民活化

(2) 作業計画（案）の防衛大臣承認に至る手続きのフローは、図表のとおり。

図表6-2 作業計画（案）の防衛大臣承認に至る手続きのフロー

年月 関係先	5年 4月/5~7月	8月	9月	10~11月	12月	6年 1~3月
防衛装備庁				合議 (↑) (説明)	防衛大臣承認 (防衛装備庁長官 専決)	予備
海幕	合議/ 協議	合議	海幕長 決裁	上申		
関係機関・部隊	回答					

2 関係機関・部隊との関連手続き（案）の策定

関係機関・部隊との文書関連手続きのための起案文書（案）を作成した。

(1) 令和5年4月幕内合議

ア 幕内合議は、艦船・武器課が関係各課に艦船造修整備規則の一部改正について（協議）として艦船造修整備規則別冊付録第1「定期検査実施基準」（改正案）、別冊付録第2「年次検査実施基準」（改正案）を同時合議する。

イ 同時合議文書（案）

『件目：艦船造修整備規則の一部改正について（協議）

標記について、別添案に対する意見を、上記期限までに通知されたい。

なお、本件は、次のとおりである。

- 1 呉及び舞鶴地方総監部に在籍する第1種支援船の造修整備を令和6年度から令和10年度の5年間にわたり船舶管理会社と役務契約する計画である。
- 2 当該船舶管理会社が造修整備役務を実施する基準を示すため、「艦船造修整備規則（平成14年海上自衛隊達第54号）」の別冊「艦船造修整備基準」の付録第1「定期検査実施基準」及び付録第2「年次検査実施基準」の全部を改正するものである。
- 3 艦船造修整備規則の一部改正は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第12条及び第19条の規定に基づき、防衛大臣の承認を得て定めることとされており、関係機関・部隊の協議を経て、防衛大臣に上申するものである。』

ウ 別添（案）

『海幕艦武第 号
令和 年 月 日

各地方総監部幕僚長殿

海上幕僚監部装備計画部長

艦船造修整備規則の一部改正について（協議）

標記について、別添のとおり協議する。

添付書類：艦船造修整備規則別冊付録第1「定期検査実施基準」（改正案）、
別冊付録第2「年次検査実施基準」（改正案）』

(2) 令和5年5月関係機関・部隊協議

ア 関係機関・部隊協議は、艦船・武器課が上記（1）項の幕内合議を付し、装備計画部長の決裁を得る。

イ かがみの裏面（案）

『本件は、次のとおりである。

- 1 艦船造修整備規則の一部改正は、造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第12条及び第19条の規定に基づき、防衛大臣の承認を得て定めることとされており、関係機関・部隊の協議を経て、防衛大臣に上申するものである。
- 2 改正の理由
 - (1) 呉及び舞鶴地方総監部に在籍する第1種支援船の造修整備を令和6年度から令和10年度の5年間にわたり船舶管理会社と役務契約する計画である。
 - (2) 当該船舶管理会社が造修整備役務を実施する基準を示すため、「艦船造修整備規則（平成14年海上自衛隊達第54号）」の別冊「艦船造修整備基準」の付録第1「定期検査実施基準」及び付録第2「年次検査実施基準」の全部を改正するものである。』

ウ 協議文書（案）

『

海幕艦武第 号
令和 年 月 日

各地方総監部幕僚長殿

海上幕僚監部装備計画部長

艦船造修整備規則の一部改正について（協議）

標記について、別添のとおり協議する。

添付書類：艦船造修整備規則別冊付録第1「定期検査実施基準」（改正案）、
別冊付録第2「年次検査実施基準」（改正案）』

(3) 令和5年8月幕内合議

ア 幕内合議は、艦船・武器課が関係各課に艦船造修整備規則の一部を改正する達について（上申）を同時合議する。

イ 同時合議文書（案）

『件目：艦船造修整備規則の一部を改正する達について（上申）

標記について、別添案に対する意見を、上記期限までに通知されたい。

なお、本件は、次のとおりである。

- 1 呉及び舞鶴地方総監部に在籍する第1種支援船の造修整備を令和6年度から令和10年度の5年間にわたり船舶管理会社と役務契約する計画である。
- 2 当該船舶管理会社が造修整備役務を実施する基準を示すため、「艦船造修整備規則（平成14年海上自衛隊達第54号）」の別冊「艦船造修整備基準」の付録第1「定期検査実施基準」及び付録第2「年次検査実施基準」の全部を改正するものである。
- 3 艦船造修整備規則の一部を改正する達について、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第12条及び第19条の規定に基づき、防衛大臣に上申するものである。』

ウ 別添（案）

『

海幕艦武第 号
令和 年 月 日

防 衛 大 臣 殿

海 上 幕 僚 長

艦船造修整備規則の一部を改正する達について（上申）

標記について、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第12条及び第19条の規定に基づき、別添のとおり上申する。

添付書類：艦船造修整備規則の一部を改正する達

海上自衛隊達 号

船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第12条及び第19条の規定に基づき、艦船造修整備規則の一部を改正する達を次のように定める。

令和 年 月 日

海上幕僚長 海将

艦船造修整備規則の一部を改正する達

艦船造修整備規則（平成14年海上自衛隊達第54号）の一部を次のように改正する。

別冊付録第1「定期検査実施基準」及び別冊付録第2「年次検査実施基準」の全

部を改正する。

附 則

この達は、令和 年 月 日から施行する。』

(4) 令和5年9月防衛大臣上申

ア 防衛大臣上申は、艦船・武器課が上記(3)項の幕内合議を付し、海上幕僚長の決裁を得る。

イ かがみの裏面(案)

『本件は、次のとおりである。

1 艦船造修整備規則の一部を改正する達について、船舶の造修等に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第43号)第12条及び第19条の規定に基づき、防衛大臣に上申するものである。

2 改正の理由

(1) 呉及び舞鶴地方総監部に在籍する第1種支援船の造修整備を令和6年度から令和10年度の5年間にわたり船舶管理会社と役務契約する計画である。

(2) 当該船舶管理会社が造修整備役務を実施する基準を示すため、「艦船造修整備規則(平成14年海上自衛隊達第54号)」の別冊「艦船造修整備基準」の付録第1「定期検査実施基準」及び付録第2「年次検査実施基準」の全部を改正するものである。

ウ 上申文書(案)

『

海幕艦武第 号

令和 年 月 日

防 衛 大 臣 殿

海 上 幕 僚 長

艦船造修整備規則の一部を改正する達について(上申)

標記について、船舶の造修等に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第43号)第12条及び第19条の規定に基づき、別添のとおり上申する。

添付書類：艦船造修整備規則の一部を改正する達

海上自衛隊達 号

船舶の造修等に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第43号)第12条及び第19条の規定に基づき、艦船造修整備規則の一部を改正する達を次のように定める。

令和 年 月 日

海上幕僚長 海将

艦船造修整備規則の一部を改正する達

艦船造修整備規則(平成14年海上自衛隊達第54号)の一部を次のように改正する。

別冊付録第1「定期検査実施基準」及び別冊付録第2「年次検査実施基準」の全部を改正する。

附 則

この達は、令和 年 月 日から施行する。』

【おわりに】

海上自衛隊の任務の増大に比し、人的基盤の相対的な低下が懸案となり、加えて予算の制約も大となったことから、後方分野において民活施策に重心を移す方針と理解するところである。

具体的には、図表「艦船造修整備体制の多様化」のとおりであり、本調査研究の対象である第1種支援船は、着色部である。

図表【おわりに】－1 艦船造修整備体制の多様化

艦船造修整備体制の多様化				
自衛艦			支援船	
警備艦		補助艦	第1種	第2～5種
潜水艦	護衛艦等			
造補所 ＋ 建造所等	造補所 ＋ 基地造船所等	造補所 ＋ 基地造船所等 (AS等一部) 造補所 ＋ 建造所等	造補所 ＋ 地元造船所等	造補所 ＋ 地元造船所等
	4年度：F F M (補 本) ＋ 技術補給支援 センター (建造所等) ＋ 基地造船所等		6年度 (一部の総監部) ＋ 船舶管理会社 ＋ 地元造船所等	
令和4年度「造修整備作業に関する調査研究要領」 (企画競争) 補本公示 04-1 第 31 号。令和4年 11 月 1 日				

4年度からのF F Mに加え、6年度からの一部の総監部の第1種支援船が新たな造修整備体制になり、更に、4年度「造修整備作業に関する調査研究要領」で自衛艦の艦種別に新たな方式が示されるものと承知する。

この多様化する過渡期において、官におかれては、艦種によって造修整備の濃淡・軽重等相違・遺漏がないように、ダブルスタンダードにならないように、今まで以上に全体への目配りと個別（各艦の検査・修理契約ごと）の指導が肝要であると考えます。

本調査研究は、造修訓令及び艦船造修整備規則を堅持して自衛艦及び支援船を統括するとともに、艦船造修整備基準の定期検査実施基準及び年次検査実施基準の改正案をもって対応する方針でとりまとめた。

防衛省・海上自衛隊の造修担当官は、検査官・監督官として担当する個艦ごとに技術判断する職責を改めて確認されるべきである。

官から民へ技術判断を一部委託するに当たっては、艦種別の検査実施基準を示し、年度の修理予算に基づき個艦の検査仕様で柔軟に対応することが現実的な方策と考える。

令和4年12月16日閣議決定の国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に基づき、GDP比2%の防衛予算を充当する方針に伴い、海上自衛隊の後方関連経費が、概算

要求レベルをほぼ確保できるとのことであり、大きな改善と評価される場所である。

この大きな改善の流れは、民活施策における海上自衛隊の主体性、即ち、艦船造修における検査官・監督官の技術判断の重要性を再確認する絶好の機会である。

自衛隊法が海上自衛隊に船舶安全法を適用除外にし、造修訓令をもって海上自衛隊主体の建造・改造・修理の手順、そして就役後の定期検査などの基準・手続きを定めた原点に立ち返り、艦船造修整備体制の多様化の流れを改めて整理されることを期待するとともに、その根幹は、海上自衛隊（国）の検査を堅持することにあると記して結びとする。

自衛隊法（第 109 条及び第 110 条）の適用除外についての考え方

（船舶法等の適用除外）

第 109 条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下単に「陸上自衛隊の使用する船舶」という。）については、適用しない。

2 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）及び小型船舶の登録等に関する法律の規定は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下この章において同じ。）の使用する船舶については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、海上自衛隊の政令で定める船舶については、適用があるものとする。

3 陸上自衛隊の使用する船舶又は海上自衛隊の使用する船舶は、防衛省令で定めるところにより、国の所有に属するものにあつては国籍を証明する書類を、その他のものにあつては陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用するものであることを証明する書類を備え付けなければならない。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外）

第 110 条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

2 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定は、海上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗り組んで船舶職員の業務に従事する隊員又はこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

船舶法

第 1 条（日本船舶の要件）、第 2 条（日本国旗掲揚権）および第 3 条（不開港寄港権等）について

これらはいずれも、海上自衛隊の草創期に米国から貸与された PF や LSSL などの運用を念頭に置かれたもので、海上自衛隊がそれらの外国船舶を使用する場合に、条文をそのまま適用すれば運用上の不具合（国旗を掲揚できないとか、特定港に入れられないなど）が生じるため、適用除外とされた。これは将来、外国からの貸与艦を海上自衛隊が運用するような場合も想定するならば、適用除外の条文は今日でも意味がある。

PF-291 「きり」

LSSL-409 「けし」

第4条（船籍港と総トン数の測度）について

日本船舶の所有者は日本に船籍港を定め、その船籍港を管轄する管海官庁に総トン数の測度を申請することを要す、という条文であるが、その趣旨はトン税その他の船舶に関する税法上の基準や、船舶職員法などの基準を定めるもので、これらはもともと適用除外されており、またトン数の測度（海上自衛隊は排水量であるが）の申請は、秘密保全上これを適用することが不適當であるため、適用除外されている。

第5条（登録及び船舶国籍証書）について

船舶を船舶原簿に登録すれば、船舶法施行細則第29条の規定により一般の閲覧に供せられることになり、秘密保全上これを適用することが不適當であるため、適用除外されている。

<参考>

船舶法施行細則

第二十九条 何人ト雖モ管海官庁ニ対シ手数料ヲ納付シテ船舶原簿ニ記録シタル事項ヲ証明シタル書面（以下「登録事項証明書」ト謂フ）ノ交付ヲ申請シ又船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

第21条（小型船舶の船籍及び総トン数の測度）について

小形船舶についての第4条に関連した条文である。小型船舶とは総トン数20トン未満の船舶のことであり、もともと海上自衛隊の使用する船舶は、それが自衛艦であろうが支援船であろうが測度が異なっている（後述）ため、小型船舶の範疇に入るものを特定するのは不可能なのであるが、あえて分類するなら交通船（YF）のような支援船がそれに該当すると思われる。それらについても第4条の関連で適用除外としている。

船舶安全法（省略）

船舶のトン数の測度に関する法律

この法律は、総トン数及び純トン数の算定の基準を規定したものであるが、海上自衛隊の使用する船舶の測度は排水量をもって算定しており、部内における運用等を統一するうえでもそれが必要なため、適用除外とされている。

小型船舶の登録等に関する法律

小型船舶についての船舶法第5条関連の条文であり、前述したように交通船（YF）などの支援船を念頭に、これも適用除外されている。付言すれば、小型船舶に相当すると考えられる支援船についても、自衛隊法第109条で明確に適用除外されていることがこれで分かる。

船舶職員及び小型船舶操縦者法

本条は、船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外に関する規定である。同法は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的としているものであるが（同法第一条）、海上自衛隊の任務の特殊性に鑑み、その乗組員の資格、定員等については特別の定めをする必要があり、同法の規定をそのまま適用することについては不具合があるので適用除外とされている。すなわち、海上自衛隊の船舶乗組員の能力が一般の船舶職員以下であってはならないのは勿論であるが、海上自衛隊の船舶は部隊行動により海上の警備に当るものであって、単に船舶運航の専門家であるにとどまらず、その任務遂行のために必要な技能及び知識を有することが要求されるからである。

その他参考事項

1 汽船と帆船

船舶の運航装置を標準とする分類である。汽船とは、主として機械力をもって運航する装置を有する船舶をいい、蒸気を用いるか否かを問わない。帆船とは、主として帆をもって運航する装置を有する船舶をいい、推進装置を有するか否かを問わない。

この分類は、船舶安全法、海上衝突予防法、船員法、船舶職員法等の適用及び救助料の分配等につき、異なる取扱いを受ける点にある。

なお、小型船舶に義務付けられる船籍票に記載すべき汽船又は帆船の区分は、運航装置の有無及び利用の程度を基準に定められるので、登録船の汽船又は帆船の区分とは規定の表現が異なるが、その意義は同じである。

一方、海上衝突予防法においては、機関を用いて推進する船舶は動力船とされる。また、機関を用いて推進する船舶であっても、帆を用いて動力を用いていないときは、帆船とみなし、動力を用いている船舶は、帆を用いているか否かにかかわらず、動力船とされていることに注意を要す。

<参考>

船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）

第一章 総則

第一条 本則ニ於テ船舶ノ種類ト称スルハ汽船、帆船ノ別ヲ謂フ

② 機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸気ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

③ 主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機関ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス

2 航海船と非航海船

商法上の船舶の航行区域に関する分類であり、海上自衛隊の使用する船舶には関係がない。

<参考>

船舶法

第 35 条 商法第三編の規定は商行為を為す目的を以てせざるも航海の用に供する船舶に之を準用す但官庁又は公署の所有に属する船舶に付ては此限に在らず

② 商法第七百九十一条及び第八百七条の規定は商行為を為す目的を以てせざるも専ら湖川、港湾其他の海以外の水域に於て航行の用に供する船舶（前項但書に規定する船舶を除く）に之を準用す此場合に於ては同法第七百九十一条中「船舶」とあるは「船舶又は船舶法第三十五条第一項に規定する船舶」と読替ふるものとす

商法（明治三十二年法律第四十八号）

第三編 海商

第三章 海上物品運送に関する特則

第一節 個品運送

（非航海船による物品運送への準用）

第七百四十七条 この節の規定は、商行為をする目的で専ら湖川、港湾その他の海以外の水域において航行の用に供する船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。以下この編において「非航海船」という。）によって物品を運送する場合について準用する。

第四章 船舶の衝突

（非航海船との衝突等への準用）

第七百九十一条 前三条の規定は、船舶と非航海船との事故について準用する。

第五章 海難救助

（非航海船の救助への準用）

第八百七条 この章の規定は、非航海船又は非航海船内にある積荷その他の物を救助する場合について準用する。

呉地方隊第1種支援船の運航海域等

○第1種支援船の運航海域（呉）			
船種	通常海域	進出想定海域	備考
えい船（260t型）	呉港、広島港、切串（弾補所）、岩国港、飛渡瀬（伊藤忠）、吉浦（貯油所）	佐伯港、瀬戸内海、大阪湾の沿岸港湾（出入港支援）	
えい船（50t型）	呉港、広島港、切串（弾補所）、岩国港、飛渡瀬（伊藤忠）、吉浦（貯油所）、江田内（1術校）	尾道港（修理地）	修理地：木曾造船（尾道）、向井造船（呉）
油船（YO）	呉港、飛渡瀬（伊藤忠）、吉浦（貯油所）	佐伯港、瀬戸内海、大阪湾の沿岸港湾（燃料搭載支援）	運航実績：佐伯、神戸、宇野、因島
油船（YG）	呉港、飛渡瀬（伊藤忠）、吉浦（貯油所）	佐伯港、瀬戸内海、大阪湾の沿岸港湾（燃料搭載支援）	
水船（YW）	呉港、江田内（1術校）	佐伯港、瀬戸内海、大阪湾の沿岸港湾（給水支援）	運航実績：江田内、秋月沖
交通船（高速船）	呉港、広島港、切串（弾補所）、岩国港、飛渡瀬（伊藤忠）、吉浦（貯油所）、江田内（1術校）	瀬戸内海、大阪湾の沿岸港湾	運航実績：呉地隊展示訓練時、大阪まで進出
交通船（WJ）	呉港、広島港、切串（弾補所）、岩国港、飛渡瀬（伊藤忠）、吉浦（貯油所）、江田内（1術校）	呉近海の離島（人員、物品移送）	

交通船 (LCM)	呉港、広島港、切串 (弾補所)、岩国港、飛渡瀬 (伊藤忠)、吉浦 (貯油所)	呉近海の離島 (同 上)	
交通船 (将官艇)	呉港、広島港、切串 (弾補所)、岩国港、飛渡瀬 (伊藤忠)、吉浦 (貯油所)	呉近海の離島 (同 上)	
運貨船 (YL-17)	呉港、広島港、切串 (弾補所)、岩国港、飛渡瀬 (伊藤忠)、吉浦 (貯油所)、江田内 (1 術校)	呉近海の離島 (同 上)	
運貨船 (YL-120)	呉港	呉港	※浮筏
○第1種支援船の運航海域 (1 術校)			
船 種	通常海域	進出想定海域	備 考
交通船 (YF)	呉港、広島港、岩国基地、宮島	呉近海の離島 (人員、物品輸送)	修理地：向井造船 (倉橋)
○第1種支援船の運航海域 (岩空基)			
船 種	通常海域	進出想定海域	備 考
設標救難船 (YR)	呉港、広島湾、切串 (弾補所)、岩国新港、端島、黒島、下関、青島、柱島、甲島、大島、	広島湾、呉港	修理地：向井造船 (倉橋)、山本造船 (音戸)、警固屋ドック (呉)、中谷造船 (江田島)
交通船 (YF)	阿多田島、岩国沖、甲島、端島、能美島沖、江田内、姫小島近傍、	広島湾、呉港	修理実績：山本造船 (音戸)

○第1種支援船の運航海域（伯基分）			
船種	通常海域	進出想定海域	備考
水船(YW)	佐伯港内	佐伯港付近の沿岸港湾	修理地：共栄船渠（佐伯）
交通船(YF)	佐伯港内	九州東岸の港湾、佐伯港～呉港に至る海域（一部沿海）	修理地：共栄船渠（佐伯）
○第1種支援船の運航海域（阪基）			
船種	通常海域	進出想定海域	備考
交通船(YF)	神戸港内	大阪湾の沿岸港湾、小松島港	修理地：浜田造船（徳島）
○第1種支援船の運航海域（由基分）			
船種	通常海域	進出想定海域	備考
交通船(YF)	由良港内	大阪湾沿岸（主として阪神基地隊近傍）	修理地：浜田造船（徳島）
○第1種支援船の運航海域（松空基）			
船種	通常海域	進出想定海域	備考
交通船(YF)	小松島近傍（平水）	小松島近傍（平水）	修理地：浜田造船（徳島）

用 語 集

海自整備規則関連

出典：海自達第54号『艦船造修整備規則』

用語	意味
艦船等	艦船、艦船用機関及び艦船用電気器材をいう。
艦船搭載武器	艦船に搭載される火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材、戦術情報処理器材、誘導武器、化学器材、航海器材及び水雷武器をいう。
造修整備用器材	艦船等及び艦船搭載武器の造修整備作業を適正かつ効率的に実施するための工具、要具。計測器、試験器、試験装置その他の機材をいう。
造修整備	艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材を良好な状態に維持し、その機能を全幅発揮させるための造修整備作業及び造修整備管理からなる一連の業務をいう。
造修整備作業	艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材について行う定期検査、年次検査、改造又は修理に際して行う検査、改造、修理、入きよ、試験、点検、手入れ、塗装、部品交換、調整及びこれらの関連業務をいう。
造修整備管理	造修整備にかかわる人員及び器材を適正かつ効率的に運用する一連の管理活動をいう。
乗員整備	造修整備のうち、艦船の乗員が行う点検、手入れ、調整及び部品交換の諸作業をいう。
改造	第14号に定める応急修理以外の工事で、既存の設計を変更する工事をいう。

用 語	意 味
修理	第14号に定める応急修理以外の工事で既存の設計を変更することなく元の性能を回復する工事をいい、特別修理、年次修理、中間修理及び臨時修理をいう。
年次修理	年次検査と同じ時期にあらかじめ計画して行う修理をいう。
中間修理	特別修理、年次修理以外の修理であらかじめ計画して行う修理をいう。
臨時修理	特別修理、年次修理及び中間修理以外の修理で、必要に応じて行う修理をいう。
応急修理	保安上緊急を要する場合に応急的に行う工事をいう。
技術管理	造修整備管理を適切に行うための手段としての管理で、信頼性管理、形態管理、造修整備用器材管理及び技術刊行物をいう。
技術刊行物	艦船等、艦船搭載武器及び造修整備用器材の構造、取扱い及び整備に関する図面、取扱説明書等をいう。
造修補給所長等	造修補給所長及び基地隊司令をいう。

用 語	意 味
艦船部隊等の長	艦船の所属する部隊又は機関の長をいう。
艦船長等	艦船の長及び艦船の置かれていない艦船については、当該艦船の所属する部隊又は機関にあって、艦船を運用することと定められている隊、所、科又は課の長をいう。

民間船舶 検査規則関連

出典：日本小型船舶検査機構ホームページ『用語集』

用 語	意 味
定期検査	初めて船舶を航行させるとき、または船舶検査証書の有効期間が満了するときに受ける精密な検査。
中間検査	定期検査と定期検査との間に受ける簡単な検査。 船舶の用途などにより実施時期が異なる。
臨時検査	改造、修理または設備の新替えなどを行ったときに受ける検査。
臨時航行検査	船舶検査証書の交付を受けていない船舶について、検査などのため受検地へ回航するとき、試運転などにより止むを得ず臨時に航行させるときなど、船舶を臨時に航行させるときに受ける検査。
予備検査	製品の製造の段階で検査を行い、船舶所有者が船舶検査を受ける際の合理化、効率化を図る制度。
船員	「船員」とは、船員法に定める船員、同法の適用のない船舶においては同法に定める船員と同種の業務に従事する者をいう。簡単に言えば船長ほか乗組員。
その他の乗船者	「その他の乗船者」とは、「船員」に準じる者で次に掲げる者をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該船舶を管理するために乗船する船舶所有者貨物の付添人 ・警備、保安、試験、研究などの業務を行う船舶に当該業務を行うために乗船する者 ・税関職員、検疫官その他船員以外の者で船内で業務に従事する者

用 語	意 味
船体識別番号	小型船舶の同一性を確認するための船体固有の番号であり、登録事項の1つとなっている。
船舶検査証書	船舶検査に合格した小型船舶に対して交付される、最大搭載人員、航行上の条件などを定めた証書のこと。
船舶検査済票	定期検査に合格した際に交付されるステッカーで、定期検査済年と8桁の番号で構成されている。 8桁の番号部分は船舶番号を兼ねる。
船舶検査手帳	船舶検査に合格した小型船舶に対して交付される、検査の時期などが記載された手帳のこと。
法定備品	法令に基づき小型船舶に備えなければならない装備などのことです。用途や航行区域により異なる。

民間船舶 航行区域関連

出典：日本小型船舶検査機構ホームページ『用語集』

用 語	意 味
平水区域	湖、川及び港内の水域のほかに東京湾など50を超える水域が定められている。これらの水域は、年間を通じて比較的静穏で、地理的には陸岸により囲まれていて、その開口は直接外海に面して大きく開いていないことなどの波や風の影響が少ない水域。（船舶安全法施行規則第1条第6項）
沿岸区域	沿海区域内の本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島の各海岸から5海里以内の水域と平水区域に限定された水域をいう。したがって、沿海区域外にある島（父島など）の沖合には沿岸区域は設定できない。「沿岸小型船舶の航行区域」や「沿岸5海里」などといわれることもある。（小型船舶安全規則第2条第3項）
沿海区域	原則として北海道、本州、四国、九州の各海岸から20海里以内の水域や特定の島や半島の海岸から20海里以内の水域をいうが、海岸から20海里を超えた水域で20海里以内の水域と同様の気象・海象条件と認められた水域も含まれている。（船舶安全法施行規則第1条第7項）
近海区域	東は東経175度、南は南緯11度、西は東経94度、北は北緯63度の線により囲まれた水域をいう。（船舶安全法施行規則第1条第8項）
遠洋区域	すべての水域をいう。（船舶安全法施行規則第1条第9項）

民間船舶 基本計画関連

出典： J I S F0011造船用語 船体 基本計画

用 語	意 味
トン数	船舶の大きさを表すため一般に用いる単位。
総トン数	船舶法に規定する船舶の大きさを表すのに用いる単位。
純トン数	旅客又は貨物の運送に供する場所の大きさを表すのに用いる単位。
排水量	船体が排除する水の質量。
満載排水量	満載喫水における排水量。
軽荷重量	船体、機関などの設備、法定備品などからなる船の自重。
載貨重量	満載排水量から軽荷重量を差し引いた質量。
満載喫水線	載貨による船体の水中沈下が許される最大限度の喫水線。
フリーボードマーク	満載喫水線規則によって規定され、船の積載が許される最大喫水を標示するマーク。

用 語	意 味
船型	機関室、船楼の位置で決まる船の側面形状。
全長	船体の最前端から最後端までの水平距離。
垂線間長	船体の前部垂線から後部垂線までの水平距離。
前部垂線	計画満載喫水線と船首材前面との交点を通る鉛直線。
後部垂線	だ（舵）柱がある船ではその後面、だ柱がない船ではだ頭材の中心を通る鉛直線。
最大幅	船体の最広部における両舷の外面間の水平距離。
航海速力	満載航海状態において機関の常用出力に特定のシーマージンを見込んで得られる速度。
シーマージン	<p>航路の海象、船体の汚損などによる航海速力の低下を見込んだ、常用出力に対する余裕度。</p> <p>備考 百分率（%）で表す。</p>
航続距離	満載状態・常用出力で航海できる最大距離。

用 語	意 味
船舶管理：Ship Management	<p>自社グループ保有または船主から受託した船舶について、運航に必要な人・物・金などすべての条件を整え、運航中を含め船舶を運航者の指示どおりの海上運送を行える状態に保ち続けること。（船舶整備、船用品の手配、船員の配乗手配等を含む。）</p>
船級：Class	<p>船舶に付与された等級のこと。保険契約や用船契約等を円滑に行うための国際的な標準となる。船級協会（中立的な立場で船舶を検査し証明する民間の非営利団体）が機関、船体、艀装品等を一定の基準に基づいて検査し、船級を決定する。船級協会には、日本の NK、英国の LRS、米国の ABS、フランスの BV、ノルウェーの DNV、ドイツの GL 等がある。</p>
旅客船	<p>旅客の定員が12人を超える船舶をいいます。旅客を運送する事業に使用されるか否かは関係ありません。個人が所有するプレジャーボートであっても、旅客の定員が12人を超える場合には「旅客船」として扱われます。</p>
LNG 船：LNG Carrier	<p>メタンを主成分とする天然ガスを -161.5°C の超低温で液化した液化天然ガス (LNG) を運ぶ専用船。液化すると体積が 600分の1 になるという天然ガスの性質を利用して大量輸送を実現。超低温の LNG を輸送するためにタンクの材質にはニッケル鋼、ステンレス鋼、アルミ合金など低温に強い素材が使用されているほか、気化したガスの処理、火災対策などに高度な技術が採用され、また衝突や座礁からタンクを守るために二重殻構造となっている。</p>

用語	意味
LPG 船 : LPG Carrier	<p>プロパン、ブタンなどの液化された石油ガスを運ぶ専用船。プロパン、ブタンを大気圧でそれぞれ-42.2℃、-0.5℃以下に冷却する低温式と、低温15℃でそれぞれ7気圧、2気圧に加圧する加圧式、両者の折衷方式の加圧低温式の3種類がある。外航船はほとんどが低温式で、加圧式は小型の内航船に多い。</p>
木材チップ専用船 : Woodchip Carrier	<p>製紙原料として用いられるチップ（木材を砕いた小片）を専門に運ぶ。極めて比重の小さな貨物であるため、船倉容積を最大限にとれる設計となっている。揚げ荷役には本船装備のベルトコンベアとクレーンが用いられる。</p>
バルク船 : Bulk Carrier	<p>貨物を包装・梱包せずに、そのまま船倉内に積み込み輸送する。貨物としては、鉱石類、石炭、穀物などさまざまなものがあり、それら貨物を輸送する船をバルク船という。</p>
アンモニア運搬船 : Ammonia Carrier	<p>強い毒性と腐食性を有するアンモニアを積載するため、主にカーゴタンクやポンプ・配管等が特殊な耐性強化構造となっているガス船のこと。アンモニアは常圧下で-33℃、または、常温で8.5気圧といった条件で液化する。この液化条件は、LPGの液化条件とほぼ同じでありLPGと同様の技術で輸送が可能。アンモニアは主に肥料・化学原料として広く世界で利用されておりクリーン燃料としても注目されている。</p>
プロダクトタンカー : Product Tanker	<p>原油を精製した二次製品（石油製品）のばら積み輸送に使用される専用船。精製品は白油（Clean Products）と呼ばれる沸点の低い軽質油（ナフサ、灯油、ガソリン、ジェット燃料など）と重油などの黒油（Dirty Products）に大別される。輸送する貨物の性状によってはタンクの材質あるいはタンク内部塗装に特別なものを必要とすることがある。</p>

参考資料

- 1) 船舶安全法 昭和8年 法律第11号
- 2) 自衛隊法 昭和29年 法律第165号
- 3) 海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令 昭和35年 海上自衛隊訓令第30号
- 4) 船舶の造修等に関する訓令 昭和32年 防衛庁訓令第43号
- 5) 自衛隊法施行令 昭和29年 政令第179号
- 6) 海上における人命の安全のための国際条約 1974年
- 7) 艦船設計基礎講座 第②回「船舶設計基準」 衛藤 俊士朗 防衛技術ジャーナル 2004年5月
- 8) 令和2年度製造支援船の要求性能について（上申） 令和2年 海幕装体第184号 他
- 9) 小型船舶検査機構 HP 航行区域検索ページ（平水・沿岸） 航行区域参考図 日本小型船舶検査機構 (jci.go.jp)
- 10) 「船舶安全法の解説」一法と船舶検査の制度―（5訂版）有馬光孝編著 成山堂書店
- 11) 山本造船株式会社：<https://www.yamamotozousen.jp>
- 12) 内海造船株式会社：<https://www.naikaizosen.co.jp>
- 13) 船舶等検査官ハンドブック 平成20年10月 装備施設本部
- 14) 付録第1「定期検査実施基準」 第1章 総則
- 15) 艦船造修整備実施要領について（通知）平成14年 補本装艦第1979号 別冊
- 16) 乗員整備項目一覧表（支援船）について（通知）令和3年 補本装艦第1596号